

**カンボジア王国**  
**法制度整備プロジェクト（フェーズ3）**  
**裁判官・検察官養成校民事教育改善**  
**プロジェクト（フェーズ2）**  
**事前評価調査報告書**

平成 21 年 3 月  
（ 2009 年 ）

独立行政法人国際協力機構  
公共政策部

公 共
J R
09-009

**カンボジア王国**  
**法制度整備プロジェクト（フェーズ3）**  
**裁判官・検察官養成校民事教育改善**  
**プロジェクト（フェーズ2）**  
**事前評価調査報告書**

平成21年3月  
（2009年）

独立行政法人国際協力機構  
公共政策部

## 序 文

カンボジア王国（以下、「カンボジア」と記す）においては、1991年の内戦終結以来、「法の支配」確立のための法制度及び司法改革を国家の最重要課題の一つに位置づけてきました。しかしながら、基本法などの法体系が十分整備されておらず、政府職員並びに司法関係者の絶対的な不足などの理由により、自力で法令・制度の整備を行える状況ではありませんでした。こうした状況のなか、我が国はカンボジア政府の要請に基づき、民法・民事訴訟法案の起草支援を目的とした「法制度整備プロジェクト」を1999年3月から開始しました。このプロジェクトは、共同起草作業に遅れが生じたため、1年間協力期間を延長しましたが、2003年3月に両法案の最終草案が完成し、同法案を司法省に引き渡すことにより協力を終了しました。その後、2004年4月から同法案の立法化支援を主としたフェーズ2を開始し、2006年7月に民事訴訟法が公布され、2007年12月に民法が公布されました。

一方、法曹人材の絶対的不足という課題について、カンボジア政府は2002年2月に王立裁判官・検察官養成校の設置を決定し、2003年11月から開校しました。しかしながら、一貫したカリキュラムがない、教材が不足しているなど、さまざまな問題が散見される状態であり、この状況を改善するため我が国はカンボジア政府からの要請に基づき、王立裁判官・検察官養成校での民事教育改善を目的とした「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」を、2005年11月から2008年3月までの期間で実施しました。

こうしたなか、本分野において長年にわたり継続的に支援を行ってきた我が国に対し、それぞれのプロジェクトに対して更なる協力の継続についてカンボジア政府から要請がなされ、日本側関係政府機関間で慎重な検討を行った結果、実施が決定されました。

JICAは2008年1月に事前評価調査団を派遣し、両プロジェクトの次フェーズでの支援のあり方についてカンボジア関係機関と検討し、合意しました。

本報告書は、上記事前評価調査団の調査結果、事業事前評価表等を取りまとめたものであり、今後両プロジェクトの実施にあたり、広く活用されることを願うものであります。

最後に、これらの調査にご協力とご支援をいただいた内外の関係者に心から謝意を表するとともに、引き続き両プロジェクトに対する支援をお願いする次第です。

平成21年3月

独立行政法人国際協力機構

公共政策部長 中川 寛章



出典：University of Texas, Perry-Castañeda Library Map Collection.

(<http://www.lib.utexas.edu/maps/cambodia.html>, 2008年2月14日アクセス)

首都プノンペン（プロジェクト所在地）

< 現地調査写真 >



司法省（MOJ）庁舎



王立司法学院（RAJP）のある王立行政学院



MOJとの協議（2008年1月25日）



RAJP新校舎



MOJ若手職員との懇談（2008年1月30日）



王立裁判官・検察官養成校(RSJP)との協議  
(2008年1月29日)



MOJでの協議議事録（M/M）署名式  
(2008年2月5日)



RSJPでのM/M署名式  
(2008年2月2日)

## 略 語 表

BAKC	Bar Association of Kingdom of Cambodia	カンボジア弁護士会
CLE	Continuing Legal Education	継続教育
CLJR	Council for Legal and Judicial Reform	法・司法改革評議会
C/P	Counterpart	カウンターパート
ICD	International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice, Japan	法務省法務総合研究所国際協力部
LCO	Legal Clinic Office	リーガルクリニックオフィス
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LTC	Lawyers Training Center	弁護士養成校
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MOEF	Ministry of Economy and Finance, Kingdom of Cambodia	カンボジア経済財務省
MOJ	Ministry of Justice, Kingdom of Cambodia	カンボジア司法省
NSEDP	National Socio-Economic Development Plan, Kingdom of Cambodia	カンボジア国家社会経済開発計画
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PO	Plan of Operation	活動計画
RAJP	Royal Academy for Judicial Professions	王立司法学院
R/D	Record of Discussions	討議議事録
RSJP	Royal School for Judges and Prosecutors	王立裁判官・検察官養成校
WG	Working Group	ワーキング・グループ
WS	Workshop	ワークショップ

# 目 次

序 文  
地 図  
写 真  
略語表

第 1 章 事前評価調査の概要	1
1 - 1 調査団派遣の経緯と目的	1
1 - 2 調査団の構成	3
1 - 3 調査日程	3
1 - 4 主要面談者	3
第 2 章 「法制度整備プロジェクト（フェーズ 3）」の調査概要	4
2 - 1 支援対象機関及び関連機関の組織概要	4
2 - 2 関係機関との協議結果概要	11
2 - 3 案件概要	14
2 - 4 評価 5 項目による事前評価	18
第 3 章 「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ 2）」の調査概要	23
3 - 1 対象機関の組織概要	23
3 - 2 関係機関との協議結果概要	28
3 - 3 案件概要	31
3 - 4 評価 5 項目による事前評価	34
第 4 章 両プロジェクト共通事項・団長所感	39
4 - 1 両プロジェクト共通事項	39
4 - 2 団長所感	40
付属資料	
1 . 事前調査評価時以前のカンボジアとの協議関連資料：「裁判官・検察官養成校 民事教育改善プロジェクト終了時評価」（2007年10月）	47
1 - 1 司法省との意見交換議事録（2007年10月23日）	47
1 - 2 司法大臣との意見交換議事録（2007年10月24日）	49
1 - 3 RAJPとの意見交換議事録（2007年10月24日）	51
2 . 日本側関係者による協議関連資料：事前評価対処方針会議（2008年1月9日）	55
2 - 1 議事録	55
2 - 2 対処方針（案）及び別添資料	65

3 . 事前評価調査関連資料	75
3 - 1 調査日程	75
3 - 2 主要面談者リスト	77
3 - 3 協議議事録	79
3 - 4 事前評価調査時M/M〔法制度整備プロジェクト(フェーズ3)〕	111
3 - 5 事業事前評価表〔法制度整備プロジェクト(フェーズ3)〕	145
3 - 6 PDM案(和文)〔法制度整備プロジェクト(フェーズ3)〕	151
3 - 7 PO案(和文)〔法制度整備プロジェクト(フェーズ3)〕	153
3 - 8 事前評価調査時M/M〔「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト (フェーズ2)〕	155
3 - 9 事業事前評価表〔「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト (フェーズ2)〕	187
3 - 10 PDM案(和文)〔「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト (フェーズ2)〕	193
3 - 11 PO案(和文)〔「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト (フェーズ2)〕	195
3 - 12 事前評価調査帰国報告会資料	197



# 第1章 事前評価調査の概要

## 1-1 調査団派遣の経緯と目的

カンボジア王国（以下、「カンボジア」と記す）においては、1991年の内戦終結以来、「法の支配」確立のための法整備及び司法改革が国家の重要課題として位置づけられてきた。しかしながら、基本法などの法体系が十分に整備されておらず、また政府職員及び司法関係者の人材が圧倒的に不足し、かつ法律に関する知識が十分ではなかったため、自力で法令・制度の整備を行える状況ではなかった。

### (1) 法制度整備支援

こうした状況のなか、我が国はカンボジア政府からの要請に基づき、民法・民事訴訟法の起草支援を目的とした「法制度整備プロジェクト（フェーズ1）」を1999年3月から3年計画で開始した。以来、カンボジアの市場経済化に適合した法の整備を図るべく、日本・カンボジア合同起草チームによる民法・民事訴訟法起草作業の支援を行った。協力にあたっては、国内の支援組織として「民法作業部会」「民事訴訟法作業部会」を設置し、現地と連携しながら両国共同で起草作業を進めてきたほか、長期・短期専門家の派遣、国別特設研修実施などの投入を行ったが、起草作業に遅れが生じたため、協力期間を1年間延長し、2003年3月に両法案の最終草案を司法省（Ministry of Justice：MOJ）に引き渡すことにより終了した。この成果を踏まえ、カンボジア政府は民法・民事訴訟法案の立法化及び両法案の附属法令起草を主眼とした継続支援の実施を我が国に要請した。この要請に基づき、2004年4月に「法制度整備プロジェクト（フェーズ2）」の討議議事録（Record of Discussions：R/D）の署名・交換を行い、協力を開始した。フェーズ2では関連法令間の整合性の保持のための調整作業に時間を要したことや、民法の議会における審議に時間を要したことから、協力期間を1年延長した。その結果、民事訴訟法は2006年7月に公布され、2007年7月から全国で適用、民法は2007年12月に公布された。また、関連する附属法令も検討・審議が進められ、地方での民事訴訟法の普及セミナーを実施している。

かかる状況において、カンボジア政府より我が国に対して、附属法令の検討・整備及び民法・民事訴訟法の普及活動により両法をカンボジアに根づかせることをめざした「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」の実施が要請された。

### (2) 法曹養成支援

カンボジアにおける法曹人材の絶対的不足という課題に対し、2002年2月発令のロイヤル・デクレ（勅令）により、閣僚評議会の管轄下に王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors：RSJP）の設置が決定され、裁判官・検察官の養成は同校において行われることになった。我が国が起草に協力してきた民法・民事訴訟法が施行された際に、両法の運用が適切に行われるためには、裁判官・検察官をはじめとする法曹関係者が両法に関する知識及び実務を習得することが必要である。しかしながら、設立から開校まで十分な準備期間が取れなかったため、RSJPはカリキュラムや教材が揃わないまま、2003年11月より第一期生の教育を開始した。

こうした状況下、我が国はカンボジア政府からの要請に基づき、短期専門家の派遣等プ

レフェーズ的な支援を実施しつつ準備を進め、RSJPが裁判官・検察官養成のために必要な民法・民事訴訟法（当時は両法共に草案）に関する教育を実施することを目的とした「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1）」を2005年11月から2008年3月までの期間で開始した。長期専門家を派遣し、カリキュラムの改善、教材の作成、教官の指導・養成等について現地で日常的に助言活動等を行うとともに、短期専門家派遣、本邦研修受入れのほか、国内の支援組織として「法曹養成研究会」を設置し、日本国内にて現地の長期専門家と連絡・連携を取りながら現地の法曹人材養成へのアドバイスを実施した。その結果、カリキュラム策定・改訂、教材作成・改訂等一定の成果が現れた。しかしながら、カンボジア人教官のみで教育実施・教材作成等ができる状態ではなく、自立発展性が今後の課題となっている。

かかる状況において、カンボジア政府より我が国に対して、教官候補生の養成及び教材作成により、RSJPの自立発展性を高めることをめざした「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」の実施が要請された。

### （3）事前調査の目的

カンボジアでは2007年7月に民事訴訟法が適用され、2007年12月に民法が公布されたばかりである。新しい法律の運用・執行にあたり、現在裁判所ではさまざまな問題に直面している状況にあり、カンボジア司法省・RSJPの課題は重なるところが多い。また、法律知識を持った人材の層の薄いカンボジアでは「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」「裁判官・検察官民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」の両プロジェクトに重複して関係する人材も存在している。したがって、両プロジェクトの計画立案にあたっては、双方のプロジェクトの協力範囲・実施体制を見据えながら、以下の諸点を目的として2つのプロジェクトの事前調査を同時期に行うこととした。

- 1）カンボジア側とプロジェクトの枠組みを協議・合意形成し、R/D案及びプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）案を作成する。
- 2）新しいフェーズの案件枠組みに関し、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の観点から評価を行う。
- 3）上記協議結果を協議議事録（Minutes of Meeting：M/M）（英文）としてまとめ、カンボジア側と署名・確認する。（付属資料の3 - 4及び3 - 8参照）
- 4）調査結果を事前評価調査報告書（和文）に取りまとめる。

## 1 - 2 調査団の構成

氏名（期間）	担当業務	所属
熊谷 晃子 （1月23日～2月6日）	団長・総括	独立行政法人国際協力機構社会開発部第一グループガバナンスチーム長
稲葉 一生 （1月23日～2月6日）	法曹養成	法務省法務総合研究所 国際協力部長
佐藤 直史 （1月27日～2月6日）	法整備支援	独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員
琴浦 容子 （1月23日～2月6日）	計画評価	独立行政法人国際協力機構社会開発部第一グループガバナンスチーム 職員
西田 竜也 （1月23日～2月6日）	評価分析	株式会社ケイディーテック 主任研究員
諏訪井 廉 （1月23日～2月6日）	通訳	財団法人日本国際協力センター 通訳
建元 亮太 （1月20日～1月31日）	オブザーバー	法務省法務総合研究所国際協力部 教官 法務省予算にてオブザーバー参加

## 1 - 3 調査日程

2008年1月23日（水）～2008年2月6日（水）。

日程詳細については、付属資料3 - 1「調査日程」参照。

## 1 - 4 主要面談者

付属資料3 - 2「主要面談者リスト」参照。

## 第2章 「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」の調査概要

### 2-1 支援対象機関及び関連機関の組織概要

法・司法改革を実行するにあたっては、閣僚評議会、裁判所、司法省等さまざまな機関が関与しており、法・司法改革をめぐる関係機関の位置づけについては、図2-1のとおりとなっている。以下では、法・司法改革で中心的な役割を果たしている法律家委員会と法・司法改革評議会を含む閣僚評議会、司法官職高等評議会、及び司法省につきそれぞれの果たしている役割と責任について概観する。また、本プロジェクトにおいては、民法・民事訴訟法関連法令の起草と立法化がプロジェクトの一つの重点事項となっていることから、立法化プロセスについても概観する。

#### 2-1-1 閣僚評議会（Council of Ministers）

閣僚評議会は、カンボジアの行政府として国家の政策を決定し、政府業務を管轄し、法律の施行を確保することをその職責としている。そして、国王の任命による首相を筆頭に、副首相、上級大臣、大臣、次官から構成される。また、閣僚評議会の下には、法・司法改革にかかわる主要機関として法律家委員会（Council of Jurists）が設置されている。また、後述の法・司法改革評議会（Council for Legal and Judicial Reform：CLJR）が、2002年6月19日付ロイヤル・デクリー（勅令）によりそのオフィスを閣僚評議会に置いている。

#### （1）法律家委員会（Council of Jurists）

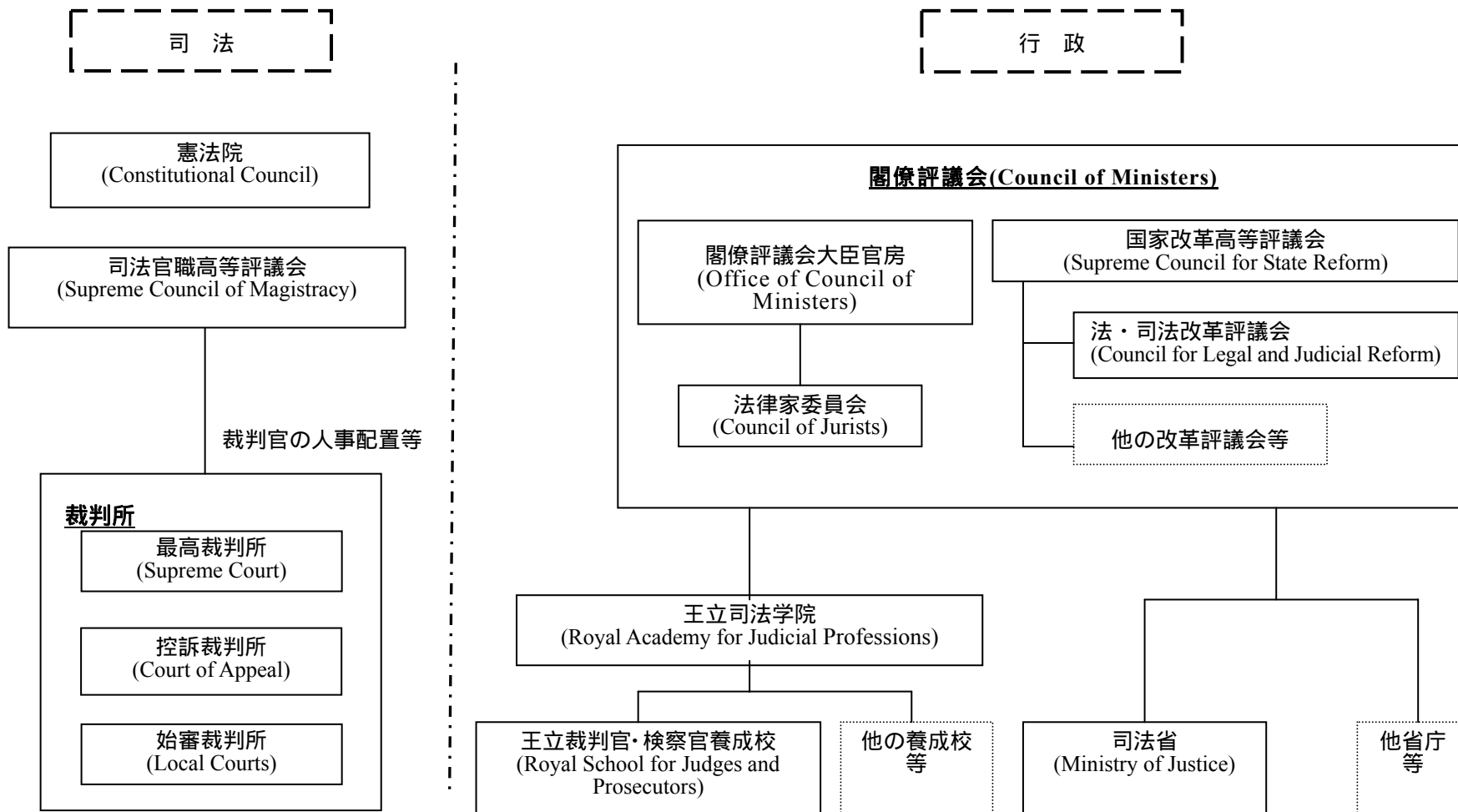
閣僚評議会大臣官房の下には、法律家委員会が設置されている。同委員会の役割は、関係省庁・機関と協力し、政府機能に関する重要な規則・規制を研究、調査及び策定する、現状に即さないと判断された規則・規制について研究、調査し、政府に対する修正提案を行う、閣僚評議会に提出された法令、条約、国際合意等の草案を研究し、法的視点からの意見を述べる、立法化手続きにのっとり、管轄する機関に対し法案等の準備及び承認手続を行う、となっている。立法化にかかる審査では、法案を提出する省庁、つまり本プロジェクトでは司法省と法律家委員会が協力して、用語や意味について審査を行い、審査結果に基づいて同委員会より司法省に対してコメントすることとなっている。

#### （2）法・司法改革評議会（Council for Legal and Judicial Reform）

法・司法改革評議会は、2002年6月19日付ロイヤル・デクリー（勅令）により、国家改革高等評議会（Supreme Council for State Reform）の活動を行うために設置された。同改革評議会は、以前国家改革高等評議会の下に設置されていた司法制度改革評議会（Council for Judicial System Reform）に替わる組織と考えられる。

従来、政府に対し国家機関の必要な改革について提言・実行・調整等を担当する国家改革高等評議会の下、司法制度改革評議会が設置されていた。しかし、現在では司法制度改革評議会自体は存在しているものの、実質上は機能していないようである。

法・司法改革評議会は、司法制度改革評議会に替わる組織として設置されたようである。法・司法改革評議会の目的は、法整備や司法改革に関する国家改革高等評議会の使命



注 1 . 裁判所 (最高裁判所及び控訴裁判所) 及び王立司法学院では、予算・財務において経済財務省の管轄下にある。地方裁判所は司法省が管轄している。  
 2 . 憲法院は上位・下位に属する組織はなく、独立した機関として存在する

図 2 - 1 カンボジアにおける法・司法改革に関する組織

を達成することとなっており、「司法制度改革評議会の職責を受け継ぎ、法制度改革を推進する機関」と考えられているようだが、閣僚評議会内での位置づけは明確に規定されていない。ただし、司法制度改革評議会が上記のとおり、存続はしているもののすでに機能を失っていること、及び法・司法改革評議会の設置につき、国家改革高等評議会に関連づけられていることを考えた場合、組織上国家改革高等評議会の下に位置し、司法制度改革評議会に替わる組織と考えて差し支えないようである。

法・司法改革評議会のメンバーは、閣僚評議会、司法省、経済財務省、商業省、最高裁判所、控訴裁判所、法律家委員会の代表から成る。

## 2 - 1 - 2 司法官職高等評議会 (Supreme Council of Magistracy)

司法官職高等評議会は、司法分野に関する国王の諮問機関として、1994年12月22日付法律により設置された。その職責は司法の独立を保障し、裁判官の規律を維持すること、またカンボジア王国裁判所の機能を保障することである。同高等評議会は、国王が議長を務め、司法大臣、最高裁長官、最高裁担当検察長官、控訴裁判所長官、控訴裁判所担当検察長官のほか、裁判官の互選による3名の裁判官から構成されている。

司法官職高等評議会の独立性についてはいくつか問題が見られる。まず同高等評議会は、基本的にすべての裁判所について、裁判官、検察官の任免権を持つとされる。しかし、2002年まで予算措置が行われず、実質的には機能していなかった。そのため1998年までは、司法省が裁判官や検察官の任免を実施していた。その後、2001年に新規の裁判官、検察官が同評議会によって初めて任命され、任免権が同評議会に移った。

裁判所の予算については最高裁と控訴裁判所は直接経済財務省が、地方裁判所については司法省が管轄している。

## 2 - 1 - 3 司法省 (Ministry of Justice)

司法省の組織概要については図2 - 2参照。2006年度の裁判官、検察官や司法省職員等に関するデータは表2 - 1のとおりとなっている。

表2 - 1 司法省職員、裁判、検察官等の数・分布の概要 (2006年度)

	司法省職員	裁判官	検察官	書記官	その他契約社員	小計
司法省内	130	9	1	85	40	265
裁判所内	48	143	72	657	76	996
小計	178	152	73	742	116	1,261

司法省は、カンボジアの司法分野において指導的役割を果たすことをその職責としている。具体的に、2007年5月11日付サブ・デクリーに示されている司法省の主要な機能及び職責は以下のとおりである。

- ・司法の独立を保護する。
- ・法の下での平等を実現する。

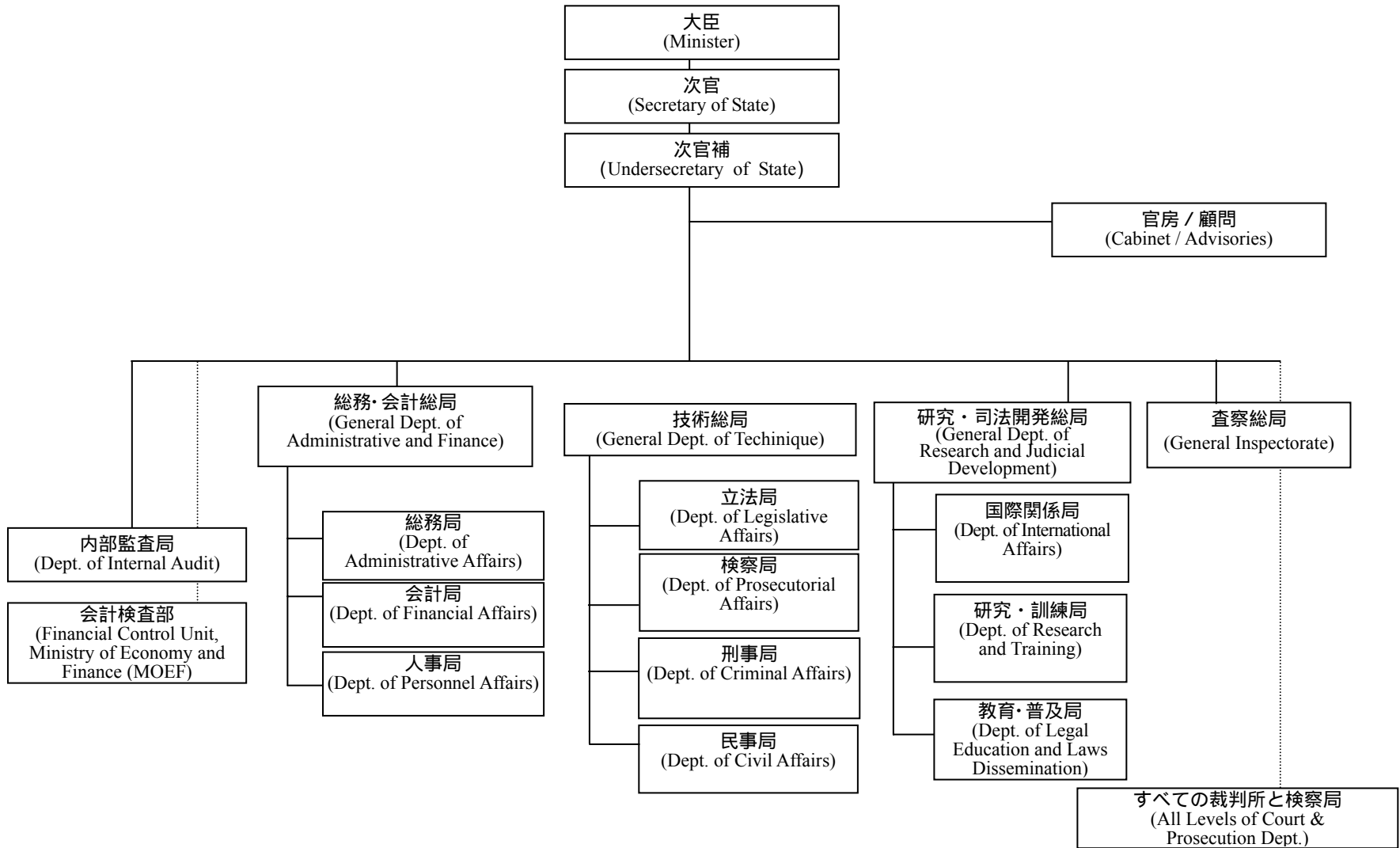


図 2 - 2 司法省組織図

- ・ 裁判・検察に関する司法行政をつかさどり、監督する。
- ・ 司法省職員を管理する。
- ・ 裁判及び検察機能を保障し、関連機関に関する法令を整備する。
- ・ 司法業務に関する法令について教育・普及を実施する。
- ・ 裁判・検察に関する適切な手続きを保障する。
- ・ 法の適用を保障するため、判決、特に拘置所及び刑務所業務の実施をフォローアップする。
- ・ 裁判の抄録を作成、管理及び実施する。
- ・ 法の決定にのっとり、恩赦・赦免を受理、準備及び実施する。

検察官、裁判官等のトレーニングに関しては不明な部分もある。具体的には、2000年4月7日付サブ・デクリー（政令）によれば、司法省の人事・研修局が司法省の下にある職員の研修を担当することとなっている。一方、2002年2月5日付の裁判官・検察官養成校（RSJP）の設立に関するサブ・デクリーは、新規、現職を問わず裁判官、検察官の育成はRSJPの職責とされている。また、2007年5月11日付サブ・デクリーによると、研究・訓練局が王立司法学院（RAJP）と共同で、裁判官、検察官、書記官、執行官、その他司法専門職のトレーニングを行うこととなっている。時系列的にみて、あとに発出されている司法省に関するサブ・デクリー（2007年5月11日付）が、RSJP設立に関するサブ・デクリー（2002年2月5日）に優先することになる。しかしながら、2005年1月21日付のRAJP設置にかかるロイヤル・デクリー（勅令）には、RAJPはその職責として、裁判官・検察官・書記官の新規養成のほか、現職裁判官・検察官・書記官の継続的なトレーニングを実施することになっており、実際にはRSJPと司法省との間で、トレーニングをどのように分担するかについて、明確な整理はなされていないようである。

## 2 - 1 - 4 裁判所と検察機関

### （1）裁判所

カンボジアの裁判所は、始審裁判所、軍事裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所により構成されている。始審裁判所は、全国に24ある州・市のうち、ウドーミエンチャイ州、バイリン特別市、ケップ特別市を除いたすべての州・市に設置されている。ウドーミエンチャイ州、バイリン特別市、ケップ特別市は、それぞれシェムリアップ州、バタンバン州、カンポット州の始審裁判所が管轄している。

軍事裁判所は、第一審の特別裁判所であり、プノンペンに設置されている。軍人の規律違反を対象とし、通常の民事・刑事事件であればたとえ軍人が関与していても、州裁判所・特別市裁判所が審理することとなっている。

控訴裁判所は、第二審裁判所としてプノンペンに設置されており、第一審の州裁判所及び特別市裁判所、並びに軍事裁判所の判決に不服のある場合に、控訴を受理して審理を行う。

最高裁判所は、第三審裁判所としてプノンペンに設置されており、控訴裁判所の判決に不服のある場合に上告を受理する。

なお、2008年2月現在、商業省において商業裁判所法案が検討されている。同法案では「裁判官のみが裁判を行うことができる。」という憲法の規定に反し、アドバイザリ



ー裁判官を任命する内容になっていることや、商業省及び司法省の間で事前になされていた「商業裁判所の裁判官は職業裁判官から任命する。」という合意に反した内容になっており、司法省・JICAからコメントを出している。

## (2) 検察機関

カンボジアでは、検察機関は始審裁判所、軍事裁判所、控訴裁判所及び最高裁判所、それぞれのもとに検事局が置かれるという形で存在している。したがって、始審裁判所には検事及び検事補で構成される検事局が設置され、控訴裁判所には検事長及び複数の検事が配置されている。そして、最高裁判所には検事総長、検事総長補佐各1名、及び複数の検事で構成される最高裁判所検事局が設置されている。

さらに、執行官法が成立していない現時点では、検察官が民事裁判の強制執行についても担当し、検事または検事補が、警察等の協力を得ながら執行を行うこととなっている。

### 2 - 1 - 5 弁護士会と弁護士養成校

カンボジアでは、1995年に制定された弁護士会法に基づき、カンボジア弁護士会（Bar Association of Kingdom of Cambodia：BAKC）が設置され、1997年までに2期にわたり、米国等の援助を受けて弁護士養成課程が設けられた。その後、2001年8月に弁護士養成校（Lawyers Training Center：LTC）設立にかかるサブ・デクリーに基づき、日本弁護士連合会（JICAの開発パートナー事業）による支援を受けてLTCにおける弁護士養成が開始し、毎年約50名の卒業生を輩出している。現在、BAKCはLTCにおける弁護士の新規養成、リーガルクリニックオフィス（Legal Clinic Office：LCO）における継続教育（現役弁護士に対するセミナーやサマーキャンプの実施）及び貧しい人への法律扶助を活動の柱としている。

非政府組織であるBAKC及びその下部組織であるLTCに対する政府の支援は限定的（法律扶助活動の支援に対する少額の資金提供）であり、LTCの運営にかかる経費の大部分はドナーの支援によって賄われている。

LTCは、これまで王立法科経済大学（Royal University of Law and Economics：RULE）内の教室と執務室を無償で貸与され活動してきたが、大学自体が教室不足に陥り立ち退きを要求された。2008年5月（9期生）からはRSJP内に教室を置く予定である。

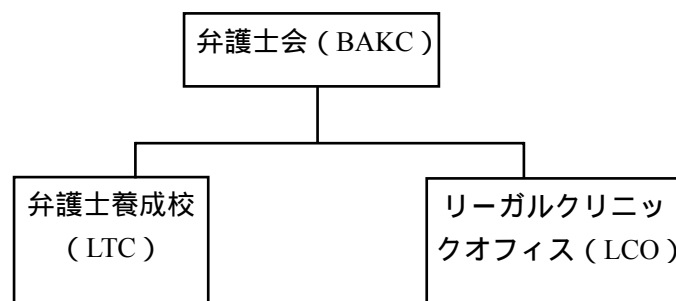


図2 - 3 カンボジア弁護士会の構成

## 2 - 1 - 6 立法化プロセス

本プロジェクトでは、民法・民事訴訟法関連法令の起草とその後の立法化がプロジェクトにおいて一つの重点事項となっていることもあり、ここではカンボジアにおける立法化プロセスを概観する。カンボジアにおいて司法省が主管となる関連法案の立法化プロセスは、おおむね以下のとおりとなっている。

- ( 1 ) 司法省主管の法律については、司法省がその法案を起案する。
- ( 2 ) 起案後は、法案を閣僚評議会に提出し、法律家委員会と既存の法律との整合性や文言の修正等につき協議する。この際、他の省庁と協議する必要がある場合は併せて協議する。また、当該法律が裁判所の組織等に関するものである場合には、司法官職高等評議会、更には経済、文化、社会的に重要だと考えられる事項については必要に応じ、Economic, Social and Cultural Observation Unitとも協議を行わなければならない。
- ( 3 ) 法律家委員会、そして必要に応じ他省庁、Economic, Social and Cultural Observation Unit、及び司法官職高等評議会との協議を踏まえ、当該法案を修正する。
- ( 4 ) 修正後、閣僚評議会は国会に当該法案を提出する。
- ( 5 ) その際、公聴会やセミナーを開催し、当該法案に関する意見やコメントを国民より幅広く求める。
- ( 6 ) 国会においては、まず下院にて常任委員会に法案が持ち込まれ、法案の内容により各委員会に振り分けられる。当該委員会の審議の後に常任委員会に戻り、本会議にて審議を行う。
- ( 7 ) 下院で当該法令が可決された後は、上院において下院同様、常任委員会にて法案内容により各委員会に振り分けられ、当該委員会の審議後に常任委員会に戻り、本会議にて審議を行う。
- ( 8 ) 上院可決後、組織法もしくは憲法にかかわると考えられる場合には、必要に応じて憲法院においても審議を行う。
- ( 9 ) 上院可決後、または必要に応じて憲法院においても承認されたあと、国王の名において、当該法律は公布される。

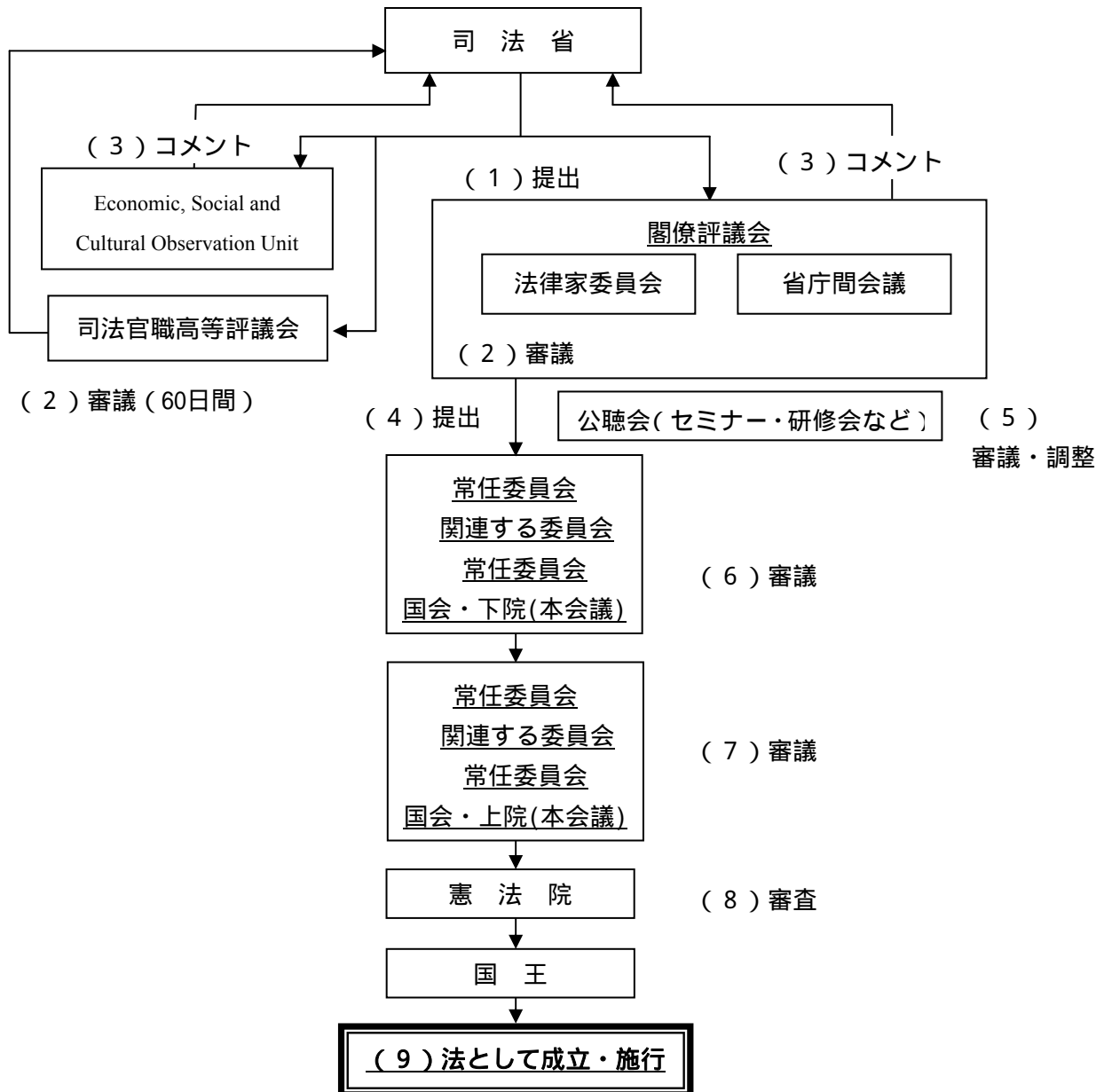


図 2 - 4 法案の立法化プロセス

## 2 - 2 関係機関との協議結果概要 (議事録要約は、付属資料 3 - 3 のとおり)

新規プロジェクトの要請に基づき、実施の枠組み及び実施内容の妥当性を検討するため、調査団はカンボジア司法省との間で協議、意見交換、情報収集を行い、合意事項をM/M(付属資料 3 - 4)に取りまとめ、2008年2月5日(火)、司法省アン・ヴォン・ワッタナ大臣と調査団長との間で署名・確認した。協議結果の概要は以下のとおり。

### (1) 起草プロセスにおけるカンボジアのイニシアティブ

従前の支援では、まず日本側の支援委員が中心となって条文書の作成を行い、それをカンボジア側に示し、カンボジア側が現地の実情に照らし修正等の意見を述べ、両国の作業グループで協議を重ねながら修正を行っていた。しかしながら、カンボジア司法省の今後

の起草作業における自立発展性を促すため、フェーズ3においてはカンボジア側が起草のイニシアティブを担うこととなった。すなわち、カンボジア側人材が条文案の作成を行い、日本側のコメントを経て仕上げていくというプロセスを取るようになった。なお、イニシアティブを移すにあたり、カンボジア側からは起草するための情報源として、関連の日本の法案を英訳もしくはクメール語訳して提供願いたいとの要望があり、できる限り対応することとした。

## (2) 若手人材の養成

従来、カンボジア側で起草作業や立法化に携わってきた人材は、クメール・ルージュの時代を経てカンボジア国内に残っていた限られた少数の人材であり、また比較的年配の者であった。このままでは、今後各種起草関連作業をカンボジア側独自で将来的に継続していくことが難しいことから、フェーズ3では司法省若手職員（民事局・立法局中心）の関与を深める体制とした。なお、若手職員は民法・民事訴訟法に関する知識を十分に有していないため、作業はこれまでのワーキング・グループ（Working Group：WG）メンバーの監督下で行われることとなる。また、若手職員が当初から起草作業を担うことは困難であるため、将来的に若手職員が起草作業を担えるようになることをめざすこととする。

司法省若手職員（民事局・立法局中心）であるサブコミッティメンバーの関与を深める体制にしたことで、法令検討・作成のプロセスを通じて、カンボジア側人材に起草に関するノウハウ（サブスタンシャルな内容のほか、どのような体制で臨んでいくべきか、役割分担をどのようにすべきかなどのロジ的側面を含む各種必要な検討事項）が習得されるとともに、それらの過程が組織内の記録となって残り、組織的な継承・蓄積ができることや組織的自立発展性の確保の一助になることが期待される。また、サブコミッティメンバーは民事局、立法局の職員が多いため、今後それぞれの部局が立法作業に携わる際のコア人材となることが期待される。

## (3) 年間計画と人員体制の年度ごとの見直し

附属法令の起草に関しては、周囲の状況や社会状況の変化によって、その都度起草のニーズが変わることが想定される。したがって、R/Dにおいてプロジェクト全期間中に起草する附属法令を定めることはせず、毎年年間計画を策定することとなった。また年間計画の策定に合わせ、携わる人員の見直しを行うことによって、より効果的・効率的に起草作業を行うこととなった。

## (4) 附属法令の優先順位

調査時における附属法令の優先順位は、不動産登記に関する法令、供託制度に関する法令、身分登録に関する法令、法人登記に関する法令、夫婦財産契約登記に関する法令である。2007年10月時点では区分所有権に関する法令に関しても協力の要望があがっていたが、カンボジアの区分所有権は特異な状況となっており、日本による支援は困難と考えられたことから、今次調査では優先順位から削除された。

( 5 ) RSJPとの調整

2007年7月に民事訴訟法が適用され、2007年12月に民法が公布された。司法省では現職の裁判官に対し、民事訴訟法の普及セミナー（フェーズ3においては、「新法理解研修」と称する）を実施している。一方、RSJPでは現職裁判官に対する継続教育の中で両法を理解させるための研修が行われ、司法省による普及セミナーとRSJPの継続教育の内容に重複が見られる。新法について指導できるカンボジアの法曹人材は限られているため、このような重複は非効率的であり、実施に際しては双方の調整が必要となる。司法省、RSJPの双方は、ともに調整の担当者を決めることとなった。〔RSJPの担当はサム・ブンソン（Sam Bunthonn）継続教育担当〕

( 6 ) 民法・民事訴訟法に関する質疑応答

両法の公布、民事訴訟法の適用に伴い、各裁判所からさまざまな質問が寄せられている。調査時点ではそれらの質問をまとめることができていなかったが、司法省内の情報共有のために情報を収集することとし、収集の方法及び収集した質疑の取扱いについてはプロジェクト期間内に検討することとなった。

( 7 ) 民事訴訟法適用に必要な書式

カンボジア側からは、日本が提供した日本の書式がとても有用であり、カンボジアで使用するにあたってはWGで検討したい旨発言があった。日本側からは、附属法令の起草の検討が本格化するなかで、併せてWG内で書式の検討まで行うとなると、WGメンバーへの負荷がかかりすぎる恐れがあること、日本人専門家の限られた時間も書式検討ではなく起草作業に充てるほうがよいこと、またカンボジア側人材で検討したのち、必要な部分に日本人専門家のコメントを得ることにしてはどうかなどを説明し、提案した。この提案を受け、カンボジア側からは、日本人専門家が多忙であることは理解できるものの、日本側から書式についての協力がなければ、今まで日本の協力によって作られた民法・民事訴訟法の適切な運用が不可能になるとして、カンボジア側での検討のあと、日本側からの助言を得るために日本の書式活用の経験のある短期専門家（裁判官、書記官、大学の先生等）を派遣をすることを強く求められた。本件については、調査団のみで決定できる事項ではないため、帰国後検討していくこととなった。

( 8 ) コミッティ、サブコミッティメンバーへの謝金

「法制度整備プロジェクト」では、フェーズ1から一貫してプロジェクト活動にかかわるコミッティの作業参加にあたって参加謝金を支払っていた。カンボジアの国内事情、数少ない優秀な人材確保の面でやむを得ない部分があったものと考えられるが、フェーズ3では司法省職員の関与を増やしていくことになっており、このまま慣習的に謝金の支払いを続けてしまうと、多くの司法省職員に司法省の本来業務をするにあたって謝金を支払うというゆがんだ構図が広がることになる。

したがって本件については、見直すべきとの現地専門家からの意見もあり、フェーズ3からは従前のコミッティメンバーも含め、謝金の支払いは見合わせるようになった。ただし、従前のコミッティメンバーには司法省以外の外部人材がおり、今後の起草作業にあたって

も、例えば裁判官としての知見を提供してもらった必要がある場合も考えられ、その際に謝金があれば外部人材の協力が得られなくなり、有効な検討が進まなくなる事態も予想される。そうした状況が今後顕在化した場合には、謝金について外部人材と司法省職員を分けて対処するなど、現場の事情に即した対応が必要である。

#### (9) 法整備支援に関するプログラム

調査団は、現在JICAでは法整備支援に関するプロジェクトを3件（「法制度整備プロジェクト」「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」「弁護士会司法支援プロジェクト」）実施し、それぞれのプロジェクトを通じて、また他ドナーやカンボジア自身のさまざまな取り組みとともに、カンボジアにおける法の支配確立に向けた努力を行っている旨を説明した。この3プロジェクトはカンボジア側の実施機関が異なり、それぞれのプロジェクト目標は違うが、高い目標としては共通して「法の支配の確立」があることや、可能な範囲でカンボジア側の各機関においても協力・連携してもらいたいことを説明した。

#### (10) 資料の共有

本プロジェクトにて作成する教材や資料は、他の法整備支援の案件においても大変有用な資料となりうるため、作成した教材・資料をカンボジア国内及びカンボジア以外のJICAの法整備支援のプロジェクトで活用したい旨を説明し、同意を得た。

#### (11) カンボジア側の体制強化

プロジェクトマネージャーとして機能することになっている特定の次官の都合がつかないときに物事が進まなくなってしまうよう（実際の効果のほどはともかく）、コミッティメンバーである次官及び次官補が代行できることを確認した。

#### (12) カンボジア側からの要望

フェーズ3において起草の主体をカンボジア側に移すことは容易ではなく、カンボジア側に不安があるため、日本国内の支援委員には今後も助言いただきたい、また新法理解を進める活動を行うにあたり、現在執筆いただいている民法の教科書・逐条解説の早期の完成を望んでいると、日本国内の支援委員に対する強い期待がカンボジア側から述べられた。

## 2 - 3 案件概要

### 2 - 3 - 1 プロジェクト名

和文：法制度整備プロジェクト（フェーズ3）

英文：Legal and Judicial Development Project（Phase 3）

### 2 - 3 - 2 対象地域

本プロジェクトのターゲットグループは、司法省（MOJ）であり、対象地域は基本的に首都プノンペンとなる。

### 2 - 3 - 3 実施機関（カウンターパート機関）

本プロジェクトにおいては、フェーズ2ではWGと呼んでいたハイレベルのグループから、司法省内、特に民事局や立法局等の若手職員に可能な限り業務を委譲していくこととする。

- ・プロジェクトディレクター：司法大臣
- ・プロジェクトマネージャー：司法省次官（立法化担当）
- ・コミッティ（フェーズ2まではWGと呼称）：司法省次官、最高裁判事、控訴裁判事等
- ・サブコミッティ：民事局、立法局等司法省職員中心

### 2 - 3 - 4 プロジェクト協力期間

2008年4月9日～2012年3月31日。

### 2 - 3 - 5 協力内容

#### （1）上位目標

民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。

< 指標 >

- ・民法適用以降の民事裁判の質
- ・民法にのっとった裁判外での紛争解決の質
- ・社会規範としての民法の適用度合い
- ・民法にのっとった法人登記、供託の利用状況

#### （2）プロジェクト目標

司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる。

< 指標 >

- ・起草された法令における日本側の関与の変化
- ・運用指針と関連資料作成、新法理解研修の実施における日本側の関与の変化
- ・起草された法令におけるサブコミッティの関与の変化
- ・運用指針と関連資料作成、新法理解研修の実施におけるサブコミッティの関与の変化

#### （3）成果と活動

プロジェクトの開始に際して、中間及び終了時におけるプロジェクトの進捗をより明確に測るため、まずは以下のとおり簡潔なベースライン調査を行うこととした。

##### 1）成果0

ベースラインデータを設定し、共有する

< 活動 >

- 0-1 上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。
- 0-2 ベースラインにつき日本側・カンボジア側双方で共有する。

## 2) 成果 1

司法省内に民法・民事訴訟法運用に必要な事項を検討する組織が確立する。

### < 指標 >

- 1-1 司法省内の組織体制及び外部の有用人材の活用状況度合い
- 1-2 司法省の組織体制の運営ルールの確立
- 1-3 開催された検討会合の開催数と検討に必要なメンバーの参加度合い
- 1-4 検討結果の記録を残す体制の有無
- 1-5 検討会合における司法省のイニシアティブの度合い（準備状況、検討内容、発言内容、及びアジェンダ設定）

### < 活動 >

- 1-1 司法省において民法・民事訴訟法の運用に必要な事項を検討する組織のあり方を検討する。
- 1-2 1-1の検討結果をもとに、実働可能な体制を作る。
- 1-3 必要に応じて1-2で作られた体制のメンバー入れ替えを検討する。
- 1-4 1-2以降の活動を通して、起草に関して必要な手順、懸案事項を組織として把握・蓄積する。

## 3) 成果 2

司法省において民法、民事訴訟法を運用するために必要な制度が検討され、関連法令が起草され、立法化に向けて必要な作業が行われる。

### < 指標 >

- 2-1 民法・民事訴訟法を運用するために必要な事項を適切に定めた関連法案の起草実績とその内容

### < 活動 >

- 2-1 司法省にて起草が必要な関連法令の優先順位を付ける。
- 2-2 司法省にて年間計画を策定する。
- 2-3 司法省にて適切な制度を検討する。
- 2-4 司法省にて関連法令を起草する。
- 2-5 司法省にて立法化に必要な手続きを行う。
- 2-6 必要に応じて司法省にて他省庁との法案の調整を行う。
- 2-7 それぞれの過程において記録を残すことにより、組織として知識を蓄積する。
- 2-8 日本側からは、上記各段階でアドバイスを行う。

## 4) 成果 3

司法省が司法関係者に民法・民事訴訟法を運用するための知識を広める。

### < 指標 >

- 3-1 関連資料の種類、数、配布先と活用状況
- 3-2 新法理解研修の実施回数と参加者の新法の概要に関する理解度
- 3-3 民法・民事訴訟法を運用するために必要な事項を適切に定めた運用指針の数と内容

### < 活動 >

- 3-1 司法省にて教科書や逐条解説等、実務に必要な資料を司法関係者、その他必要



に応じて配布する。

- 3-2 司法省にて司法関係者に対する民法・民事訴訟法の新法理解研修を、王立裁判官・検察官養成校（RSJP）と調整しつつ実施する。
- 3-3 司法省にて民事訴訟法・民法の運用にあたり、必要な運用指針等を検討する。
- 3-4 司法省にて3-3で検討した指針を作成する。
- 3-5 司法省において民法・民事訴訟法の運用に関する質問記録を作成する。
- 3-6 司法省が3-5の質問への対処の方法について検討する。
- 3-7 司法省にて3-3から3-6までの検討過程を記録に残し、組織として知識を蓄積する。
- 3-8 日本側からは、上記各段階でアドバイスを行う。

#### （４）投入

##### １）日本側（総額約3.9億円）

- ・長期専門家：法制度整備支援、附属法令起草支援／援助協調、業務調整
- ・短期専門家：附属法令起草支援 2名×0.5月×3回／年×4年間
- ・研修員受入れ：短期本邦研修 8名×0.5か月×1回／年×4年間
- ・供与機材：必要に応じて検討
- ・現地業務費：現地セミナー開催費用等
- ・国内支援体制：民法作業部会、民事訴訟法作業部会

##### ２）カンボジア側（総額不詳）

- ・カウンターパートの配置：プロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャー（及び不在の場合は代行者）、「民法・民事訴訟法担当のコミッティメンバー」、「民法・民事訴訟法担当のサブコミッティメンバー」
- ・施設の提供：司法省内の長期専門家用オフィス、セミナー／ワークショップ（Workshop：WS）開催のための会議室・教室、その他関連施設・機材
- ・ローカル・コスト：カンボジア職員の給与、供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用、施設・資機材維持管理費用

#### （５）外部要因

##### １）上位目標達成のために満たされるべき外部条件

- ・関連法令の立法過程が中断されない。
- ・司法省所掌以外の民事分野の法令が適切に整備される。

##### ２）成果２達成のために満たされるべき外部条件

- ・共同所管の法令の起草に際して、他省庁の協力が得られる。

#### ２ - 3 - 6 モニタリングと評価方法

モニタリング・評価については、プロジェクト開始後２年後の2010年２月後を目処に中間評価を行い、プロジェクトの進捗確認を行う。また、プロジェクト終了時点の半年前を目処に2011年10月にプロジェクト終了評価を行う。

## 2 - 4 評価5項目による事前評価

### 2 - 4 - 1 妥当性

- ・本プロジェクトは、カンボジアの国家開発戦略、ターゲットグループである司法省の開発ニーズ、そして日本のODA政策、計画、戦略に合致している。
- ・また、司法省のニーズを満たすための基本的な戦略も適切であると考えられる。
- ・民法・民事訴訟法の起草・立法化は日本がフェーズ1、2を通じて協力してきており、当該分野において日本に知見・経験がある。

カンボジア政府は、2004年7月に発表された開発政策である「四辺形戦略」で明らかにされているとおり、司法改革に高い優先順位を引き続き与えるものと考えられる。具体的には、2003年に発表された法・司法制度改革戦略やそのアクション・プラン“Plan of Action for Implementating the Legal and Judicial Reform Strategy”である（2005年発表）では、「立法の枠組みの近代化」が司法分野における7つの重点分野の一つとなっている。

また、本プロジェクトは司法省が民法・民事訴訟法の運用に必要な施策を自立的に取れるように組織能力を向上させることをめざしており、ターゲットグループである司法省のニーズを満たすものと考えられる。司法省は、民法・民事訴訟法に関する法令を起草し、省内の若手職員を育成し、そして民法・民事訴訟法に関連する法令を運営するための組織づくりを行う必要性を、2006年10月に実施されたフェーズ2の終了時評価調査の場で指摘されている。本プロジェクトは、日本側からの関与を徐々に減らし、カンボジア側に責任を徐々に移しながら、司法省側の法令起草能力を高め、省内の若手職員を育成し、司法省自身の組織力を高めていくことで、このようなニーズに対処するものである。

本プロジェクトはまた、日本のODA計画や戦略とも一貫性を有している。2002年2月に策定された日本の対カンボジア国別援助計画では、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中枢支援と位置づけられている。また、JICAの対カンボジア国別援助実施計画では、基本的な法律の欠如が、カンボジアの社会・経済開発を実現するうえでの主要な阻害要因と位置づけられており、民事に関する法制度整備を支援する重要性は高いといえる。なお、民法・民事訴訟法の起草・立法化支援はフェーズ1、2を通じて日本が行ってきており、当該分野において日本に知見・経験があること、またカンボジア司法省がこれらの運用に必要な施策を自立的に取れるようになるようになるまで引き続き日本が協力することは、従来からの協力の成果を高めるうえでも必要といえる。

### 2 - 4 - 2 有効性

- ・司法省の自立的運営能力構築・向上という本プロジェクトのプロジェクト目標は、フェーズ1及び2の経験を踏まえ、適切に設定されていると考えられる。
- ・また、プロジェクト目標を実現するための戦略も、ある程度の懸念は残るものの、懸念に対する配慮が十分なされれば、プロジェクト目標を達成することが期待される。

本プロジェクトでは、司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになることをプロジェクト目標としている。フェーズ1及びフェーズ2が民法・民事訴訟法の立法化を中心的な目標にしていたことをかんがみした場合、立法化そのもの

から司法省の自立的な運営能力の構築と改善へとプロジェクトが確実に進歩していることを示しており、適切な目標設定であると考えられる。実際本調査では、徐々に司法省のオーナーシップが改善している姿がうかがえた。司法省がすでに自らイニシアティブを発揮し、サブコミッティを設立していることや、サブコミッティでは法案趣意書を作成し、法人登記に関する基礎調査も実施していることがあげられる。今後ともこのようなオーナーシップの改善が見られれば、プロジェクト目標を達成するために十分な効果を発揮することが期待される。

日本側の関与を徐々に減らしていくことで、プロジェクトを実施するうえで、司法省側のオーナーシップをさらに高めていくことが期待される。特に、プロジェクトの活動実施の責任や業務を司法省若手職員に徐々に移していくことは、プロジェクト目標の実現に資するものと考えられる。他方、プロジェクト目標を実現するうえでの懸念もある。例えば本プロジェクトでは、法令の起草や民法・民事訴訟法に関する情報の普及といった成果を早急にあげることが求められている。早急に整備の必要な附属法令の起草にあたり、質の高い法案の迅速な完成に重きを置いた場合、司法省の自立的なキャパシティ構築を十分に行えない可能性があることについては留意が必要である。

#### 2 - 4 - 3 効率性

- ・本プロジェクトは、特にフェーズ2と比較して、司法省の若手職員を活用することによって、より効率的に実施されることが期待される。また、日本国内からの支援、関連する他のプロジェクトとの連携、そして長期専門家の活用もプロジェクトの効率性向上に資すると考えられる。
- ・ただし、司法省の若手職員の経験不足や、民法・民事訴訟法に関連する法令の起草に際して関連省庁からの協力が得られない可能性が懸念となり得るため、引き続き情報収集を行う、継続的な養成を行うなどの配慮が必要である。

本プロジェクトでは、プロジェクトの活動を実施するうえでこれまで懸念されてきた司法省内の人材不足への対処を検討している。フェーズ2の終了時評価調査において指摘されたように、フェーズ2では司法省幹部及び裁判官や検察官といった外部の人材に依存せざるを得ず、司法省側の人員不足が問題とされた。具体的には、司法省幹部に依存してしまった結果、これら幹部の業務が多忙となり、本来彼らが果たすべきプロジェクトの監督・運営の役割が十分果たせなかったのみならず、プロジェクトが本来必要とする人材の不足を補うことはできないことが明らかになっている。また、外部の人材である裁判官や検察官は、自身の本来の業務に追われプロジェクトの活動にあまり参加できず、結果としてフェーズ2の進捗が遅れ、非効率が生じることもあった。フェーズ3では、以上のような諸問題に対応するため、司法省若手職員を活用し、これら職員が中心となってサブコミッティを構成し、司法省幹部の監督と日本人専門家の支援の下、プロジェクトの活動を主体的に実施することを考えている。

また、フェーズ1、2から引き続きフェーズ3においても、民法及び民事訴訟法作業部会等、日本国内の関係者の方々から時宜を得たアドバイスやご支援をいただくことで、司法省関係者からの質問や懸念に適切かつタイミングよく対応できると考えられ、プロジェクトの

効率性向上にさらに資することが期待されている。

さらに、本プロジェクトは、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」や「弁護士会司法支援プロジェクト」と緊密に協力することで、3つのプロジェクトそれぞれの投入や成果が共有され、またお互いのプロジェクトに活用できると考えられる。つまり本プロジェクトでは、3つのプロジェクトが同時並行的に実施されるなかで、相互の緊密な協力によって得られる相乗効果により、プロジェクトの更なる効率性向上につながることを期待されている。

日本人長期専門家は、フェーズ2の実施の際にも見られたように、民法作業部会、民事訴訟法作業部会、JICAに適切な情報を提供し、本プロジェクトの効率的な実施に大きく貢献することが引き続き期待される。投入の計画的な実施や成果の効果的・効率的発現には長期専門家の果たす役割が大きいと考えられる。

法令の起草に際して司法省の若手職員を活用することには、これら職員がこれまでに法令の調査、検討や起草といったプロジェクトの活動を実施した経験が十分ではない点は懸念されるが、本プロジェクトではプロジェクトを実施しつつ、これら職員の能力が将来的に育成されることを期待している。

最後に、民法・民事訴訟法に関連する法令の起草に際して関連省庁からの協力が必要な場合に、そういった協力が得られなかった結果、法令が起草されない、もしくは検討さえされないといった事態が生ずるといった懸念もある。このため常に情報収集を行い、連絡を取り合うなどの対策が必要である。

#### 2 - 4 - 4 インパクト

- ・本プロジェクトは、上位目標の達成には、他の省庁が民法・民事訴訟法の内容との調整を図らないまま、矛盾する法令を起草する可能性があるといった外部条件があるものの、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」とともに実施されることで、上位目標の達成により効果的に貢献することが期待される。
- ・また、本プロジェクトは、日本のODAの特長である「共同作業アプローチ」の普及や司法省の一般的な立法能力の向上といった正の波及的效果を生じる可能性がある。

本プロジェクトの上位目標は、「民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。」となっており、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」の上位目標が「カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。」と同じ方向性の上位目標を掲げている。つまり本プロジェクトは、同時並行的に両プロジェクトを実施することで、相互の上位目標の実現に貢献するように計画・策定されている。したがって、関連する2つのプロジェクトの上位目標を達成する蓋然性は高いと考えられる。

しかしながら、上位目標の達成には外部条件がある。特に、他の省庁が民法・民事訴訟法の内容との調整を図らないまま、矛盾する法令を起草する可能性は完全には排除されておらず、上位目標を達成するために満たされるべき外部条件となっている。同懸念に対しては、プロジェクトの実施に際して留意する必要がある。

「法制度整備プロジェクト」における「共同作業アプローチ」はフェーズ1及び2において用いられ、司法省側からも高く評価された結果、司法分野における他の支援プロジェクト

にも広めることが司法省により奨励されている。それを踏まえ、本プロジェクトにおいても、原案を作成するイニシアティブはカンボジア側に移すことを意図するものの「共同作業アプローチ」は引き続き採用されるので、同アプローチがカンボジアにおいてさらに広まり、定着することが期待される。同アプローチが日本のODAの主要な長所であることを考えた場合、司法分野に対する支援において同アプローチが広まることは、本プロジェクトの正の波及的効果と考えられる。

また、本プロジェクトは、司法省立法局関係者が参加することになっているため、司法省内の幅広い人材育成につながる可能性があり、最終的には民事分野以外における法令起草の質の向上につながる可能性がある。立法局は単に民事分野だけでなく他の分野についても関与することから、プロジェクトを通じた立法局のキャパシティの向上が、民法・民事訴訟法以外の幅広い分野における立法能力の向上につながる事が考えられる。

#### 2 - 4 - 5 自立発展性

- ・本プロジェクトは、政策面での自立発展性は引き続き期待できるものの、組織、人材、そして財務面での自立発展性には懸念が残されている。
- ・他方で、司法省が責任や業務を省内の若手職員に移譲することで、人材及び組織の面での自立発展性を向上させる努力を始めていることは明るい兆しと考えられる。4年後のプロジェクト終了時には、自立発展性が向上し始めることが期待できるといえる。

政策面での自立発展性については、法・司法制度改革は「四辺形戦略」等の国家開発戦略で重点とされており、またより具体的には「法・司法制度改革戦略」及びその実施のための行動計画において、民事分野における法制度整備支援が短期・中期の重点分野とされているように、カンボジア政府の強いコミットメントが示されている。したがって、政策面での自立発展性は、維持される可能性が高いと考えられる。

司法省の人材及び組織面でのキャパシティは、本プロジェクトを成功させるうえでは、大きな懸念となりうる。しかしながら、司法省はその人材及び組織を構築・改善するために、サブコミッティを組織し、主要な責任と業務を委譲する方向に踏み出すなど、具体的な行動をすでに取り始めている。同措置による若手職員の育成が将来にわたって司法省の組織及び人材面での自立発展性を向上させる可能性が高く、歓迎すべきものであると考えられる。ただし、4年間のプロジェクト期間において、JICAを含む外部からの支援を必要としなくなるほどまでに、司法省の組織力が強化され、また若手職員の技術や能力が大きく向上することを期待するのは現実的とはいえない。したがって、本プロジェクトでは4年後に司法省の組織力、司法省職員、そして特に若手職員の能力や技術が、自立発展性向上の端緒を示すことを期待している。

司法省の財政面での自立発展性も懸念となっている。司法省がその活動を実施するうえでドナーからの財政的な支援に依存する傾向があることから、本プロジェクトの実施に際しては司法省の財務面での自立発展性の改善に留意する必要がある。特に、本プロジェクトの活動である新法理解研修の実施にあたっては、財務面での自立発展性に懸念が残されており、司法省側に自立発展性に向けた具体的な措置を考えるよう促していくことが重要であろう。

以上のように、司法省がプロジェクトとして全体の自立発展性を実現するためには、まだ

まだ課題が多いといえる。特に、組織、人材、及び財務面での自立発展性には懸念が大きい。しかしながら、司法省が、責任や業務を省内の若手職員に移譲することで、人材及び組織面での自立発展性を向上させる努力を始めていることは、明るい兆しとあってよい。このような努力が司法省の全体的な自立発展性につながり、司法省が民事分野における法制度整備を自立的に行えるようなキャパシティが今後4年間で少しずつ向上していくことが期待される。

## 第3章 「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)」の調査概要

### 3-1 対象機関の組織概要

#### 3-1-1 組織の枠組み

法曹人材の養成機関として2002年2月5日付サブ・デクリーにより、まずRSJPが設立された。その後、裁判官・検察官のみならず、書記官等司法関係者を養成する必要から、RSJPとともに書記官養成校等を包含する形でRAJPが設立された。現在ではRSJPもRAJPの一組織となっている(RAJPの組織概要については図3-1を参照)。なお、2008年2月現在に開校しているのは、RSJP及び書記官養成校であり、執行官養成校と公証人養成校はいまだ開校に至っていない。また、RAJPにはその運営をサポートする事務局が存在するものの、人員も不足しており、事務局機能はいまだ弱く強化の必要がある。

2005年1月に発出されたロイヤル・デクリー(勅令)によれば、RSJPはその職責として裁判官・検察官の新規養成のほか裁判官や検察官を選抜し、その上でトレーニングを実施することになっている。ただし、裁判官や検察官のトレーニングに関しては、司法省内に研究・訓練局があり、現職裁判官・検察官の育成はこれまで同局が担ってきたという経緯もある。RSJPの設立後は、公式には裁判官・検察官の育成は司法省ではなく同学校が担うこととされたが、RSJPが教官・予算不足等により、裁判官・検察官に対する教育をすべて担当できるほど十分に体制が整備されていないこともあり、実態上司法省が実施する継続教育等の類も存在しており、継続教育を中心にトレーニングに関する両者の役割分担は必ずしも明らかではない。

RAJPは、組織的には閣僚評議会の管轄下にあり、予算については経済財務省に申請し、承認を受ける必要がある(図2-1を参照)。

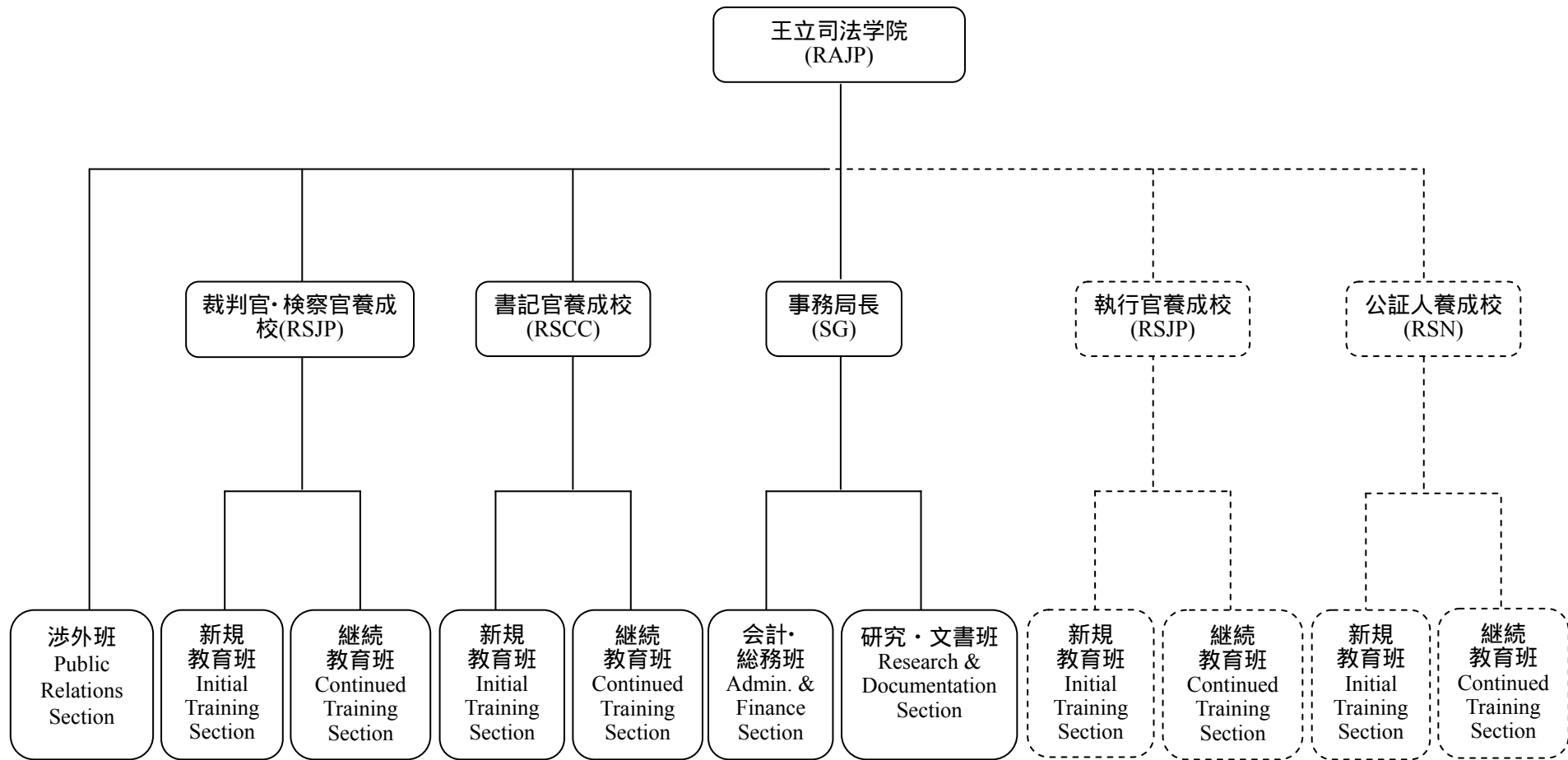
なお、RSJP設立前は、カンボジアにおいて裁判官・検察官養成を目的とした機関はなかった。そのため、法学教育を受けたことのあるなしにかかわらず、ある程度の教育を受けた人や元教師だった人を裁判官として任命し、数か月の実地研修や海外(ベトナム、旧ソ連など)で数か月余の研修を受けていた。加えて、もともと海外(ベトナム、旧ソ連など)で法学教育を受けた人を任官した。

また、RSJP卒業試験合格により「司法官修了証」(仏語でディプロマ・デュ・マジストレア)が授与される。マジストレアのクメール語であるチャウクロムは、裁判官と検察官の両者を指しており、修了書に「専攻分野」として「裁判官」「検察官」の別が記入されている。

#### 3-1-2 意思決定のメカニズム(理事会の権限と役割)

運営組織として理事会が設置されており、1年に3回開催される。客員理事は意思決定に際する投票権をもたないことが、ロイヤル・デクリー(勅令)に記されている。理事会のメンバーは、以下のとおりとなっている。

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1. 閣僚評議会統括大臣   | 理事長    |
| 2. 司法大臣        | 副理事長   |
| 3. RAJP学院長     | 職権上の理事 |
| 4. 司法官職高等協議会代表 | 理事     |



注：執行官養成校及び公証人養成校については、2008年2月現在は設立されていないことから、点線による表記とした。

図3 - 1 王立司法学院 (RAJP) 組織図



5 . 経済財務省代表	理 事
6 . 閣僚評議会代表	理 事
7 . 司法省代表	理 事
8 . 法律家委員会メンバー	理 事
9 . 最高裁判所判事	理 事
10 . 控訴裁判所判事	理 事
11 . 国家改革高等評議会	理 事
12 . RSJP学校長	客員理事
13 . 書記官養成校校長	客員理事
14 . RAJP事務局長	客員理事

理事会は、RAJPの運営にかかわる組織・人事・予算等の計画・編成・実施等につき、意思決定を行う組織である。しかし学院の運営については、あまりシステムティックには行われていないようである。例えば、教官の選任についても同理事会が権限を有してはいるものの、教官選任のための客観的な基準が存在するわけではなく、教官を選任する時期も特に決まっているわけではないようであり、実態としてはRAJPの運営にかかわる幹部が、それぞれ個人的なネットワークを通じて、アドホックな形で人選のうえ理事会の選任手続きにかけているようである。また、教官の選任については専任の教官がないという問題もある。

### 3 - 1 - 3 RAJP/RSJPの運営とカリキュラム等

#### (1) 学校運営

RAJP/RSJPの学校運営については、RSJPが設立されたのは2002年とまだ新しい学校であること、そして人材や予算といったリソースの面での制約がまだまだ大きいこともあって不十分な点が多い。RAJP全体としての人員体制は現在のところ、学院長1名、RAJP事務局長1名、RSJP学校長1名、書記官養成校校長1名、執行官養成担当幹部1名、継続教育担当主任1名、総務・会計主任1名、一般職員9名、そして契約職員4名の計20名となっている。RAJP全体としてこの少ない人数で運営していることからもうかがえるとおり、RSJPの運営には実質的にRSJP学校長1名とわずか数名の職員が担当するというのが現状である。このようなRAJP/RSJPの脆弱な体制に象徴されるように、人員不足の問題は深刻である。

RSJPの教官については全員非常勤であり、またカリキュラム作成、教材作成など実質的な準備作業を担える専任の人材も十分ではないというのが現状である。さらに、教官は全員現職の裁判官または検察官であり、裁判官や検察官としての職務に加えて非常勤の教官として講座を受け持つなど、複数の職務を抱え非常に多忙である。以上を踏まえ、RSJPではフェーズ1において同校の卒業生の中から教官候補生を選抜し、養成を始めており、将来的にはRSJPの学校運営において活用する予定である。

民事教育の教官についてより詳しくみると、2007年5月から12月にかけて実施された第3期生に対する前期研修では、民法、民事訴訟法分野ではカンボジア人教官8名が分担して担当しているが、すべてを賄いきれず、日本人専門家4名が一部講義を担当している。また、判決書に関しては、カンボジア人教官が担当し、模擬裁判においては、

日本人短期専門家が複数名長期専門家とともに担当している。

教材作成については、基本的に各教科を担当する教官が、授業で用いるレジュメを作成することとなっている。講義レジュメ以外には、民法ケーススタディ、民事第一審マニュアル、模擬記録、民事第一審DVDがフェーズ1において作成された。しかしながら、民法・民事訴訟法に関する教材作成については、現状ではRSJPの教官が自立的に行うというよりも、基本的に日本人専門家に依るところが大きく、今後いかにしてカンボジア側の教官が自らの手で教材作成を進めていくことができるようになるかが課題である。

なお、刑事分野については、カンボジア人教官が講義を担当している。刑事分野に関しては刑法・刑事訴訟法の起草支援を行ったフランスが協力を行っており、フランス人の長期専門家が3名いるほか、適宜短期専門家派遣による裁判官・検察官に対する刑事訴訟法の継続教育が行われている。ただし、通常は法律面でのトレーニングは特に行っておらず、刑事訴訟法に関して質問を受けると回答する形での協力である。

## (2) カリキュラム\*

### 1) 新規教育カリキュラム

RSJPの新規教育カリキュラムは2年コースとなっており、初めの8か月間(以下、「前期研修」と記す)はRSJPにおける前期研修、続く1年間は裁判所等におけるインターンシップ期間であり、残り4か月(以下、「後期研修」と記す)を再びRSJPで研修を受けることとなる。

前期研修では、民事・刑事に関する講義や演習等のほか、英語やフランス語といった語学、コンピューターに関する講座も提供されている。また、ドナーによる特別講義が行われることもある。2006年5月から12月にかけて実施された第二期生に対する前期研修の実績は、全体で960時間の講義・演習等が行われ、そのうち303時間が民事に関する教育、261時間が刑事に関する教育、そして英語及びフランス語の語学がそれぞれ100時間ずつ実施されている。2007年5月から12月にかけて実施された第三期生に対する前期研修の実績は、全体で288時間となっており、第二期より若干少なくなっている。

インターンシップについては、15箇所の州裁判所や検事局で行われており、実務の基本を体験・習得することを目的とする。後期研修については、前期研修及びインターンシップを踏まえて、全体をレビューし、それまでに習得したことを確認することとなっており、大体300時間程度実施している。

このように、新規教育のカリキュラムについては研修分野や科目、時間数については大体決まりつつあるが、より詳細なシラバス、講義や演習等の内容は教官の専門分野等によって決まり、かつ教官の選任が現状ではアドホックな形で行われていることが多いこともあって明確に定まてはいない。

新規教育に関するこれまでの実績としては、第一期研修生55名が2003年11月に入学し、2005年11月に卒業。第二期研修は2006年5月、第三期研修は2007年5月にそれぞれ始まっており、研修生はそれぞれ55名及び63名となっている。

---

\* カリキュラムについては、明確には定義されていないようであるが、ここでは単に入学してから卒業するまでに行われる前期研修、実習、後期研修の全体的な流れや概要を意味するものとして使用する。

## 2) 継続教育カリキュラム

現職の裁判官や検察官に対するRSJPの継続教育については、2007年から始まっており、同年には民事、刑事、そして子供の人権に関する継続教育が行われたが、何を目的として、どのような方針のもとに、実施していくかについて、きちんとした議論を踏まえて行われているとは言い難い状況にある。つまり、RSJPとしての継続教育に関する明確なビジョンがないため、現状ではドナーに依存する形となっており、ドナーの支援が得られるものであれば、とりあえずは何でも継続教育として受け入れる傾向が強い。このため、フェーズ2では継続教育の目的・理念を検討する予定である。

## (3) RSJPの受験資格

RSJPにおける入試の受験資格については、サブ・デクリーにより以下のとおり規定されている。

- 1) 一般入試枠：法律分野において学士号を取得している者で、かつ試験の実施日時時点で30歳以下の者。法律分野において学士号以上の学位を持っている者については、試験日時時点で35歳以下とする。
- 2) 政府枠（試験による選抜）：法律分野において学士号を取得している国家公務員（ministries civil servants）で、試験日時時点で38歳以下の者。公務員としての業務経験が5年以上のものについては、試験の総得点に5%が加点される。
- 3) 政府推薦枠（無試験）：学生募集に際し、RSJPは5名の公務員を無試験で入学させることができる。同公務員は、法律分野において学士号を取得しており、かつRSJPへの入学に値すると判断される業績のあるものとする。
- 4) 受験に際しては、犯罪歴のないこと及び健康であることも要件となっている。

1)、2)のいずれの応募者も、3回以上試験を受けることはできないことになっている。また、1)と2)の枠の割合など詳細については、別途Prakas（省令）によって定めることになっている。

## 3-1-4 設備・機材

RAJPの設備は、建物はフランスの支援により建設された3階建ての王立行政学院の右翼部分を借用しているが、現在建築中の3階建てのRAJP新校舎がまもなく完成する予定である。新校舎は1階（GF）が学院長室やRAJP事務局長室であるオフィスとなっており、2階（1F）は教室、3階（2F）は大教室ないし講堂となっている。

## 3-1-5 RAJP/RSJP財政状況と他ドナーからの支援

### (1) RAJP/RSJPの財政状況

RAJP/RSJPの財政状況は、他のカンボジア政府機関同様、非常に苦しいものとなっている。具体的には、現在RAJP/RSJPは他の政府機関同様、カンボジア政府により支出される予算として実質8か月分の予算により、1年間の組織運営をするよう求められている由である。

教官に対する報酬は時間給で支払われており、1コマ1.5時間につき30ドル支払って

いる。なお、30ドルのうち15ドルはカンボジア政府（経済財務省）からの予算であり、残り15ドルはドナーが支払っている。ドナー分に関しては、これまでフランスが支給していたが、2007年後半になってからフランスが刑事分野のみ支援を継続するが、民事分野は支援しないと方針を変更した。

#### （2）RSJPに対する主要ドナーの支援

RSJPの設立に関してはフランスが支援してきた経緯があり、現在もフランスが教官の育成や資金援助等さまざまな支援、書記官養成校に対する支援を行っている。具体的には、フランスはRSJPの建物、設備（パーソナル・コンピューターなど）にかかる費用を負担してきており、ほかにもフランスからの講師派遣、カンボジアにおける研修にかかる費用もフランスは負担している。更には、カンボジアからのフランス留学に対する支援も行っている。

ただし、フランスは他のドナーからの支援を排斥しているわけではない。実際、日本が同学校において民法、民事訴訟法部分の教育を担当することについてもフランスは歓迎の姿勢を示している。

### 3 - 2 関係機関との協議結果概要（議事録要約は付属資料3 - 3のとおり）

新規プロジェクトの要請に基づき、実施の枠組み及び実施内容の妥当性を検討するため、調査団はRAJPとの間で協議、意見交換を行い、合意事項をM/M( 付属資料3 - 8 )に取りまとめ、2008年2月1日（金）、RAJPテップ・ダロン学院長と調査団長との間で署名・確認した。協議結果の概要とM/Mの内容は以下のとおり。

#### （1）カンボジア教官による授業の実施

フェーズ1ではカンボジア側で主体的に授業を実施する体制が整いつつあるが、教官が多忙で講義に来られない場合に一部の講義を日本人専門家が代替することがあったが、フェーズ2のプロジェクト終了時にはすべての授業がカンボジア教官のみで実施できるようになることをめざす。

#### （2）組織的な知識の蓄積

RSJPはこれまでの協力の結果、養成校として一通りの活動が行われている状態にあるが、他方講師は外部講師がほとんどであり、講師個人によるレジュメ作成、講義実施はできるにしても、現在ではそのノウハウが組織の蓄積となって残る仕組みがない。結果、フェーズ1の終了時評価の際に、RSJPの組織としての自立発展性を高めることが重要であるということが指摘されている。

これに対し、フェーズ2では学校側と教官による教官ミーティングの仕組みを入れたことや、ミーティングへの若手人材（若手事務局員や教官候補生）の参加を促すなどの仕組みを整えることにより、複数の関係者が方針を共有し、講師が一部入れ替わってもグループでノウハウを共有しておくことで、知識・ノウハウを幅広い人材が共有し、継続的に組織としてそのノウハウが継承されていくことになっている。

なお、教官ミーティングについては、教官が多忙であり定期的な開催は困難であること

が考えられるものの、その重要性が認識され、開催に向けて努力することとなった。

### ( 3 ) 若手人材の養成

フェーズ1の終了時評価の際に、RSJPの自立発展性を高めるためには、若手人材の養成が必要であることが指摘されていた。したがって、フェーズ2においても教官候補生の養成を継続し、教官に採用されるよう育てることとなり、その一つの方法としてRSJPにおけるアシスタント教官として雇用することがあげられた。

### ( 4 ) 司法省との調整

2007年7月に民事訴訟法が適用され、2007年12月に民法が公布された。司法省では現職の裁判官に対し、民事訴訟法の普及セミナーを実施している。一方、RSJPでは現職裁判官に対する継続教育の中で両法を理解させるための研修が行われ、司法省による普及セミナーとRSJPの継続教育の内容に重複が見られる。新法について指導できるカンボジアの法曹人材は限られているため、このような重複は非効率的であり、実施に際してはその目的や対象・内容などに関して双方の調整が必要となる。司法省、RSJPの双方は、共に調整の担当を決めることとなった。

### ( 5 ) 継続教育への支援

調査団は当初、日本側リソースが対応可能である現実的なキャパシティを考え合わせ、継続教育については、RSJP卒業生を主たる対象として協力するという対処方針で臨んでいた。しかしながら、カンボジア側より、卒業生以外の現職とRSJP卒業生を最初から分けて考えるのでは、卒業生のみを重視しほかを切り捨てるかのような印象もあり、裁判官内部に無用の分断を引き起こすようで望ましくないという見解や、卒業生以外の現職者は民法・民事訴訟法理解に欠けるにしても、経験豊富な裁判官であるので、(カンボジア教官だけでなく、両方の起草に協力している日本からの人材である)日本人専門家から何らかのインプットがあると、実施される研修自体に信頼感と安心感が生まれることも事実であるとの意見が出された。それらを踏まえ、日本人専門家も交えて再検討を行った。継続教育は本来、現職裁判官の経験年数や役職等で教えるべき内容が異なる面もあり、RSJPとして、どのような理念・目的で継続教育を行うのか、その対象者や頻度、カリキュラム等を検討する必要がある。一方で、日本側も卒業生の増加と今後の人的リソースを見極めて、どのような支援が可能か、RSJP側の継続教育に関する意向を踏まえながら検討する必要があり、双方の協議を継続する必要性が認められた。しかしながら、RSJPは、2008年分の継続教育については、実施日程と対象等につき具体的に計画を進めている。したがって、2008年分の対応としては、カンボジア側の指摘を考慮し、RSJP卒業生か否かを問わず、それぞれ半日分の講義を日本人専門家が行うこととした。なお、2009年以降の支援のあり方については、上記観点を踏まえながら、今後現地で双方協議を継続して決めていくこととした。

### ( 6 ) 法整備支援に関するプログラム

調査団は、現在JICAでは法整備支援に関するプロジェクトを3件(「法制度整備プロジェクト」「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」「弁護士会司法支援プロジェ

クト」) 実施している旨を説明した。それぞれのプロジェクトを通じて、また他ドナーやカンボジア自身のさまざまな取り組みとともに、カンボジアにおける法の支配確立に向けた努力を行っている旨を説明した。この3プロジェクトはカンボジア側の実施機関が異なり、それぞれのプロジェクト目標は違うが、高い目標としては共通して「法の支配の確立」があることや、可能な範囲でカンボジア側の各機関においても協力・連携してもらいたいことを説明した。

#### (7) 資料の共有

本プロジェクトにて作成する教材や資料は、他の法整備支援の案件においても大変有用な資料となりうるため、作成した教材・資料をカンボジア国内及びカンボジア以外のJICAの法整備支援のプロジェクトで活用したい旨を説明し同意を得た。

#### (8) 教官の謝金

RSJPにおいては、現在外部講師の講義謝金について、半額は自国政府から予算を獲得し、半額はドナーに頼っている状況であるが、今後すべて自国側で措置を取ってもらうことに向けた努力をRSJPが行うことを調査団から申し入れた。しかしながら、現実としてRSJP内部の人材が講師を務めるのではなく、ほぼすべての講義に対し外部人材を招へいせざるを得ないという状況である。また、払うべき謝金は政府から予算を獲得して支払っているものの、講師として講義できる数少ない人材を同様の状況にある大学やその他の機関との競合の中で外部から確保するため、「同額をドナーの支援によって積み増し」している構造であることにかんがみると、一刀両断に現状を改善することがようやく形になってきたRSJPの運営にとってよいことかどうかは一概にはいえない。したがって、時間をかけて措置を考えていく必要があり、当面はこの部分の資金も日本側で確保しておくこともやむをえない。

なお、RSJPはカンボジア唯一の裁判官・検察官養成校であるため、日本だけではなく法整備に関して協力している各ドナーの協調の下で、継続教育等を実施している現状があり、他ドナーと共同で行うセミナー等については、資金面の負担に関して他ドナーとも対応を調整して臨む必要がある。日本だけが理想論を掲げてもし立ち行かない部分があるため、現場とよく調整して必要資金を十分前もって算段しておくことが必要である。

#### (9) 他の養成校に対する支援

2007年10月のフェーズ1終了時評価において、RAJP傘下の他の学校である、書記官養成校、執行官養成校に対する支援要請が強く表明されたが、日本側の協力リソースの関係上、日本からの支援はRSJPに絞りたい旨回答していた。今次調査でも、支援はRSJPに絞る旨、改めて合意した。なおRSJP教官候補生が、その育成のために書記官養成校、執行官養成校で講義を行うことは十分考えられることであり、候補生育成の一環としてのそうした活動において、間接的、副次的、また極めて限定的ではあるが、「あくまでRSJP支援の枠内で書記官養成校、執行官養成校に波及する支援」は事実上行われる可能性があることになる。

#### (10) カンボジア側マネジメント体制の強化

RAJP学院長、RSJP学校長がマネジメントにかかわるが、このほかに実際のマネジメントで重要な役割を果たしている事務局長の役割も、フェーズ2実施体制の中に明記した。さらに、さまざまなマネジメントに関する情報の組織としての蓄積と継承を進めるため、限られたごく少数（実際は3名）のマネジメント層のみが何もかも行うのではなく、現フェーズではあまり表に出ていない事務局職員を、必要・内容に応じ定期会議に参加させ、人材が入れ替わっても情報が継承されるようにした。

### 3 - 3 案件概要

#### 3 - 3 - 1 プロジェクト名

和文：裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）

英文：Project for the Improvement of Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)

#### 3 - 3 - 2 対象地域

本プロジェクトのターゲットグループは、RSJPとなっており、対象地域は基本的に首都プノンペンとなる。

#### 3 - 3 - 3 実施機関

本プロジェクトにおいては、フェーズ1で養成した教官候補生を活用することで、若手へ業務と責任を可能な限り委譲していき、組織としてのノウハウ・能力を高めることとする。

- ・プロジェクトディレクター：RAJP学院長
- ・プロジェクトマネージャー：RSJP学校長
- ・RAJP事務局長はマネジメントに責任を負う。
- ・WG構成員：RSJP学校長、教官、教官候補生その他事務局員等

#### 3 - 3 - 4 プロジェクト協力期間

2008年4月1日～2012年3月31日。

#### 3 - 3 - 5 協力内容

##### (1) 上位目標

カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。

<指標>

- ・民法・民事訴訟法適用以降の民事裁判例のうち、民法・民事訴訟法に基づいて行われた民事裁判事例の質

##### (2) プロジェクト目標

RSJPにおいて民法・民事訴訟法にのっとった裁判官・検察官に対する民事裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」と記す）が自立的に実施できるようになる。

< 指標 >

- ・ 民事教育に関する授業実施状況（カンボジア人教官の授業の数、カリキュラム等の作成過程におけるカンボジア人の関わり方がフェーズ1よりも大きくなる）
- ・ 教官（常勤及び非常勤）の数が増加する。
- ・ カリキュラムの策定状況
- ・ RSJP内部で教材作成ができる体制が整備・維持される。

(3) 成果と活動

プロジェクトの開始に際して、中間及び終了時におけるプロジェクトの進捗をより明確に測るため、まずは以下のとおり簡潔なベースライン調査を行うこととした。

1) 成果0

ベースラインを設定し、共有する。

< 活動 >

- 0-1 日本人専門家が上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。
- 0-2 ベースラインにつき日本側・カンボジア側双方で共有する。

2) 成果1

組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウがRSJPに蓄積される。

< 指標 >

- 1-1 定例ミーティングの開催数及び検討内容の変遷
- 1-2 教官ミーティングの開催数及び検討内容の変遷
- 1-3 RAJPにおいて教官もしくはRSJPにおいてアシスタント教官を務める教官候補生の数

< 活動 >

- 1-1 RSJPマネジメント層と日本人専門家により民事教育に関する定例ミーティングを開催する。（学校運営の方針に関するミーティング）（必要に応じて若手職員を入れる）
- 1-2 教官の条件及び必要な教官数を検討する。
- 1-3 教官確保の計画（いつまでに何人、どこから、どのように）を策定する。
- 1-4 1-3をもとに、人員確保のため関係機関との協議・調整を行い、必要な予算申請書を作成する。
- 1-5 1-3をもとに、教官候補生の養成計画（いつまでに、何人、どのように）を策定する。
- 1-6 1-5をもとに、教官候補生を選出する。
- 1-7 教官候補生を養成する。（授業のアシスタント、書記官・執行官養成校での授業の実施等を含む）
- 1-8 学院長／校長を主体とした教官ミーティングを開催し、カリキュラム及び教材作成指針について検討し起案する。
- 1-9 1-8のカリキュラムをもとにRSJPが教官を確保する。



1-10 カリキュラムに基づき、民事教育（新規教育）を実施する。

1-11 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。

### 3) 成果2

教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。

#### < 指標 >

2-1 教官及び教官候補生が作成・改訂した教材数

2-2 教官及び教官候補生が作成した教材の内容（RSJPで活用するにふさわしい内容か否か）

2-3 教官、教官候補生が教材作成において果たした役割及びその変遷

#### < 活動 >

2-1 教官及び教官候補生が、民事教育に関する教材を作成する。

2-2 必要に応じて、関係機関から教材作成メンバーを招へいする。

2-3 教官及び教官候補生が、必要に応じて、上記教材を改訂する。

2-4 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。

### 4) 成果3

民事に関する継続教育が行われる。

#### < 指標 >

3-1 継続教育の実施回数と継続教育における参加者の理解度

#### < 活動 >

3-1 継続教育が、司法省との協議を行いつつ、RSJPにより計画・立案される。

3-2 策定したカリキュラムに基づき、継続教育を実施する。

3-3 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。

## (4) 投入

### 1) 日本側（総額 2.8億円）

- ・長期専門家：法曹養成アドバイザー、業務調整
- ・短期専門家：法曹養成アドバイザー 3名×0.5か月×2回/年×4年間
- ・研修員受入れ：短期本邦研修 14名×0.5か月×1回/年×4年間
- ・供与機材：必要に応じて検討
- ・現地業務費：WG活動経費、現地セミナー開催費用等
- ・国内支援体制：アドバイザーグループ

### 2) カンボジア側（総額不詳）

- ・カウンターパートの配置：プロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャー、マネジメントを担当するRAJP事務局長、教官、教官候補生
- ・施設の提供：RSJP内の長期専門家用オフィス、セミナー/WS開催のための会議室、教室その他関連施設・機材
- ・ローカル・コスト：カンボジア職員の給与、供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用、施設・資機材維持管理費用

#### (5) 外部要因

##### 1) 上位目標達成のために満たされるべき外部条件

- ・裁判所にRSJP卒業生が配置される。
- ・弁護士、国民が民法・民事訴訟法を理解する。
- ・司法省が必要な書式や附属法令を適切に準備する。

##### 2) プロジェクト目標達成のために満たされるべき外部条件

- ・経済財務省に提出された予算書が承認される。
- ・クメール・ルーヂュ裁判や商事裁判所により、RSJPの人員体制が影響を受けない。
- ・司法官職高等評議会により人員配置の配慮がなされる。
- ・裁判所に対する人員提供要請が受け入れられる。

#### 3 - 3 - 6 モニタリングと評価方法

モニタリング・評価については、プロジェクト開始後2年後の2010年2月頃を目処に中間評価を行い、プロジェクトの進捗確認を行い、プロジェクト終了時点の半年前の2011年10月にプロジェクト終了評価を行うこととする。

### 3 - 4 評価5項目による事前評価

#### 3 - 4 - 1 妥当性

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・本プロジェクトは、カンボジアの国家開発戦略、ターゲットグループであるRSJPの開発ニーズ、そして日本のODA政策、計画及び戦略に合致している。</li><li>・また、段階的に日本側の関与を減少し、RSJP側の自助努力を促すという戦略も、プロジェクトを実施するうえで適切であると考えられる。</li></ul> |
|--|

カンボジア政府は、司法分野における人材育成を重視していくものと考えられる。2004年7月に発表された国家開発戦略である「四辺形戦略」で明らかになっているとおり、司法改革は引き続き高い優先順位を与えられている。またより具体的に、2003年に発表された法・司法制度改革戦略やそのアクション・プランである“Plan of Action for Implementating the Legal and Judicial Reform Strategy”(2005年発表)では、司法サービスを強化することは、司法分野にある7つの重点分野の一つとなっている。

本プロジェクトは、民事教育の自立的な実施というターゲットグループであるRSJPのニーズを満たすと考えられる。カンボジアでは、法曹人材の不足が現在、健全な社会・経済開発を妨げる大きな阻害要因となっている。また、RSJPからも同校の人材・組織の面でのキャパシティ不足が、民事教育を効率的・効果的に運営するうえでの主要な阻害要因になっているとの指摘もなされており、本プロジェクトはこれらのニーズへ対応するものである。

本プロジェクトはまた、日本のODA計画や戦略とも一貫性を有している。2002年2月に策定された日本の対カンボジア国別援助計画では、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中枢支援と位置づけられており、また、JICAの対カンボジア国別援助実施計画では、法曹人材の不足をカンボジアの社会・経済開発を実現するうえでの主要な阻害要因とみなし、民法・民事訴訟法分野での人材を育成する重要性は高いとしている。

さらに、日本がカンボジアにおける民法・民事訴訟法の起草を担ってきたことも、本プロ

プロジェクト実施の妥当性に値する。これまで日本がカンボジアで民法・民事訴訟法に関し蓄積してきた経験や本プロジェクトのフェーズ1での経験は、民事教育の実践に向けたRSJPのキャパシティを構築するうえで大きな財産となることが期待できるからである。

### 3 - 4 - 2 有効性

- ・本プロジェクトは、カンボジア側に民事教育の運営に対するオーナーシップが生まれつつあること、またプロジェクト目標を実現するための戦略も適切であると考えられることから、プロジェクト目標の達成に向かうことが期待される。
- ・しかしながら、本プロジェクトがプロジェクト目標を達成するためには、4つの外部条件が満たされる必要がある点に注意すべきである。

本プロジェクトは、RSJPが裁判官・検察官養成のために必要な民事教育を自立的に実施できるようにすることをプロジェクト目標としている。今次調査においては、RSJP側に徐々に民事教育の運営に対するオーナーシップが生まれつつあることを確認することができた。同校は、最終的には将来その教育プログラムを外部の支援に頼らずに計画・実施できるようになることをめざしている点を、今回の調査団との協議の中で強調している。これはプロジェクトの成功に向けて明るい兆しであり、今後とも同校からの強いコミットメントと協力を期待できると考えられる。

また、RSJPの運営に対して日本側の関与を徐々に減らしていくという計画は、同校が自らイニシアティブを発揮して、民事教育に関する教官を確保し、カリキュラム・教材を作成し、継続教育を実施するうえで、大きなインセンティブとなると考えられる。

さらに今次調査では、民事教育の運営に関する知識やノウハウを組織として蓄積することの重要性がカンボジア側により強く認識されていることが確認された。そして、そういったノウハウを組織として蓄積するためのメカニズムの構築・改善がプロジェクトに組み込まれている。

プロジェクト目標を実現するためには、4つの外部条件が懸念となっている。具体的には、プロジェクト目標の達成には、申請された予算が経済財務省により承認されること、司法官職高等評議会により、人員の配置に対し然るべき配慮がなされる、そして要請により認められた人員が、裁判所によって実際に配置されるといった条件が成立する必要がある。さらに、4つ目としてフェーズ2で見られたように、いわゆるクメール・ルージュ裁判のために裁判官・検察官養成校に必要な人材が引き抜かれてしまうといった同校の人員体制への影響を避ける必要がある。

### 3 - 4 - 3 効率性

- ・本プロジェクトは、教官候補生といったRSJPの若手人材を活用することによって、より効率的に実施されることが期待される。
- ・また、日本国内からの支援、関連する他のプロジェクトとの連携、そして長期専門家の活用もプロジェクトの効率性向上に資すると考えられる。

本プロジェクトは、カンボジア側の人材を最大限に活用することでプロジェクトの効率性

を向上させることを考えている。RSJPの組織や能力を構築し、法曹養成機関における教育が行われるためには、指導担当者の確保及び養成が主要課題であることが、フェーズ1において指摘されている。このような指摘を踏まえ、本プロジェクトの活動を実施するにあたっては、教官候補生を養成し活用することで指導担当者の不足に対処することが、本プロジェクトでは計画されている。

また、フェーズ1から引き続き日本国内からのアドバイザリーグループを設置予定である。日本国内の支援委員の方々からご協力いただくことで、現地のプロジェクト関係者からの質問や懸念にタイミングよく対応できると考えられ、プロジェクトの効率性向上に貢献することが期待されている。

さらに本プロジェクトは、「法制度整備プロジェクト(フェーズ3)」や「弁護士会司法支援プロジェクト」と緊密に協力することで、3つのプロジェクトそれぞれの投入や成果が共有され、またお互いのプロジェクトに活用できると考えられる。本プロジェクトでは、3つのプロジェクトが同時並行的に実施されるなかで、相互の緊密な協力によって得られる相乗効果により、プロジェクトの更なる効率性向上につながることを期待されている。

日本人長期専門家は、フェーズ1の実施の際にも見られたように、日常的にRSJPにおいて適切な助言など支援活動を行うとともに、日本国内の支援体制へ現地の事情・考え方や進捗等を適切につなぐ役割を担うと考えられ、本プロジェクトの効率的な実施に大きく貢献することが期待されており、その果たす役割は大きい。

最後に、日本側・カンボジア側双方の間に生まれた緊密なパートナーシップにより、プロジェクトの効率性はさらに高まると考えられる。両国は、フェーズ1の実施を通じて、相互の緊密な協力関係を構築してきた。その結果、本プロジェクトでは、このようなパートナーシップがプロジェクト活動のより円滑な実施を促し、両国間の協力をさらに推進するものと考えられる。

#### 3 - 4 - 4 インパクト

- ・本プロジェクトは、上位目標の達成するうえで、懸念がまったくないわけではないが、「法制度整備プロジェクト(フェーズ3)」とともに実施されることで、上位目標の達成により効果的に貢献することが期待できる。
- ・また、本プロジェクトは、RSJP卒業生が全国の裁判所に配属されることで、裁判官や検察官はもちろん、それを超えて幅広く民法・民事訴訟法関連知識や情報が普及するといった正の波及的效果を生じる可能性がある。

本プロジェクトの上位目標は、「カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。」となっており、「法制度整備プロジェクト(フェーズ3)」の上位目標は、「民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。」と同じ方向性の上位目標を掲げている。つまり本プロジェクトは、同時並行的に両プロジェクトを実施することで、相互の上位目標の実現に貢献するように計画・策定されている。したがって、関連する2つのプロジェクトの上位目標を達成する蓋然性は高いと考えられる。

しかしながら、上位目標が達成されるためには、3つの外部条件が満たされる必要がある。具体的には、裁判所にRSJP卒業生が配置されない、弁護士や国民が民法・民事訴訟法をきち

んと理解しない、もしくは司法省が必要な書式や附属法令を適切に準備しない場合には、適切に民事裁判が行われないという懸念は払拭されないだろう。プロジェクトの実施に際しては、こうした点にも常に注意が必要である。

また、RSJPは司法関係各界に対し、重要な人材の供給源としての役割を果たす可能性がある。裁判官・検察官としての任官後の活躍に加え、任官後カンボジア各地で民法・民事訴訟法への深い理解に基づいた現場への情報提供者になり得る。また、将来的には両法の講義ができる人材が圧倒的に不足している法学教育の場において、講師としての活躍も期待できる。

### 3 - 4 - 5 自立発展性

- ・本プロジェクトは、政策面での自立発展性は引き続き期待できるものの、組織、人材、そして財務面での自立発展性には、懸念が残されている。
- ・他方で、RSJPは自立的に民事教育を行うことの重要性を認識し、人材及び組織の面での自立発展性を向上させる努力を始める準備が整いつつあるように見える。4年後のプロジェクト終了時には、自立発展性が向上し始めることを期待したい。

政策の自立発展性については、法・司法改革が「四辺形戦略」等の国家開発戦略で重点とされている。また「法・司法制度改革戦略」及びその実施のための行動計画において、司法分野における人材育成が重点分野とされているように、カンボジア政府の強いコミットメントが示されている。したがって、政策面での自立発展性は、維持される可能性が高いと考えられる。

組織面においては、現状では自立発展性は極めて限定的である。RSJPにおける人員は不足しており、関係者の能力や技術水準も十分とはいえない。しかしながら、本プロジェクトは、組織としての知識やノウハウを蓄積することで、長期的には組織面での自立発展性を向上できるように計画されている。また、RSJP側も、自立発展的に学校運営を行っていくことの重要性を認識している。特に、同校はカリキュラムを策定し、教材を作成し、継続教育を組織的かつ自立的に行っていきたいとの意向を明確に示しており、同校を運営するうえで全体的な自立発展性を向上させるために具体的な措置を取る準備が整っているようである。したがって、民事教育に関する自立発展性は、プロジェクト期間中の4年間で徐々に発現してくるものと考えられる。しかしながら、人員配置に関する最終的な権限がRSJP側にはない以上、民事教育を実施するために必要な人員を維持できない可能性は排除されない。特に、人員配置と提供に関する権限はRSJP側にあるのではなく、司法官職高等評議会や裁判所にあり、同校の教員等を確保するうえでの懸念となっている。この点は、関係機関から理解を得られるよう引き続き働きかける必要がある。しかしながら、いずれにしても司法界の圧倒的な人材不足は変わらず、教官の確保は今後も簡単ではないであろう。

財政面に関しては自立発展性が達成されないという懸念がある。同校を運営するうえで必要な予算が承認されるかどうかは、経済財務省によって決められるものであり、カンボジア政府予算が極めて限られ、かつ予算配分権限が経済財務省にある以上、財務的な自立発展性が達成されない可能性は少なくない。フェーズ1の終了時評価でも指摘されたように、民事教育に関する財務的自立発展性は解決すべき主要課題となっており、人員配置への理解を求めるのと同様に、予算措置についても理解を得られるよう関係機関に働きかける必要がある。

以上のように、RSJPがプロジェクトとして全体の自立発展性を実現するためには、まだまだ課題が多い。特に、組織、人材、及び財務面での自立発展性には懸念が大きい。しかしながら、RSJPが自立的に民事教育を行うことの重要性を認識・強調し、人材及び組織の面での自立発展性を向上させる具体的な措置を取る準備が整えていることは、望ましい方向に進んでいるといえる。わずか4年の協力で自立発展性が完全に確保できるのは難しく、この限られた期間に目標として持てるのは、そのための端緒を示すことができるという程度のものであると考えられる。しかし、カンボジア側の努力がRSJPの全体的な自立発展性につながり、RSJPが民事教育を自立的に行えるようなキャパシティを今後4年間で少しでも向上させることが期待される。

## 第4章 両プロジェクト共通事項・団長所感

### 4-1 両プロジェクト共通事項

#### 4-1-1 プロジェクト名称、期間

現行の2つのプロジェクトが、それぞれ2007年度末から2008年度初めにプロジェクトの節目を迎えること、現行のプロジェクト終了から切れ目なく次期プロジェクトを開始してほしいという考えから、今回調査対象となった両プロジェクトの要請は、2006年の時点で早々に提出され、採択されている。早期に提出された要請であるため、当然ながら要請の中身も十分詰められたものではなく、したがって要請時の名称も現行プロジェクトとは若干異なるものが暫定で付されていた。

今般、司法省、RSJP両者に、プロジェクト名称について意向確認をしたところ、両者とも従前のプロジェクトと内容に連続性のあるものであり、突然異なる名称、しかも十分内容を練る段階になかった要請時に暫定で付したものをそのまま次期プロジェクトの正式名称とした場合、今後混乱することもあり、それぞれ「法制度整備プロジェクトフェーズ3」「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2」(両方とも、本報告書のタイトルは「仮称」として記載。英文名称はM/M参照)としたいとのことであった。なお、日本国内において、関係者の意見調整に際して一貫して従前の名称が便宜上用いられ、調整されてきたことから、カンボジア側の意向が確認された上記名称案を使用することが、カンボジア側だけでなく日本側の無用の混乱を避けるためにも適切であると判断する(この点については帰国後、外務省と調整することとなる)。

また期間については、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2(仮称)」は、現フェーズ終了翌日2008年4月1日から2012年3月31日までとし、「法制度整備プロジェクトフェーズ3(仮称)」は、現フェーズ終了翌日2008年4月9日から、RSJPのプロジェクト終了及び日本の会計年度の切れ目に合わせ、2012年3月31日までとすることで合意した。これで両プロジェクトは次期フェーズにおいて、協力終了日が完全に一致することとなる。

#### 4-1-2 司法省の新法理解研修(司法省セミナー)とRSJP継続教育(CLE)との調整

司法省セミナーとCLEは、本来の趣旨からいえば、目的も内容も異なるものであるため、調整の必要性はあまり厳密に考える必要はないはずのものである。しかしながら、現在のカンボジアの状況では、民法・民事訴訟法という重要な基本法ができたばかりであり、これらの基本的理解を進める研修をRSJP卒業生以外の現職の裁判官を含む司法関係者に行うことは、喫緊の課題である。こうした新法理解に関する研修は、本来司法省セミナーで行うべきものであるが、現職裁判官向けCLEでも両法の理解のための教育を当面組み込まざるを得ないという状況になっている。そこで、司法省セミナーとCLEの対象者と内容が重複してしまう可能性が当面の間は懸念されるが、そのような重複は、講師・資金・時間いずれの面から見ても非効率である。そこで、司法省、RSJPにそれぞれ調整の担当者を置いてもらい、この点の無駄が発生しないようにすることとした。上記懸念は、将来的にはある程度解消される問題ではあるが、さまざまな法律ができつつあり、また新しく成立した法律に対する大学での法学教育も追いつかず、RSJPの継続教育の理念も整理されていないカンボジアでは、当面

は上記の点に留意する必要が継続すると考えられる。

#### 4 - 1 - 3 新法関連の質疑の集約

民事訴訟法が適用されて以来、新法理解のための司法省セミナーの場や裁判所の現場等からさまざまな質問が寄せられている。当初、これらについてカンボジア側ではなく日本人専門家に直接質問が集中しすぎているのではないかと、日本人専門家から直接回答してしまうとノウハウがカンボジア側に集約されず自立発展性を阻害するのではないかと、カンボジア側に質疑担当の専任要員を設置すべきではないかという懸念や意見などが日本側支援関係者からも寄せられていた。実際には、寄せられる質問は各種さまざまなものがあり、応答体制として統一的窓口を設置することが適切かどうか、にわかに判断できない状況にある。また司法省にせよRSJPにせよ、数ある業務と限られた人員の中でカンボジア側の専任窓口要員を置くことが得策ではないことも判明した。

次期フェーズでは、RSJPにおいては、教官・教官候補生育成の一環として日本人専門家がこれらの人材から質問を受け、回答することは当然であるため、従前どおり日本人専門家が対応することとした。司法省においては、すでにさまざまな場に出てきている質問について、それぞれの場の「議事録」としてデータに残っているが、質疑がQ&Aのような集約した形に整理されていないことから、今後そうした取りまとめの実施も検討してみることとなった。また、質問の内容自体に関して、司法省が答えるべきでない質問などについては、最高裁判所等他機関との調整も必要である。これらの点については今後、その他数多くある喫緊に対応すべき課題も勘案しつつ、現実的対応を活動の中で検討していくこととした。

#### 4 - 1 - 4 プログラムとしての司法関係プロジェクト

JICAは、現在カンボジアにおいて上記2つのプロジェクトのほか、「弁護士会司法支援プロジェクト」も合わせ、3つの法整備支援のプロジェクトを実施中である。これら3つのJICAプロジェクトのカンボジアの司法分野における協力意義について、今般カンボジア側各協力機関と認識を改めて共有した〔付属資料3 - 4のM/MのAnnex 6 : Overall Picture of JICA's Legal and Judicial Cooperation Program in Cambodia (Draft) 参照〕。もちろん、図示したようなJICAプロジェクトだけがカンボジアの法・司法分野に貢献しているわけではなく、他ドナーによる協力やカンボジア独自の努力も数多くある。また、現有プロジェクトだけでなく、将来的な協力可能性をも見越して整理する必要がある。今後、他ドナーの活動と将来的なJICAプロジェクトの関係も考え合わせながら、司法分野のJICAプログラムを整理する予定である。

なお今般、改めて3プロジェクトの協働の意義をカンボジア側と共有したうえで、具体的に各プロジェクトの成果物を他の協力に活かすことについて確認した。司法省への協力の中で作成された教科書は、RSJPにもLTCにも活用でき、RSJPの教材は司法省、LTCでも有用であるほか、(言語の問題を別にすれば)他国のプロジェクトで参照可能なものもある。今後、こうした横の協力をより一層確保していくことに留意したい。

### 4 - 2 団長所感

#### 4 - 2 - 1 法制度整備プロジェクト

カンボジアでは各種法令の整備が緊急に必要な状況である。そのことのみを考えれば、日



本の法整備支援の特色としてたびたび語られてきたことに対しては逆行するが、他ドナーのようにコンサルタントを起用し各種法令をタイムリーにどんどん作成・提供していくことのほうが一見効率的であり、喫緊のニーズに対応しているかのようにも思える。このような状況下、起草だけでなく司法省のキャパシティーディベロップメント、自立発展に向けた若手育成も行っていくという「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」の支援は、いわば二律背反的なことを強いるようなところがある。民法・民事訴訟法が成立し、今後それが運用されるために必要な法令を大至急で作っていかねばならないこの時期に、あえてカンボジア側に起草の軸足を移し、法令作成のスピードを遅々としたものにするのが本当に得策であるのか、若干の迷いがないわけでもない。

起草の軸足をカンボジア側に移すという日本側の意向については、2007年10月に実施したRSJP終了時評価時に司法省を訪ねた際、すでに表明していた。司法省は、日本側の提案を受け入れ、今後の体制に備え、作業に携わる人員として司法省の若手職員を任命した。これら若手職員は、起草そのものはもちろん立法化に向けた作業を進めていくなかで、要の人材となってってくれるはずである。多くの法律の起草作業が司法省だけでなくさまざまな省庁で進んでいる現在、他ドナーやそのほかの機関との情報交換によって、いち早く司法省以外での起草作業の動きを知り、事前に必要な調整に取り掛かれるようにするために、法・司法改革のテクニカルワーキング・グループ（TWG-LJR）への若手職員同行を検討することなどの日本側の提案に関しても、真摯に検討していた。

司法省のこうした対応や、作業に携わる職員や外部人員への謝金支払いの見合わせに対する理解など、司法省側の自立に向けた努力の姿勢と意思は伝わってくる。早急に対応すべき多くの物事が少数の人材に集中して同時に押し寄せているようなことが常態化しているカンボジアで、例えば起草そのものの効率性には若干目をつぶってでも、どこかで自立に向けた若手のキャパシティーディベロップメントを見越した協力方法に切り替えなければ、いつまでたってもそのタイミングもきっかけも逸してしまう。現フェーズと次期協力の切り替えのときを一つの好機と考えて、まずは一步を踏み出してみるしかない。この大切な時期に、今後の起草に役立つような法令の翻訳の提供など、資金的な手当によって少しでも解決できる部分については、十分な協力をしていくべきであろう。

ただし、司法省との協議を通じ懸念されたことは、協議に対応できる人材そのものも限られている、ということである。従前の協力から一貫して対応してきた次官の体調が悪く協議参加不可となったとたんに、別人が協議には出るが決められない、答えられない、上部（大臣）に伝える時間もないというような状況となり、起草主体の議論にかかわりなく、司法省の組織自体の脆弱性が出ているようで、やはり若手職員の早急な育成が必要であると感じた。

#### 4 - 2 - 2 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト

RSJPについては、2007年10月に実施した終了時評価調査においてさまざまな事項について話し合ったばかりでもあり、その際に今後の一番の課題としてあげた自立発展性の確保について、先方もよく理解し、いろいろな工夫をRSJP自身でも考えていた。

民法・民事訴訟法が日本の協力で成立したといっても、今後その運用をしていく人材がいないとその法律は死文化する。RSJPは、その運用を担う人材の育成のために重要な役割を果たす機関である。それだけではなく、RSJPから輩出される人材は、各地の裁判所への新法理

解促進のハブとしての機能や、将来の法学教育の担い手になることが期待されるのみならず、今後この基本法が機能していくための附属法令の作成にあたって現場の情報を提供するリソースともなり得る。つまりは、ただ運用人材を供給するだけでなく、カンボジアの司法関連のさまざまな機関で活躍する人材の供給・育成の場ともなっており、その意義は大きい。そのRSJPが自立発展性を高めることは、カンボジアの司法分野にとって大きな意味を持っている。

RSJPの協力内容を検討するに際し、外部講師ばかりがいるという状況ではなく、専任教官が一人でも二人でもよいから配置され、日本の司法修習所の「民事裁判教官室」のような機能を果たし、一部の講義を行うだけでなく、教育内容についてマネジメント層と検討し、カリキュラムを検討し、それに沿った講師の招へいができるようになればいいと当初は考えていた。現在そのような役割を果たせるのは日本人専門家しかおらず、その役割に相当するカンボジア側の人材がないのは自立発展に向けて大きな問題であると考えられたからである。しかしながら、カンボジアにおいては、たとえ大学でも常勤教官はそうはいない、担当授業のコマだけを講義する講師がパッチワークのように分担して授業を実施しているような状況であるとの事情を聞くと、歴史の浅いRSJPがいきなり専任教官をたとえ一人でも確保するのは困難であろうと思われた。現時点では、すべて外部講師であっても、それらの講師がグループとしてノウハウを共有し、講師の一部の入れ替えがあっても、組織としてノウハウ継承ができるような情報共有・蓄積の仕組みを作っておくことが取り得るべき、また取っておくべき措置であるといえる。

#### 4 - 2 - 3 中長期的な視点

司法省にせよ、RSJPにせよ、限られた人材の中で法令そのものを作ることや講義そのものを実施することなど、目の前にまずやるべき喫緊の課題が山積しているなかで、若手の人材育成、組織の自立発展性を確保するための仕組みを作ることとは容易なことではなく、たった4年のプロジェクトで、それを完璧に作り上げることなど至難の業である。自立発展に向けた人材育成や仕組みづくりが曲がりなりにも形になってきて、今後それを固めていく端緒ができる程度だろう。こうした現実と道のりの長さを踏まえ、本当の意味で自立発展がなされ日本が支援を引き上げるまでに何をポイントとして協力すべきか、関係者が共有することが必要である。

例えば、あくまで一例であるが、以下のような支援が考えられる。まず司法省においては、次期協力のさらに先に、おそらくまだ継続して必要である立法化支援や、さまざまな制度や付随する事項についての検討作業への助言を協力内容として継続する。さらに長期を見据えると、今後も将来にわたって続く、関連法令起草・改訂作業をカンボジア国内で独自に進めていくにあたって、民法・民事訴訟法が日本法に親和性があるという事実にかんがみ、膨大な日本の関連資料が参考にできるように、日本語で日本法を理解できるコアとなる人材を一定数、JICAの長期研修制度等を活用して育成するなどである。またRSJPにおいては、次期協力のさらに先に、民法・民事訴訟法理解からより実務に即した教育内容にシフトするための助言や、新法理解度が年数が経過するにつれ変化していくことに対応した継続教育の内容の見直しについての助言を行うなどである。それぞれ支援の軸足を時代の変化にあったものに移しながら、一朝一夕にはいかない自立発展性の定着に向けた支援も丁寧フォローしてい

くことで、今までの投資も活かされると考える。

なお、カンボジアの案件は何に関しても資金面での自立に関し不足感が否めず、一度協力を開始すると人的組織的な自立発展の工夫をいくら行っても、資金面での自立発展性に確証がない。財政事情が数年で変化すれば別かもしれないが、そうでない限りプロジェクト終了時に突然すべてを終了するのではなく、プロジェクト終了後の在外事業強化費の活用、企画調査員の同経費の活用、研修員フォローアップ経費の活用などを通じ、経費面での若干の支援を、規模を縮小して残しつつ、日本の人的協力終了後のカンボジア側の人的組織的な自立・持続をさらに固め後押しできるような方法を検討し、経費的にもフェードアウトしていきけるような方策を考えておく必要があると思われる。

#### 4 - 2 - 4 国内の体制

今般の調査で、司法省、RSJP双方から、カンボジア側とともに考えて作業を進める日本のきめ細かな支援のやり方への評価が寄せられた。「自由と反映の弧」「価値の外交」というスローガンが掲げられている現在、またおりしも海外経済協力会議において法整備支援を関係省庁が連携し戦略的に進めていくという方向性が打ち出された今日、カンボジアに対しては人材が不足する状況下でも日本が民法・民事訴訟法という基本法の作成を支援したという重大な事実を踏まえ、それが根づくために必要な長期的支援の内容を関係者一同で検討・共有し実施していくこと、またそのために必要な人材のリソースが確保できるよう関係機関で方策を考えていくことが必要である。

## 付 属 資 料

- 1 . 事前調査評価時以前のカンボジアとの協議関連資料：
  - 「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト終了時評価」(2007年10月)
  - 1 - 1 司法省との意見交換議事録(2007年10月23日)
  - 1 - 2 司法大臣との意見交換議事録(2007年10月24日)
  - 1 - 3 RAJPとの意見交換議事録(2007年10月24日)
  
- 2 . 日本側関係者による協議関連資料：事前評価対処方針会議(2008年1月9日)
  - 2 - 1 議事録
  - 2 - 2 対処方針(案)及び別添資料
  
- 3 . 事前評価調査関連資料
  - 3 - 1 調査日程
  - 3 - 2 主要面談者リスト
  - 3 - 3 協議議事録
  - 3 - 4 事前評価調査時M/M〔法制度整備プロジェクト(フェーズ3)〕
  - 3 - 5 事業事前評価表〔法制度整備プロジェクト(フェーズ3)〕
  - 3 - 6 PDM案(和文)〔法制度整備プロジェクト(フェーズ3)〕
  - 3 - 7 PO案(和文)〔法制度整備プロジェクト(フェーズ3)〕
  - 3 - 8 事前評価調査時M/M〔「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)〕
  - 3 - 9 事業事前評価表〔「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)〕
  - 3 - 10 PDM案(和文)〔「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)〕
  - 3 - 11 PO案(和文)〔「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)〕
  - 3 - 12 事前評価調査帰国報告会資料

1. 事前調査評価時以前のカンボジアとの協議関連資料：

「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト終了時評価」(2007年10月)

1 - 1 司法省との意見交換議事録(2007年10月23日)

日時：2007年10月23日 14時半～17時半

場所：司法省(MOJ)

面談者：H.E.Chan Sotheavy 次官(CS)、H.E.Chuon Tech 検察官長官、Mr.Saly Theara 控訴裁判所裁判官(ST)、Mr.You Ottara 最高裁判所裁判官(YO)、Mr.Soengng Panhavuth 執行官長官、Ms.Phan Chanly WG 秘書

当方：調査団(熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、渡辺、諏訪井)、派遣専門家(坂野、神木、眞鍋、柴田、森田)、事務所(堀田、塩谷)

配布物：JICA Survey Team's Visit to Cambodia and Issues to Be Considered for the Next Phase Cooperation of "Legal and Judicial Cooperation Project" (10月1日に手交済み)

(要旨・敬称略)

---

1. 訪問趣旨

熊谷：団員紹介、訪問趣旨の説明。次フェーズの協力の柱としては2点あげている：民法、民事訴訟法の運用にあたって必要な法令の準備、運用に必要な書式及び書式を含めた普及活動である。

2. 日本案に対する意見

CS：民法・民事訴訟法を適切に適用し、普及するためには、統一された書式の準備も必要である。ぜひ書式の準備の支援をお願いしたい。また、両法律を普及していくため、その普及に関しても協力願いたい。人材育成は必要であるが、今まで育成してきた人がクメール・ルージュ裁判などで忙しくなってしまった。そのために小グループを作り、WGを支えることになっている。しかしながら小グループのメンバーを育てても、裁判官でなければいけないという問題がある。加えて、実施・適用するためには民法の逐条解説が必要だができあがっていない。民法にかかわる教材もまだ準備できていない。

今まで日本側に本邦研修や現地セミナーを通じて育成してきてもらったが、イニシアティブを取るほどの能力は備わっていない。また、これまで起草してきた人は重要な立場になったため、忙しくなっている。そこで、ぜひ関連法案を作るときには従前どおり、日本側で作っていただき、カンボジアのWGで議論という方法を取りたい。

YO：民事訴訟法の関連法案では、執行官法案の検討が終っていないが順調である。一方、民法は適用法、寄託法案、公証人法案ができていない。カンボジア側のイニシアティブが必要であることはわかるが、人数が限られている上に普及活動も必要であり、新法案起草までできない。人材育成は非常に重要であり、今までのWGメンバーだけでは今後うまく動かなくなる。

### 3．書記官養成、執行官養成への要望

ST：民事訴訟法適用後3か月経過したが、一部の裁判官は民事訴訟法を理解していない。また、書記官も理解していない。書記官養成校の専門家にやってもらいたい。高等裁判所においては執行官の問題も大きい。執行官の役割が民事訴訟法の中で重要であり、訴状の送達などに大きくかかわっている。執行官の養成をしていただく必要がある。

### 4．起草が必要な法令と進め方

CS：必要な法律としては供託法、土地の登録に関する法令、物件にかかわるもので強制執行と仮執行、法人の登録に関する法令、民法第8編にかかわる相続関係（相続人をどのように探し出すか）、強制執行・保全関係の教科書があげられる。起草の進め方は大臣と相談する。

稲葉：法案を検討するには、制度の設計も必要である。

CS：制度を検討するにしても、日本側からアドバイスをもらいたい。専門家に来てもらい、カンボジアで設計してもらえたらよい。

### 5．書式作成とその方法

稲葉：書式についての必要性は理解できるが、その書式について検討する体制として、司法省のもとで検討する体制を整えなければ、全国的に統一した書式にはならないのではないのか。どのような体制で検討するのか。例えば、プノンペン市裁判所と共同するという方法はいかがか。

CS：検討するのであればWGメンバーである。

ST：フランスによる刑事訴訟法の書式検討委員会は、控訴裁と最高裁で刑訴の書式をクメール語に翻訳、控訴裁と最高裁の中に作った委員会で検討している。

CS：市裁で検討していたとしても、彼らから意見を吸い上げ、司法省内での検討が必要。

ST：各地の地裁で検討しているものは、当面の仕事の障害を避けるためのものであり、十分な知識をもって検討しているわけではないという問題がある。したがって、まずはWGと専門家が検討することが望ましい。

稲葉：専門家と検討するにしても、体制を整えてもらう必要がある。

熊谷：ニーズがあることはわかった。日本側でも体制を整える必要があり、検討したい。

### 6．普及活動

稲葉：新法の普及のために裁判官や書記官を、一定期間本来業務から離れてもらうことは可能なのか。

CS：あまりよいことではない。仕事量を勘案し、普及セミナーは3日間としている。フェーズ3では普及と附属法令起草が必要である。そのためにはフェーズ2で終らせるべきもの（教科書と逐条解説）を終らせたい。

## 1 - 2 司法大臣との意見交換議事録 (2007年10月24日)

日時：2007年10月24日 15時～16時半

場所：MOJ

面談者：H.E.Ang Vong Vathana 司法大臣、H.E.Chan Sotheavy 司法省次官、Mr.Mon monicharya 最高裁判所判事、Mr.Soennng Panhavuth 検察長官、Mr.Seng Puthy 司法省立法局局長、Ms.Nil Philippe 法律教育普及局局長

当方：調査団（熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、渡辺、諏訪井）派遣専門家（坂野、神木、眞鍋、柴田、森田）事務所（堀田、塩谷）

配布物：JICA Survey Team's Visit to Cambodia and Issues to Be Considered for the Next Phase Cooperation of “Legal and Judicial Cooperation Project”（10月1日に手交済み）

### （要旨・敬称略）

大臣：団長をはじめ皆様にご挨拶申し上げたい。日本では\*日本国法務大臣に会うことができた。

10月5日に民法が下院を通過して可決し、今後上院審議予定。2つの法律ができるということは柱ができるということであるが、周辺の小さな柱が必要であり、今後はこの支援をお願いしたい。我々の能力だけではできないからである。最後まで支援をお願いしたい。また、2つの法律はとても大きく、我々にとって新しいものである。したがって普及が必要である。いくら新しいものでも普及しなければ適用されない。もっと普及活動をしていきたい。

熊谷：4月9日以降のフェーズについては、既に基本的な考えをまとめたものをお渡ししている。それをもとに22日月曜日に次官をはじめ、皆様方と意見交換をさせてもらった。ご要望あると思うが、ポイントとして3点あげたい： 附属法令起草、新しい法律に関する研修、書式の検討。ただし、 に関しては、第3フェーズではカンボジアの皆様起草のイニシアティブを取ってもらいたいと考えている。附属法令に関してはカンボジア国内の制度設計と密接にかかわってくる。どのような制度設計が必要なのか、どのような現状なのかという点は日本側ではわかり得ないため、カンボジア側にイニシアティブを取ってもらいたい。附属法令はカンボジアの方に中心になって作ってもらうためにも、カンボジア側で受け皿となる体制が不可欠である。

大臣：団長の要望に関しては、我々も理解している。附属法令のイニシアティブを取ってほしいという点については、WGのメンバーが今は少なくなったという問題がある。また裁判官や検察官は本職が忙しい。ただし、今までのやり方が難しいのであれば、どのように起草するのかを指導してもらう必要がある。WGを作る（受け皿を作る）という点は、その方向で準備を進め、2008年の1月までには皆さんに説明できるようにしたい。書式はとても重要であるということは同じ意見である。法律の民訴の適用が進んでいるが人材が伴っていない。

次官：

（必要な附属法令）供託法、土地の登録に関する法律、法人の登録に関する法律、住民登録に関する法律、区分所有権に関する法律が民法・民事訴訟法を施行するために必要なものだと考えている。ぜひ従前のやり方を続けていただきたい。

（起草方法）最初はカンボジア・日本の話をしながらどのような制度設計が必要か、どの機関が供託をするのかといったことを検討し、日本の先生方に法案を起草していただけると助

\* 名古屋大学東京フォーラムに参加のため訪日

かる。

(資料) フェーズ3においては大々的に普及活動を行うことが必要である。その普及活動を効率的に、成果を上げるために、資料が必要である。フェーズ3で民法普及のために民法のテキストが必要である。また民法の逐条解説があれば、自分たちで調べることができる。ぜひ早く完成していただきたい

熊谷：法律の作り方、WGの方法については、どこまでどういう制度設計にするのかということにもかかわってくるので、専門家や日本の先生方と検討をしたい。民法はボリュームがあるため、教科書・逐条解説が必要ということは十分理解している。今回改めて司法省からも要望があったということで先生方にも伝えたい。

稲葉：附属法令は条文数からすると少ない条文で構成されるということは予想される。しかしながら、制度設計を伴うものである。仮に日本側の先生が法案の原案を作るにしても、カンボジア側が供託をどういう機関で供託制度を作るのかという制度の概要が決まらなければ法案を作ることができない。簡単に条文だけを作ればよいというものではないということをおわかりいただきたい。その観点から、熊谷団長からも説明したとおり、まずは司法省で制度設計を考えていただく方、制度設計を日本側と協議をしながらしる、検討する人を確保してもらう必要がある。司法省の人材も限られており、日本側も限られているというのが現状である。その中で最も急ぐものは何か、何らかの形でしのげるもの、という整理、そして人材の確保が必要という点を、協力するにあたって十分にご理解いただきたい。

大臣：団長をはじめ、稲葉部長のおっしゃったことは意見としては同意。附属法令はカンボジアで適用されるものであり、カンボジアの社会に合う制度を設計しなければいけない。日本側がやりたくないと言っているわけではないこと、支援したくないのではなくて支援の方法を変えたいということは十分に理解できた。

今までのやり方(日本側の先生が条文のある章を起草していただき、カンボジアで議論して手直しする、一部はカンボジアで準備をして議論をするというやり方)は非常に大きな成果があったと思う。日本の支援では、協議をすることでカンボジアの習慣・社会に合うように修正してきた。森嶋先生にぜひ支援を継続してもらいたいと伝えたところ、快く受け取れ、協力して支援していくとおっしゃっていた。

来年の1月までにWGをどうするのかということは決め、制度を設計したいと思う。ぜひ日本側も専門家を出して制度設計のところを検討する支援をしてもらいたい。



### 1 - 3 RAJP との意見交換議事録 (2007 年 10 月 24 日)

日 時 : 2007 年 10 月 24 日 8 時半 ~ 12 時

場 所 : JICA カンボジア事務所別館 2 階バイヨン

面談者 : H.E.Tep Darong RAJP 学院長 (TD) 、 H.E.Keut Sekano RAJP 事務局長 (KS)

H.E.Vann Phann RSJP 学校長 (VP)

当 方 : 調査団 (熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、渡辺、諏訪井) 、 派遣専門家 (坂野、神木、眞鍋、柴田、森田) 、 事務所 (堀田、塩谷)

配布資料 : 「RSJP Project Final Evaluation and Issues to be considered for the Next Phase Cooperation」 (9 月上旬にクメール語訳を学院に手交済み)

#### (要旨・敬称略)

---

##### 1 . 概要説明

熊谷 : 日本側が次フェーズで必要と考えているのは、教材、人材育成の 2 点である。

TD : 教官候補生の次のグループの養成、教材が必要である。また新しい専門家が来ると、慣れるまで時間を要するため、柴田長期専門家の期間を延ばしてもらいたい。

書記官養成についても支援が必要である。新しい民事訴訟法に基づいた講義をする必要があり、書記官を教えるのは難しい。校舎もできるので来年から新規書記官養成を始める。

書式が全国的に統一されれば適用するときに混乱がなくなるため、書式の準備も必要である。執行官養成に関しても支援が必要である。執行官になるには学校で教育をすることが必要であり、執行官校の設立予定である。執行官の入学試験は年齢制限をする予定である (年配者を採用予定)。また、法律を執行するときに性格が穏やかな人がよい。カリキュラムを検討中であるが、詳細を決める必要がある。

##### 2 . 裁判官・検察官養成校

###### (教官候補生養成)

稲葉 : 教官候補生の養成に関する予定・計画を教えてください。

TD : 教官候補生 1 期生は、教官が教えるときに補助として参加してもらう。日本人専門家が教えるときも彼らに補助として入ってもらい、将来教えられるようになってもらう。教官候補生 2 期生も同様の方法で養成し、これを養成方法のスタンダードとしたい。

稲葉 : 2 期生の教官候補生にはこれまで同様の教育を行うという計画なのか。

TD : 教官候補生 2 期生は RSJP 2 期卒業生だけでなく、1 期生から (現職裁判官) も入れたらいいのではないかと思う。

稲葉 : 1 期生、2 期生のどちらも日本側で支援をするのか。

TD : 日本側が教官候補 1 期生養成において、何が必要かがわかれば教えてください。候補生 2 期生の養成も同様をお願いしたい。

###### (教材作り)

稲葉 : 教材をさらに増やす必要があるということは同じ認識。作成及び今あるものの改訂に関して、どういう人たちが行っていくのか。

TD : 教官候補生 1 期生が実質的な教材作成を行い、教官や日本人専門家が確認を行う。

稲葉 : フェーズ 1 での模擬記録 WG は解散か。

TD：グループは解散させないで教材改訂を行ってもらおう。司法省と弁護士はRSJPの管理監督下ではないため、管轄下の人を強化する必要がある。活動の中心はあくまでも教官候補生であり、司法省や弁護士は補助という位置づけである。

稲葉：学院でのさまざまな活動が増えることが予想される。その中で一人の日本人専門家ができることには限りがあり、どの部分を中心に日本が支援させていただくかを検討する必要がある。

佐藤：模擬記録WGは解散させないということであったが、何を作成するのか。

VP：模擬記録の数を増やして充実させていきたい。

### 3．書記官養成について

KS：(概要)

- ・2008年6月2日から新規教育開始。
- ・期間は1年。条件としてカンボジア国籍、高校卒・法学部3年生以上、30歳以下、健康な者。50名程度。
- ・5か月集合研修＋6か月の実習＋1か月集合研修。民事科目に関しては、柴田教官と相談をした。
- ・書記官教育は継続教育を実施しており、その担当教官が現在6名。(カンボジアの教官6名と柴田専門家)。新しい教官候補生を作り、書記官養成校でも活用したい。今は書記官教官がいらないが、将来的には必要。
- ・継続教育は100名/回で実施。1期～5期まで終了したが、民事教育は含まれていない。

TD：M/Mの内容を拡大し、専門家を学院全体で融通を利かせて働いてもらえるようにしたい。

KS：6期目の継続教育のときは民事訴訟法も適用されているので民事訴訟法に関して教える必要があるが、教官がいらないため柴田専門家をお願いした。7期生の継続教育と1期～5期の民事教育をお願いしたい。

稲葉：次フェーズで支援できるかどうかかわからないが、検討の前提として質問する。学校側の要望としては書記官養成校のカリキュラムの中で、どの部分をどういう形で支援してもらいたいと考えているのか。

KS：カリキュラムの詳細はできていないが、大枠がある。民事にかかわる科目は30時間。という科目を教えるのかは柴田専門家と相談した。民事事件における書記官の役割、8週間285時間。RSJPと同様に、カンボジア側で教えられない科目は日本人をお願いしたい。

KS：教官候補生が教えられるのであれば書記官養成校で教えてもらう。それ以外は柴田専門家に直接教えてもらいたい。

稲葉：RSJPで時々、柴田専門家が直接生徒に教えているのは、本来カンボジア側でやるべきことであるが、予定されていた教官が来れなくなって休講にしないために仕方なく代わりにやっていたものである。特別な講義を2、3日集中して行うことはあっても、基本的なスタンスとしては日本人専門家が直接教えるべきではない。柴田専門家が教えているその意味付けは誤解がないようお願いしたい。

VP：理解はしている。

KS：日本側の基本方針として教えることはしないということであれば、これまでと同じようにカンボジア教官が講義を行い、わからないところは飛ばして後から確認、それでもわからなければ柴田専門家に教えてもらうということになる。

#### 4．書式について

稲葉：学校においてどういう内容の支援を求めているのか。

TD：司法省とも協議をしている最中である。

稲葉：裁判官が作成するもの、書記官が作成するものなどさまざまであるが、“書式”とは何を示しているのか。

TD：裁判官用、書記官用、つまり民事訴訟法にかかわる書式。

稲葉：書式については司法省の起草支援プロジェクトでも必要性が取り上げられており、検討することになっているが、司法省で検討するのであれば学校は日本側に支援は求めないという理解でよいか。

KS：本来は司法省の役割であり、司法省が検討するのであれば学校は検討しないので支援は求めない。

#### 5．執行官養成校

TD：(概要)

- ・2008年6月2日から開始。書記官養成校と同じ日に始めることにより、重複する科目は一緒に受けてもらう予定。
- ・教育内容は未定。来年の6月までに教官の確保について検討。

稲葉：要望の内容は量・質ともに、現在柴田専門家が担当している内容よりも増加しているが、派遣できるのは1名のみであり、協力範囲は限定される。また、日本の裁判制度の違いを理解してもらいたい。カンボジアでは裁判所の行政面は司法省が取り仕切っているが、日本の裁判所は法務省・政府から独立している。したがって、日本の法務省は裁判所に対して指示することはできず、支援要請をするにしても、裁判所の独自の判断となる。日本は書記官・執行官の養成は法務省ではなく裁判所が独自に実施している業務であるということを理解してもらいたい。

#### 6．弁護士会との関係

熊谷：4階に弁護士会が入った際に資金を得ることを検討しているのか。

KS：考えていない。日本政府に対して建設依頼をした際、司法会全体のものという位置づけになっているため、リース料は取らない。法律家のために共同で使う。

TD：教育内容に関しては弁護士会に任せる。

2. 日本側関係者による協議関連資料：事前評価対処方針会議（2008年1月9日）

2 - 1 議事録

平成20年1月9日（水）  
JICA 社会開発部  
ガバナンスチーム

カンボジア法制度整備プロジェクト及び裁判官・検察官養成校民事教育改善  
プロジェクト事前評価対処方針会議 議事録

1. 日時 平成20年1月9日（水） 10時30分～12時00分

2. 場所 JICA本部 12C会議室

3. 議題

(1) 事前評価調査対処方針について

(2) 質疑応答

4. 配布資料

(1) 対処方針案

5. 出席者

大西 英之 外務省無償資金技術協力課 ASEAN 班班長

衣斐 瑞穂 最高裁判所事務総局秘書課付

桑原 美帆 最高裁判所事務総局秘書課渉外第一係主任

松本 裕 法務省大臣官房付

齋藤 敏 法務省官房秘書課国際室長

山口 幹生 法務省法務総合研究所総務企画部副部長

梁取 一夫 法務省法務総合研究所総務企画部付

稲葉 一生 法務省法務総合研究所国際協力部長（調査団員）

田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部教官

亀卦川 建一 法務省法務総合研究所国際協力部教官

建元 亮太 法務省法務総合研究所国際協力部教官

宮崎 朋紀 法務省法務総合研究所国際協力部教官

土屋 佳代 法務省法務総合研究所国際協力部主任国際協力専門官

矢吹 公敏 矢吹法律事務所弁護士・日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

西田 竜也 株式会社ケイディーテック主任研究員（調査団員、欠席）

岡村 昭夫 独立行政法人国際協力機構アジア第一部第二グループ

東南アジア第三チーム長

竹原 成悦 独立行政法人国際協力機構アジア第一部第二グループ

東南アジア第三チーム職員

長縄 真吾	独立行政法人国際協力機構アジア第一部第二グループ 東南アジア第三チーム職員
柴田 紀子	独立行政法人国際協力機構長期専門家 (裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト)
森田 隆	独立行政法人国際協力機構長期専門家 (裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト)
坂野 一生	独立行政法人国際協力機構長期専門家 (法制度整備プロジェクトフェーズ2)
神木 篤	独立行政法人国際協力機構長期専門家 (法制度整備プロジェクトフェーズ2)
眞鍋 佳奈	独立行政法人国際協力機構長期専門家 (法制度整備プロジェクトフェーズ2)
鵜飼 彦行	独立行政法人国際協力機構カンボジア事務所次長
堀田 桃子	独立行政法人国際協力機構カンボジア事務所所員
佐藤 直史	独立行政法人国際協力専門員(調査団員)
桑島 京子	独立行政法人国際協力機構社会開発部第一グループ長
熊谷 晃子	独立行政法人国際協力機構社会開発部第一グループ ガバナンスチーム長(調査団長)
琴浦 容子	独立行政法人国際協力機構社会開発部第一グループ ガバナンスチーム職員(調査団員)
吉武 雄二郎	財団法人国際民商事法センター事務局次長
岩間 伸樹	財団法人国際民商事法センター事務局専門員

## 【要旨】

### 1、対処方針案について

琴浦職員) 配布資料に沿って対処方針案を説明。

熊谷 T 長) 全体の考え方についてはご提示したとおりだが、補足説明したい。これはあくまで「案」であり、国内リソースを念頭に置きつつ、カンボジア側と現地専門家の現場の意見を取り入れながら修正していきたい。調査日程はタイトだが、法制度整備プロジェクトと裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトの2つのプロジェクト両方の評価を行う。その合間をみて弁護士会プロジェクトについても訪問できればよいと考えている。

資料の「2008年4月以降の全体像」については、現在実施している3つのプロジェクトは、お互いに補完しながら「法の支配」という大きな目標に向かっていくことを表したものである。この全体イメージをカンボジア側と共有したい。ただ、これは日本側の理屈で作った図で、カンボジア側がこの図のような、日本側で考えているイメージを持っているかは疑問であり、また先方には先方の都合もあり、プロジェクトの主体も違うので難しいだろうが、この全体像を提示することで意見交換と情報共有をしつつ、めざすもののイメージを共有しておきたいと考えている。

### 2、質疑応答

#### 質疑応答に対するカンボジア側の体制づくりについて

眞鍋専門家) 本来であればカンボジア司法省が取り組むべき、と強調されているようである。

しかし、日本人専門家の間でも相談し、また建元教官・宮崎教官がご出張された際にも協議した結果、現時点ですべての問題に対して司法省が一括して取り扱うことは時期尚早ではないかと考えている。また、裁判所において法解釈における不明な点があったとき、裁判官の独立という観点から見ると司法省が回答することについては疑問が生じる。

熊谷 T 長) 質疑応答について司法省が担当すべきと決定したわけではなく、最高裁判所等も含め、どの機関が窓口となるべきかを日本側が、また現時点では決めることはできない。ただ、現行のように現地専門家に携帯電話などで直接質問され、専門家が問題解決する方法を継続しては、カンボジア側にノウハウが蓄積されないのではよろしくない。現在のやり方を否定するものではなく、むしろ回答いただいていることには御礼を申し上げたいのだが、ご理解いただきたいのは、最終的にはカンボジア側で Q&A を取りまとめノウハウを蓄積していく考え方を共通の認識として持つべき、ということである。

田中教官) 質疑応答に対するカンボジア側の窓口をどうするべきかについては、先般、現状の懸念事項として私が発言したものであるが、建元教官と宮崎教官が出張し、協議した結果を聞いて再考したことがあるので補足したい。現状ではカンボジア側からの質問は種類もばらばらで、程度についても玉石混交であることがわかっている。この状況を踏まえ、今は個人から寄せられる質問に個人から回答しているが、将来的には質疑について組織的に質問をして、組織的にこれに回答するという仕組みを作ることが必要であると思う。質問事項をきちんと集約することが求められるだろうが、カンボジア側の現状を考慮すると、かなりの時間がかかることが予想される。また、質問するやり方自体についても育成していく必要がある。今回 PDM 上に質疑応答をどの機関が窓口となるべきかについて記載することは難しいだろうから、この点について書きぶりを修正する必要がある。

宮崎教官) 12月に現地出張した後、法総研でも協議した結果、カンボジア側からの質問の窓口を一本化することは妥当ではない、と意見が一致している。まずはカンボジアの裁判官からどのような質問があげられているか把握することが必要と考えており、現在、この質疑をQ&Aシートに書き込むようにしている。現在集まっているQ&Aシートを見る限り、具体的な質問内容は、裁判官として自分が担当している事件をどのようにして処理すべきかについて問うているものが多い。論点としても法律の中核部分の問題点というより、民訴の注釈書に記載があるような細かな内容のものが多いようである。

今後司法省を質疑応答の窓口とするには、「質問に答えることができる人材がいないこと」と「裁判官の独立が保てるか」の2つの問題点がある。まず「質問に答えられる人材」についてだが、質問者となるのはカンボジアで一番民法・民訴法を勉強している人々なので、彼らからの質問に答えることのできる人材が現在のところ日本人専門家を除いてはいないだろう。次に、「裁判官の独立を保てるか」について。日本では、司法研修所主催の協議会で現場から上がってくる質問に対して裁判官が答え、その回答を配布するなどしている。カンボジアでも日本のやり方を踏襲するほうが、裁判官の独立性を保てるのではないだろうか。いずれにしろ窓口をどの機関が担当すべきか決定するまでには時間を要するので、この質問に答えているやり方は注釈民法、注釈民訴が完成するまでの応急措置という評価が妥当であって、本来司法省が取り組むべき性質の問題ではないと思う。

佐藤専門員) コメントが2つある。まず「質問に答えることができる人材」に関して、すべての質問に対してそもそも答えるべきなのかを検討することも必要だろう。次に「裁判官の独立」については、日本人現地専門家が回答すること自体が裁判官の独立を妨げる可能性が出てきはしないか、ということも検討しなければならない。このことは現地側でも熟考された上での対応であることは承知の上で発言させていただいていることをご了承いただきたい。司法省にあげられた質問に対して、司法省が回答すべき性質のものでないと司法省が判断したものについては、最高裁やRSJPに回付する方策もある。

建元教官) 質問に回答しないという選択肢は、RSJPでのTOTという観点から考えると現実的には難しいだろう。質疑応答の体制作りについては、まず質問の具体的な内容をしっかり共有・把握しておかないと議論できないので、Q&Aシートを作成し、質問を蓄積し整理することとした。ここで溜め込んだQ&Aシートを法総研とJICAとで共有してから、宮崎教官が指摘された協議会で対応する方法などの質疑応答に対する体制作りを議論したい。眞鍋専門家と宮崎教官から発言のあったとおり、現段階で質疑応答の窓口を司法省に一括すると決定することは時期尚早であろう。

佐藤専門員) RSJPのTOTという意味では、教官候補生からの質疑に対する応答は、これまでどおり行っていただくことにももちろん異存はない。裁判官からの質疑に対して日本人専門家が回答すべきか、についての発言であることをご承知いただきたい。

矢吹先生) コメントが2つある。まず建元教官がご指摘のように、質問の内容をしっかりと捉える必要がある。他方、民訴法は手続法であり手続を正確に行う必要があるため、裁判官の独立をしっかりと念頭に置きつつ、あげられた質問が手続上の問題であれば積極的に回答していく必要がある。次に民法の「普及」ではなく「新法理解研修」と呼ぶようだが、民訴法が根付くまでは実務として誤ったものが蓄積されないように緊急措置として質疑に答えていく必要がある。

また、Q&Aにも非常に興味がある。できるだけQ&Aをためて将来的にはそれを網羅した書籍を出版することがよいだろう。どの機関が回答すべきかについては各位にお任せしたいが、個人的には回答しうる人材が存在すること、現地長期専門家も常駐することの理由から、司法省が妥当ではないかと考えている。

熊谷 T 長) 回答すべき機関について日本側としては結論を急がせようというつもりはない。皆さんのご指摘のご趣旨もお互い乖離しているものではないと考えている。問題意識をカンボジア側と共有したいことが狙いである。また建元教官ご指摘のとおり、RSJPのTOTについてはこれまでどおり専門家から直接ご支援賜りたいし、この意味での「質問への回答」と、一般の裁判官やその他司法関係者から寄せられる「質問への回答」への対応の意味は、当然分けて考えるべきものと考えている。書きぶりについてはこの場で文言まで修正することは妥当ではないので、この点についてはここまでとさせていただきたい。

### RSJP プロジェクトに関して

柴田教官) 2点述べたい。まず、日本の民事教官室のような体制を作ることは重要なので、活動の中で明確に落とし込んだほうがよい。具体的には、RSJPのアドミ的な定例ミーティング開催とは別に、学校長が主催する教官、教官候補生を集めて行うもので、カリキュラムの選定や教材の作成指針についての会合を年数回行うことを具体的な活動として記載したほうがよい。

次に、「書記官・執行官養成校」について。この支援が現時点では限定的なものにならざるを得ないのは理解しており、カンボジア側にも理解してもらわなければならないと考えている。ただ、RSJPの教官候補生は教官になることが主目的であるから、教官候補生を「書記官・執行官養成校の教官にする」と記載してあることにはいささか違和感を覚える。1-7で教官候補生がアシスタントとして活動することが記載されているが、教官にすることについて活動の中で一切触れられていないにもかかわらず、1-8で支援が限定的にならざるを得ない部分の、書記官・執行官養成で教官にすることを書き込むことはバランスを欠く上に、本来向かっていくべき方向を外れることになる。加えて、1-9は、「上記の各過程において必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる」となっているから、専門家は、教官候補生を「書記官・執行官養成校の教官にする」ことにも適宜適切な助言をせざるを得なくなる。書記官・執行官養成校支援が限定的になるにもかかわらず、適宜適切な助言をするというのは、矛盾していないか。やはり、教官候補生を「書記官・執行官養成校の教官にする」という記載は削除すべきだろう。プロジェクトが進むうちに状況が変わり、書記官・執行官養成の支援ができるようになった段階で、書き方を変更するなどすればよいのではないか。少なくとも最初からこの内容でカンボジア側に提示しないほうがよいだろう。

琴浦職員) 学校長主催のミーティングと書記官・執行官養成校については、柴田教官のご指摘のとおりだと思う。

亀卦川教官) 学校長主催のミーティングの件と書記官・執行官養成校の件について、基本的には現地事務所とJICA本部では認識は共通していると思う。1-7、1-8は教官候補生の今後の処遇についての記載であり、やはり書きぶりの問題だと思う。問題点は2つある。教務経験のある教官候補生をどのように処遇するかについて記載がないこと。教官候補生を養成するのではなく、教官そのものを養成することについて記載がないことである。以上のことから、



1-7 と 1-8 を合体させてはどうか。

次に、柴田専門家の発言にもあった 1-1 については、「誰が」「誰を集めて」「何をするのか」について混同があるようだ。学校のインフラ整備とカリキュラムの教育内容が両方とも含まれる形となり、わかりにくくなっている。この部分についてはより具体的に書き込むことと、主催は RSJP だが集まる対象者は教官であると明示したほうが、日本側の考えるところがカンボジア側により伝わるだろう。

田中教官) 教官候補生が将来教官になるための条件を決めてほしい。何が条件になれば教官になりうるのか。誰が教官を任命するか、何年の教務経験期間が必要かなどの要件を、次のフェーズ 4 年間のうちのできるだけ早期の段階で具体的に決めてもらいたい。それに従って教官候補生が経験を積めるようにする体制を作ることがよい。一例としては教官のアシスタントを務める、教材作成に関与する、書記官・執行官養成をするなどがあるが、カンボジア側で教官になるための正しい条件をきちんと教官会議で決めてもらいたい。また、教官補のようなポストを新設して経験を積ませるなどするのも一案だが、教官になるための道筋をカンボジア側できちんとつけることが必要。ここに記載がある限定列挙のような形で 1-7、1-8 と記載することは適切ではないだろう。

次に 1-2、1-3 の書きぶりについて。柴田専門家の指摘のとおり、民事教育のカリキュラムを作るのは、マネジメント層の人々ではなく民事教官室の教官であるから、ここに記載されている順番では本来あるべき順序とは異なるので奇異に感じる。教官の本来業務がカンボジア側と日本側でイメージを共有されていないのではないかという懸念を感じた。

佐藤専門員) ご指摘いただいた点については、今回問題意識を共有できたので書きぶりを再考したい。1-1 から 1-3 までの記載順序については「鶏が先か卵が先か」の問題がある。最終的な成果として RSJP が学校運営をできるようになるには、教官確保の道筋ができ、常勤教官を中心とする民事裁判教官室のシステムができるようにすることを、4 年後の目標、また活動の目的として記載していることをご理解いただきたい。

田中教官) すぐに常任教官を必要な人数確保することは、カンボジアの現状から考えると極めて困難。将来的には常任教官を RSJP 卒業生から最低一人を確保することが現実的なスタートラインだろう。次フェーズからは、学校長主催の会合について活動の重要性を認識してもらい、協議の上でカンボジア側に合意していただき、最低、年に 3 回程度は必ず集まるように合意してもらいたい。会合の重要性については WG 教官たちがきちんと認識して決定しないと学校側も動かないし、教官候補生の処遇について何も決定しないまま中途半端になってきたので、処遇についてしっかり決めて、教官候補生のためになるようにきちんと協議していただきたい。

柴田教官) 次フェーズには何をするための WG なのかを PDM 上に明確に記載しておきたい。

つまりカリキュラムの選定、教材作成指針について年に数回会合を行うという意図をはっきりさせるとともに、この会合に参加し議論することは義務であることを理解してもらうために、活動として明確に記載したい。

琴浦職員) 田中教官、柴田教官のご指摘のとおりである。

熊谷 T 長) 個々の項目の書きぶりについてはコンサルタントをはじめ各位とも相談しながら改良していきたい。1-7、1-8 をあえて記載したことについて各位にご理解いただきたいのは、書記官・執行官養成を全く行わないのではなく、カンボジア側からの要望も出ているので若

干ではあるが助言の余地があることを含みとして入れておきたかった、ただし、リソースの問題もあり、大きな支援をするようなことは現時点ではありえないので、活動レベルぐらいでまとめる必要があったからである。場合によっては指標で工夫するなど、PDM への落とし込みについては再考したい。

### 成果品の利用について

矢吹先生) 2つのプロジェクトで作成された教材とテキストの利用の仕方については、かなりよいものが出来上がっていると聞いている。成果品については現地専門家の方と相談しながら、できる限りカンボジアにおける3つのプロジェクトで障壁なく使用できるように、いろんな方が利用できるように議論を進めていただきたい。

琴浦職員) 3つのプロジェクトは、C/P がそれぞれ異なるがめざすものは同じであることをカンボジア側と認識を共有し、資料の使用についてカンボジア側にも同意を求めたい。矢吹先生ご指摘の件は、今回調査団の出張の際、口頭のみ発言だけではなく協議議事録にも残す必要があるかと考えている。

佐藤専門員) 成果品については、カンボジアのプロジェクトだけでなくほかの国の成果品を他の国で使用することも考えているので、この点については M/M に残すなど整理をしたい。

### 司法省プロジェクトについて

坂野専門家) 司法省プロジェクトについても、組織の機能強化や組織構築について詳しく PDM の活動に落とし込むことが重要であると考えます。コメントは2つある。まず、成果と活動の部分で記載されている内容がほとんど同じであるということに改めて感じた。活動に対する落とし込みが十分ではないので、各位のお知恵をいただきながら評価をしやすいように修正したい。次に司法省プロジェクトの国内支援体制について。たたき台の中には部会以外のリソースを考えることにつき言及があるが、対処方針案では触れられていない。現地としては現場での質問を聞くことができる体制というのはとても重要なものであり、どこかで言及しておいたほうがよいのではないかと考えている。

田中教官) 坂野専門家の発言に付随して質問が2点ある。まずカンボジア側の投入という項目において、民事局若手の記載の部分で「法曹人材を入れる」とあるが、これは可能性なことか。司法省の民事局にどのような人材が配置されるのかについて若干の懸念がある。民事局の局員として優秀な人材をどのように確保するかという問題と、WG として RSJP の卒業生に優秀な方を外部有識者のようなステータスで入れることが可能か、わかりかねるので質問したい。次に活動 3-1 で民法教科書と記載があるが、ここまで明記して今後差し支えないか。

琴浦職員) 前者については、現在本部が堀田所員とナショナルスタッフのほうに確認中で、現地で調べていただいているところである。後者については書きぶりを再考したい。

### 裁判官の継続教育について

堀田所員) 別紙2と別紙3のたたき台について言及しておきたい。日本側では RSJP を卒業する裁判官とシニアの裁判官に対して、それぞれ継続教育をどのようにすべきか既に検討されているようだが、カンボジア側では RSJP と MOJ で、どちらがどこまで何を担当するかにつ

いて、明確に認識されていないのが現状である。現職とシニアの裁判官の継続教育について、RSJP の継続教育の中で他のドナーとジョイントで行っていく方法を取るのか、今後あるべき姿として、RSJP と MOJ のすみわけを区別する方法を取るのかについて、カンボジア側で考えている構想と日本側が考えているイメージについて違いがあるようなので、この点は協議の際に注意をしながら進めていく必要があるだろう。

琴浦職員) カンボジア側の体制として RSJP が継続教育をしていくことは、学校としての TOR にも入っており、日本側でも認識している部分である。MOJ のほうで現職に対する新法理解研修と記載してあるが、これはシニアの方々に大まかなポイントを伝え、周知することが本来の目的。RSJP の継続教育と MOJ の新法理解研修は別物であると考えているが、継続教育の対象者の範囲をどこまで含めるべきか現地に出張した際にも議論の余地があるだろう。カンボジア側に誤解を与えることのないように留意したい。

坂野専門家) カンボジア側と日本側で理解の相違があるようなので整理する必要がある。現地では RSJP プロジェクトのほうで今後ケアしていく継続教育は、RSJP 卒業者に対してのフォローアップであり、教育であると考えている。RSJP 卒業生以外の裁判官・検察官の人々への教育は MOJ の枠組みの中で対応せざるを得ないかもしれないことが、これまで支援してきた経緯から想定されるが、この点についてどのようにすべきか議論がまだ必要だろう。

琴浦職員) 堀田所員と坂野専門家それぞれのご意見についてはご指摘のとおりである。カンボジア側の体制と日本側の体制にずれがあるので複雑になっている部分がある。PDM 上でどのようにすべきか現地で協議したい。

### 最高裁判所からのコメント

衣斐課付) RSJP プロジェクトのほうで、裁判官専門家派遣の人材要請を法務省を通じていただいているが、現時点では対応についてお答えできる状況ではない。この点、カンボジア側との協議の際にも留意していただきたい。

琴浦職員) ご指摘の件は了解した。

### 外務省 ASEAN 班長からのコメント

大西班長) 外務省無償資金技術協力課では、全世界の横並びのバランスを考慮に入れながら協力をしている。法整備支援においては、カンボジア・ラオス・ベトナムを非常に重要な位置づけであると捉えており、特に積極的な展開をし、健全な民主主義の定着と、健全な市場経済の発展を考慮に入れながら ASEAN 全体の発展をめざしている。目標である 2013 年の ASEAN 統合をめざしてヒト・モノ・資金の自由な流通の実現に向かって注力しているところである。なかでもカンボジアは現行の政治経済体制になってからまだ歴史が浅く、法整備の観点から見るといわばマイナスの位置からスタートしている国であるが、人材と資金の面でも不十分な状態であり、法整備・裁判官・弁護士という 3 つの側面からのプロジェクトで包括的に取り組んでおり、制度上、各機関の独立性の確保が求められているなかで、技術協力を展開せねばならず、実施の枠組み確保と、活動内容の確保という二面性があり、非常に難しい現状であると思う。今回フェーズが変わるこの局面は、プロジェクトの仕切り直しができる重要なタイミングである。ここで一番重要なのは、今回の会議で議論された活動上の問題意識をカンボジア側関係者と共有しながら、どのようにすれば円滑な技術移転の受入態

勢・プロジェクト実施体制のメカニズムを構築できるのかについて、カンボジア側と考えていくことである。この点について各位によりしくお願いしたい。

### 総括

桑島 G 長 ) ご多忙の中ご参集いただいたことに厚く御礼を申し上げたい。カンボジアでは何もない状況から関係者の皆様の多大なご尽力を得て、民法・民訴法施行の段階に入ることができた。次フェーズの協力では、法の運用・執行のための体制整備への支援が重要だが、いつまでも日本側が支援し続けることはできず、将来的に援助を引き上げることが念頭に置いて支援のアプローチを見直すことが必要である。外務省とはまだ相談させていただいていないが、あと 10 年程度をめどに日本側の支援を終了することを想定すると、それまでにカンボジア側の自立発展性を高めたり、持続的なメカニズムを構築するための方策を考えることが必要であろうと思う。今次調査では、このような問題認識をカンボジア側とも共有し、次フェーズの協力段階でできることは具体的な活動に落とし、あるいはプロジェクト目標や成果の指標として明記できるよう協議することが重要な任務となる。現地でもいろいろ意見を伺いながら具体的な方針を詰めていく必要があると思うが、その際はよろしくお願いしたい。

以上

平成 20 年 1 月 9 日  
JICA 社会開発部

**カンボジア 法制度整備プロジェクト フェーズ 3（仮称）**  
**裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト フェーズ 2（仮称）**  
**事前評価調査に関する対処方針（案）**

**1. 調査団構成**

(1) 総括	熊谷 晃子	国際協力機構社会開発部第一グループガバナンスチーム長
(2) 法曹養成	稲葉 一生	法務省法務総合研究所 国際協力部長
(3) 法曹養成支援	佐藤 直史	国際協力機構 国際協力専門員
(4) 計画評価	琴浦 容子	国際協力機構 社会開発部第一グループガバナンスチーム
(5) 評価分析	西田 竜也	株式会社ケイディーテック
(6) 通訳	諏訪井 廉	財団法人日本国際協力センター
オブザーバー	建元 亮太	法務省法務総合研究所 教官（法務省予算で参加）

**2. 調査日程**

平成 20 年 1 月 23 日（水）～ 2 月 6 日（水）（別紙 1）

**3. 調査目的**

- (1) カンボジア側とプロジェクトの枠組みを協議・合意形成し、R/D 案および PDM 案を作成する。
- (2) 新しいフェーズの案件枠組みに関し、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の観点から評価を行う。
- (3) 上記協議結果を協議議事録（英文）としてまとめ、カンボジア側と署名・確認する。（添付資料：事前評価要約、R/D 案、PDM 案、PO 案）
- (4) 調査結果を事前評価調査報告書（和文）に取りまとめる。

**4. 主要な協議事項等**

**(1) 法制度整備プロジェクト**

**プロジェクト案件枠組み**

協力内容、期間、規模につき、別紙 2（たたき台案）をもとに協議を行い、合意をする。附属法令・関連法令に関しては、他の法令との調整状況をかんがみて検討する必要がある。そこで、事前調査時には 1 年目に作る必要のある法令の優先順位につき、認識を共有し、合意するが、2 年目以降に関してはプロジェクト期間内に起草する具体的な法令を定めず、「カンボジア及び JICA の間で年度毎に優先順位を協議して決定する」という記載にする。

## **カンボジア側の実施体制の強化**

### **a. 起草のイニシアティブ**

法制度整備プロジェクトでは、これまで日本の WG が起草のイニシアティブを担っていたが、次フェーズではカンボジアの WG にそのイニシアティブを移すことを想定している。2007 年 10 月実施の「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト 終了時評価調査」時に行われた司法省との意見交換にて、既に日本側の意向は伝達済みであるが、再度方針について確認する。なお、民法作業部会の先生からは「カンボジアにイニシアティブを移すといっても、事前に日本側からポイントを示す方法がよい」とご提案をいただいている。

### **b. 民事局の実施体制強化**

カンボジアが今後、自立的に起草・検討を行っていくには、カンボジア司法省内に民法・民事訴訟法運用に必要な事項を検討する組織が必要となる。カンボジア司法省においては民事局がその中心となることが決められているため、今後は民事局を中心とした組織を確立する必要性をカンボジア側と確認するとともに、民事局職員を中心とした WG の設置を求め、基本方針について合意する。なお、フェーズ 2 までの WG は別途継続してもらい、民事局中心の若手 WG の活動をスーパーバイズしてもらうなどの体制を協議する。

### **c. 質疑応答に対するカンボジア側の体制作り**

2007 年 7 月に民事訴訟法が適用されて以来、裁判所において不明な点があった際には日本人長期専門家に直接電話にて質問が寄せられている。現時点では、日本人専門家とプロジェクト専属のアシスタントが対応し、質疑応答を記録に残すようにしている。しかしながら、本来であればカンボジア司法省が取り組むべきであり、窓口をプロジェクトのアシスタントではなく民事局とする可能性等につき協議を行う。民事局職員の能力の差が応答の正確さに影響するため、プロジェクト期間終了後には民事局職員が主として行うことを前提とし、前半 2 年程度はプロジェクトアシスタントがかかわるなど、イニシアティブを移す可能性について合意する。

## **日本国内の支援体制の構成**

民法作業部会、民事訴訟法作業部会の 2 つを設置する。目処として、前半 2 年間は定期的に作業部会を行い、後半 2 年間は必要に応じて開催することとし、場合によりメールベースでのご支援をお願いする。また、プロジェクトの進捗は随時部会委員と共有させていただく。(それぞれの部会の委員長にはご説明済み)

## **(2) 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト**

### **プロジェクト案件枠組み**

協力内容、期間、規模につき、別紙 3 (たたき台案) をもとに協議を行い、合意をする。

## **カンボジア側の実施体制の強化**

### **a. カンボジア人教官を主体とする教育実施の体制確立**

特別講義や特設のセミナー等を除き、日常的なカリキュラムについてはカンボジアの教官が教えることとし、日本の長期専門家が直接受講生を教えることはしないことを支援方針としてきた。今後も同様の方針であり、日本の長期専門家は養成校の一教官ではない旨を再度カンボジア側と確認する。

#### **b. 学校運営の体制（教官確保・カリキュラム策定）強化**

王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors：RSJP）では教官確保及び予算確保が大きな問題となっている。しかしながら、王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions：RAJP）/RSJP が持続的に教育を実施するためには、将来的に民事教官室のようにノウハウを蓄積させるようなシステム及び常勤教官の確保・その方法につき、RAJP/RSJP が予算確保の必要性を含め、関係機関の理解を得られるような働きかけを行うことが求められる。具体的な目標としては、プロジェクト期間内にカンボジア経済財務省への予算申請のための計画を策定し、申請することが考えられる。

したがって、今後の受講生の受入れ予定・受入れ予定数を念頭に、カリキュラムを実施する上で必要な教官の人数を検討するとともに、教官候補生を教官にするための方策についても検討してもらうことにつき合意する。

#### **c. 質疑応答に対するカンボジア側の体制作り**

2007年7月に民事訴訟法が適用されて以来、裁判所において不明な点があった際には日本人長期専門家に直接電話にて質問が寄せられている。現時点では、日本人専門家とプロジェクト専属のアシスタントが対応し、質疑応答を記録に残すようにしている。しかしながら、本来であればカンボジア司法省が取り組むべきであり、養成校のプロジェクトにおいても窓口を置くべきなのかという点について議論を行う。なお、いずれ窓口を1つにするためには、養成校のシステムとして司法省と情報共有を行うことが必要である旨を説明する必要がある。

#### **d. 書記官養成校、執行官養成校への支援**

カンボジア側からは2008年6月に開校する書記官養成校、執行官養成校への支援が要請されている。しかしながら、まず民法・民事訴訟法が裁判所で運用されるように裁判官・検察官養成に力を入れることとし、書記官養成校・執行官養成校への支援は裁判官・検察官養成校への支援と同じ規模では行わないこととする旨、カンボジア側と認識を共有する。

### **日本国内の支援体制の構成**

フェーズ1同様に、研究会委員として委嘱をするが、定期的な会議は行わないこととする。必要に応じて、現地のニーズに関連するテーマの委員にご参集いただき、会議にてご助言いただくこととする。

なお、書記官養成・執行官の養成は民法・民事訴訟法運用には不可欠な要素であるため、日本国内の体制については引き続き検討する。日本国内の体制が確保されていないため、カンボジア側に対しては今次調査において上記 d のとおりの説明とするものの、書記官及び執行官支援について、より本格的な国内支援体制が確保できた際には、協力枠組みの一部見直しを念頭に置くこととする。

### (3) 事前評価調査時に現地で作成・署名・確認する文書

M/M ( Minutes of Meetings ) を署名。主な添付資料は次のとおり。

事業事前評価要約

Record of Discussions ( 次期協力内容枠組みを規定する合意文書 ) の案 ( R/D 署名は事前評価調査終了後、カンボジア事務所長名により現地ベースで署名・確認する )

PDM 案

PO 案

## 5 . 今後のスケジュール

- 1月9日(水) 対処方針会議
- 1月17日(木) PDM案(英)をカンボジアに送付、クメール語訳
- 1月22日(火) PDM案(ク)をカンボジア側に手交
- 1月23日(水) ~ 調査団出発

以 上



< 別添資料 >

1. 団員構成案

総括	国際協力機構社会開発部第一グループガバナンス チーム長	熊谷 晃子
法曹養成	法務省法務総合研究所国際協力部長	稲葉 一生
法曹養成支援	国際協力機構国際協力専門員	佐藤 直史
評価企画	国際協力機構社会開発部第一グループガバナンス チーム	琴浦 容子
評価分析	株式会社ケイディーテック	西田 竜也
通訳	財団法人日本国際協力センター	諏訪井 廉

2. 日程案

			用務	宿泊先
1	1/23	水	日本 プノンペン	プノンペン
2	1/24	木	午前：JICAカンボジア事務所訪問、事務所担当・専門家との打合せ、 RAJP/RSJP協議 午後：RAJP/RSJP協議	プノンペン
3	1/25	金	RAJP/RSJP協議	プノンペン
4	1/26	土	資料整理	プノンペン
5	1/27	日	資料整理	プノンペン
6	1/28	月	司法省協議	プノンペン
7	1/29	火	司法省協議	プノンペン
8	1/30	水	RAJP/RSJP協議	プノンペン
9	1/31	木	司法省協議	プノンペン
10	2/1	金	午前：RAJP/RSJP協議 午後：司法省協議	プノンペン
11	2/2	土	資料整理	プノンペン
12	2/3	日	資料整理	プノンペン
13	2/4	月	午前：RAJP/RSJP最終調整 午後：司法省最終調整	
14	2/5	火	M/M署名 在カンボジア日本大使館報告 JICAカンボジア事務所報告 プノンペン出発	
15	2/6	水	日本着	

法制度整備（フェーズ3）たたき台

【上位目標】民事法分野においてカンボジア国民の権利が正当に保護される法令が整備され、適正に運用される。

【プロジェクト目標<sup>1</sup>】民法・民事訴訟法が適切に運用されるために、司法省が必要な施策を執れるようになる。

必要な施策 = 関連法令・関連制度の整備、司法省内の組織強化・人材育成、裁判官に対する民法・民事訴訟法の新法理解研修<sup>2</sup>等

【成果】

司法省内に民法・民事訴訟法運用に必要な事項を検討する組織が確立し、起草のノウハウが蓄積される。

司法省において民法、民事訴訟法を運用するために必要な制度が検討され、関連法令が起草される。

司法省によりカンボジア司法関係者に新民法・民事訴訟法を運用するための知識が知らしめられ、実務をより円滑にするための施策が取られる。

【活動】

1-1 カンボジア司法省において民法・民事訴訟法の運用に必要な事項を検討する組織のあり方を検討する。

1-2 1-1の検討結果をもとに、実働可能な体制が作られる。

1-3 必要に応じて1-2で作られた体制のメンバー入れ替えを検討する。

1-4 2以降の活動を通して、起草に関して必要な手順、懸案事項を組織として把握・蓄積する。

2-1 カンボジア側にて以下を含む関連法令<sup>3</sup>のうち、優先順位をつける。

括弧内は現時点でのカンボジア司法省による優先順位

(1) 不動産の登記に関する法令(土地の登録を管理する国土管理都市計画建設省との調整必要)

(2) 供託に関連する法令(国立銀行との折衝必要)

(3) 区分所有に関する法令<sup>4</sup>

(4) 相続関係を明らかにしうる身分登録に関する法令(身分登録令を所管する内務省との調整必要)

(5) 法人登記に関する司法省令

<sup>1</sup> 人材の層が薄いカンボジアでは4年間で完全に施策が執れるレベルにできるようになるという目標設定は現実的ではない。そのため、地道な努力を重ねることによりこのような施策が執れる端緒を示すようになることをめざす。

<sup>2</sup> WGメンバーが講師となって行う現職の裁判官・検察官等を対象とした現地セミナー。現在普及セミナーとして行っているものと同じだが、“普及”という言葉が誤解を与えやすいため「新法理解研修」と呼ぶこととする。民法・民事訴訟法の内容をすべて普及することは困難であるため、必要最低限のポイントを伝え、残りの部分は教科書で勉強してもらうのみとする。

<sup>3</sup> 周辺法令の整備状況をかんがみ、必要となる関連法令は変わりうる。なお、取り組む関連法令を決める際には事前に両作業部会にて相談する。

<sup>4</sup> カンボジア法では建物が原則として土地の構成部分であるが、日本法では土地と建物とは別個の独立した不動産であるため、日本の区分所有権の考え方をそのままカンボジアに適用することはできない。

(6) 夫婦財産登記に関する司法省令

- 2-2 カンボジア側にて年間計画を策定する<sup>5</sup>。
  - 2-3 カンボジア側にて、適切な制度を検討する。
  - 2-4 カンボジア側にて関連法令を起草する。
  - 2-5 必要に応じてカンボジア側にて他省庁との法案の調整を行う。
  - 2-6 日本側からは、上記各段階で、アドバイスを行う。
  - 2-7 それぞれの過程において記録を残すことにより、組織として知識を蓄積する。
- 
- 3-1 民法教科書及び逐条解説を、裁判官その他司法関係者に配布する。
  - 3-2 裁判官に対する民法・民事訴訟法の新法理解研修を実施する。
  - 3-3 民事訴訟法・民法の運用にあたり、必要なインストラクション等を検討する。
  - 3-4 3-3 で検討したものを作成する。
  - 3-5 民法・民事訴訟法運用にあたって出てくる質問を集約し、統一的に回答を行う。
  - 3-6 3-5 の作業を蓄積・分類・整理する。必要に応じて重要なものを発行する。
  - 3-7 検討過程を記録に残し、組織として知識を蓄積する。

【期間】2008年4月9日～2012年3月31日

タイムスケジュール	1年目	2年目	3年目	4年目
・ 附属法令* (制度設計を含めた考え方)	→	→	→	→
・ 新法理解研修	→	→		

\*附属法令：まずは1年目、もしくは民法適用まで何を実施するのかを決める。その後、周辺の法案との調整をかんがみ、取り組むべき法令を検討する。

【投入】

(カンボジア側)

- ・ 執務スペース
- ・ C/P 配置

project director：司法大臣

project manager：司法省次官（司法省内で制度作りを担当する責任ある次官）

WG：フェーズ2のWG及び若手WG

- ・ フェーズ2のWGは若手WGのスーパーバイズを行う（ただし、一部メンバー入れ替えの可能性あり）
- ・ 若手WGは起草の実働部隊となる。民事局を中心とした組織であることが望ましいが、外部有識者のメンバーとして法曹人材を入れる。

(日本側)

- ・ 国内体制  
民法作業部会

<sup>5</sup> プロジェクトの2年目以降は、法令の優先順位の見直しを行った上で、優先順位の相談・検討を行う。

## 民事訴訟法作業部会

目処として、前半2年間は定期的に作業部会を行う。後半2年間は必要に応じて開催することとし、場合によりメールベースでのご支援もお願いするが、プロジェクトの進捗は随時委員と共有しておく。

### ・長期専門家（3名）

附属法令起草支援 / 援助協調（新法理解研修支援、附属法令起草にかかる専門的観点からのアドバイス）

法制度整備（翻訳、法律間の整合性確認）

業務調整

### ・短期専門家派遣（もしくは JICA-Net セミナー）

民法、民事訴訟法の新法理解研修、附属法令起草

- ・可能であれば、TV 会議等にて現地専門家の質問を受けられる体制を作る（司法書士、専門分野の方等、謝金ベースで支払い）

### ・本邦研修

## 【留意事項】

- ・カンボジア側が主体で起草してもらうことを前提とする。

精度の高い法案起草はできないが、最低限の制度を整えること、カンボジア側が起草することにより、自立発展性を高めることにプライオリティを置くこととする。

この点が、過去のフェーズ1、フェーズ2との大きな違いとなる。

国内の社会状況に合わせた制度設計が必要であり、カンボジア側の主体性が必須となる。

- ・制度設計の検討が必須となるため、実働的なカンボジア側の人員が補充・確保されることがプロジェクト実施の前提となる。

今後、RSJP 卒業生である裁判官（教官候補生等）が、起草や制度設計、新法理解研修の担い手に加わっていく可能性についても、司法省に打診する。

以上

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2） たたき台

【上位目標】カンボジアにおいて民法(草案)民事訴訟法に基づいて民事裁判が行われるようになる。

外部条件として 裁判所へ RSJP 卒業生が配置される、 司法省が必要な書式や附属法令等を適切に準備する、 弁護士が民法・民事訴訟法を理解する、 国民が民法・民事訴訟法を理解する。

【プロジェクト目標】RSJP において裁判官・検察官養成のために必要な民法・民事訴訟法に基づく民事裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」という）が自立的に実施できるようになる。

自立的 = RSJP が他国の支援無しでカリキュラム改善、教材作成・改訂、教育実施ができるようになる。

【成果】

RSJP が学校運営（教官確保・カリキュラム策定）をできるようになる。

教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。

RSJP 卒業生を対象とした民事に関する継続教育が行われる。

【活動】

- 1-1 RSJP マネジメント層により民事教育に関する定例ミーティングを開催する。
- 1-2 民事の新規教育のカリキュラムを起案する。
- 1-3 1-2 のカリキュラムをもとに RSJP が教官を確保する。
- 1-4 カリキュラムに基づき、民事教育（新規教育）を実施する。
- 1-5 必要に応じてカリキュラムを修正する。
- 1-6 教官候補生を選出する。
- 1-7 教官候補生のうち、教務経験のない候補生は教官の授業のアシスタントをする。
- 1-8 教官候補生のうち、適当な候補生は書記官養成・執行官養成の教官をする。
- 1-9 上記の各過程において、必要に応じて長期専門家により適宜適切に助言が行われる。
  
- 2-1 教官及び教官候補生が、民事教育に関する教材を作成する。
- 2-2 教官及び教官候補生が、必要に応じて上記教材を改訂する。
- 2-3 上記の各過程において、必要に応じて長期専門家により適宜適切に助言が行われる。
  
- 3-1 RSJP 卒業生のみを対象とした民事に関する継続教育の機会を設ける。
- 3-2 RSJP 卒業生を対象とした民事に関する継続教育のカリキュラムを策定する。
- 3-3 策定したカリキュラムに基づき、RSJP 卒業生を対象とした継続教育を実施する。

【期間】2008年4月1日～2012年3月31日

タイムスケジュール	1年目	2年目	3年目	4年目
・学校運営（カリキュラム策定、候補生養成含む教官確保）	→			
・教材作成*	→			
・卒業生への継続教育	→			

\*教材：作成する内容は追って検討。

## 【投入】

(カンボジア側)

- ・ 執務スペース
- ・ C/P 配置

project director : RAJP 学院長

project manager : RSJP 校長

WG メンバー : 教官 WG、教官候補生 WG、模擬記録 WG<sup>1</sup>

その他、マネジメント面で RAJP 事務局長など必要な人員

(日本側)

- ・ 国内体制  
アドバイザーグループ
- ・ 長期専門家  
法曹養成支援 (法曹資格者)  
業務調整
- ・ 短期専門家派遣
- ・ JICA Net セミナー
- ・ 本邦研修

## 【留意事項】

- ・ 書記官養成校、執行官養成校への支援については、日本国内の協力体制とあわせて検討する。
- ・ 長期専門家が講義を担当しているのは、あくまでもモデル講義という位置づけであることを再度確認する。
- ・ 民事訴訟法が適用されたことにより、今後益々実務で直面する課題に対応する必要性が増すことが想定される。そのため、裁判官長期専門家の派遣が望ましい。
- ・ 各 WG の役割分担を明確にする必要がある。

以上

---

<sup>1</sup> RSJP には司法省、弁護士に対して命令権限がないため、フェーズ 1 での模擬記録 WG がそのまま継続するとは限らない。同様の形での WG が存続できなかった場合、教官候補生のみで教材作成を行うことが一案。

### 3 . 事前評価調査関連資料

#### 3 - 1 調査日程

Date		Schedule	
23 Jan.	Wed.	AM 19:45	調査団員：日本出発（TG641） プノンペン着（TG698）
24 Jan.	Thu.	9:00 終日	JICA カンボジア事務所訪問、担当との打合せ 専門家との協議
25 Jan.	Fri.	AM PM	RAJP/RSJP との協議 司法省（MOJ）との協議
26 Jan.	Sat.	終日	資料整理
27 Jan.	Sun.	終日	団内打合せ（M/M 案・PDM 案作成、整理等） 佐藤団員 日本出発（TG6945）
28 Jan.	Mon.	8:55 終日 16:00	佐藤団員：プノンペン着（TG696） MOJ との協議 CLJR 表敬（稲葉団員、佐藤団員のみ）
29 Jan.	Tue.	終日	RSJP との協議
30 Jan.	Wed.	AM PM 20:55	RSJP との協議 MOJ との協議 建元教官：プノンペン出発（TG699）
31 Jan.	Thu.	終日	RSJP との協議
1 Feb.	Fri.	10:30 14:00 15:00	RAJP/RSJP M/M 署名式 国土管理都市計画建設省 視察（佐藤団員のみ） MOJ との協議
2 Feb.	Sat.	終日	資料整理、ベトナム法整備支援専門家との打合せ等
3 Feb.	Sun.	終日	団内打合せ（M/M 案・PDM 案作成、整理、現地報告作成等）
4 Feb.	Mon.	AM 16:00	MOJ との協議 弁護士会表敬
5 Feb.	Tue.	9:00 15:00 16:30 20:55	M/M 署名式（MOJ） 在カンボジア日本大使館表敬・報告 JICA カンボジア事務所報告 カンボジア出発（TG699）
6 Feb.	Wed.		帰国

### 3 - 2 主要面談者リスト

#### ( 1 ) 司法省

H.E. Hy Sophea	司法省次官
H.E. Chan Sotheavy	司法省次官
Mr. Bun Honn	司法省次官補
Mr. Saly Theara	控訴裁判所判事
Mr. Soenng Panhavuth	検察長官
Mr. Hing Thirith	ストウングトレン裁判所 判事

#### ( 2 ) RAJP/RSJP

H.E. Tep Darong	RAJP学院長
H.E. Vann Phann	RSJP学校長
H.E. Keut Sekano	RAJP事務局長
Mr. Sam bunthonn	継続教育担当
Mr. Pen Vibol	RSJP職員

#### ( 3 ) 法・司法改革評議会

H.E. Phay Sok Kheng	法律委員会事務局次長
Mr. Sam Sok Phal	法律委員会副議長、TWG議長

#### ( 4 ) 国土管理都市計画建設省

Mr. Lim Voan	国土管理都市計画建設省	土地台帳・地理部門部門長
Mr. So Vanna	国土管理都市計画建設省	土地登録部次長

#### ( 5 ) 弁護士会

Mr. Ky Tech	弁護士会会長
Mr. Ly Taiseng	弁護士会事務局長
Mr. Uk Phourik	弁護士会理事
Mr. Hak Siek Ly	弁護士会理事
Mr. Te CHamnan	弁護士会理事
Mr. Ang Eng Thong	弁護士養成校校長
Mr. In Van Chhoan	弁護士養成校事務局長

#### ( 6 ) 在カンボジア日本大使館

丸山公使、望月書記官

#### ( 7 ) JICAカンボジア事務所

米田所長、鵜飼次長、堀田職員、井上職員



事務所訪問議事録（要約）

日 時：2008年1月24日 9時～10時

場 所：事務所本館3階 アンコール・ワット

面談者：カンボジア事務所 米田所長、鶴飼次長、堀田職員、井上職員

法制度整備プロジェクト（フェーズ2）坂野専門家、神木専門家、眞鍋専門家

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト柴田専門家、森田専門家

当 方：調査団（熊谷、稲葉、建元、琴浦、西田、諏訪井）

（要旨・敬称略）

---

1．概要説明

熊谷：協議のポイントは次のとおり：

法制度整備フェーズ3 起草のイニシアティブをカンボジア側に移行させる、MOJの民事局を中心とした体制とする。

裁判官・検察官養成校フェーズ2 よりカンボジアの教官が主体となる体制を作る、学校の運営としてカリキュラムの作成とそのための教官確保の要請ができるように（教官をアサインするような仕組みを作る）する。ただし、4年間でどの程度できるようになるべきなのかという認識を合わせておく。

質疑応答の体制作り 民法、民事訴訟法に関して現場からの質問が多いが、日本人が答えていると司法省/RSJPにノウハウが蓄積できないのではないか、という問題提起。

稲葉：これから4年間の協力を決める重要な時期であると認識。カンボジア側にイニシアティブを移すには、現地専門家の役割はより重要度が増すと考えている。

弁護士会支援に関する日本弁護士連合会の報告書の中でRSJPとLTCを一体化させることを推奨する意見が述べられていると仄聞。日本は法曹三者を同一の制度のもとで養成しているが、世界的には例外的な制度であり、必ずしも日本の制度がカンボジアに合うとは限らず、日本側からRSJPとLTCの統合を勧めることは疑問。

米田：カンボジアは人材が少ないというのがどの分野でも課題。したがって、達成目標は“組織的な対応ができる兆しが見える”程度であり、実際に組織が機能するのは次フェーズだろうという大雑把なイメージを持っている。属人的に動いていることが多いので、組織的な対応ができるようになることは重要。

2．弁護士会PJとの関係

米田：法曹三者の養成については、ソクアン副首相も言及。ただし、見通しは不明。カンボジア側のイニシアティブに応じて、日本側も対応する必要あり。

神木：日本弁護士連合会としてはカンボジア弁護士会とのかかわり方が関心事項でもあり、出口戦略を考える必要がある。

堀田：内政干渉をするつもりはないが、弁護士の質と裁判官・検察官の質を合わせる必要あり。カリキュラムや教材の共有等、緩やかな連携が現実的か。LTCに対しては少しずつ支援を減らすことで、テイクオフできるようにすることが必要。

### 3．長期的な視野での支援

熊谷：関連資料を日本語で読める人材の養成が必要。長期研修やJDSなどのスキームが活かせることになった場合、育成した人がカンボジア国内の立法にアドバイスすることが確保されるよう、日本の投資が無駄にならないよう担保する必要あり。

米田：同意。ただし、時期、人（部署・役職）については要検討。また、長いプロジェクトであることについて、理事ボードに伝える必要あり。

鵜飼：3つのプロジェクトの図は、JICAやC/P以外のプレーヤーがいるという視点が欠落。

熊谷：本紙を使用するときには、日本の協力のみの記載であることを口頭にて補足する。

坂野：日本側で情報共有するためのシステムが必要。これまでは作業監理連絡会が行われていたが今は行われておらず、また日弁連での議論が把握できていない。日本語で日本法を勉強するという案も取り組み始めなければ始まらない。

熊谷：目処を立てること、また受入れの体勢を整えることが必要。

## 専門家との協議議事録（要約）

日 時：2008年1月24日 9時～10時

場 所：事務所本館3階 アンコール・ワット

面談者：カンボジア事務所 堀田職員

法制度整備プロジェクト（フェーズ2）坂野専門家、神木専門家、眞鍋専門家

当 方：調査団（熊谷、稲葉、建元、琴浦、西田、諏訪井）

### （要旨・敬称略）

坂野：現在、WGは月・水に開催（25ドルを謝金として支払い）。サブワーキング・グループ活動に対しても支給。これはフェーズ1からの流れであるが、今後も支払い続けるのか否か判断が必要。本来であればMOJの本来業務であるため、支払うべきではない。もしMOJに対して伝えるのであれば調査団から言っていたきたい。

熊谷：WGメンバーのうち、MOJ職員ではない人に対しては支払い可能。ただし、若手はMOJ職員のみであり、本来業務であるため謝金を払うべきではない。

眞鍋：議事録を作っている人に対しては、時給で支給。

熊谷：職能を分けるのが一案。サブに対しては出さない、議事録に対しては出す、というのが一案。

坂野：WGメンバーのうち7名は外部者であるが、通常の業務時間内で会議開催のため、additionalで払う必要はない。

眞鍋：謝金支払いを既得権益化させるべきではない。

熊谷：なるべくなくす方向。ただし、必要に応じて経過措置として対応してもらうなど方法はや検討。お金を出して人を確保しないとイケないというのは、MOJの体制として続かない。

## RSJPとの協議議事録（要約）

日 時：2008年1月25日 8時～12時半

場 所：RSJP内 会議室

面談者：学院長（TD）、校長（VP）、サム・ブンソンCLE担当、ペン・ビボル職員

当 方：調査団員（熊谷、稲葉、琴浦、西田、諏訪井）、派遣専門家（柴田、森田）、事務所（堀田、井上、Phira）、オブザーバー（建元）

配布物：PDM案

（要旨・敬称略）

---

1．プロジェクトの骨子：確認した後、意見交換。

### 2．教官の確保

TD：教官の都合が悪く来られない場合は、柴田専門家に代替してもらっていた。今後は教官の参加可否（確実性）を事前に把握するよう検討。教官候補生の中ではビボル教官が最近プノンペン近郊に異動し、教鞭を取る予定。他の教官候補生に対しても、教えたい分野につき本人の希望をヒアリング中。ただし、年齢が若く、教官として認められない可能性があるため、アシスタントとして働いてもらうことを検討。第2期候補教官候補生についても「教える意欲のある人」を日本人専門家と選考したい。

熊谷：院長、校長のみでなく、教務にかかわる人を増やすことにより、方針・計画を組織として引き継いでいけるような体制が必要。

稲葉：教官候補生のビボル氏は教官か、アシスタントか。

TD：今は刑事訴訟の一部を教官として担当。いずれは民事訴訟法も担当予定。

稲葉：他の候補生はいつごろ教官として任命予定か。アシスタントの業務内容は如何。

TD：アシスタントとして、教官に近い立場にすることを想定。（資料の準備・教授方法を学び、教官が欠席の際には教官を代替）このことは既に候補生にも伝達済み。

稲葉：教官候補生の業務量が増えることが考えられるが、各人の責任において調整か。

TD：そうだ。今後は、2008年は2期生から選抜し、2009年にもう一陣選抜したい。

稲葉：教官がプノンペン近郊配属になるよう働きかけていると仄聞。

TD：裁判官の定期異動は4年に1回。定期異動の会議の際に、司法官職高等評議会の委員長に働きかけ、特定個人の配置に配慮してもらいたい旨を伝達。

### 3．教材作成

熊谷：教材作成の過程で教官や教官候補生にノウハウを残すとともに広めることにより、組織としても知識が残すことが必要。

VP：同意。フェーズ1で作ってきた教材では十分ではない点も同意。

TD：今の教官は忙しく、教材を改定することもできない。講義の内容の提出についても一部教官のみが対応。多忙のため参加できないという危惧あり。

熊谷：クメール・ルージュ裁判のスケジュールも見据えながら、検討する必要あり。活動の一つとして、司法官職高等評議会に対して意見具申をする（必要であれば個々の裁判所へ

の了承を得る) ということ活動を活動に含めるべきか。

VP: 異動先の裁判所に対しては、今は働きかけていない。何回か裁判所長には説明済みであり、ある程度業務の調整は行ってくれている。

#### 4. 継続教育

熊谷: 継続教育の計画、ビジョン、教える内容は如何。

TD: 全体を6グループに分け、グループ1と2が卒業生(1期生)対象とすることを想定。JICAとGTZ(DV法等)で5日間。内容は未定。柴田専門家と相談しながら今後検討。

熊谷: 専門家の業務量を考えると、卒業生/非卒業生の双方の支援は困難と思料。プロジェクトとしては「RSJP卒業生を主たる対象とした」継続教育に焦点を当て、卒業生以外への継続教育に関しては他ドナーとの協調コースでもあり、必要な謝金の手当てなどの支援はするが、実施面に関してはRSJPに任せたい。

TD: 了解。

熊谷: 実施にあたっては、内容の重複が見られるMOJの普及セミナーと調整が必要。

TD: 政府の基本方針では育成に関しては学校が行うと規程。最高裁判事・控訴裁判事の教育も学校が担当。RSJPと司法省(MOJ)で最高裁・高等官職評議会と検討し、教育の窓口は学校。

堀田: RSJPが継続教育を実施していくということは理解。ただ、事実としてMOJは現職裁判官を対象とした新法理解を実施している。

TD: 刑事(フランス)に関してはMOJも重複を認識しており、新法理解の研修を中止した。民事(日本)に関してはまだ実施しているのか。ソティアピー次官からの連絡では、普及活動は実施しないと理解。

稲葉: 継続教育の中身として、カリキュラムを検討するにあたってビジョンの検討が必要。裁判官としての能力・技術のレベルアップを図ることが重要。卒業生/非卒業生の継続教育に監視、それぞれビジョン・目的に基づいてカリキュラムを策定することが必要。

熊谷: 継続教育に割り当てられる予算は、講師の謝金、日当宿泊、交通費程度。ただし、予算の上限はあるため、突然要求されても支払えない。

#### 5. PDM・指標の確認

熊谷: 組織として、問題点や今後打つべき対策を採ることに重点を置いている。人事異動によらず、事業が進むようにする必要がある。法律関係のプロジェクトでは指標を数字で設定しがたい。ただし、終了時のイメージを共有できるようなものを設定する必要あり。

TD: 教官の数は評価が容易。3つの科目追加を検討中: 婚姻関係、保全関係、強制執行関係。

VP: 教官候補生も少しずつ自信を持ち、教えられるようになってもらいたい。

## 司法省との協議議事録（要約）

日 時：2008年1月25日 14時半～17時

場 所：司法省（MOJ）会議室

面談者：ヒー・ソピア次官（HS）、チャン・ソティアビー次官（CS）、サリ・ティアラ判事  
ソング・パンハヴ長官

当 方：調査団員（熊谷、稲葉、琴浦、西田、諏訪井）、派遣専門家（坂野、神木、眞鍋）、事  
務所（堀田、井上、Phira）、オブザーバー（建元）

配布物：PDM案、PO案、5項目評価案、プログラムの図

### （要旨・敬称略）

---

#### 1．カンボジア側のイニシアティブ

CS：附属法令に関して（特に供託）はカンボジアで制度の骨組みを作り、内容については日本の先生方に見ていただくということになったと理解。人員体制の計画を閣僚評議会に提出済みであり、決定が下れば委員会を設置し、検討を開始予定。フェーズ3が終了した時点でMOJが100%自立できるかというところが難しいと思うが、MOJとしても人材育成に取り組む所存。

HS：MOJとしても、現時点では力不足であるものの、最終的には自立できるよう努力したい。また、多くの困難にぶつかると思うが、その際には支援願う。これまで先生方の役割はとても大きく感謝。なお、サブコミッティのメンバーは若いため、今のメンバーが指導を行う必要あり。

#### 2．MOJ内の役割分担

熊谷：立法局と民事局の違いは如何。

HS：民事局に関しては民事の法案準備だけでなく、裁判所で行われている民事事件の問題への対応を担当。立法局は1980年から存在していたが、クメール・ルージュの後裁判官が少なかったため、立法局職員が裁判官や検察官になり、事実上消滅したが、最近再度設置。法案準備にあたっては立法局がすべての責任を負い、民事法に関しては民事局からの参加を得る。

#### 3．新しいWGの体制

熊谷：サブコミッティの中で小グループをいくつも立ち上げる（兼任あり）のか。

HS：サブコミッティはWGのアシスタントととなり、最終的には民事の法令を起草予定。残り10年もすればシニア層は引退するため、若手に知識を残していく必要あり。

#### 4．継続教育との調整

HS：継続教育と普及活動は別物。ただし、RSJPの継続教育の教官は司法省職員。普及活動は条文の解説だけではない。カンボジアにおいて法律が正しく執行されるように普及するのは司法省の役割である。実際に適用されている状況を把握するという意味では、普及活動は司法省職員の育成にもなる。

稲葉：民訴法の普及活動の内容と、RSJPの継続教育の内容は異なるのか。

HS：一部重複。その理由は、継続教育は第一回目だったため初歩を教えざるを得なかったことである。継続教育は1回の人数・年内の開催数が限られているが、民法・民事訴訟法はとても大きく、また新しい法律であるため繰り返し開催が必要。

熊谷：新法の理解の活動はMOJ、継続教育はRSJP、という点は理解。ただし、MOJの普及活動とRSJPの継続教育の内容が重複しているのが現状。両者で調整願う。

## 5．アニュアルプラン

熊谷：社会状況の変化や、そのときの業務の状況をかんがみ、起草する附属法令及びそのメンバーはアニュアルプランという形で毎年見直せばよいと思うが如何。

HS：7月の総選挙が懸案。国会は3月以降停滞するため、2009年の初め頃まで立法活動は停滞する見込み。最初の1年目は実務に関連することしかできないのではないか。

熊谷：今回のM/Mには暫定の4年間のPOを添付し、詳細は毎年アニュアルプランを作成して見直す。

## 司法省との協議議事録（要約）

日 時：2008年1月28日 8時半～12時

場 所：MOJ会議室

面談者：ヒー・ソピア次官、ブン・ホン次官補、ヒング・ティリス判事

当 方：調査団員（熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、西田、諏訪井）、派遣専門家（坂野、神木、眞鍋）、事務所（堀田、井上、Phira）、オブザーバー（建元）

### （要旨・敬称略）

---

#### 1．PDM、PO、評価5項目の確認

熊谷：（資料をもとに説明）今回の大きな主眼は起草の主軸がカンボジア側に移していく点。

したがってこの4年間で見る指標は、日本の関与度で計ることを提案。自立発展性に関しては、まだ課題があり、プロジェクトが終る頃にも完全に自立発展性が高くなるとは言いがたいが、少しでも高めていくということが目標。

BH：特に異論なし（途中でHS退席）

#### 2．他省庁による起草の情報

BH：他省庁がMOJに情報を提供し、協力してくれるのであれば、MOJとしても調整したいが、MOJとの相談なしに起草が進められていることがある点が懸案。

熊谷：ドナーが協力しているものについては、ドナー間会議で情報収集可能。ただし、本来はカンボジア省庁間で情報共有する必要あり。MOJは法律を司っている行政官庁であり、調整の必要性があるという認識を持っていることはわかったが、対策を強化する必要あり。例えば、MOJのしかるべき部署が他省庁で立法を司る部署と定期的に会合を行い、早めに情報を得る等。

BH：立法局の役割。他ドナーに関しては、共同で起草するのではなく、ドナーが自分の制度を押し付けているということが問題。

#### 3．JICAのプログラム

熊谷：JICAは3つのプロジェクトを実施。共通の大きな目標は共通して「カンボジアの人々の権利が正当に保護される」ということであり、相乗効果を上げるため、カンボジア側も可能な範囲で他機関とも連携・協力願う（教材や資料の共有等）。

BH：問題ない。次官やユー・ブンレン判事が作っている資料はRSJP、弁護士養成校でも活用。円滑に共有できる。



## 司法省との協議議事録（要約）

日 時：2008年1月28日 14時半～18時

場 所：MOJ会議室

参加者：チャン・ソティアビー次官（CS）、ブン・ホン次官補（BH）

当 方：調査団員（熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、西田、諏訪井）、派遣専門家（坂野、神木、眞鍋）、事務所（堀田、井上、Phira）、オブザーバー（建元）

配布物：organization chart、role of coM/Mittees

### （要旨・敬称略）

---

#### 1．書式について

熊谷：10月の出張の際に書式がほしいという要望あり。今般、ICDのお力添えで実務上必要と考えられるものを選別し翻訳。

CS：サンプルがあればMOJにて検討可能。書式は2種類：全国に普及すべきもの、例示すべきもの。サンプルを見てコミッティの中で一度議論し、前者か後者かを定める。

熊谷：書式検討がMOJの業務であるということは理解。ただし、日本人専門家3人という体制は変わらず、また附属法令の起草という大きな仕事があり、書式検討に時間を割くことは困難。したがって、10月に確認したとおり、クメール語訳した書式をもとにカンボジア側で検討願う。（専門家の業務として含めない）

#### 2．人員体制

熊谷：サブコミッティが起草等を行い、コミッティがスーパーバイズ、指導を行うということ想定しており、それぞれの役割を書き出した（annex5-2）が、如何。

CS：若手は調査や法案説明の資料作成等を行ってもらおうということ想定。将来についてはannex5-2のような業務分担が必要。ただし、若い人が多く、裁判官ではないため、普及活動に携わることは困難。

熊谷：法律の起草が多く出てくると、小グループに分けるなどの対応が必要。また若手の育成方法も検討する必要あり。

CS：これまでは、コミッティのミーティングに若手が参加、普及セミナー同行。により、コミッティメンバーが出席できない場合にサブコミッティのメンバーに代理してもらうことも可能。

#### 3．附属法令の優先順位

熊谷：10月の協議に聞いた順位から変わっていないと考えてよいか。

CS：法人登記、夫婦財産登記はサブコミッティの中で検討を行い、MOJとしてMOJ令を作る必要あり。不動産登記はまだ国土管理都市計画建設省と合同WGを作ったが、会合は未開催。身分登録は内務省と検討する必要があるが、進捗なし。供託は最優先と考え、閣僚評議会に新たにWGを設置するよう要請。区分所有権は、永借権として整理することになったものを、国土管理都市計画建設省から区分所有権として整理するよう検討依頼あり。

熊谷：担当者は如何。

CS：明確な担当はない。身分登録に関して大臣からCSが担当だと指示あり。供託、不動産登記についても担当になる見込み。

熊谷：担当を決める際は、日々の問題や業務の兼ね合い等を考慮し、若手の育成がうまくできるように、必要なノウハウ・知識を継承できるよう留意願う。

稲葉：区分所有以外のものは、同時並行で行われるのか。

CS：区分所有権以外については、MOJとしては検討の準備済み。法人登記・夫婦財産登記・身分登録・不動産登記はほぼ同時に進め、次に供託、最後に区分所有権の検討。

稲葉：法律の案を検討するにあたり、検討のたたき台はコミッティメンバーが作るのか。

CS：事前に一度関係省庁の担当者と協議し、方向性を確認する必要あり。その際にはコミッティの中で専門家と検討。枠組みそのものはコミッティ、調査はサブコミッティ。

熊谷：省令で定めるものは早急に進められないか。

CS：省令として出すにはコミッティで検討する必要があるが多忙のためできていない。人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法の2点を早急に検討する必要があり、これが終われば省令で出すことができるものを検討。

熊谷：サブコミッティに対して指示を与えて事前準備を進めることはできないか。

CS：指示を出すにあたり詳細の説明をする時間がない。サブコミッティの能力不足。

熊谷：コミッティがスーパーバイズ、サブコミッティが実働部隊、と書いていたが困難か。

CS：一概に間違いではない。法令によってはその形で取組中。

熊谷：4年後には少しずつこの形になっていくことが望ましいというイメージでよいか。

CS：よい。

#### 4．質疑応答への対応

熊谷：活動の中に質疑の集約等について記載。現在は質問が専門家に寄せられているという状況にあるが、カンボジア側にて質問を受け付け、回答する必要あり。

CS：普及セミナーを行う際は事前に質問事項を人材育成局が収集。ただし、質疑応答の担当者を設けたとしても、専任でなければ回答ができない。また、専任を置く人材の余裕はない。

熊谷：緊急性を要するものであれば、日本人専門家が対応せざるを得ないものもあるが、あるべき姿の検討が必要。若手のOJTとして、新法普及セミナーの質疑応答の議事録作成を行えば、組織としてのアセットになる。

CS：今までもコミッティ会合や、普及セミナーではサブコミッティがメモを作成。これらのメモからQ&A集の抽出ができれば、将来の資料としても活用できる。将来研究する人にも参考になる。

熊谷：すべてMOJで回答するのか。裁判所等との検討が必要となる可能性あり。

BH：本来は行政機関であるMOJが解釈に関して回答すべきではなく、本来は最高裁が裁判官として答えるもの。ただ、新しい法律は複雑であり、最高裁も十分に理解ができていないため、法案起草に携わったコミッティと坂野専門家に頼らざるをえない。

#### 5．RSJPの継続教育との調整

熊谷：PDMの活動の中にRSJPとの調整が必要。MOJの担当部署は如何。

CS：コミッティの責任者であるHS次官が担当を決めなくてはいけないため、追って回答。

#### 6．若手の養成

熊谷：若手の養成の一環として、TWGの中に若手が入る可能性は如何。同席することにより情報収集が可能。

CS：TWGへの参加は閣僚評議会から指名あり。CSが参加するときにもう一人同席させるくらいか。例えば、民事分野であれば民事局の次長クラス。

熊谷：可能な範囲で検討願う。

#### 7．謝金

熊谷：フェーズ1から薄謝ではあるがWGメンバーが会合に参加する際に謝金をお支払いしてきた。どこかの時点であるべき姿に転換が必要。賛同いただけるのであれば、フェーズ3からは追加的な経費を支払わないこととしたい。

CS：追って回答。

#### 8．その他

熊谷：専門家を信頼し、業務を行っていることに感謝。ただし、専門家はMOJの職員の一員として派遣しているわけではないことをご理解いただきたい。

CS：我々も理解。MOJとして自主的に取り組んでいる部分もある。

こちらからの要望は、フェーズ2の残りである民法の教科書、逐条解説の作成。書式は、残りのものを翻訳し、送付願う。また、民法附属法令に関する情報を提供（関連法令の翻訳）願う。これをもとにカンボジア側で起草する。

熊谷：書式については、ICDが選別して下さっており、できる範囲で随時翻訳予定。教材・逐条解説は残念ながらできているものとできていないものがあるが、引き続きご協力いただけるようお願いしていきたい。

## CLJRへの表敬訪問議事録（要約）

日 時：2008年1月28日 16時～17時

場 所：CLJR会議室

参加者：Sam Sok Phal 法律委員会事務局次長、Phay Sok Kheng 法律委員会 副議長

当 方：調査団員（稲葉、佐藤）、派遣専門家（眞鍋）、事務所（堀田、Phira）

（要旨・敬称略）

Sok Phal：日本のプロジェクトについては十分に理解。また、日本プロジェクトに対しては大変期待。

CLJRのコーディネーターとしての役割は重要。ソクアン副首相の強いリーダーシップのもと、実際にコーディネーション（協調）が進みつつある。ドナー同士の協調のためにTWGを設置。2008年半ばにはWSの開催を検討中。

法令間の内容の一貫性も課題。例えば刑法と他の法令の内容の一致等。

COJと他の機関が行っている法制度の効率性に関するレビューについて、合同の会議を開催する予定。

人材が極めて脆弱なことが問題。法曹の有効活用も考えたいが、とにかく裁判官が足りない現状では、まずは裁判官の数を増やすなど、プライオリティをつけながら取り組んでいくしかない。

RSJPとLTCを一つにするプランについて。政府の意向として、できれば一つにしたいという意向がある。既に建物が一つになる。他の問題が解決できれば一つの機関にしたい。

佐藤：養成機関をまとめることのメリット・デメリットをよく検討することが必要。

稲葉：世界的に見ても、法曹三者を一つの機関が要請する日本の制度は特殊。慎重な検討が必要。

佐藤：日本が行うMOJ、RSJP、LTCの各プロジェクトは、同じ目的に向かっている。RSJPとLTCの機関としての統合如何にかかわらず、それぞれのプロジェクトの成果の共有等を進めたい。

Sok Phal：これまでの協調は必ずしも効果的でなかった。これからは重視していきたい。

## RSJPとの協議議事録（要約）

日 時：2008年1月29日 8時～12時、14時～15時

場 所：RSJP会議室

面談者：テップ・ダロン学院長（TD）、ヴァン・パン校長（VP）、コエツ・セカノ事務局長（KS）、サム・ブンソンCLE担当、ペン・ビボル職員

当 方：調査団員（熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、西田、諏訪井）、派遣専門家（柴田、森田）、事務所（堀田、井上、Phira）、オブザーバー（建元）

配布物：ミニッツ案

### （要旨・敬称略）

---

#### 1．学校側で準備するもの

KS：カンボジア側が用意するものは如何。

熊谷：学校教育を行う上で必要なもの（コピー機等）。必要に応じてPCの購入。

KS：カンボジアの会計年度は1月からであり、半年前には予算計画を作らないといけない（5月、6月頃）ため2008年の予算はない。attachment P4のrooms, facilitiesの後を削除してもらいたい。

熊谷：これは他国でも入れている文言。努力目標としても含めたい。

#### 2．継続教育

TD：継続教育への協力について。卒業生と非卒業生に対し別の教育を行うと両者の間に不必要な壁を作る懸念あり。2008年は分ける形で実施し、双方からヒアリングを行った上で検討。ただし、卒業生は新法に関する知識が高く配慮が必要。

柴田：卒業生と非卒業生間で支援の度合いが変わるということに対する問題意識か。

TD：セミナー参加者にとって、日本人の専門家の参加／不参加では与える印象が異なる。カンボジアの教官が教授する場合と比較すると、内容の信頼度に差がある。

柴田：最高裁・控訴裁への継続教育は誰が担当することを想定しているのか。

TD：最高裁・控訴裁判事の育成は、刑訴ではフランスの専門家が答える形で実施。民事に関しては日本から来力の必要はないと思うが同席願う。

KS：2006年11月29日にソクアン首相の発言で裁判官全員が継続教育を行うことになっているが、日本の案ではできる人に対しては支援を行い、できない人は取り残しているというスタンスに見える。

稲葉：継続教育と新法の理解研修の関係については如何。

KS：学校側は継続教育のプログラムを作ろうとしたときにソティアビー次官に確認。両者の内容は間違いなく一部重複。MOJと調整が必要。

柴田：日本としても現職裁判官に対するCLE、充実した支援をしたいが、カンボジア側同様、日本側もリソースの問題があり。6回の実施予定を2回に絞るとするのは如何。

TD：回数を変更すると現場が混乱する。講義の時はカンボジア人教官が実施、質疑応答の時間だけ同席することでどうか。

柴田：検討する。

熊谷：MOJに対してもRSJPと調整してほしいということを伝達済み。調整担当者の検討も依頼。

TD：RSJPの継続教育の担当サム・ブンソン氏が担当。

### 3．PDMの確認

TD：教官候補生の第2期生を1期生と分けて記載する必要あり。

KS：教官に対して講義の内容を出してもらおう予定。教授内容を後からでも把握できる。また現在の教官も講義内容を見直す機会になる。

柴田：実際ノートをPJアシスタントが取っているため、具体的な進め方は要相談。

熊谷：教官候補生を何期まで育てるのかということは未定であるため、「今後養成する教官候補生を含む」という形で表現を工夫したい。

KS：教官候補生は書記官養成校、執行官養成校の教官となってもよいのか。

熊谷：教官候補生養成の本来の目的はRSJPの教官候補の養成であるため、専門家と十分な協議が必要。ただ、書記官養成校・執行官養成校における教官の経験も、教官候補生の能力向上になり得る。

### 4．JICAのプログラム

熊谷：JICAは3つのプロジェクトを実施している。共通の大きな目標は共通して「カンボジアの人々の権利が正当に保護される」ということであり、相乗効果を上げるため、カンボジア側としてもぜひできる範囲で他機関とも連携・協力願う（教材や資料の共有等）

TD：特に問題ない。弁護士養成校もこちらに来る予定であり、同じ屋根の下に入るので融通をきかせることは可能。

### 5．WG費用

熊谷：学校の関係者に対してJICAから支払うのは不健全な体制。すぐには変らなくても、いずれすべてカンボジア側に負担してもらいたい。

KS：外部の教官のみに払うというのはバランスが悪い。なお、校長を専任にすることを検討中。

KS：外部の教官へも払えないということであれば理解できる。

TD：今は厳しい状況だが2年後くらいには石油が出るので少しは潤う見込み。予算申請する際に講師費を含めて申請したい。給与だけでは生活できない。

KS：仮に、校長に謝金を払わないとすると、外部での講師の仕事を見つけ、学校から離れてしまう。専任教官を作ろうとしているときに、払わないことにすると構想が壊れる可能性あり。

熊谷：中から変革をするということもいずれは必要。現状は理解。引き続き検討願う。

## RSJPとの協議記録議事録（要約）

日 時：2008年1月30日 11時～12時

場 所：RSJP

面談者：テップ・ダロン学院長（TD）、ヴァン・パン校長（VP）、コエツ・セカノ事務局長（KS）

当 方：調査団員（熊谷、稲葉、諏訪井）、派遣専門家（柴田、森田）、オブザーバー（建元）

1月29日の協議で意見が分かれた継続教育の部分に関して急遽協議を行うこととなった。

### （要旨・敬称略）

熊谷：RSJP卒業生と非卒業生とを分けて研修することに対する懸念は理解。以下の代替案を提案：

すでにRSJP側で計画のある2008年分：

RSJP卒業生、非卒業生双方のCLEを専門家は支援

専門家の業務キャパシティの関係から、卒業生向け、非卒業生向け両方とも、半日ずつの講義を専門家が担当

半日以外の部分については、カンボジア側が責任をもって教官のアレンジ、カリキュラム、講義を実施

専門家の交代時期にかんがみ、5月以降の実施に変更を希望

GTZ担当の1日を除き、民事を4日間行うのは日程的に余裕がありすぎるので、減らすことについての可否を検討希望

2009年以降：

今後専門家とカンボジア側で相談して計画立案

稲葉：裁判官のCLEのあり方は、対象・内容等を考慮して、その理念を検討する必要あり。「新法理解研修」とRSJPのCLEとのカリキュラム調整が必要。裁判官のCLEでは、新法理解を広めるだけでなく、裁判官としてのさまざまな能力、資質を高めていくことを考えた実施が必要。

もともと、RSJP卒業生と非卒業生を分ける提案の理由は、卒業生と非卒業生では、新しい民法・民事訴訟法の理解の程度に違いがある、裁判官に求められる能力や資質は、経験年数や役職により異なるため、という2点。経験年数、役職等、同じような資質を求められる人材をグルーピングして実施していくのが、将来的なあるべき姿と史料。また、卒業生はまだ若いため、ベテランの裁判官とは別グループで教育する必要がある。

プロジェクト終了時の2012年には、卒業生含め、約400人の裁判官がいると想定。よって、CLEの実施体制（毎年全員対象とするのか）も要検討。教官確保が困難ななかで、破綻することが目に見えている。CLEのあり方については、直近ではMOJとの調整、今後の裁判官の増加を踏まえた実施のあり方の理念についての検討が必要。

TD：3月のコースは、6、7月に移動可能。模擬裁判は6、7月実施か。

建元：今年と同じ12月を予定。

TD：期間の短縮について。前回（民事2.5日）参加者から期間が短いとのコメントあり。5日間は長いですが、現時点では新民法・民事訴訟法を理解していない状況なのでやむをえない。しかし、教官の確保は困難。回数を増やすと旅費等の費用が増加するため、回数を増やすのは

困難。

日本人専門家が半日分担当することは異論なし。Q&Aセッションがよいか。2008年の計画作成にあたっては、関係者と調整済み。

稲葉：教官確保が困難だろうとして日程短縮を提案。教官を確保できず、日本人専門家に依頼した場合、他の業務にも影響が出てしまいかねない。

柴田：DVD教材の上演を日程に組み込むなども一案。それ以外にも、プロジェクトで作成したセミナー資料が各種あり、教官間で使いまわすなど、学校側で工夫可能。

VP：了解。しかしDVDをただ見るだけでは理解できないので、補足説明が必要。

TD：CLEの効率的な実施を検討。教材を使いながら、教官をできるだけ確保して進めたい。

2008年以降の計画では、CLEのグルーピングに関する検討、さらに卒業生向けの期間は短縮するなどを検討。

熊谷：10月の終了時評価で、書記官・執行官養成校への支援要請が出ていたが、当方よりその点については現在の人的リソースでは困難と回答。今回、協議の席で、書記官・執行官養成校への支援依頼について何も持ち出されなかったが、既に協力困難な旨理解いただいたためと考えているが、如何。

TD：間違いない。



## 司法省との協議議事録（要約）

日 時：2008年1月30日 15時～18時半

場 所：MOJ

面談者：チャン・ソティアビー次官（CS）、ブン・ホン次官補（BH）

当 方：調査団員（熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、西田、諏訪井）、派遣専門家（坂野、神木、眞鍋）、事務所（堀田、井上、Phira）、オブザーバー（建元）

### （要旨・敬称略）

---

#### 1．M/M案、PDM案：異論なし

#### 2．附属法令

熊谷：今回の協議のみならず10月の協議やその後の協議を反映。

CS：区分所有権は一番下にしたい。まだ着手していない。

熊谷：可否ではなく、優先順位である。

CS：それであればこれでよい。

#### 3．質疑応答への対応

熊谷：現状は、ばらばらに議事録が取られており、Q&A集にはなっていない。しかしながら、Q&Aを集めることができればよいという点について認識共有。こちらからは専任の担当を置くべきではないかというご提案をしたが、それは難しいということはわかった。したがって、追って検討すると記載。

CS：了解

#### 4．書式について

CS：書式についてはコミッティで検討したい。書式は民法・民事訴訟法を実行するためのものであり重要。コミッティでの検討の際には専門家も入ってもらいたい。

熊谷：優先すべきは起草作業と思料。書式は必要であるが、時間を割くことはできない。まずは翻訳を行い、活用方法はカンボジア側にお任せしたい。

CS：どちらも重要。起草のみに重点を置いた場合、運用できなくなる。

熊谷：今は起草が重要であるが、書式はサンプルをカンボジア側のみで検討できるのではないか。起草には時間がかかるので、日本側は起草に力を注ぎたい。

BH：我々だけではわからないこともある。

熊谷：日本側が支援したくないというわけではなく、フランスのWG（書式WG、週2回開催）のような対応は困難。

CS：それでは、サンプルのまま裁判所に送り、現場から質問があったときに検討する。

稲葉：次のプロジェクトでやるべき活動が多く、詳細は年度計画を立てるということを想定。

従来と異なり、すべての検討作業が集まった席でやらなくてはいけないとは限らない。グループ分けなど体制の工夫が必要。

CS：今回のテーマに関してこれ以上進まない。まずは大臣に報告。

## 5．起草作業の体制

CS：供託は端的にいうと日本側に起草をお願いしたい。

熊谷：関連法令はカンボジアの社会と密接にかかわるものであるため、日本側がコメントをするという場合、カンボジア国内の制度や実状の調査を依頼できるが、起草は困難。

CS：条文そのものをカンボジアが作るのか。

熊谷：最終的にはカンボジア側が起草をすることを想定。考えるべきポイントを助言するが、日本側が手を動かさない。カンボジア側がイニシアティブを取ると、完璧に近いものを作ることは難しいが、そのレベルから始めるしかない。

CS：大臣と要相談。日本の供託法令の翻訳を資料として提供願う。日本の法律を真似して骨格を作り、日本の先生方に意見を聞く。それを積み立てて条文にしていく。

熊谷：必要な資料は準備する。翻訳は英語でもよいか。

CS：専門用語を英語で理解するのは難しいが、まずは英語でよい。可能であればクメール語。

CS：区分所有権については如何。

熊谷：カンボジアが持っている制度と、日本の制度は異なるため、支援は困難。カンボジア側が起案された、法案の趣旨、背景、問題点・対応案を長期専門家と相談し、ディスカッションし、論点を整理した上で日本側にコメントを依頼する必要あり。

CS：優先順位としてあげている6つの関連法令は重要。区分所有権については、作業部会委員に来力していただき、専門家・MOJとともに国土管理都市計画建設省との協議を行っていただきたい。

熊谷：区分所有権を優先順位から落としたいという趣旨ではない。日本の先生方に問題点を伝えることはできると思うが、国土管理都市計画建設省との会議の場で日本人専門家が解決策を提示することは困難と思料。

CS：大臣に要相談。

熊谷：M/Mはあくまでもプライオリティを記載。日本ができるかどうかということを書いてあるものではない。したがって、MOJにとって優先順位が高いのであればそのままでよい。

## RSJPとの協議記録議事録（要約）

日 時：2008年1月31日 8時～9時

場 所：RSJP会議室

面談者：テップ・ダロン学院長（TD）、ヴァン・パン校長（VP）、コエツ・セカノ事務局長（KS）、ム・ブンソン継続教育担当（SB）

当 方：調査団員（熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、西田、諏訪井）、派遣専門家（柴田、森田）、事務所（堀田、井上、Phira）

配布物：M/M案（修正箇所のみ）

（要旨・敬称略）

---

1．M/M attachment document（issues of the project）の確認：特に異論なし

2．PDMの確認

熊谷：CLEの部分につき、昨日の協議をもとに変更。

TD：MOJとの調整は本来業務として実施。司法官職高等評議会、MOJと調整することになっている。

熊谷：法制度整備プロジェクトのPOにおいても、年間通じて行うよう修正する。

3．annex 5-1、5-2変更点の確認

熊谷：マネジメントにかかるミーティングの中に、必要に応じて事務方を参加させるということに記載。

TD：了解。

4．R/D変更点の確認

熊谷：R/DはマスタープランがPDMに合わせて変更した。

TD：了解。

## MLMUPC表敬議事録（要約）

2008年2月1日15時から16時

相手方：Lim Voan地籍地理総局長、Lum Haoi土地登録部次長

当 方：調査団（佐藤）、派遣専門家（神木、眞鍋）、事務所（堀田、Phira）

（要旨・敬称略）

---

佐藤：挨拶、訪問趣旨説明、次期フェーズの説明、今後の協働の依頼

Voan：MOJとの協働について、省庁間会議を設立した。

### 【不動産登記の種類】

1st Registration：

i) Systematic Registration（所有権）

ii) Sporadic Registration（利用権）

iii) Complimentary Registration（係争地や所有者の所在不明といった事情から、Systematic Registrationの対象となっていない土地）

1st Registrationが行われた土地について、Subsequent Registrationが行われる。

### 【不動産登記の実績】

- ・これまで600,000件のRegistration（99年から開始）
- ・土地の区画数に対するRegistrationの割合でいうと、2010年までに34%、2015年までに64%終了すること目標。あと15年で終了予定。（土地の区画は全国で14,000,000）
- ・手数料は、Systematic Rは、面積ごとに決まっている（手数料規程あり。土地の場所（都市か地方か）や土地の使用目的等により差がある。）

### 【不動産登記の方法】

- ・地方でデータを収集、CD-ROMにて中央にデータ移行、中央でも管理。
- ・地方のサーバー同士、地方と中央のサーバー同士はつながっていない。
- ・中央のデータのアップデートには数か月必要。
- ・データのセキュリティは、問題あり。土地法ではデータのセキュリティには注意が払われていない。ITの責任者は定めている。データは紙ベースのものと電子データがある。

### 【Subsequent Registration】

- ・不動産取引は盛んだが、Subsequent Registrationはほとんどない。
- ・理由は、税金を払いたくない、徴税システムが機能しない（徴税人が集めない）、税金が高い（低くすることを考えているとのことだが、現時点で税金額についての規程がないとのこと）といったこと。

### 【不動産登記情報へのアクセスについて】

- ・アクセスの制限はなく、市民は情報が存在するところに行って、情報を得られる（ただし、あまり利用されていないようである）。
- ・省令で、情報提供に関する規程あり。

(システム見学 / 佐藤所感)

**【紙ベースの情報を整理・保管する部屋】**

- ・紙ベースの登記情報、地籍図などが整理・保管。
- ・職員は10名弱。
- ・保管スペースは十分とはいえず、近い将来スペースの問題が生じるであろう。
- ・セキュリティや防災については、あまり顧みられている様子はなく、データの紛失・破損等の恐れに加え、改ざんも可能であるように見受けられた。

**【電子データの情報管理・保管する部屋】**

- ・上記の部屋の廊下を挟んだ反対側に、電子データを作成・保管している部屋（10坪弱）
- ・ドナー供与のコンピューター5台設置。
- ・部屋の中央に置かれた大きなテーブルの上に、地籍図（Systematic Registrationで作成されるもの）や、地方から送付されてきた紙ベースの登記書類が山積み。
- ・PCで電子データを保管。一部の情報の入力によって登記情報を呼び出せる。
- ・セキュリティや防災についてはあまり顧みられている様子はなく、データの紛失・破損等の恐れがあり。
- ・PCへのアクセス規制はあるようだが、データの改ざんの防止についての施策が十分かについては疑問があり。

なお、今回の見学で知己を得たMr. So Vannaは、英語でコミュニケーションが可能であり、見学においても積極的に情報を開示してくれた。今後、不動産登記に関する事項を検討するにあたり、システムについての情報の貴重なリソースパーソンとして、関係を継続することが望まれる。(佐藤)

## 司法省との協議議事録（概要）

日時：2008年2月1日 15時～16時

場所：MOJ

面談者：ヒー・ソピア次官（HS）、ブン・ホン次官補（BH）

当方：調査団員（熊谷、稲葉、琴浦、諏訪井）、派遣専門家（坂野）

（要旨・敬称略）

---

### 1．M/M案（080201付）に対するコメント

HS：法令 起草する法案は、カンボジア側が作り、日本側からアドバイスをもらう。優位順位を付けた項目については支援願う。ただし、区分所有権は削除。国土省との協議の後、できるようであれば日本人専門家の可能な範囲で支援願う。

費用 日本側に判断を任せる。記録の中でもそのように記載願う。

書式 これまでMOJが書式を作り、省令で全国に通知・統一。サンプルをもとに修正して使用するが、カンボジア側が理解していない点がある可能性があり、可能な範囲で専門家に支援願う。

### 2．書式

稲葉：コミッティで書式を検討してはいけないという趣旨ではない。次フェーズでは、関連法令の起草が多く、業務量を考慮するとWGで検討するのは無理があるのではないかと危惧。少人数で検討し、不明な点をまとめて日本人専門家に質問するほうが効率的・合理的。省令で定めるものの取捨選択も必要。

HS：民訴適用後、裁判所で使用・作成されている書式には、不適切なものがあり、細かい指導が必要。電子データがあればカンボジア側で検討、不明な点を日本側にうかがうこととしたい。

### 3．プロジェクト実施体制

熊谷：総責任者は大臣、プロジェクトの責任者は従前のおり次官。次官が複数いらっしゃるのわかるように明示したい。また、人員が不足しているため、可能であれば大臣、立法担当次官のみならず、代行人を置くほうが効率的と思料。

HS：立法担当次官（in charge of legislation）代理はいないが、チャン・ソティアビー次官か。今はブン・ホン次官補。WGの中に入っている次官、次官補という形で記載。

### 4．謝金

熊谷：日本側に任せるとのことだが、基本は不健全なことをどこかのきっかけで変えたい。理解が得られるのであれば謝金支給を止めることとしたい。

HS：問題なし。日本側に一任。ドナー側が問題意識を持っていることは承知。問題は、ドナーが手当てを出すが、支援終了後にフォローがない点。日本は継続的な支援をしてくれており、感謝。手当てについては我々が要求するべきものではないと考えている。

## 司法省との協議議事録（概要）

日 時：2008年2月4日 8時～9時

場 所：MOJ

面談者：ヒー・ソピア次官（HS）

当 方：調査団員（熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、西田、諏訪井）、派遣専門家（坂野、神木、眞鍋）、事務所（堀田、井上、Phira）、オブザーバー（建元）

配布物：M/M案

### （要旨・敬称略）

---

1．M/M案（080204配布分）変更点の説明・確認：異論なし

### 2．新法理解研修の実施予定

熊谷：新法理解研修は今後どの程度実施する予定か。（人数、対象、回数を目安）

HS：民法の研修は必要。1箇所1回程度。場所は変更する。

佐藤：民訴普及と同じブロック分けか。

HS：裁判官の移動・距離を配慮して場所を選定。あわせて民事訴訟法も講義するか否かは検討中。

### 3．長期的な人材育成

熊谷：カンボジアの基本法が日本法をもとに作成されたこともあり、将来的には日本語で日本の資料を読める人が育成されることが必要かもしれない（日本にある膨大な資料を読むことが可能）。JICAの長期研修では、1年や2年で学位をとることが可能だが、一度に複数人を受け入れるとカンボジア側で業務が停滞する恐れあり。また、帰国後のポジションも懸念あり。例えば、帰国後最低5年間はMOJで勤務する、もし辞めるのであれば費用を返金してもらうというような条件付けは可能か。

HS：調査能力を持った人の養成は必要。ただし、帰国後は実力・能力が高くなり、民間等に移るケースが多い。一方、民間同様の手当ても付けられない。提案のとおり条件付けが必要。またMOJとしては、その人が戻ってきたときのポストを考慮する必要あり。裁判官検察官養成校は卒業後数年間裁判官もしくは検事になるという規定あり条件付けは可能。

熊谷：カンボジア内で事前に日本語を学ぶ必要あり（日本センターの活用等）。自主的に勉強してもらい、その上で人選するということは可能か。

HS：本人の意向もあり、困難。本人の意思次第。

熊谷：例えば、日本で日本法を学んだ人がMOJで働いた後に大学の先生になれば無駄にはならない。日本で勉強した人がMOJに戻らなかったとしても、転職した後もMOJの要請にしたがって協力するという条件にすることも一案。これらの人材が、今日本の支援委員会委員が果たしているような役割をカンボジア国内で担えるようになると、自立発展につながる。国への投資になるように条件の付け方は検討の必要あり。日本側が条件を付けるのではなく、カンボジア側から条件を付けた上で要望が上がるのが望ましく、検討願う。

## 弁護士会表敬訪問議事録（概要）

日時：2008年2月4日 16時～18時

場所：弁護士会

面談者：キー・テック会長（KT）、リー・タイセン弁護士会事務局長、ウク・プリク理事、ハク・シク・リー理事（HSL）テ・チャンマン理事、アン・エン・トン校長（AET）、イン・ヴァンチョン弁護士養成校事務局長

当方：調査団員（熊谷、稲葉、佐藤、諏訪井、琴浦）、MOJ専門家（神木）、RSJP専門家（森田（弁護士会プロジェクト業務調整兼務））、事務所（堀田、井上、Phira）

配布物：プログラムの図

### （要旨・敬称略）

---

#### 3．弁護士会の活動（KT）

- ・ 弁護士会の活動は2つの柱：弁護士の新規養成、継続教育
- ・ 現在8期生を育成中であり、3月には9期生の入試を行う予定。1期に50名、これまでに計250名前後育成。
- ・ 継続教育では短期のセミナーを実施（3日×年3回）
- ・ 弁護士会ではすべての州に平均6名の弁護士を配置できるように弁護士養成したい。現在は平均1人か2人。
- ・ 東南アジア貧困層への支援も実施。2003年にセミナーを開催し、2003年以降政府から200万リエルの予算を受領。
- ・ 他ドナーとの協力実績では、フランスの国境なき弁護団と貧しい人への支援を実施。フランスとEUから資金を受領。
- ・ ECCCに5名のカンボジア人弁護士が参加。
- ・ 現在、外国人のカンボジアでの弁護活動を認める方向で検討中。
- ・ LTCの卒業生への仕事を斡旋する業務も実施。卒業生が仕事を得られるよう環境整備必要。
- ・ 小グループに分かれて地方での法律扶助活動を行う予定。法律普及及び職の提供。
- ・ 新しい民事訴訟法では、代理人は弁護士のみとなっており、弁護士の活動範囲が広がる。

#### 4．JICAからの要望（熊谷）

JICAのプログラム（3つのプロジェクト、お互いに可能な範囲で連携してもらいたいという説明）

##### 費用

現在年間7万ドルの程度の費用を支援しているが、以前からJICA事務所から相談しているしており、JICAの理念に基づき2008年度にはこの額を3割程度の低減願う。ドナーが安易に給料を肩代わりすると、ドナーの協力がなくなった際に給料が0円となってしまうとその組織は成り立たない。少しずつ低減し、2009年度にさらに低減とさせていただきたい。

#### 5．費用に関する意見交換

KT：現在の収入は、弁護士からの会費。弁護士会は利益を得る活動はできないため、弁護士



会の会費を使って弁護士に還元。学生からは500ドルの授業料を受領、これはLTCのみに活用可能。直近では8期生の卒業試験、9期生の入学試験に活用予定。また、LTCがRAJP敷地内に移動する際に机等を購入。JICAがLTCへの支援を削減するのであれば、授業料のみで対応。LTCの負担は大きくなるが、弁護士会が努力するしかない。我々も日本の支援が継続的に続くとは思っていないため、自立できるよう努力したい。

熊谷：具体的な調整は事務所と調整願う。趣旨はご理解いただけたと思料。

KT：弁護士会としては、次フェーズで低減するということを希望。貧困層への支援は重要な活動。費用を削減するのであれば、会費もしくは授業料を上げるしかない。また、費用が減るのであれば辞める職員も出てくる。

AET：民事訴訟法は適用されたが、まだ適切に運用されていない状況であり、教育は重要。急に費用を削減されると困るため、徐々に削減を希望。

堀田：徐々に負担額を減らすことや独自に収入を得られるようにすることは以前からお願いした。その結果を受け、授業料を取るようになったと理解。しかしながら500ドルの徴収で、今後1期の人数を50名から30名に減らせば、費用が足りなくなるのは必須。2008年度に向けてこれから協議したい。今と同じ規模での学校運営を続けることは難しいという判断・検討も必要。自己収入額（登録料、授業料）を想定し、弁護士会の活動の優先順位を考え、活動の規模を予算枠内で考えていただきたい。

HSL：弁護士会としては、弁護士の量と質の向上、裁判官と同じもしくはそれ以上のレベルにする必要があると思料。そのための環境整備も必要（インターネットはとても重要であり、フランスから支援を受けた）。

## 6. 今後の計画について

稲葉： 今後の見通し、計画（人数、規模）、教育期間、LTCとRSJPの関係をどう考えるか。

KT： 今後の計画：人数は理事会に決定権があり、仕事量（市場）と人数を見て検討。他国との比較や、人口と比較するとカンボジアにおける弁護士の人数は少ない。ただし、仕事の量が少なく、市場が小さい。特に収入源が少ない地方には弁護士は少なく、プノンペンに集中。この状況を踏まえ、養成人数を減らすことを検討し、具体的には9期生は30名の予定である。隔年募集。教育期間：2年の予定。理事会では質の向上に重点を置いている。RSJPと同様2年間の教育とし、検事と同じレベルにする。1年目は理論、2年目の前期は弁護士事務所における実習（模擬裁判含む）、後期は理論及び実習の取りまとめ、卒業試験。RSJPとLTCの関係：LTCはRAJPの傘下に入るのではない。偶然にも建物が一緒になるのみ。本当であれば別の場所がよかった。弁護士会は独立性を守る必要あり。RAJPはLTCとRSJPを統合させたいということなのか。噂を聞いたことがあるが、RAJPがこのような噂を流しているのではないか。あくまでもマネジメントは独立。

## 大使館報告議事録（要約）

日 時：2008年2月5日 15時～16時半

場 所：在カンボジア日本大使館

面談者：丸山公使、望月書記官

当 方：調査団（熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、西田、諏訪井）、事務所（堀田、井上）

配布物：調査団報告、日本語版M/M

### （要旨・敬称略）

---

#### 1. 法制度整備プロジェクト

熊谷：フェーズ1では民法・民事訴訟法の草案を作成し、フェーズ2ではそれらの立法化を支援。フェーズ3では附属法令の起草を通して、カンボジア側でできるようになるようなキャパシティビルディングを図っていく予定であり、プロジェクトの中でも大きな転換期。また、若手職員も取り込む予定。若手職員は特に経験が少なく起草作業に携わったことがないが、4年間をかけて少しずつ若手ができることを担う。日本側の投入は長期専門家3名及び支援委員（部会）の設置、部会の先生方から草案起草に係るポイントを教えていただく予定。なお、法案起草にあたっては、カンボジア側の参考になるように、日本の法令を英語もしくはクメール語訳して渡す必要あり。

自立発展性に主眼を置いた組み立て。4年間で完全に「自立」できることはもとより困難なことで、少しずつ現状から方法を変えることにより、次のクールもしくはその次のクールくらいに形になるというのがめざす姿だと思料。

丸山：本プロジェクトは経済協力の範疇を超えて日本に何ができるかというもの。法整備支援は今後ますます重要。特に本プロジェクトでは社会の基本となる民法・民事訴訟法を起草、その上でキャパシティビルディングに移っていく予定であり、とても壮大なプロジェクトだと認識。このプロセスを通して日本のスタンダードが伝わると思料、本当の意味での国づくりに協力しているプロジェクト。カンボジア側に軸足を移し、日本に参考意見を求めるように体制を作るとするのが日本の考えであり、とても戦略的、国益に直結。

他の省庁はプロジェクトの範疇外か。例えば英米法は他省庁が所管していることが多く、コンフリクトが起こると仄聞。

熊谷：民法・民事訴訟法はMOJが所管であるため、まずはMOJにおいて民法・民事訴訟法の関連法案を起草する。しかしながら、コンフリクトを起こしそうな関連省庁と協議をする仕組みを作ることは必要。起草されている法律間については各省同士ではなく、TWGの場でドナーが把握しているというのが現状。したがって、サブコミッティのメンバーもTWGに同行させ、なるべく情報収集できるよう提言。

丸山：省庁間の調整だけでなく、実際はその後ろ盾となっているドナーとMOJの協議であり、MOJのバックアップは必要。これは隠れたドナー間の戦い。日本はその調整をMOJが行うという方針であり大変。そういう意味でも、若手に早い段階から学んでもらうことは必要。

稲葉：日本は日本の価値観・スタンダードを押し付けるために民法・民事訴訟法を作ったのではない。結果として日本の法律に親和性のあるものになったが、その過程でカンボジアに合うものに調整してもらったということがとても重要。

佐藤：運用するということが重要。運用されなければ形式的なルールになる。そのためにこれまで協働作業を行ってきた。

丸山：国益に関する発言に対し、現場の感覚について了解。日本国内に対するメッセージとしてはわかりやすく発信する必要あり。結果として日本が裨益するということは間違いなく、よいモデルだと認識。日本企業にとって予測可能性が上がるということはとても喜ばしく、裁判官・検察官も日本の協力で養成されているため安心感も高まる。

稲葉：経済法はスタンダードに馴染みやすいという違いがある。民法・民事訴訟法は国際的なスタンダードに馴染み難く、その国の風習にあったものを作る必要あり。日本の企業は欧米にも進出しており、民法・民事訴訟法が日本の法律に親和性があるかという法体系の問題ではなく、予測可能性があるかどうかということが重要。つまり、法の支配が確立していることがとても重要。このプロジェクトは、ひいてはアジアにおける日本の評価につながるが、目先の国益論には反感を覚える。なお、附属法令起草に関しては、日本の制度をそのまま参考にすることができず、制度設計を含めて検討していく必要あり。

丸山：ご指摘のとおり、カンボジアは制度設計に頭を悩ませている。民法起草支援はその後の制度設計にもかかわるものであり、壮大なプロジェクト。今日の会議では「予測可能性」「制度設計」という新たなキーワードを得た。日本の協力はインフラのみであり、制度は欧米が作っているというマスコミの見方もあるが、本プロジェクトでは制度設計を含めて検討する、とてもインパクトの大きなプロジェクトと理解。

熊谷：フェーズ3でカンボジア側に起草のイニシアティブを移そうとする理由の一つは、附属法令ではより制度設計がかかわるといふ点。日本側が机上のみで議論を行うのではなく、社会の動き方を踏まえてまずカンボジアで制度を設計する。

## 2. 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト

熊谷：現フェーズでは手探りの状態からカリキュラム策定・改訂、教材作成・改訂を行ってきたが人材不足が大きな課題であり、日本人専門家に依存する部分が多い。次フェーズでは、特別セミナー以外の基本的な講義はすべてカンボジア教官ができるようになることをめざす。その過程で知識・ノウハウを組織として蓄積する。知識・ノウハウを共有するカバレッジを広くする、ドキュメントを残すなど、組織として自立できるようにする必要あり。そのため、定例ミーティングを開催や、必要に応じて会議に若手職員等を入れるよう提案。

特筆すべき点は、インパクトの大きさ。裁判官・検察官が養成されることで民法・民事訴訟法が運用されるようになるだけでなく、卒業生が法制度整備プロジェクトのサブコミッティを助けるリソースや大学の先生にもなりうる。また全国に赴任することで広く民法・民事訴訟法を広める役割も担う。広い意味での人材養成のプロジェクト。

稲葉：次フェーズに関しては10月の終了時評価のときから先方と協議。先方からは裁判官・検察官の新規教育のほか、継続教育、書記官養成校、執行官養成校への支援についても要望あり。しかしながら、長期専門家の数を増やすこともできないため、裁判官・検察官の新規教育に重点を置き、可能な範囲で継続教育に携わるといふこととした。継続教育については、当初日本側は卒業生に絞って協力することを想定していたが、RSJPは、日本が卒業生のみで特化することで卒業生とそれ以外の裁判官の間に不必要な壁を生じる恐れが

あることを危惧。しかしながら、継続教育の目的・理念が十分に検討されておらず、またMOJが行っている普及セミナーと内容が重複しているため、既にスケジュールが決まっている2008年については半日ずつのみ協力することとし、2009年以降については継続教育の理念を含めて再度検討ということになった。継続教育については、より実務的な内容になることから、日本の裁判官を派遣することが理想であり、調査団出国前に最高裁判所に打診を行った。

丸山：日本が卒業生のみで特化する、とその人が配属されている上司が困るのか。

稲葉：上司だけでなく、卒業生以外の裁判官と卒業生との間で亀裂が生じる恐れのあることを危惧。

丸山：「特別なチーム」を形成してしまうことにより、社会的な問題になりやすい。カンボジアの年功序列の厳しさは日本以上。短期専門家の派遣での対応は如何。

稲葉：裁判官であれば誰でもよいわけではなく、カンボジアの民法・民事訴訟法を理解している必要があり、派遣に適切な方は限定。

丸山：セミナー形式を取るなど、他の方法を考える必要があり。

### 3. 共通事項

熊谷：

名称

両案件ともに現行のフェーズから途切れずに協力を継続することを想定し、2006年に要請があがった。当時は案件内容を詰めることはできず、内容・名称ともに暫定。今般カンボジア側の意向を確認したところ、継続的な内容であるため、混乱が生じないように現フェーズの名称を引き継ぎたいとのこと。採択済みであるが、名称変更につきご協力願う。

MOJとRSJP間の調整

MOJで行っている民法・民事訴訟法の普及セミナーとRSJPで行っている継続教育の内容が重複（新法に関する講義）。両者で調整してもらいたい旨を伝達、調整担当者を確認。

プログラム

両案件に加え、弁護士会司法支援プロジェクトを入れた3プロジェクトを実施。それぞれのプロジェクトがめざす目標は異なるが、その先の大きな目標として、法の支配をめざしているということを各関係機関に説明。カンボジア側も可能な範囲での連携・協力を依頼。

中長期的な視点

日本が民法・民事訴訟法の起草に携わったというのはとても大きな話であり、これらの法律が動くためにも引き続き協力は必要。1999年からプロジェクトが開始されているので、長期に続く協力の場合、携行として、「いつまで協力するのか」と疑問が出ることが多いが、次フェーズにおいても完全な「自立」は困難。長期的支援をするにはその必要性につき日本側関係者で共通の認識を持っている必要あり。また、あくまでも一案であるが、日本語で日本の資料を読める人も必要、時間をかけた養成の検討が必要。日本の法整備支援の優位性は、関係者の多さ、きめ細かさだが、裁判官・検察官など市場からリソースを連れてくることができないという点は課題。国として、法整備支援にかかわるシステムを検討する必要があり、外務省からもぜひお力添えをいただきたい。

丸山：いかに日本のためになっている協力なのかということをお願いし、コンセンサスを

得られるようにする必要あり。大使館としては可能な範囲でに伝達。民法・民事訴訟法の支援を始めた以上、中途半端に投げ出すと日本の信頼性にかかわる。大使も同感であり、もっとアピールが必要。選択と集中であり、選択した以上集中する必要あり。

## 事務所報告議事録（要約）

日時：2008年2月5日 16時40分～18時

場所：事務所アンコール・ワット

面談者：カンボジア事務所 米田所長、鶴飼次長、堀田職員、井上職員

法制度整備プロジェクト（フェーズ2）坂野専門家、神木専門家、眞鍋専門家

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）柴田専門家、森田専門家

当方：調査団（熊谷、稲葉、佐藤、琴浦、西田、諏訪井）

配布資料：調査団報告、日本語版、M/M

### （要旨・敬称略）

---

#### 1. 法制度整備プロジェクト

熊谷：ポイントは 起草の軸足をカンボジア側に移す、若手職員を取り入れるという2点。

4年間での成果は附属法令や書式等ができること以上に、これらの過程を踏まえてカンボジア側が主体となって条文を作るという体制ができてくる、若手職員がかかわる体制ができてくる「端緒が見える」という点。なお、若手職員はMOJ民事局、立法局の職員であり、MOJに知識・ノウハウの蓄積が可能。加えて、次官が不在時の代行人を確認。また、関連法令起草にあたり、参考として日本の法律の関連法令のクメール語翻訳を検討予定。

コミッティの謝金支払いをやめる点、カンボジア側の了承を得たため、一応見合わせた。ただし、外部者である裁判官等が参加しなくなった場合、別途判断する必要あり。

書式については、日本の考えでは起草には力を割かれるため、書式は日本のサンプルを渡し、カンボジア側のみで検討してもらうことを想定。しかし、カンボジア側からは最終的な確認を日本側に担当してもらいたいと強く要望あり。結果的には要望に答えられる努力をする必要があるが、日本側の人材も限られており、帰国後に関係者と相談。

米田：短期専門家派遣での対応は如何。

熊谷：検討に必要な時間による。

稲葉：カンボジア側の事前検討の状況次第。ペースによっては4年で終わらない。ICDの宮崎教官が一人のリソースであるが、カンボジアのみを担当しているわけでもない。

米田：カンボジア側は全国に配布した後、問題があったら収拾できないということか。

熊谷：事前に決めておきたいということのようである。

柴田：宮崎教官は10年程度の経験。部会にかける必要があるのではないか。

熊谷：次善の策を国内でご相談したい。

稲葉：次期フェーズでは長期専門家の方の業務量が増える可能性があり。コミッティも条文を書く経験はない。そういう中でカンボジア側に機軸を移すということを日本側から要望したため、長期専門家の人数が増えるものだと思っていた。神木専門家が弁護士会に移る件については、MOJが不信に思わないよう、JICA事務所から丁寧に説明する必要あり。

米田：人員体制の変更は、プロジェクトを推進するためのマネジメント体制に重きをおくということと理解。

熊谷：坂野専門家がこれまで担ってきた業務にもっと力が割けるように（カンボジアの事情、カンボジアの法律に関する理解）、その上に眞鍋専門家の法律に関する力を乗せられるよ

うに、という趣旨での変更。MOJに対しては事務所から説明願う。

## 2. 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト

熊谷：4年後には、特別セミナーを除く講義をカンボジア側だけで授業ができるようになることを目標。また、組織としての知識を残すためのシステムを作ることを想定。引き続き教官候補生の養成を行い、教官となれる人の数を増やす。今のRSJPは知識が組織に蓄積できていない。そこで、同じようなノウハウをなるべく多くの人に共有し、後に伝えられるような仕組みを作っておくことが必要。そのため、定期的なミーティングの開催、組織的なドキュメントの管理が重要。CLEに関しては、卒業生のみの特化するという想定していたが、卒業生と非卒業生を分けることにより不必要な壁を作ってしまうという指摘あり。2008年は決定済みのスケジュールに沿って実施、2009年以降は目的・実施体制・実施回数を検討する。謝金については、支給している内部者は校長のみ。今謝金の支給を止めると学校が成り立たないという意見もあり、問題意識の共有のみ。

## 3. 団長所感

熊谷：起草の軸が移るという転換期、またカンボジア側で授業ができるようになる、組織で蓄積できるという転換期。ただし、4年間ですべてできるかという困難であり、その端緒が見え始めるというのがめざす姿であるということ認識・共有したい。MOJは法律、制度を作っていく時期であり、そのときにカンボジア側にイニシアティブを移すというのは非効率的だが、このフェーズで転換する必要あり。

費用については、プロジェクト終了後に使える在外事業強化費やFU経費を確保しておき、セミナー開催時に経費を出すなどの対応を検討願う。

今回2プロジェクトの事前評価調査を同時に行ったことで、片方で協議したことを他方にフィードバックできた。MOJは大臣に聞かないと進められず、次官の体調が悪くなるなど、若干協議は困難。また、大臣から書式の検討のために日本の裁判官を派遣しないなら「署名しない」という発言があり。これは契約ではなく、双方が協力して実施するものであり、失礼な発言。

米田：建設的にとれば積極的に熱意をもって取り組んでいるということか。

熊谷：もう少し相談の仕方があるだろう。脅迫的であった。

稲葉：RSJPとLTCが統合の可能性について。CLJRでは統合に積極的な考え方を持っているが、BAKCは反対の意見。必要な人材の確保を関係機関で検討していく必要があるという点は団長所感にも記載あり。裁判官の長期専門家の派遣可否により、CLEの日本の支援内容も変わるが、ICD・JICAだけで結論は出せない。

佐藤：日本語ができる人の養成について。HSに打診をしたところ、MOJとして日本語を学ばせるというのは難しいとの回答。日本としても方法を検討する必要あり。奇しくも名古屋大学が日本法センターをカンボジアに設立予定、協働ができるのであれば要検討。弁護士養成校について。第9期生は2年カリキュラムであり、現プロジェクトの途中で切れる。

熊谷：弁護士会への支援の継続を検討する必要あり。BAKCが努力を見せるのであれば、セミナー部分のみ在外事業強化費やF/U費用を付けるなどの工夫は可能か。

米田：LTCはまずはこの2年でフェードアウトしていくという方針。契約時にも伝達済み。

統合についてはカンボジアの流れに任せ、内政には干渉しない。

稲葉：森田専門家が兼務をしているという点が懸念。弁護士会プロジェクトが具体的に動き出したときに森田専門家は兼務可能なのか。

堀田：プログラム全体に割く人数で検討する必要がある。4半期ごとの経費についてのみ担当いただくことで合意。日弁連との調整は、神木専門家が担う。LTCへの支援は、第1回目の短期派遣のセミナー派遣がプロジェクト開始後8か月経過していた。どう評価するか。また2年間の教育になるなかでの協力方針、追って相談したい。

米田：時間をかけて行っていくプログラム。

熊谷：日本には民法・民事訴訟法への支援を始めたという責任あり。しかし、無理をして協力して下さっている特定個人の先生方に業務負担がかかる。協力する必要があるが、その方策はJICAだけでは検討できるものではない。

米田：法整備支援は追い風、人材に関しても拡充する方針と仄聞。我々がそういう会議で訴えていく必要あり。

熊谷：訴えているが、伝わらない。

佐藤：ただし、かなり自民党の政策提言も改善されてきた。法務省やJICAのインプットの成果か。

米田：法整備支援はとても重要な分野。支援を始めたことはよかったと思料。選択と集中の問題。



MINUTES OF MEETINGS BETWEEN  
THE JAPANESE EX-ANTE EVALUATION STUDY TEAM AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA  
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR  
THE LEGAL AND JUDICIAL DEVELOPMENT PROJECT (PHASE 3)

The Japanese Ex-ante Evaluation Study Team (hereinafter referred to as "the Team") for the Legal and Judicial Development Project (Phase 3) (hereinafter referred to as "the Project"), organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Ms. Mitsuko KUMAGAI, Team Leader, Governance Team, Group 1, Social Development Department, JICA, visited the Royal Government of Cambodia from 23rd January to 5th February, 2008, in order to assess the feasibility of the proposed project framework as well as to clarify the background, concept, and the scope of the Project.

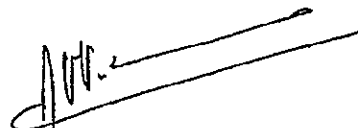
During its stay, the Team and the Cambodian authorities concerned (hereinafter referred to as "the Cambodian side") had a series of discussions and worked out the details of the Project.

As a result of the study and discussions, the both sides reached a common understanding concerning the matters referred to in the documents attached hereto.

Phnom Penh, February 5, 2008



Ms. Mitsuko KUMAGAI  
Leader  
Japan Ex-ante Evaluation Study Team  
JICA



H.E. Arj Vong Vathana  
Minister of Justice  
Kingdom of Cambodia

## ATTACHED DOCUMENT

### I. Basic framework of the Project and the Results of Ex-ante Evaluation

The Team and the Cambodian side shared the common view on the basic framework, scope and details of the Project as below. Both sides also recognized the draft version of the Record of Discussions (hereinafter referred to as "Draft R/D") as attached in Annex 7 hereto that will be finalized by the time of commencement of the Project.

#### 1. Project Title

The Legal and Judicial Development Project (Phase 3)

Note: The Legal and Judicial Development Project (Phase 2) (Project duration: 2004.4.9-2008.4.8) is hereinafter referred to as "the Phase 2" in this Minutes of Meetings.

#### 2. Administration of the Project

##### 2-1 Administration on the Cambodian Side

- (1) The Minister of Justice of the Kingdom of Cambodia, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
- (2) The Secretary of State in charge of legislation, the Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ"), as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters for the timely progress of the Project.
- (3) The Secretary of State and the Undersecretary of State, who are the members of the committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project in the case where the Project Manager is absent.

##### 2-2 Administration on the Japanese Side

Japanese experts will provide necessary technical recommendations and advice to the Project Director, the Project Manager and the Cambodian counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.

#### 3. Duration of the Project

The Project will start from April 9, 2008, and terminate on March 31, 2012.

①



4. Project Purpose

The Ministry of Justice is able to take necessary measures to implement the Civil Code and the Code of Civil Procedure appropriately.

5. Target Group

MOJ

- The members of the committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure (hereinafter referred to as "the Committee")
- The members of the sub committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure (hereinafter referred to as "the Sub Committee")

6. Details of the Project

See Tentative Project Design Matrix in Annex 3.

7. Tentative Schedule of Project Implementation

See Tentative Plan of Operation in Annex 4.

## **II. Result of Ex-ante Evaluation on Five Basic Evaluation Components**

As a result of the discussions, both sides agreed that the Project is feasible as summarized in Annex 1. The criteria for the evaluation shown in Annex 2 will be utilized throughout the Project period in monitoring, mid-term evaluation and terminal evaluation.

## **III. Specific Issues Confirmed on the Project**

1. Issues on the Project

(1) Cambodian initiative in drafting laws and regulations

Both sides confirmed that Cambodian initiative in drafting laws and regulations in the Project is indispensable for MOJ's self-reliance in the future. In the Phase 2, the Japanese Working Groups for Supporting the Draft of the Civil Code and the Code of Civil Procedure have made the first drafts of laws and regulations, and the Cambodian side has examined them. In the Project, from the viewpoint of developing drafting skills of MOJ, the Cambodian side will make the first drafts of laws and regulations, and the

9

Japanese side will provide necessary advice on them. The Cambodian side requested the Japanese side to provide translations of related laws and regulations in Japan, so that the Cambodian side is able to have general ideas of laws and regulations to be drafted. The Team responded that the Japanese side will provide them within available budget.

(2) Cultivation of younger generation

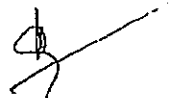
Both sides confirmed that MOJ needs to cultivate younger generation in MOJ. Through activities in the Phase 2, the members of the Committee, which was called as "Working Group" in the Phase 2, have acquired a good knowledge of the contents of the Civil Code (hereinafter referred to as "the CC") and the Code of Civil Procedure (hereinafter referred to as "the CCP"), and it is recommended that they draft laws and regulations related to the CC and the CCP by themselves. However, they have too many workloads that they cannot spare enough time to draft them. Furthermore, in order to promote sustainability of human resources in Cambodia, it is essential that MOJ enhances the capacity of younger generation. Therefore, it is necessary to bring younger generation into drafting laws and regulations, under the supervision of the members of the Committee.

In addition to the activities for drafting laws and regulations, both sides recognized that letting younger generation participate in the Technical Working Group on Legal and Judicial Reform (TWG-LJR) would be one of the measures which the Cambodian side can take to cultivate younger generation in MOJ.

(3) System of drafting laws and regulations

Both sides agreed on the implementation of the Project based on the organization chart and the activities shown in Annexes 5-1 and 5-2. As shown in the Annexes, both sides have a common view that it is desirable that the members of the Committee will supervise of drafting laws and regulations in the Project, and the members of the Sub Committee will research necessary information and draft laws and regulations. Both sides, however, noted that Annex 5-2 shows one of the desirable organizations and activities which the Project will be developing in the process of the Project. Through the activities in the Project, it is expected that the members of the

Ⓐ



Sub Committee will be able to draft laws and regulations gradually.

(4) Annual review on the plan and the drafting members

Both sides confirmed that it is hard to determine a concrete plan of operation of drafting laws and regulations for all four years at this moment, as the needs and the urgency of laws and regulations will be changed according to social circumstances and drafting process of other ministries, etc. Therefore, a detail plan of drafting laws and regulations should be determined annually. Also, the members of the Committee and the Sub Committee should be considered annually. The annual plan for Japanese fiscal year 2008 should be decided through discussion between MOJ and JICA by the end of February 2008, and should be attached to the Record of Discussions which would be signed at the beginning of March 2008. It should be considered that the national election, which is scheduled to be held in July 2008, might slow down the legislation schedule until the beginning of 2009.

(5) Priority of drafting laws and regulations

The followings show the priority and the sequence of the Cambodian side for drafting laws and regulations:

- (i) Immovable property registration
- (ii) Deposit system
- (iii) Civil registration
- (iv) Registration of juristic persons
- (v) Registration of matrimonial property contracts

(6) Coordination between Royal School for Judges and Prosecutors

Both sides confirmed that the coordination on the dissemination seminars on the CC and the CCP of MOJ and the continuous legal education in the Royal School for Judges and Prosecutors (hereinafter referred to as "RSJP") is indispensable to avoid duplication of the contents, and for the effective and efficient implementation of the dissemination seminars on the CC and the CCP. Both MOJ and RSJP will assign their respective staff members in charge of coordination to make contact each other.

(7) Questions concerning the CC and the CCP

Both sides reached the common understanding that it is desirable to record

①



questions to MOJ officials and in dissemination seminars concerning the CC and the CCP, to share the contents of questions and answers to them within MOJ. MOJ will discuss how to compile and how to deal with those questions during the Project.

(8) Necessary forms for civil procedure

The Cambodian side explained that Japanese forms for civil procedure translated in Khmer, which had been given as an example, seemed to be useful. They requested that they would like to study and discuss them in the Committee with the participation of Japanese experts.

However, the Team explained that the Committee with Japanese experts could not spare sufficient time to develop forms for civil procedure at the same time drafting laws and regulations, because; i) it might cause excessive workloads of the members of the Committee; and ii) resources of the Japanese side are limited.

Upon receiving the explanation, the Cambodian side requested that the Japanese side would assist the Cambodian side in studying and discussing the forms by giving advice from Japanese professional experts who have knowledge and experience about the forms (e.g. judges, professors, or court clerks, etc.), by dispatching such professional experts as short-term experts. The Team replied that it would sincerely make necessary efforts to meet the request.

(9) Remuneration for the Committee and the Sub Committee

The Team pointed out that it is not appropriate to subsidize officials' remuneration in the light of the Japanese Official Development Assistance (ODA) principle, from the viewpoint of financial sustainability of MOJ. The Cambodian side responded that it would respect and follow the decision of the Japanese side. The Team replied that the Japanese side would refrain from subsidizing the remuneration in the Project.

(10) Request from the Cambodian side

The Cambodian expressed a strong desire to have the textbook and the commentary of the CC, to disseminate the CC nation-wide. Also, the

9

\$

Cambodian side requested to continue to provide necessary advice from the members involved in drafting the CC and the CCP for drafting laws and regulations in the Project, and to provide necessary/useful information pertaining to relevant laws and regulations.

(11) Program of legal and judicial field (Cooperation among other projects in legal and judicial field)

The Team explained that there are three projects in the legal and judicial field cooperated by JICA as a program at this moment in Cambodia, shown in Annex 6. Those projects are implemented with three respective Cambodian organizations, but are focusing on the same ultimate goal i.e., the establishment of "Rule of Law" in Cambodia. Therefore, the Team emphasized that the coordination among the Cambodian organizations would be desirable.

(12) Sharing the materials of the CC and the CCP

The Team emphasized that the outputs of the Project including guidelines, textbooks, and other materials will be useful for other projects in the legal and judicial field of JICA, both in Cambodia and other countries. Therefore, the Team requested MOJ to recognize that JICA would use those materials not only for the Project but also for other projects. MOJ agreed that JICA utilize those materials for other technical cooperation beyond the Project.

2. Measures to be taken by the Japanese Side

The Team explained that the Japanese side will make the following efforts:

(1) Dispatch of Japanese experts

JICA will provide service of three long-term experts: technical assistance in the legal and judicial field, relevant laws/donor coordination, and project coordination. Short-term experts will be dispatched in accordance with necessity for effective implementation of the Project.

(2) Training of Cambodian counterpart personnel

JICA will undertake short-term training in Japan for the Cambodian counterpart personnel whose selection is agreed upon by the Cambodian side and the Japanese side, as supplement to technical assistance provided by Japanese experts.

59

3. Measures to be taken by the Cambodian Side

The Cambodian side explained that they would make the efforts as done in the Phase 2. The Cambodian side will provide Japanese experts' office in MOJ, seminar rooms, conference rooms, facilities, equipment and other related materials as well as assign counterpart personnel at the Cambodian expense for the effective implementation of the Project. The Cambodian side will meet running expenses necessary for the implementation of the Project.

**IV. Procedures before the Commencement of the Project**

1. Both sides reached the common understanding of the framework of the project as in the Draft R/D as attached in Annex 7.
2. The Draft R/D will be finalized and confirmed through the consultation between the JICA Cambodia Office and the Cambodian side by the beginning of March 2008.

⑤





## List of Annexes

- 1 Result of Ex-ante Evaluation on Five Basic Evaluation Components
- 2 Evaluation Method – Five Basic Evaluation Components
- 3 Tentative Project Design Matrix
- 4 Tentative Plan of Operation
- 5-1 Organization Chart of the Project
- 5-2 Members and Activities of the Committee and the Sub Committee
- 6 Overall Picture of JICA's Legal and Judicial Cooperation Program in Cambodia  
(Draft)
- 7 Record of Discussions (Draft)

9



## Annex 1: Summary of Ex-ante Evaluation on Five Basic Evaluation Components

### (1) Relevance

The Team concludes that the Project is very much relevant to the Cambodian national development strategy, the Japanese ODA program and strategy, and the needs of the target group for the following reasons:

- The Cambodian government is likely to continue giving high priority to developing and improving the legal system related to civil matters as articulated in *Rectangular Strategy*, or the Cambodian national development strategy announced in July 2004. More concretely, *Legal and Judicial Reform Strategy* issued in 2003 and its plan of action in 2005 articulate that “modernization of legislative framework” is among seven priorities in the legal and judicial sector.
- The Project is very much consistent with Japanese ODA program and strategy. *Japan's Country Assistance Program for Cambodia*, developed in February 2002, regards developing and improving the legal system related to civil matters as core policy assistance for Cambodia. Also, *JICA's Country Strategy for Cambodia*, identifying the lack of basic laws as a major obstacle to achieving social and economic development of Cambodia, emphasizes the importance of assisting Cambodia with developing and improving the legal system related to civil matters.
- Furthermore, the Project attempts to best meet the needs of the target organization, namely MOJ. MOJ specifically articulated their needs of developing laws and regulations relevant to the CC and the CCP, training young MOJ officials, and developing organization for better implementing laws and regulations relevant to the CC and the CCP in a series of meeting of the terminal evaluation for the Phase 2 in October 2006. The Project adopts a strategy of reducing involvements from the Japanese side and increasing the responsibility of the Cambodian side incrementally to address these needs.

### (2) Effectiveness

The Team concludes that the Project is expected to be fairly effective in achieving the project purpose while there may be a certain risk as follows:

- The Team finds that MOJ's ownership for implementing the Project is improving. In particular, MOJ took an initiative and organized the Sub Committee until now. Also, the Sub Committee drafted statements for drafted laws and conducted a background study on the registration of juristic persons. Such a high level of ownership on the Cambodian side is expected to contribute to accomplishing the

9

project purpose effectively.

- Also, the Team finds that the strategy for achieving the project purpose is fairly articulated with a certain risk. On the one hand, the strategy of gradually reducing involvements from the Japanese side is expected to further transfer the ownership of implementing the Project to MOJ. Also, shifting incrementally the responsibility and tasks of implementing project activities to young MOJ officials is expected to contribute to achieving the project purpose. On the other hand, the Team notes that there would be a risk that the Project might not be able to build the self-reliant capacity of MOJ as described in the project purpose. This is because the Project needs to produce outputs immediately such as drafting laws and regulations and disseminating information relevant to the CC and the CCP. Capacity building takes a long time in general. However, it might be difficult to spare sufficient time for building the self-reliant capacity of MOJ if the Project has to focus more on drafting laws and regulations with high quality within a limited time. The Team recommends that the Project needs to pay sufficient attention to this potential risk.

### (3) Efficiency

The Team concludes that the efficiency of managing the Project is expected to improve, particularly comparing with the Phase 2 due to the following reasons:

- The Project intends to address the issue of insufficient MOJ's human resources for implementing project activities. As pointed out in the terminal evaluation study for the Phase 2, the Phase 2 suffered from the lack of MOJ personnel available because the Phase 2 relied on senior MOJ officials and human resources outside MOJ including judges and prosecutors. However, reliance on senior officials and external resources often delayed the progress of the Phase 2 and caused inefficiency, because the senior MOJ officials became too busy to spare sufficient time for the Phase 2 while external human resources including judges and prosecutors working for the Phase 2 often cannot join project activities because they have other obligations to fulfill. Therefore, the Project, intending to address this issue, is strategically designed to reduce the dependency on senior MOJ officials and external resources. The Project will specifically maximize the use of young MOJ officials, who will constitute the Sub Committee, the main body of implementing project activities under the supervision of senior MOJ officials and with the participation of Japanese experts.
- Also, support from within Japan will continue contributing to increasing the efficiency of the Project. In particular, the Supporting Groups on the CC and the

CCP in Japan will continue to provide effective support to the Project by responding in a timely manner to questions and concerns that MOJ officials might have.

- The Project closely collaborates with Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2) and this collaboration is expected to further enhance the efficiency of the Project, too, because resources and outputs of these two projects can be shared with and utilized for each other. In short, the Project can take advantage of synergy generated by the collaboration between them.
- Furthermore, the long-term experts are expected to contribute to producing outputs significantly as the intermediary by providing adequate information to JICA and the Supporting Groups on the CC and the CCP in Japan. Their efforts are likely to result in the successful planning and provision of the inputs, as already demonstrated in the Phase 2.
- However, the Team would like to note that relying on young MOJ officials for producing such outputs as drafting laws and regulations could pose a certain risk, since they currently may not have sufficient capacity for conducting project activities such as studying, discussing and drafting laws and regulations. However, the Team expects that the Project develop their capacity eventually along implementing the Project in the future.
- Finally, the Team expresses a concern that laws and regulations, which need cooperation for drafting from relevant ministries and agencies of the Royal Government of Cambodia, might not be either drafted or even considered if MOJ could not receive cooperation necessary for drafting them.

#### (4) Impact

The Project, together with Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2), is expected to contribute to achieving the overall goal of the Project, if the Project pays sufficient attention to risks as described below. The Project also generates two other positive impacts as mentioned below:

- The Project is likely to contribute to accomplishing the overall goal of the Project, because the Project and Project for the Improvement of the Training on Civil Matters in the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2) are strategically designed to mutually contribute to achieving the overall goal of the Project. Therefore, implementing these two projects concurrently is likely to lead to the achievement of the overall goal.

- The “joint work approach,” which was adopted in implementing the Phase 1 and the Phase 2, was very much appreciated and encouraged by MOJ to disseminate to other legal and judicial assistance projects. Consequently, the Project will continue to adopt the approach, and the approach is likely to be further disseminated and established in Cambodia. Since the approach is a major merit of Japanese ODA, the prevalence of the approach in the area of legal and judicial assistance is the positive impact of the Project.
- The Project might eventually lead to improving the quality of laws and regulations in areas other than civil matters. The Team sees a possibility that the Project could lead to broad human resource development within MOJ, because members of the Department of Legislation Affairs, MOJ participate in the Project. Specifically, the Team expects that the Project might enhance the capacity of the Department, which handles not only civil matters but also other matters.
- The Team notes that two important assumptions need to materialize if the Project achieves its overall goal. In particular, there would be a potential risk that other ministries and agencies of the Royal Government of Cambodia might draft laws and regulations, which are inconsistent with the CC and the CCP, without coordinating with MOJ. The Team suggests that the Project pay sufficient attention to this potential risk.

#### (5) Sustainability

The Team recognizes that the Project faces many challenges for achieving its sustainability, but expects that the Project will start developing its sustainability in four years for the following reasons:


- The Project is likely to be sustainable in terms of policy since the Royal Government of Cambodia is firmly committed to developing and improving the CC and the CCP. A firm commitment by the Royal Government of Cambodia is observed in *Plan of Action for Implementing the Legal & Judicial Reform Strategy* where developing and improving the legal system related to civil matters constitute short-term and medium-term priorities.
- The Team frankly recognizes that the lack of human resources and the organizational capacity of MOJ pose a serious risk to the success of the Project. However, MOJ has taken a concrete action of developing and improving its human resources and organization. Recognizing the importance of developing the capacity of young MOJ officials, MOJ has started setting up the Sub Committee consisting young officials and shifting major responsibilities and tasks to them.

⑤

This is an encouraging sign since training young officials is likely to enhance the organizational and human resource sustainability of MOJ in the future.

- Also, the Project needs to improve the financial sustainability of MOJ, because MOJ tends to depend on donors' financial assistance for conducting its activities. In particular, the Team sees a concern that holding dissemination seminars on the CC and the CCP, an activity of the Project, might not be financially sustainable.
- Thus, it is true that MOJ faces many challenges for achieving its sustainability of the Project. However, the Team finds it encouraging for MOJ to have started making an effort to improve its human resource and organizational sustainability by shifting major responsibilities and tasks to young MOJ officials. The Team expects that the effort could lead to the overall sustainability of MOJ so that the self-reliant capacity of MOJ for improving the legal system related to civil matters will be developing in four years.

9



## **Annex 2: Evaluation Method – Five Basic Evaluation Components**

### **I. Five Basic Evaluation Components**

The five basic components defined by JICA as mentioned below are in line with those used for the evaluation works by DAC and other international assistance organizations. Introduction of these components has enabled a consistent and well-balanced evaluation, which minimizes evaluator's bias. Further, it allows us to share and discuss the results, knowledge, and lessons-learnt with other aid organizations since we use the same criteria in evaluation.

#### **1. Efficiency**

Evaluate the methods, procedure, duration, and cost of the project from a productivity perspective.

#### **2. Effectiveness**

Evaluate the results in comparison with goals (or revised ones) defined at the initial or intermediate stage, and evaluate the attributes (factors and conditions) of the results.

#### **3. Impact**

Evaluate the positive and negative effects of the project, extent of the effects, and effects on beneficiaries.

#### **4. Relevance**

Evaluate whether the needs in the country have been correctly identified, and whether the design is consistent with the national and/or master plan.

#### **5. Sustainability**

Evaluate the autonomy and sustainability of the project after the termination of cooperation, from the perspectives of operation, management, economy, finance, and technology.

### **II. Relation Between Five Basic Components and PDM**

The five components are used for the evaluation and a selection of a project. These components are directly connected to the elements of PDM as shown in the Figure in the following Page.

#### **1. Efficiency**

The components "Efficiency" is a measure to qualitatively and quantitatively compare all resource (input) to the results (output) of the project in order to evaluate the economic efficiency or conversion from input to output.

①



2. Effectiveness

The component "Effectiveness" is a measure to evaluate whether the project purpose has been achieved or not, or to evaluate how much the outputs contributed to the achievement of the project purpose, or to evaluate whether or not the outputs were as expected.

3. Impact

The component "Impact" is a foreseeable or unforeseeable, and a favorable or adverse effect of the project upon society. To evaluate impact, both the overall goal and project purpose should be referred to in the beginning of the evaluation. Evaluation from this perspective could lead to more than the confirmation as whether or not the overall goal has been obtained. Evaluation from this perspective requires comprehensive surveys in many cases.

4. Relevance

The component "Relevance" is to comprehensively evaluate whether or not the project meets the overall goal, politics of both the donor and recipient country, local needs, and given priority levels, in order to decide whether the project should be continued, reformulated, or terminated.

5. Sustainability

The component "Sustainability" is to comprehensively evaluate how long the favorable effect as a result of the project can continue after the project has been terminated. Evaluation from this perspective is required to decide how much the local resources should continue to be used from the project, and to evaluate how much the country receiving the assistance has been considering important. According to OECD (1989), "Sustainability" is a component to be used for the final test of the success of a development project.

All five components are essential for any of the project or programs. The five components give necessary information to the decision maker so that he or she can decide how to approach the next step. Since each of the five components builds on the intervention strategy, they also lay the foundation for standardization in monitoring and information handling within and among organizations and agencies.

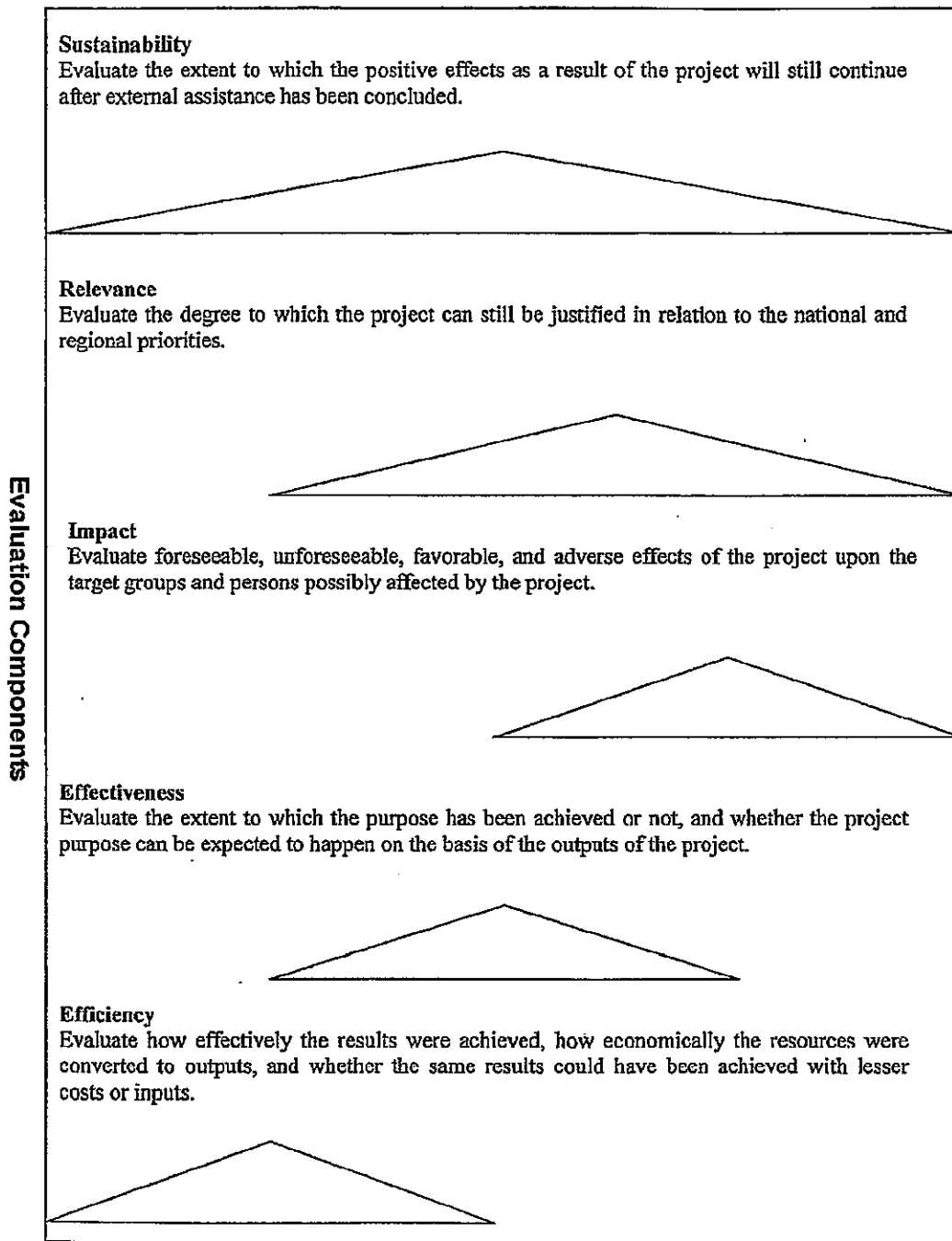
In practice, each of the five components should also contain project-specific information.

①





## Five Components vs. Goal Hierarchy



Input	Outputs	Project Purpose	Overall Goal
-------	---------	-----------------	--------------

**Goal Hierarchy**

9



### Annex 3: Tentative Project Design Matrix

#### Tentative Project Design Matrix (PDM) for Legal and Judicial Development Project (Phase 3)

Project Title: Legal and Judicial Development Project (Phase 3)  
 Project Period: From April 9, 2008 to March 31, 2012

Target Group: Ministry of Justice  
 Target Area: Phnom Penh

Version 0.  
 Date: February 5, 2008

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>&lt;Overall Goals&gt;                      The legal system relevant to civil matters functions appropriately.</p>	<p>1. The quality of civil litigations after the application of the CC                      2. The CC is used in resolving disputes outside courts.                      3. The CC is used as a norm in the society.                      4. Status on the use of the registration of juristic persons and a deposit system</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Interviews with relevant parties in the legal and judicial field</li> <li>• Questionnaire to and interview with lawyers</li> <li>• Questionnaire to and interview with lawyers</li> <li>• Records on the use of the registration of juristic persons and a deposit system</li> </ul>	
<p>&lt;Project Purpose&gt;                      The Ministry of Justice (MOJ) is able to take necessary measures to implement the Civil Code (CC) and the Code of Civil Procedure (CCP) appropriately.</p>	<p>1. The level of the involvement of the Japanese side in drafting laws and regulations                      2. The level of the involvement of the Japanese side in producing instructions and other necessary materials, and conducting dissemination seminars on the CC and the CCP                      3. The level of the involvement of the Sub Committee in drafting laws and regulations                      4. The level of the involvement of the Sub Committee in producing instructions and other necessary materials, and conducting dissemination seminars on the CC and the CCP</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Drafted laws and regulations</li> <li>• Questionnaire to and interview with Japanese experts and MOJ officials</li> <li>• Questionnaire to and interview with Japanese experts and MOJ officials</li> <li>• Drafted laws and regulations</li> <li>• Questionnaire to and interview with Japanese experts and MOJ officials</li> <li>• Questionnaire to and interview with Japanese experts and MOJ officials</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Legislative process for the relevant laws and regulations are not interrupted.</li> <li>• Laws and regulations related to civil matters which are not under the authority of MOJ, are drafted, legislated and implemented appropriately.</li> </ul>
<p>&lt;Outputs&gt;                      1. Organization to study and discuss issues necessary for implementing the CC and the CCP is established.</p>	<p>1-1 Status of utilizing human resources both within and outside of MOJ                      1-2 The internal rule of setting up organization for study and discussion is established.                      1-3 The number of study meetings and the level of participation of members in the meetings                      1-4 Existence of a system of compiling records of discussion contents                      1-5 Status of preparation, contents of discussion, statements by participants and initiatives for setting agenda</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Interview with Japanese experts and MOJ officials</li> <li>• Interview with Japanese experts and MOJ officials</li> <li>• Records of study meetings</li> <li>• Interview with Japanese experts and MOJ officials</li> <li>• Records of study meetings</li> <li>• Interview with Japanese experts and MOJ officials</li> <li>• Records of study meeting activities</li> <li>• Interview with Japanese experts and MOJ officials</li> <li>• Drafted laws and regulations</li> </ul>	
<p>2. Systems necessary for implementing the CC and the CCP are studied and discussed, relevant laws and regulations are drafted and necessary measures for legislating them are taken.</p>	<p>2-1 The number and contents of drafted laws and regulations for which appropriately stipulate measures necessary for implementing the CC and the CCP</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Records of distribution</li> <li>• Questionnaire to and interview with relevant parties in the legal and judicial field</li> </ul>	
<p>3. MOJ disseminates knowledge for implementing the CC and the CCP to relevant parties in the legal and judicial field.</p>	<p>3-1 The number, the variety, the distribution list, and the status on the use of distributed materials                      3-2 The number of dissemination seminars on the CC and the CCP and the level of participants' understanding of the outline of these Codes                      3-3 The number and contents of instructions which appropriately stipulate necessary matters to implement the CC and the CCP</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Records of distribution</li> <li>• Questionnaire to and interview with relevant parties in the legal and judicial field</li> <li>• Records of seminars held</li> <li>• Questionnaire to and interview with lecturer and participants</li> <li>• Instructions</li> </ul>	

9

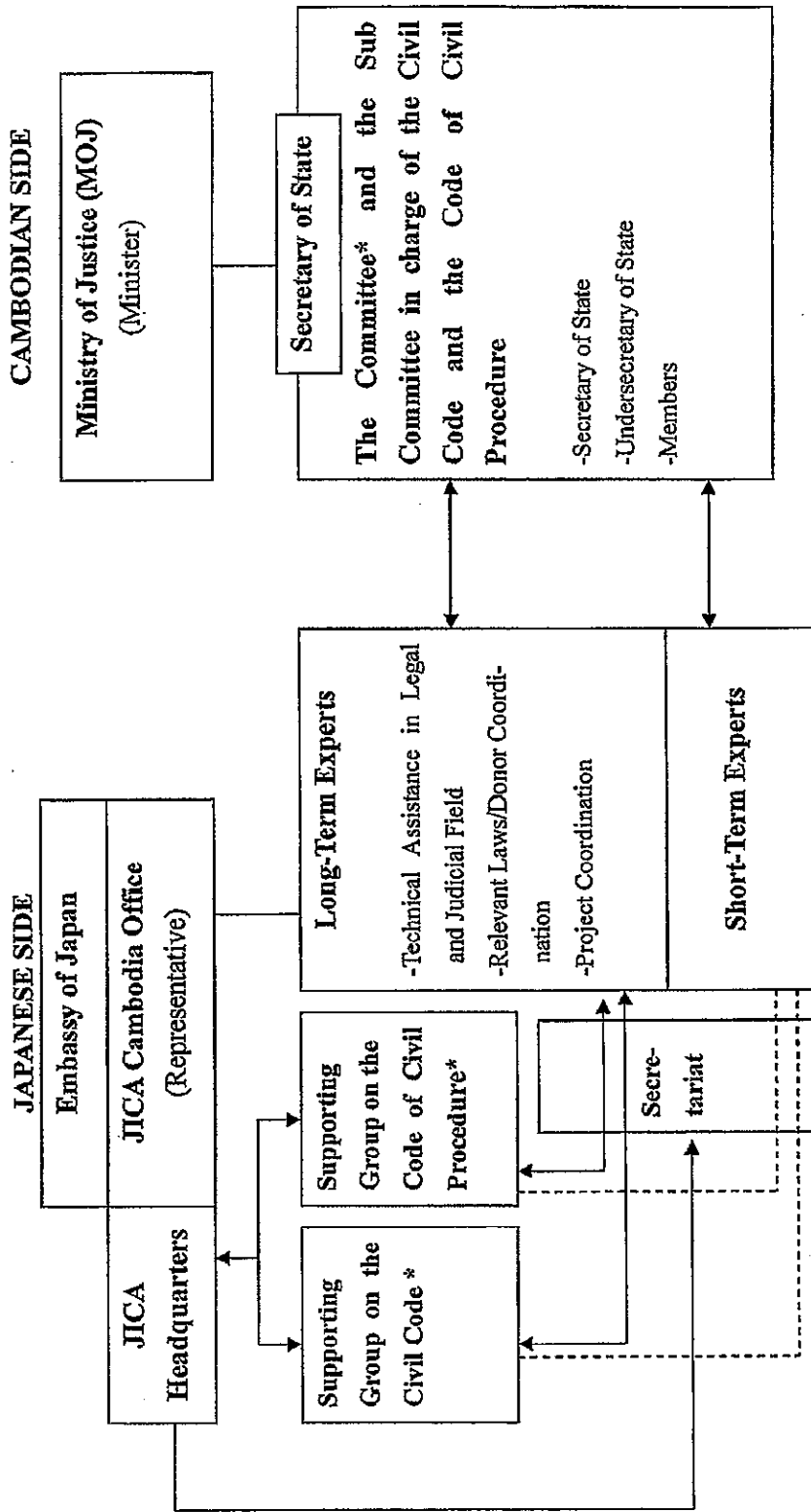
<Activities>	<Japan>	<Cambodia>	
0-1 Study baseline indicators on the overall goal, project purpose and outputs of the Project. 0-2 Share results of the baseline study in 0-1 between the Japanese and Cambodian sides.	<Long-term Experts> • Technical Assistance in Legal and Judicial Field • Relevant Laws/Donor Coordination • Project Coordination	<Counterpart Personnel> • Project Director: The Minister of Justice • Project Manager: The Secretary of State in charge of legislation	• For laws and regulations to be drafted in cooperation with relevant ministries and agencies of the Royal Government of Cambodia, such cooperation is obtained.
1-1 MOJ examines the structure of organization which studies and discusses issues necessary for implementing the CC and the CCP. 1-2 Develop workable organization based on 1-1. 1-3 Consider changing members of the organization developed in 1-2 depending on necessity.	<Short-term Experts> • Relevant Laws (2 persons x 0.5 months x 3 times per year)	• Committee Members: The Committee: Secretary of State, Undersecretary of State, Judges of Supreme Court, Judges of Appeal Court, and etc. The Sub Committee: Officials of the Department of Civil Affairs, Department of Legislation Affairs, and etc.	
1-4 Identify measures necessary for drafting laws and regulations and other concerns, and accumulate skills and knowledge thereon as institutional memory in MOJ. 2-1 MOJ sets priority among laws and regulations to be drafted. 2-2 MOJ formulates annual plans. 2-3 MOJ studies and discusses necessary systems to be developed.	<Counterpart Training> • Short-term training in Japan (6 persons x 0.5 months x 1 time per year)	<Facility and Equipment> • Offices for long-term experts in MOJ • Meeting/Class rooms for seminars and workshops • Other relevant facilities and equipment	Pre-conditions
2-4 MOJ drafts the relevant laws and regulations. 2-5 MOJ takes necessary measures for legislating the laws and regulations. 2-6 MOJ coordinates with other ministries and agencies on the drafted laws and regulations, depending on necessity. 2-7 Record the process of 2-1 through 2-6 to accumulate skills and knowledge thereon as institutional memory in MOJ. 2-8 The Japanese side advises in the process of 2-1 through 2-7.	<Equipment> • To be discussed	<Local Cost> • Salary for counterpart personnel • Costs of custom clearance, domestic transportation, storage, and installation for equipment provided by Japan • Maintenance costs for facility and equipment	
3-1 MOJ distributes textbooks, commentaries, and other necessary materials for practice to relevant parties in the legal and judicial field and others, according to necessity. 3-2 MOJ conducts dissemination seminars on the CC and the CCP for relevant parties in the legal and judicial field, in coordination with RSJP.	<Field Operation Cost> • Cost for holding seminars in Cambodia	<Headquarter Support System> • Supporting Group on the CC • Supporting Group on the CCP	
3-3 MOJ studies and discusses instructions and etc. necessary for implementing the CC and the CCP. 3-4 MOJ formulates the instructions and etc. studied and discussed in 3-3. 3-5 MOJ records questions on the implementation of the CC and the CCP. 3-6 MOJ discusses on the compilation of questions raised in 3-5 and how to deal with them. 3-7 Record the process of 3-1 through 3-6 to accumulate skills and knowledge thereon as institutional memory in MOJ. 3-8 The Japanese side advises in the process of 3-1 through 3-7.			

Annex 4: Tentative Plan of Operation

		Tentative Plan of Operation														
		2008			2009			2010			2011			2012		
		Apr.-June	Jul.-Sep.	Oct.-Dec.	Jan.-Mar.	Apr.-Jun.	Jul.-Sep.	Oct.-Dec.	Jan.-Mar.	Apr.-Jun.	Jul.-Sep.	Oct.-Dec.	Jan.-Mar.	Apr.-Jun.	Jul.-Sep.	Oct.-Dec.
0-1	Study begins in-process on the overall goal, project purpose and outline of the Project.	●														
0-2	Share reports of the baseline study in 0-1 between the Japanese and Cambodian sides.	●														
1	Organization to study and discuss issues necessary for implementing the CC and the CCP is established.															
1-1	MOJ examines the structure of organization which studies and discusses issues necessary for implementing the CC and the CCP.	→														
1-2	Develop workable organization based on 1-1.															
1-3	Consider/changing members of the organization developed in 1-2 depending on necessity.															
1-4	Identify measures necessary for drafting laws and regulations and other concerns, and accumulate skills and knowledge between institutional memory in MOJ.															
2	Systems necessary for implementing the CC and the CCP are studied and discussed, relevant laws and regulations are drafted and necessary measures for legislating them are taken.															
2-1	MOJ sets priority among laws and regulations to be drafted.	●														
2-2	MOJ formulates annual plans.															
2-3	MOJ studies and discusses necessary systems to be developed.															
2-4	MOJ drafts the relevant laws and regulations.															
2-5	MOJ takes necessary measures for legislating the laws and regulations.															
2-6	MOJ coordinates with other ministries and agencies on the drafted laws and regulations, depending on necessity.															
2-7	Record the process of 2-1 through 2-5 to accumulate skills and knowledge thereon as institutional memory in MOJ.															
2-8	The Japanese side advises in the process of 2-1 through 2-7.															
3	MOJ disseminates knowledge for implementing the CC and the CCP to relevant parties in the legal and judicial field.															
3-1	MOJ distributes textbooks, commentaries, and other necessary materials for practice to relevant parties in the legal and judicial field and others, according to necessity.															
3-2	MOJ conducts dissemination seminars on the CC and the CCP for relevant parties in the legal and judicial field in coordination with BSJIP.															
3-3	MOJ studies and discusses instructions and etc. necessary for implementing the CC and the CCP.															
3-4	MOJ formulates the instructions and etc. studied and discussed in 3-3.															
3-5	MOJ records questions on the implementation of the CC and the CCP.															
3-6	MOJ discusses on the completion of questions raised in 3-5 and how to deal with them.															
3-7	Record the process of 3-1 through 3-6 to accumulate skills and knowledge thereon as institutional memory in MOJ.															
3-8	The Japanese side advises in the process of 3-1 through 3-7.															

※ Details of the schedule will be developed and confirmed by the both sides in a series of annual plans.

Annex 5-1: Organization Chart of the Project



Note:

- (1) The Supporting Groups on the CC and the CCP were called as the Working Groups for Supporting the Draft of the CC and the CCP in the Phase2.
- (2) The Committee in charge of the CC and the CCP was called as the Working Groups in the Phase 2.

## **Annex 5-2: Members and Activities of the Committee and the Sub Committee**

### **1. The Committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure**

**Functions:** - To supervise the activities of the Sub Committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure

- To induct their skills and knowledge to younger generation

**Activities:** - Supervise drafting of laws and regulations

- Coordinate with other ministries on their laws and regulations relevant to the CC and the CCP

- Implement dissemination seminars on the CC and the CCP for relevant parties in the legal and judicial field

### **2. The Sub Committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure:**

**Functions:** - To obtain skills and knowledge through assisting the Committee

- To become key persons in MOJ concerning civil matters

- To accumulate skills and knowledge as an institutional memory of MOJ

**Activities:** - Draft laws and regulations

- Assist the Committee in implementing dissemination seminars on the CC and the CCP for relevant parties in the legal and judicial field

- Assist the Committee in coordinating with other ministries

#### **Note:**

(1) Members of the Committee and the Sub Committee above will be reviewed annually.

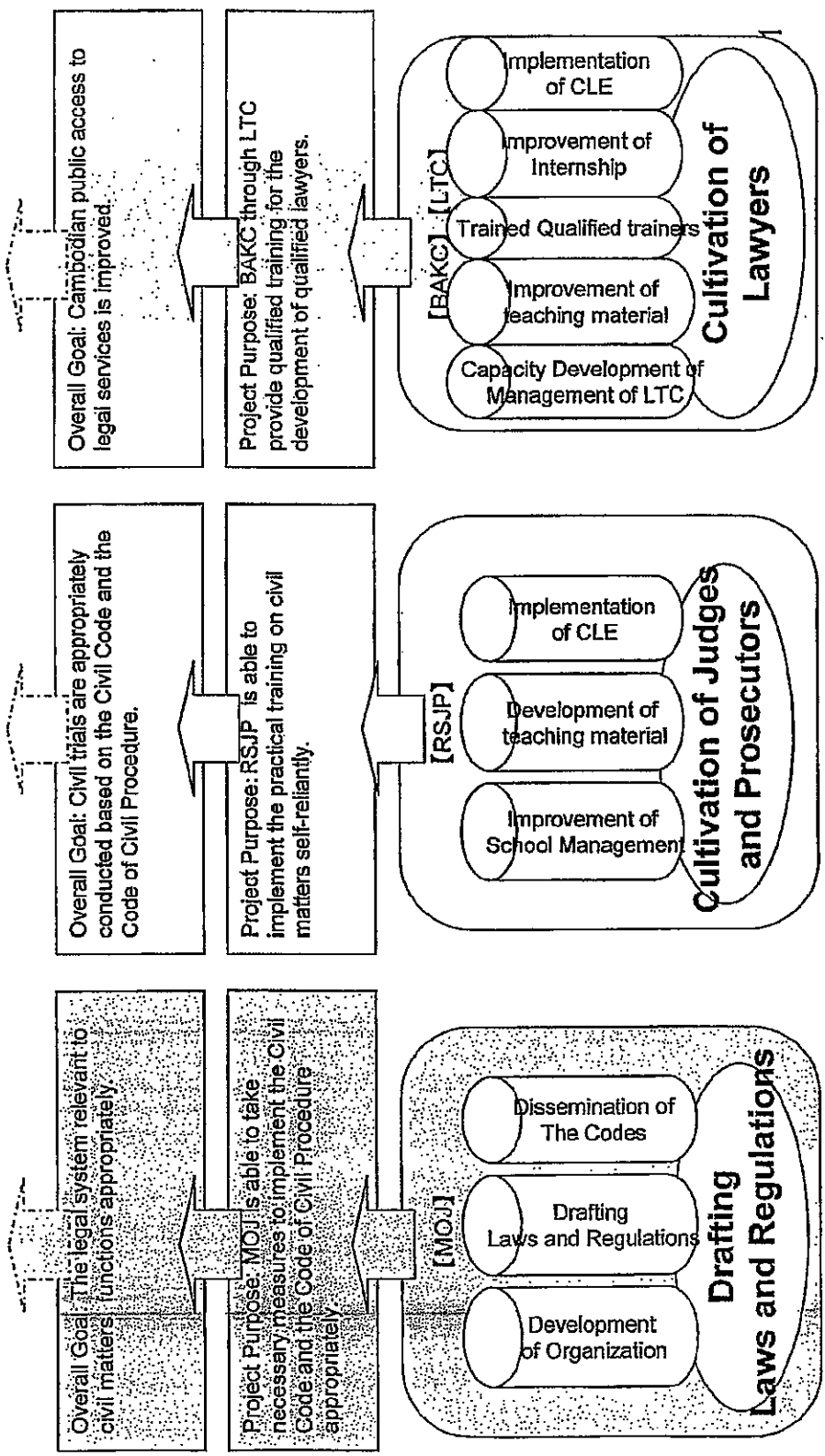
(2) Annex 5-2 shows one of the desirable organizations and activities which the Project will be developing in the process of the Project. However, the members of the Committee might draft some of laws and regulations, especially at the early stage of the Project.

①

②

Annex 6: **Overall Picture of JICA's Legal and Judicial Cooperation Program in Cambodia (Draft)**

**Right of People in Cambodia is righteously protected (Establishment of Rule of Law)**



**RECORD OF DISCUSSIONS  
BETWEEN  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE ROYAL GOVERNMENT OF  
CAMBODIA  
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR  
THE LEGAL AND JUDICIAL DEVELOPMENT PROJECT (PHASE 3)**

In response to the request of the Royal Government of Cambodia, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") has decided to implement Japanese Technical Cooperation on The Legal and Judicial Development Project (Phase 3) (hereinafter referred to as "the Project").

Accordingly, JICA, the independent administrative institution responsible for the operation of the technical cooperation program of the Government of Japan, will cooperate with the authorities concerned of the Royal Government of Cambodia.

JICA and the Cambodian authorities concerned exchanged views and had a series of discussions with respect to desirable measures to be taken by JICA and the Royal Government of Cambodia for the successful implementation of the Project. As a result of discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Royal Government of Cambodia signed in Phnom Penh on June 17, 2003 (hereinafter referred to as "the Agreement"), JICA and the Cambodian authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Phnom Penh, , 2008

---

Mr. Kazuhiro YONEDA  
Resident Representative  
Cambodia Office  
Japan International Cooperation Agency

---

H.E. Ang Vong Vathana  
Minister of Justice  
Kingdom of Cambodia

87





ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA

1. The Royal Government of Cambodia will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA as the executing agency for technical cooperation program by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II. The provisions of Article V of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The provisions of Article VII of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF CAMBODIAN PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive Cambodian personnel connected with the Project for technical training and for conducting seminars or workshops in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA

1. The Royal Government of Cambodia will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Royal Government of Cambodia will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Cambodian nationals as a result of the Japanese technical cooperation will

contribute to the economic and social development of the Kingdom of Cambodia.

3. In accordance with the provisions of Article V of Agreement, the Royal Government of Cambodia will grant in the Kingdom of Cambodia privileges, exemptions, and benefits to the Japanese experts referred to II-1 above and their families.
4. The Royal Government of Cambodia will take the measures necessary to receive and use the Equipment provided by JICA under II-2 above and equipment and materials carried in by the Japanese experts referred to in II-1 above.
5. The Royal Government of Cambodia will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Cambodian personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the Kingdom of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II-2 above.
7. In accordance with the laws and regulations in force in the Kingdom of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.
8. The Royal Government of Cambodia will provide the services of Cambodian counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV.
9. The Royal Government of Cambodia will provide the buildings and facilities as listed in Annex V.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Minister of Justice of the Kingdom of Cambodia, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Secretary of State in charge of legislation, The Ministry of Justice of the Kingdom of Cambodia (hereinafter referred to as "MOJ"), as the Project Manager, will be responsible

①

②

for the managerial and technical matters of the Project.

3. The Secretary of State and the Undersecretary of State, who are the members of the committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project in the case where the Project Manager is absent.
4. The Japanese experts will provide necessary recommendations and advice to the Project Director, the Project Manager and Cambodian counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. The Supporting Groups on the Civil Code and the Code of Civil Procedure in Japan, established under the Project, will undertake technical work and give necessary technical guidance or advice to Cambodian counterparts necessary for the smooth progress of the Project. The members of the groups will be dispatched to Cambodia as short-term experts or conduct lectures at training sessions in Japan.

#### V. MONITORING AND JOINT EVALUATION

The progress of the Project will be monitored properly through various measures such as mutual consultations or dispatch of monitoring missions. Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Cambodian authorities concerned, at the middle and during the last six (6) months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

#### VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the Royal Government of Cambodia undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Kingdom of Cambodia except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Royal Government of Cambodia on

any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the Kingdom of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Kingdom of Cambodia.

#### VI. TERM OF COOPERATION

The duration of technical cooperation for the Project under this Attached Document will start from April 9, 2008, and terminate on March 31, 2012.

- ANNEX I     MASTER PLAN
- ANNEX II    LIST OF JAPANESE EXPERTS
- ANNEX III   LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
- ANNEX IV    LIST OF CAMBODIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
- ANNEX V    LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES

①

②

ANNEX I      MASTER PLAN

Project Title: The Legal and Judicial Development Project (Phase 3)

1. Overall Goal

The legal system relevant to civil matters functions appropriately.

2. Project Purpose

The Ministry of Justice (MOJ) is able to take necessary measures to implement the Civil Code (CC) and the Code of Civil Procedure (CCP) appropriately.

3. Outputs

1. Organization to study and discuss issues necessary for implementing the CC and the CCP is established.
2. Systems necessary for implementing the CC and the CCP are studied and discussed, relevant laws and regulations are drafted and necessary measures for legislating them are taken.
3. MOJ disseminates knowledge for implementing the CC and the CCP to relevant parties in the legal and judicial field.

4. Activities

- 0-1 Study baseline indicators on the overall goal, project purpose and outputs of the Project.  
0-2 Share results of the baseline study in 0-1 between the Japanese and Cambodian sides.

1-1 MOJ examines the structure of organization which studies and discusses issues necessary for implementing the CC and the CCP.

1-2 Develop workable organization based on 1-1.

1-3 Consider changing members of the organization developed in 1-2 depending on necessity.

1-4 Identify measures necessary for drafting laws and regulations and other concerns, and accumulate skills and knowledge thereon as institutional memory in MOJ.

2-1 MOJ sets priority among laws and regulations to be drafted.

2-2 MOJ formulates annual plans.

2-3 MOJ studies and discusses necessary systems to be developed.

2-4 MOJ drafts the relevant laws and regulations.

2-5 MOJ takes necessary measures for legislating the laws and regulations.

2-6 MOJ coordinates with other ministries and agencies on the drafted laws and regulations, depending on necessity.

2-7 Record the process of 2-1 through 2-6 to accumulate skills and knowledge thereon as institutional memory in MOJ.

2-8 The Japanese side advises in the process of 2-1 through 2-7.

3-1 MOJ distributes textbooks, commentaries, and other necessary materials for practice to relevant parties in the legal and judicial field and others, according to necessity.

3-2 MOJ conducts dissemination seminars on the CC and the CCP for relevant parties in the legal and judicial field, in coordination with RSJP.

- 3-3 MOJ studies and discusses instructions and etc. necessary for implementing the CC and the CCP.
- 3-4 MOJ formulates the instructions and etc. studied and discussed in 3-3.
- 3-5 MOJ records questions on the implementation of the CC and the CCP.
- 3-6 MOJ discusses on the compilation of questions raised in 3-5 and how to deal with them.
- 3-7 Record the process of 3-1 through 3-6 to accumulate skills and knowledge thereon as institutional memory in MOJ.
- 3-8 The Japanese side advises in the process of 3-1 through 3-7.

8

9

## ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

### 1. Long-Term Experts

- (1) Technical Assistance in the Legal and Judicial Field
- (2) Relevant Laws/Donor Coordination
- (3) Project Coordination

This list is subject to change through the discussion between both sides whenever necessity arises.

### 2. Short-Term Experts

Short-term experts will be dispatched in accordance with necessity for effective implementation of the Project.

#### NOTE:

The assignment schedule of the experts will be fixed depending on the progress of the Project and availability of suitable experts. The number and Terms of Reference of short-term experts will be decided in consideration of the progress of the Project through mutual consultation.

①



### ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

Equipment necessary for the implementation of the Project might be provided to Cambodian side during the cooperation period, subject to the limitation of budgeted allocation.

NOTE:

- 1) The above-mentioned equipment is limited to that necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.
- 2) Content, specifications, and quantity of the above-mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of each Japanese fiscal year (April 1<sup>st</sup> to March 31<sup>st</sup>).

09





**ANNEX IV LIST OF CAMBODIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL**

1. Project Director

The Minister of Justice

2. Project Manager

The Secretary of State in charge of legislation, The Ministry of Justice (MOJ)

Note: The Secretary of State and the Undersecretary of State, who are the members of the committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project in the case where the Project Manager is absent.

3. Counterpart Personnel

(1) The Committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure

1.	H.E Ang Vong Vathana	Minister of Justice	Chairperson
2.	H.E Hy Sophea	Secretary of State (in charge of legislation), MOJ	Vice-chairperson
3.	H.E Chan Sotheavy	Secretary of State, MOJ	Member
4.	H.E You Bunleng	President, Appeal Court	Member
5.	H.E Kong Srim	Deputy Prosecutor General, Appeal Court	Member
6.	H.E Bun Honn	Undersecretary of State, MOJ	Member
7.	H.E Pen Pichsaly	Director General, General Department of Technical Affairs, MOJ	Member
8.	Mr. Mong Monichariya	Judge, Supreme Court	Member
9.	Mr. You Ottara	Judge, Supreme Court	Member
10.	Mr. Samreth Sophal	Judge, Appeal Court	Member
11.	Mr. Saly Theara	Judge, Appeal Court	Member
12.	Mr. Chuon Tech	Deputy Inspector General, MOJ	Member
13.	Ms. Khiev Sokha	Deputy Director General, General Department of Technical Affairs, MOJ	Member

①

14.	Mr. Soeung Panhavuth	Director, Department of Prosecution Affairs, MOJ	Member
15.	Mr. Hing Thirith	Judge, Stung Treng Court	Member

(2) The Sub Committee in charge of the Civil Code and the Code of Civil Procedure

1.	Mr. Touch Tharith	Director, Department of Civil Affairs, MOJ	Chairperson
2.	Ms. Nil Philippe	Director, Department of Legal Education and Dissemination, MOJ	Vice-chairperson
3.	Ms. Mao Phiron	Deputy Director, Department of Civil Affairs, MOJ	Member
4.	Mr. Sar Phoumra	Deputy Director, Department of Civil Affairs, MOJ	Member
5.	Mr. Keo Setha	Deputy Director, Department of Civil Affairs, MOJ	Member
6.	Mr. Khy Chhit	Deputy Director, Department of Criminal Affairs, MOJ	Member
7.	Mr. Seng Puthy	Deputy Director, Department of Legislation Affairs, MOJ	Member
8.	Mr. Soch Sophannara	Deputy Director, Department of Legislation Affairs, MOJ	Member
9.	Ms. Phan Chanly	Deputy Director, Department of Administration, MOJ	Member
10.	Mr. Theng Cheang	Chief, Office of Administration, Department of Internal Audit, MOJ	Member

4. Administrative personnel

The Cambodian side will assign a sufficient number of administrative personnel to ensure effective operation of the Project.

5. Other personnel mutually agreed upon as necessary

9

9

3 - 5 事業事前評価調査表〔法制度整備プロジェクト（フェーズ3）〕

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 20 年 2 月 26 日

担当部・課：社会開発部ガバナンス T

<p>1. 案件名          法制度整備プロジェクト（フェーズ 3）          Legal and Judicial Development Project (Phase 3)</p>
<p>2. 協力概要</p> <p>(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述          カンボジアに対しては 1999 年より民法・民事訴訟法の起草支援（フェーズ 1）、立法化支援（フェーズ 2）に取り組んできた。その結果、2007 年 7 月に民事訴訟法が適用され、同年 12 月に民法が公布されるに至った。          フェーズ 3 では、司法省の立法局・民事局を中心に、民法・民事訴訟法運用に必要な事項を検討する組織体制を強化し、両法の運用に必要な制度の検討、関連法令の起草・立法化、そして司法関係者に対する関連知識の普及活動を通じて、司法省が、民法・民事訴訟法の適切な運用に必要な施策を自立的に取れるようになることをめざす。なお、4 年間のプロジェクトを通じ、組織体制や情報・ノウハウの蓄積、普及のガイドラインの整備などの自立に向けた端緒を開くことを想定している。</p> <p>(2) 協力期間          2008 年 4 月 9 日から 2012 年 3 月 31 日までの約 4 年間</p> <p>(3) 協力総額（日本側）          約 3.9 億円</p> <p>(4) 協力相手先機関          司法省（Ministry of Justice）</p> <p>(5) 国内協力機関          最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、等          学識経験者を中心とした民法作業部会、民事訴訟法作業部会をおき、現地専門家を支援する体制を敷く。</p> <p>(6) 裨益対象者及び規模、等          直接裨益者：民事局及び立法局を中心とした司法省職員、及び現職裁判官・検察官等の約 225 名          間接裨益者：カンボジア国民全体</p>
<p>3. 協力の必要性・位置づけ</p> <p>(1) 現状及び問題点          カンボジアでは日本により 1999 年より民法・民事訴訟法の起草支援・立法化支援が行われてきた。その結果、2006 年 7 月に民事訴訟法が公布、翌年 7 月に適用が開始され、そして同年 12 月には民法が公布された。フェーズ 2 まではカンボジアの中でコアとなるメンバー（民法・民事訴訟法担当のコミッティ、以下、「コミッティ」と記す）がタスクフォース的に召集され、フェーズ 1、2 を通じてコアメンバーが育成された。メンバー 14 名のうち数名は司法</p>

省次官、最高裁判所判事に昇格しており、カンボジア国内の要職に付いている。彼らの起草能力・法案説明能力はフェーズ1、2を通じて格段に向上した。また、民法・民事訴訟法はカンボジアにとって新しい概念が多いため、クメール語での法律用語を確定した。また法曹関係者が両法の理解を深められるよう、逐条解説や教科書が作成された。

しかしながら、将来的には司法省が民法・民事訴訟法の運用に必要な施策を取れるようになることが必要であり、そのためには司法省の組織能力の強化が次の課題となる。上述のとおりフェーズ2まではタスクフォース的に優秀な人材を招集していたが、司法省内の民事局・立法局の組織体制の強化が必要である。また、民法・民事訴訟法の運用には制度の検討や附属法令の起草が必要であるが、これまでは日本側が担ってきたイニシアティブをカンボジア側に移すことも必要である。さらに、成立した民法・民事訴訟法を、司法省により法曹関係者に普及していくための体制や教材を整備する必要がある。

#### (2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

カンボジア政府が2004年6月に発表した「四辺形戦略」ではグッド・ガバナンスが戦略の中心に据えられ、法・司法改革はグッド・ガバナンス確立のための最優先課題の一つに位置づけられている。また、カンボジアの「法制度司法制度改革短期・中期行動計画」(2005年4月)、「国家戦略開発計画(NSDP)」(2006年6月)などにおいても、民法・民事訴訟法を含む基本法の整備は優先的政策課題とされている。

#### (3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ(プログラムにおける位置づけ)

我が国の新ODA大綱では、開発途上国の自助努力支援の一環として、よい統治に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国が発展するための基礎となる人づくり、法制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方としている。

外務省の「カンボジア国別援助計画」(2002年)ではカンボジア政府が取り組むグッド・ガバナンスの強化を支援する方針が定められている。また、本プロジェクトは、JICA 国別事業実施計画において重点課題「グッド・ガバナンスの推進」のもと、「司法改革支援計画」プログラムに位置づけられている。

### 4. 協力の枠組み

#### 〔主な項目〕

#### (1) 協力の目標(アウトカム)

協力終了時の達成目標(プロジェクト目標)と指標・目標値

##### 【プロジェクト目標】

司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる。

##### 【指標】

- ・起草された法令における日本側の関与の変化
- ・運用指針と関連資料作成、新法理解研修の実施における日本側の関与の変化
- ・起草された法令におけるサブコミッティの関与の変化
- ・運用指針と関連資料作成、新法理解研修の実施におけるサブコミッティの関与の変化

協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)と指標・目標値

##### 【上位目標】

民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。

**【指標】**

- ・ 民法適用以降の民事裁判の質
- ・ 民法にのっとった裁判外での紛争解決の質
- ・ 社会規範としての民法の適用度合い
- ・ 民法にのっとった法人登記、供託の利用状況

**(2) 成果(アウトプット)と活動**

**【成果0】**

ベースラインデータを設定し、共有する。

**活動：**

- 0-1 上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。
- 0-2 ベースラインにつき日本側・カンボジア側双方で共有する。

**【成果1】**

司法省内に民法・民事訴訟法運用に必要な事項を検討する組織が確立する。

**指標：**

- 1-1 司法省内の組織体制及び外部の有用人材の活用状況度合い
- 1-2 司法省の組織体制の運営ルールの確立
- 1-3 開催された検討会合の開催数と検討に必要なメンバーの参加度合い
- 1-4 検討結果の記録を残す体制の有無
- 1-5 検討会合における司法省のイニシアティブの度合い(準備状況、検討内容、発言内容、及びアジェンダ設定)

**活動：**

- 1-1 司法省において民法・民事訴訟法の運用に必要な事項を検討する組織のあり方を検討する。
- 1-2 1-1の検討結果をもとに、実働可能な体制を作る。
- 1-3 必要に応じて1-2で作られた体制のメンバー入れ替えを検討する。
- 1-4 1-2以降の活動を通して、起草に関して必要な手順、懸案事項を組織として把握・蓄積する。

**【成果2】**

司法省において民法、民事訴訟法を運用するために必要な制度が検討され、関連法令が起草され、立法化に向けて必要な作業が行われる。

**指標：**

- 2-1 民法・民事訴訟法を運用するために必要な事項を適切に定めた関連法案の起草実績とその内容

**活動：**

- 2-1 司法省にて起草が必要な関連法令の優先順位をつける。
- 2-2 司法省にて年間計画を策定する。
- 2-3 司法省にて適切な制度を検討する。
- 2-4 司法省にて関連法令を起草する。
- 2-5 司法省にて立法化に必要な手続きを行う。
- 2-6 必要に応じて司法省にて他省庁との法案の調整を行う。
- 2-7 それぞれの過程において記録を残すことにより、組織として知識を蓄積する。

2-8 日本側からは、上記各段階で、アドバイスを行う。

### 【成果3】

司法省が司法関係者に民法・民事訴訟法を運用するための知識を広める。

#### 指標：

3-1 関連資料の種類、数、配布先と活用状況

3-2 新法理解研修の実施回数と参加者の新法の概要に関する理解度

3-3 民法・民事訴訟法を運用するために必要な事項を適切に定めた運用指針の数と内容

#### 活動：

3-1 司法省にて教科書や逐条解説等、実務に必要な資料を司法関係者及び必要に応じて、その他関係者に配布する。

3-2 司法省にて司法関係者に対する民法・民事訴訟法の新法理解研修を、王立裁判官・検察官養成校（RSJP）と調整しつつ実施する。

3-3 司法省にて民事訴訟法・民法の運用にあたり、必要な運用指針等を検討する。

3-4 司法省にて3-3で検討した指針を作成する。

3-5 司法省において民法・民事訴訟法の運用に関して寄せられた質問記録を作成する。

3-6 司法省が3-5の質問への対処の方法について検討する。

3-7 司法省にて3-3から3-6までの検討過程を記録に残し、組織的な知識として蓄積する。

3-8 日本側からは、上記各段階でアドバイスを行う。

### （3）投入（インプット）

日本側（総額 約3.9億円）

長期専門家派遣：法制度整備支援、附属法令起草支援 / 援助協調、業務調整

短期専門家派遣：附属法令起草支援（2名×0.5月×3回 / 年×4年間）

研修員受入れ：年間8人程度×0.5か月×4年間

供与機材：必要に応じて検討

在外事業強化費：現地セミナー開催費用等

国内支援体制：民法作業部会、民事訴訟法作業部会

カンボジア側（総額不詳）

カウンターパート配置：プロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャー（及び不在の場合は代行者）、「民法・民事訴訟法担当のコミッティメンバー」、「民法・民事訴訟法担当のサブコミッティメンバー」

カウンターパート人件費

施設の提供：司法省内の長期専門家用オフィス、セミナー・ワークショップ開催のための会議室・教室、その他関連施設・機材

ローカルコスト：カンボジア職員の給与、供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用、施設・資機材維持管理費用

### （4）外部要因（満たされるべき外部条件）

関連法令の立法過程が中断されない。

司法省所掌以外の民事分野の法令が適切に整備される。

共同所管の法令の起草に際して、他省庁の協力が得られる。

## 5. 評価5項目による評価結果

### (1) 妥当性

本プロジェクトは、カンボジアの開発政策である「四辺形戦略」(2004年7月)や、ターゲットグループである司法省の開発ニーズに合致している。また、外務省の対カンボジア国別援助計画、JICAの対カンボジア国別援助実施計画にも合致しており、日本のODA政策、計画、戦略とも一貫性を有している。

また、本プロジェクトは司法省が民法・民事訴訟法の運用に必要な施策を自立的に取れるように組織能力を向上させることをめざしており、ターゲットグループである司法省のニーズを満たすものと考えられる。また、日本がこれまでに行ってきた民法・民事訴訟法の起草・立法化支援の成果は、司法省のキャパシティを構築する土台となっている。

なお、カンボジア司法省がこれらの運用に必要な施策を自立的に取れるようになるようになるまで引き続き日本が協力することは、従来の協力の成果を高める上でも必要といえる。

### (2) 有効性

本プロジェクトを通じ、「司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる」というプロジェクト目標を達成することが期待される。司法省は立法局・民事局の若手職員からなる「サブコミッティ」を設立するなど自らイニシアティブを発揮し、体制を作ろうとしている。また、支援のアプローチとしても、日本側の関与を徐々に減らし、起草や普及のためのイニシアティブや責任を司法省に徐々に移すことで、司法省側のオーナーシップを高めていくことを日・カ双方で合意している。

他方、早急に整備の必要な附属法令の起草にあたり、質の高い法案の迅速な完成に重きを置いた場合、司法省の自立的なキャパシティ構築を十分に行えない可能性があることについては留意が必要である。

### (3) 効率性

本プロジェクトの効率性は、以下の措置を講ずることで向上させることが期待できる。具体的には、司法省の有望な若手職員を最大限に活用することや、フェーズ2から引き続き日本国内に支援体制を置くこと、またその支援体制とカンボジア側の橋渡しの役を長期専門家が担うことである。さらに、本プロジェクトは、裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)や弁護士会司法支援プロジェクトと緊密に協力することで、3つのプロジェクトそれぞれの投入や成果が共有され、またお互いのプロジェクトに活用できると考えられる。

なお、司法省若手職員は法令の起草に際して経験不足であるため、フェーズ2からの「コミッティメンバー」がオブザーバーとして指導するなどの配慮が必要である。また、法令の起草に際して関連省庁からの協力を得ていくためには、他省庁の動きについて常に情報収集を行うなどの対策が必要である。

### (4) インパクト

本プロジェクトは、民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能するという上位目標の達成までには長い道のりがある。しかしながら、裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)とともに実施されることで、司法省職員、裁判官や検察官などの司法関係者の民事法に対する理解や今後起草・改正していくために必要な能力の向上を通じ、上位目標達成への貢献が期待される。

また、フェーズ2までの我が国の支援の特徴であった「共同作業型アプローチ」は、他ドナ

ーにも広まりつつあり、カンボジアに対する法整備支援における正のインパクトが、さらに拡大する可能性がある。さらに、本プロジェクトに参加する若手職員の所属部署の一つである立法局は単に民事分野だけでなく幅広い分野の法令にも関与することから、将来的には民事分野以外の法令起草の質の向上につながることを期待される。

なお、民法・民事訴訟法に関する個別の諸法令については、他省庁による起草が予定されており、これらとの調整・協議が重要である点については引き続き留意する必要がある。

#### (5) 自立発展性

カンボジア側だけで自立的に民事法を運用・普及していくまでにはまだ課題があるが、4年後のプロジェクト終了時には、自立発展のための司法省の組織体制の強化が期待できる。政策面での自立発展性については、一連の開発政策や戦略において見られるように、カンボジア政府の強いコミットメントがある。他方で、司法省はその活動を実施する上で各ドナーからの財政的な支援に依存しており、今後の予算措置体制も含めて財務面での自立発展性を改善する必要がある。また、司法省の人材及び組織面でのキャパシティの向上は継続して重要課題である。

#### 6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

民法では人々の平等原則を骨格としており、民法の適用により、男女平等の法制化等、カンボジアにおけるジェンダー・社会配慮を法制度面から支える基盤となることが期待される。

#### 7. 過去の類似案件からの教訓の活用

- ・フェーズ2では4年間の協力期間を通じ運営指導調査・中間評価等が行われなかった経緯がある。全体方針や課題や問題意識の共有、これらに基づく適切なアクションの仕切りの上でも、必要に応じた運営指導調査の実施を検討すべきである。
- ・「弁護士会司法支援プロジェクト」「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)」とも密接に連絡し、教材や情報の共有を行うことが引き続き重要である。
- ・ベトナム法整備支援プロジェクトでも民法起草支援・民事訴訟法起草支援を行っており、資料を参考にすることができる。(民法に関連する不動産登記に関する法令、供託に関する法令、戸籍に関する法令等に関しては、過去に現地セミナー等を実施)

#### 8. 今後の評価計画

中間評価調査：2010年2月頃を目処に中間評価を行い、プロジェクトの進捗確認を行う。

終了評価調査：2011年10月を目処にプロジェクト終了評価を行う。



プロジェクト名：法制度整備プロジェクト（フェーズ3）  
 期間：2008年4月9日～2012年3月31日

ターゲットグループ：司法省（MOJ）  
 対象地域：ブノンペン

Version 0  
 作成日：2008年2月5日

プロジェクトの概要	指標	指標入手手段	外部条件
<b>&lt;上位目標&gt;</b> 民法法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。	1. 民法適用後の民事裁判の質 2. 民法に則った裁判外での紛争解決の質 3. 社会規範としての民法の適用度合い 4. 民法に則った法人登記、供託の利用状況	・ 司法関係者へのヒアリング ・ 弁護士への質問票、聞き取り調査 ・ 弁護士への質問票、聞き取り調査 ・ 法人登記、供託の利用実績	
<b>&lt;プロジェクト目標&gt;</b> 司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる。	1. 起草された法令における日本側の関与の変化 2. 運用指針と関連資料作成、新法理解研修の実施における日本側の関与の変化 3. 起草された法令におけるサブ・コミッティの関与の変化 4. 運用指針と関連資料作成、新法理解研修の実施におけるサブ・コミッティの関与の変化	・ 起草された法令 ・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査 ・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査 ・ 起草された法令 ・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査 ・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	・ 関連法令の立法過程が中断されない。 ・ 司法省所掌以外の民事分野の法令が適切に整備される。
<b>&lt;成果&gt;</b> 1. 司法省内に民法・民事訴訟法運用に必要な事項を検討する組織が確立する。	1-1 司法省内の組織体制及び外部の有用人材の活用状況度合い 1-2 司法省の組織体制の運営ルールの確立 1-3 開催された検討会合の開催数と検討に必要なメンバーの参加度合い 1-4 検討結果の記録を残す体制の有無 1-5 検討会合における司法省のイニシアティブの度合い（準備状況、検討内容、発言内容、及びアジェンダ設定）	・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング ・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング ・ 検討会合記録 ・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング ・ 検討会合記録 ・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング ・ 検討会合記録 ・ 専門家、司法省関係者に対するヒアリング	
2. 司法省において民法、民事訴訟法を運用するために必要な制度が検討され、関連法令が起草され、立法化に向けて必要な作業が行われる。	2-1 民法・民事訴訟法を運用するために必要な事項を適切に定めた関連法案の起草実績とその内容	・ 起草された法令	
3. 司法省が司法関係者に民法・民事訴訟法を運用するための知識を広める。	3-1 資料の種類、数、配布先と活用状況 3-2 新法理解研修の実施回数と参加者の新法の概要に関する理解度 3-3 民法・民事訴訟法を運用するために必要な事項を適切に定めたインストラクションの数と内容	・ 配布記録 ・ 司法関係者に対する質問票、聞き取り調査 ・ 新法理解研修実施実績 ・ 研修講師・参加者に対する質問票、聞き取り調査 ・ インストラクション	
		・	

<活動>	<投入>		
	<日本>	<カンボジア>	
0-1 上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。(ベースラインの設定)			・ 共同所管の法令の起草に際して、他省庁の協力が得られる。
0-2 ベースラインにつき日本側・カンボジア側双方で共有する。			
1-1 司法省において民法・民事訴訟法の運用に必要な事項を検討する組織のあり方を検討する。	<長期専門家>	<カウンターパート>	
1-2 1-1 の検討結果をもとに、実働可能な体制を作る。	・ 法制度整備支援 ・ 附属法令起草支援/援助協調 ・ 業務調整	・ プロジェクト責任者：司法大臣  ・ プロジェクト・マネージャー：司法省次官(立法化担当)	
1-3 必要に応じて1-2で作られた体制のメンバー入れ替えを検討する。	<短期専門家>	・ 構成員： コミッティ(フェーズ2まではワーキング・グループと呼称)：次官、最高裁判事、控訴裁判事等 サブ・コミッティ：民事局、立法局等司法省職員中心	
1-4 1-2以降の活動を通して、起草に関して必要な手順、懸案事項を組織として把握・蓄積する。	・ 附属法令起草支援 2名×0.5月×3回/年		
2-1 司法省にて起草が必要な関連法令の優先順位をつける。	<研修員受入>		
2-2 司法省にて年間計画を策定する。	・ 短期本邦研修(8名×0.5ヶ月×1回/年)		
2-3 司法省にて適切な制度を検討する。			
2-4 司法省にて関連法令を起草する。	<供与機材>	<施設・機材>	前提条件
2-5 司法省にて立法化に必要な手続きを行う。	・ 追って検討	・ 司法省内の長期専門家用オフィス ・ セミナー/WS開催のための会議室・教室 ・ その他関連施設・機材	
2-6 必要に応じて司法省にて他省庁との法案の調整を行う。			
2-7 それぞれの過程において記録を残すことにより、組織として知識を蓄積する。	<現地業務員>	<ローカルコスト>	
2-8 日本側からは、上記各段階で、アドバイスを行う。	・ 現地セミナー開催費用等	・ カンボジア職員の給与 ・ 供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用 ・ 施設・資機材維持管理費用	
3-1 司法省にて教科書や逐条解説等、実務に必要な資料を司法関係者及び必要に応じて、その他関係者に配布する。	<国内支援体制>		
3-2 司法省にて司法関係者に対する民法・民事訴訟法の新法理解研修を、RSJPと調整しつつ実施する。	・ 民法作業部会、民事訴訟法作業部会		
3-3 司法省にて民事訴訟法・民法の運用にあたり、必要なインストラクション等を検討する。			
3-4 司法省にて3-3で検討した指針を作成する。			
3-5 司法省において民法・民事訴訟法の運用に関して寄せられた質問記録を作成する。			
3-6 司法省が3-5の質問の集約やその対応について検討する。			
3-7 司法省に3-3から3-6までの検討過程を記録に残し、組織として知識を蓄積する。			
3-8 日本側からは、上記各段階でアドバイスを行う。			

活動計画(案)

年/月	2008年			2009年				2010年				2011年				2012年
	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月
0-1	上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。(ベースラインの設定)。															
0-2	0-2ベースラインにつきカンボジア側・日本側双方で共有する。															
1	<b>司法省内に民法・民事訴訟法運用に必要な事項を検討する組織が確立する。</b>															
1-1	司法省において民法・民事訴訟法の運用に必要な事項を検討する組織のあり方を検討する。															
1-2	1-1の検討結果をもとに、実働可能な体制を作る。															
1-3	必要に応じて1-2で作られた体制のメンバー入れ替えを検討する。															
1-4	1-2以降の活動を通して、起草に関して必要な手順、懸案事項を組織として把握・蓄積する。															
2	<b>司法省において民法、民事訴訟法を運用するために必要な制度が検討され、関連法令が起草され、立法化に向けて必要な作業が行われる。</b>															
2-1	司法省にて起草が必要な関連法令の優先順位をつける。															
2-2	司法省にて年間計画を策定する。															
2-3	司法省にて適切な制度を検討する。															
2-4	司法省にて関連法令を起草する。															
2-5	司法省にて立法化に必要な手続きを行う。															
2-6	必要に応じて司法省にて他省庁との法案の調整を行う。															
2-7	それぞれの過程において記録を残すことにより、組織として知識を蓄積する。															
2-8	日本側からは、上記各段階で、アドバイスをを行う。															
3	<b>司法省が司法関係者に民法・民事訴訟法を運用するための知識を広める。</b>															
3-1	司法省が司法関係者に民法・民事訴訟法を運用するための知識を広める。															
3-2	司法省にて司法関係者に対する民法・民事訴訟法の新法理解研修を、RSJPと調整しつつ実施する。															
3-3	司法省にて民事訴訟法・民法の運用にあたり、必要なインストラクション等を検討する。															
3-4	司法省にて3-3で検討したものを作成する。															
3-5	司法省において民法・民事訴訟法の運用に関する質問を記録する。															
3-6	司法省が3-5の質問の集約やその対応について検討する。															
3-7	司法省にて検討過程を記録に残し、組織として知識を蓄積する。															
3-8	日本側からは、上記各段階でアドバイスをを行う。															

※活動計画の詳細については、年間計画の中で確認する。

MINUTES OF MEETINGS BETWEEN  
THE JAPANESE EX-ANTE EVALUATION STUDY TEAM AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE ROYAL GOVERNMENT OF  
CAMBODIA ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR  
THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF THE TRAINING ON CIVIL MATTERS  
AT THE ROYAL SCHOOL FOR JUDGES AND PROSECUTORS OF THE ROYAL  
ACADEMY FOR JUDICIAL PROFESSIONS (PHASE 2)

The Japanese Ex-ante Evaluation Study Team (hereinafter referred to as "the Team") for the Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2) (hereinafter referred to as "the Project"), organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Ms. Mitsuko KUMAGAI, Team Leader, Governance Team, Group 1, Social Development Department, JICA, visits the Royal Government of Cambodia from 23rd January to 5th February, 2008, in order to assess the feasibility of the proposed project framework as well as to clarify the background, concept, and scope of the Project.

During its stay, the Team and the Cambodian authorities concerned (hereinafter referred to as "the Cambodian side") had a series of discussions and worked out the details of the Project.

As a result of the study and discussions, both sides reached a common understanding concerning the matters referred to in the documents attached hereto.

Phnom Penh, February 1, 2008

熊谷 星子

Ms. Mitsuko KUMAGAI  
Leader  
Japanese Ex-ante Evaluation Study Team  
JICA



H.E. Tep Darong  
President  
Royal Academy for Judicial Professions  
Kingdom of Cambodia

## ATTACHED DOCUMENT

### I. Basic framework of the Project

The Team and the Cambodian side shared the common view on the basic framework, scope and details of the Project as below. Both sides also recognized the draft version of the Record of Discussions (hereinafter referred to as "Draft R/D") as attached in Annex 7 hereto that will be finalized by the time of commencement of the Project.

#### 1. Project Title

The Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)

Note: The Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Project duration: 2005.11.10-2008.3.31) is hereinafter referred to as "the Phase 1" in this Minutes of Meetings.

#### 2. Administration of the Project

##### 2-1 Administration on the Cambodian Side

- (1) President of the Royal Academy for Judicial Professions (hereinafter referred to as "RAJP"), as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
- (2) Director of the Royal School for Judges and Prosecutors (hereinafter referred to as "RSJP"), as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
- (3) Secretary General of RAJP will be also responsible for the managerial matters of the Project.

##### 2-2 Administration on the Japanese Side

Japanese experts will provide necessary technical recommendations and advice to the Project Director, the Project Manager and Cambodian counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation to the Project.

③

71-

3. Duration of the Project

The duration of the Project will be four years from April 1, 2008 to March 31, 2012.

4. Project Purpose

RSJP is able to implement the practical training on civil matters self-reliantly.

5. Target Group

RSJP:

- Management members (President of RAJP, Director of RSJP, and Secretary General of RAJP); who have responsibility on managerial affairs of RSJP
- Trainers and Prospective Trainers of civil matters of RSJP

6. Details of the Project

See Tentative Project Design Matrix in Annex 3.

7. Tentative Schedule of Project Implementation

See Tentative Plan of Operation in Annex 4.

## II. Result of Ex-ante Evaluation on five Basic Evaluation Components

As a result of the discussions, both sides agreed that the Project is feasible as summarized in Annex 1. The criteria for the evaluation shown in Annex 2 will be utilized throughout the Project period in monitoring, mid-term evaluation and terminal evaluation.

## III. Specific Issues Confirmed on the Project

1. Issues on the Project

(1) Implementation of the lectures by Cambodian personnel

Both sides shared the common view that it is desirable that all lectures of RSJP curriculum will be provided by Cambodian personnel at the end of the Project.

(2) System for the accumulation of institutional memory

Both sides confirmed that it is important to enhance the sustainability of RSJP in-respect of their self-reliance, as pointed out in the terminal evaluation of the Phase 1. Therefore, it is necessary for the Project to

5

TH-

establish the system for the accumulation and transfer of knowledge, skills and know-how as an institutional memory, both for the school management and for the educational technical matters including making/revising curriculums and teaching materials. In order to establish the system mentioned above, both sides confirmed to implement the Project based on the organization chart shown in Annex 5-1 and the counterpart personnel shown in Annex 5-2. Both sides confirmed that it is important to hold trainers meetings on civil matters among the President of RAJP, the director of RSJP, trainers of civil matters, and prospective trainers of civil matters, to share and accumulate knowledge, skills and know-how of the training of civil matters. Both sides shared the common view that it is necessary to make an effort to hold trainers meetings, though there is difficulty on assembling trainers as they are busy on their own job.

(3) Importance of cultivation of younger generation

Both sides confirmed that further cultivation of human resources is important for the stable provision of training and management of RSJP, as pointed out in the terminal evaluation of the Phase 1. Then, both sides shared the common view that the cultivation of prospective trainers is indispensable, and the assignment of prospective trainers as assistant trainers is one of the measures which RSJP can take in order to develop human resources.

(4) Coordination for continuous legal education

The Team pointed out that the coordination on the continuous legal education (hereinafter referred to as "CLE") of RSJP and the dissemination seminars on the Civil Code (hereinafter referred to as "the CC") and the Code of Civil Procedure (hereinafter referred to as "the CCP") of Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ") is indispensable to avoid the duplication of the contents, and for the effective and efficient implementation of CLE. Both RSJP and MOJ will assign their respective staff members in charge of coordination to contact each other.

(5) Cooperation for CLE

The Team proposed that the Project would like to focus on CLE for RSJP graduates, only given the limited capacity of the Japanese side. However, RSJP expressed a concern that the Japanese side tended to focus too much on

⑧

70 -

preparing courses for RSJP graduates, and that preparing different courses for RSJP graduates from those for non-graduates might have an unanticipated negative impact such as creating unnecessary divides between them. Also, RSJP expressed another concern that it is inappropriate for young trainers to teach senior experienced judges.

As a conclusion, both sides confirmed that it is necessary to study and discuss the purpose and curriculums of CLE, considering not only the change in numbers of judges and prosecutors but also their positions and experiences in Cambodia.

However, RSJP has already started to develop the concrete plan of CLE for year 2008. Both sides consequently confirmed that CLE should be implemented as follows; (i) Japanese experts will be responsible only for a half-day session per course for six courses in 2008; and (ii) the Cambodian side will be in charge of other sessions and managerial matters i.e., recruiting trainers and drafting curriculums, and etc. Both sides will further continue to discuss the support for implementing CLE including the purpose and other concerns as mentioned above, within the capacity of Japanese experts and Cambodian trainers.

(6) Program in the legal and judicial field (Cooperation among other projects in the legal and judicial field)

The Team explained that there are three projects in the legal and judicial field cooperated by JICA as a program at this moment in Cambodia, shown in Annex 6. All projects are implemented with three respective Cambodian organizations, but are focusing on the same ultimate goal i.e., the establishment of "Rule of Law" in Cambodia. Therefore, the Team emphasized that the coordination among the Cambodian organizations would be desirable.

(7) Sharing the teaching materials

The Team emphasized that the outputs of the Project including textbooks, resumes, and other teaching materials will be useful for other projects in the legal and judicial field of JICA, both in Cambodia and other countries. Therefore, the Team requested RAJP/RSJP to recognize that JICA would use

②



those materials not only for the Project but also for other projects. RAJP/RSJP agreed that JICA utilize those materials for other technical cooperation beyond the Project.

(8) Trainers' remuneration

The Team pointed out that it is not appropriate to subsidize trainers' remuneration in the light of the Japanese Official Development Assistance (ODA) principle, from the viewpoint of financial sustainability of RSJP. The Team noted that giving financial support to Cambodian officials is a reality, which is difficult to change in a day, given the fact that Cambodian civil servants need to work part time, even within working hours, to make livings. The team suggested RSJP to take some concrete actions to reduce its dependence on the donors' financial support.

(9) The contents of the Project

The Cambodian side requested the Japanese side to support other schools of RAJP, in the meeting of the terminal evaluation of the Phase 1. However, the Team explained that Japanese human resources are constrained. Thus, both sides confirmed that the Project will focus on RSJP.

2. Measures to be taken by the Japanese Side

The Team explained that the Japanese side will make the following efforts:

(1) Dispatch of Japanese experts

JICA will provide service of two long-term experts: advisor on the training of legal professions and project coordinator. Short-term experts will be dispatched in accordance with necessity for effective implementation of the Project.

(2) Training of Cambodian counterpart personnel

JICA will undertake short-term study workshops in Japan for the Cambodian counterpart personnel whose selection is agreed upon by the Cambodian side and Japanese experts, as supplement to technical assistance provided by Japanese experts.

3. Measures to be taken by the Cambodian Side

The Cambodian side explained that they would make the following efforts as

④

TJL

done in the Phase 1. The Cambodian side will provide Japanese experts' office in RSJP, seminar rooms, conference rooms, facilities, equipment and other related materials as well as assign counterpart personnel at the Cambodian expense for the effective implementation of the Project. The Cambodian side will meet running expenses necessary for implementation of the Project.

#### **IV. Procedures before the Commencement of the Project**

- (1) Both sides reached the common understanding of the framework of the project as in the Draft R/D as attached in Annex 7.
- (2) The Draft R/D will be finalized and confirmed through the consultation between the JICA Cambodia Office and the Cambodian side at the beginning of March, 2008.

9

TD -

## List of Annexes

- 1 Result of Ex-ante Evaluation on Five Basic Evaluation Components
- 2 Evaluation Method – Five Basic Evaluation Components
- 3 Tentative Project Design Matrix
- 4 Tentative Plan of Operation
- 5-1 Organization Chart of the Project
- 5-2 Members and Activities of the Meetings and the Working Groups
- 6 Overall Picture of JICA's Legal and Judicial Cooperation Program in Cambodia  
(Draft)
- 7 Record of Discussions (Draft)

(S)

7B -

## Annex 1: Result of Ex-ante Evaluation on Five Basic Evaluation Components

### (1) Relevance

The Team concludes that the Project is fairly relevant to the Cambodian national development strategy, the Japanese ODA program and strategy, and the needs of the target group for the following reasons:

- The Cambodian government is likely to continue giving high priority to legal and judicial reform as clearly stated in *Rectangular Strategy*, which was the Cambodian national development strategy announced in July 2004. Specifically, both *Legal and Judicial Reform Strategy* issued in 2003 and its plan of action in 2005 articulate that “strengthening judicial services (judicial power and prosecutorial services)” is among seven priorities in the legal and judicial field.
- The Project is very much consistent with Japanese ODA program and strategy. *Japan's Country Assistance Program for Cambodia*, which was developed in February 2002, explicitly states that assistance for developing and improving the legal system related to civil matters is core policy assistance for Cambodia. Also, *JICA's Country Strategy for Cambodia* identifies the lack of legal human resources as a major obstacle to achieving social and economic development of Cambodia, and indicates the importance of developing legal human resources on the CC and the CCP.
- Furthermore, the Project attempts to meet the needs of Cambodia in general and the target group, namely RSJP, in particular. The lack of legal human resources poses a clear and present risk of hampering a sound economic and social system in Cambodia. Also, the Cambodian side has reiterated that the lack of human resource and organizational capacity of RSJP is a major impediment to effective and efficient management of the practical training on civil matters, too. Last but not least, the Team would like to emphasize the fact that Japan's ongoing experience in the support for drafting the CC and the CCP for Cambodia has become a valuable asset for developing the capacity of RSJP for implementing the practical training on civil matters.

### (2) Effectiveness

The Team concludes that the Project is expected to be effective because RSJP has been developing its ownership of managing the practical training on civil matters to a substantial level, and the strategy for achieving the project purpose is sound and clear. Also, the Team takes note that the importance of developing institutional memory on

5

managing the practical training on civil matters is recognized and a mechanism for developing such institutional memory is built in the Project. However, the Team would like to draw attention to the fact that the important assumptions need to materialize if the Project achieves the project purpose.

- The Team is impressed with RSJP's recognizing the importance of self-reliantly managing the school without depending on donor's resources. RSJP has repeatedly stressed that RSJP eventually would aim to plan and implement its education program without external assistance in the near future in a series of meetings with the Team. This is an encouraging sign for the success of the Project and the Project can expect a strong commitment and active cooperation from RSJP.
- Also, the Team finds that the strategy for achieving the project purpose is sound and clear. In particular, the strategy of gradually reducing involvements from the Japanese side in the management of RSJP is expected to provide a strong incentive for RSJP to recruit trainers, develop curriculums, produce teaching materials for the practical training on civil matters, and implement CLE, with its own initiatives.
- Finally, the Team notes that the important assumptions pose a risk to the achievement of the project purpose. Particularly, it is very important that; i) requested budget is approved by the Ministry of Economy and Finance (MEF); ii) requested personnel shift is realized by Supreme Council of Magistracy; and iii) requested personnel is assigned by courts. Also, the Team does not hope that Khmer Rouge Tribunal will negatively affect personnel arrangement within RSJP.

### (3) Efficiency

The Team concludes that the efficiency of managing the Project is expected to improve due to the following reasons:

- The Project maximizes the use of Cambodian human resources, which were developed in the Phase I. Mobilizing legal human resources for developing the capacity of RSJP at a reasonable cost was identified as a major challenge in the Phase I. Therefore, the Project was designed to develop and mobilize prospective trainers for the Project. Mobilizing prospective trainers would contribute to achieving the project purpose by mobilizing Cambodian human resources as well as reducing the cost of the Project.
- The Japanese Support Group will significantly contribute to increasing the efficiency of the Project, because the system enables to respond in a timely manner to questions and concerns that members relevant to the Project might develop.
- The Project closely collaborates with the Legal and Judicial Development Project

③

TD -

(Phase 3) and this collaboration is expected to further enhance the efficiency of the Project, because resources and outputs of these two projects can be shared with and utilized for each other. In short, the Project can take advantage of synergy generated by the collaboration between them.

- The long-term experts are expected to contribute significantly as the intermediary by providing adequate information to JICA and the Japanese Support Group, which is likely to result in the successful planning and provision of the inputs, as already demonstrated in the Phase 1.
- Furthermore, close partnership between the Japanese and Cambodian sides is likely to improve the efficiency of the Project. They have developed close relationships with each other through implementing the Phase 1 so that the Project could expect such a partnership to further facilitate smooth implementation of project activities and close cooperation among relevant Japanese and Cambodian parties.

#### (4) Impact

The Project is likely to both contribute to achieving the overall goal of the Project and generate other positive impacts as follows:

- The Project is anticipated to increase the probability of achieving its overall goal, because the Project and the Legal and Judicial Development Project (Phase 3) are strategically designed to mutually contribute to the overall goal of the Project.
- RSJP graduates are likely to disseminate nationwide new knowledge about laws and regulations relevant to the CC and the CCP, since the Project could expect RSJP graduates to be assigned to courts nationwide. Mobilizing the updated knowledge about laws and regulations relevant to the CC and the CCP, they may become a hub of providing new knowledge and information to court clerks and bailiffs as well as other prosecutors and judges.

#### (5) Sustainability

The Team recognizes that the Project faces many challenges for achieving its sustainability, but expects that the Project will start developing its sustainability in four years for the following reasons:

- The Team notes that the Project is carefully designed to improve the organizational sustainability by building up institutional memory in RSJP in the long run. Although the current organizational capacity of RSJP is very much limited, the Team expects that the sustainability of the practical training on civil matters will be developing in four years.

5

TQ -

- Also, RSJP has recognized and stressed the importance of managing RSJP in a sustainable manner. Demonstrating its willingness of formulating curriculum, producing teaching materials and conducting continuous legal education systematically and self-reliantly, RSJP appears to be ready for taking concrete actions in order to enhance the overall sustainability of managing RSJP.
- However, the risk that the practical training on civil matters might fail to achieve financial or human resource sustainability is not minor, because whether or not the RSJP management budget is approved is strictly subject to a decision to be made by MEF. Given the fact that budgets available to the Cambodian government is extremely limited, and also given the reality that budget allocation is subject to the authority of MEF, the Team has to conclude that the risk of failing to satisfy the financial sustainability is substantial. As the terminal evaluation for the Phase 1 points out, the financial sustainability of the practical training on civil matters still remains a major issue to be resolved.
- Also, the possibility of failing to maintain required personnel for implementing the practical training on civil matters is not negligible, since the final decision on personnel arrangement is difficult to control. In particular, the authority of making a decision on personnel arrangement and assignment is not in the hand of RSJP, but in the hand of other institutions such as the Supreme Council of Magistracy and courts.

## **Annex 2: Evaluation Method – Five Basic Evaluation Components**

### **I. Five Basic Evaluation Components**

The five basic components defined by JICA as mentioned below are in line with those used for the evaluation works by DAC and other international assistance organizations. Introduction of these components has enabled a consistent and well-balanced evaluation, which minimizes evaluator's bias. Further, it allows us to share and discuss the results, knowledge, and lessons-learnt with other aid organizations since we use the same criteria in evaluation.

#### **1. Efficiency**

Evaluate the methods, procedure, duration, and cost of the project from a productivity perspective.

#### **2. Effectiveness**

Evaluate the results in comparison with goals (or revised ones) defined at the initial or intermediate stage, and evaluate the attributes (factors and conditions) of the results.

#### **3. Impact**

Evaluate the positive and negative effects of the project, extent of the effects, and effects on beneficiaries.

#### **4. Relevance**

Evaluate whether the needs in the country have been correctly identified, and whether the design is consistent with the national and/or master plan.

#### **5. Sustainability**

Evaluate the autonomy and sustainability of the project after the termination of cooperation, from the perspectives of operation, management, economy, finance, and technology.

### **II. Relation Between Five Basic Components and PDM**

The five components are used for the evaluation and a selection of a project. These components are directly connected to the elements of PDM as shown in the Figure in the following Page.

#### **1. Efficiency**

The components "Efficiency" is a measure to qualitatively and quantitatively compare all resource (input) to the results (output) of the project in order to evaluate the economic efficiency or conversion from input to output.

(4)

TQ -



2. Effectiveness

The component "Effectiveness" is a measure to evaluate whether the project purpose has been achieved or not, or to evaluate how much the outputs contributed to the achievement of the project purpose, or to evaluate whether or not the outputs were as expected.

3. Impact

The component "Impact" is a foreseeable or unforeseeable, and a favorable or adverse effect of the project upon society. To evaluate impact, both the overall goal and project purpose should be referred to in the beginning of the evaluation. Evaluation from this perspective could lead to more than the confirmation as whether or not the overall goal has been obtained. Evaluation from this perspective requires comprehensive surveys in many cases.

4. Relevance

The component "Relevance" is to comprehensively evaluate whether or not the project meets the overall goal, politics of both the donor and recipient country, local needs, and given priority levels, in order to decide whether the project should be continued, reformulated, or terminated.

5. Sustainability

The component "Sustainability" is to comprehensively evaluate how long the favorable effect as a result of the project can continue after the project has been terminated. Evaluation from this perspective is required to decide how much the local resources should continue to be used from the project, and to evaluate how much the country receiving the assistance has been considering important. According to OECD (1989), "Sustainability" is a component to be used for the final test of the success of a development project.

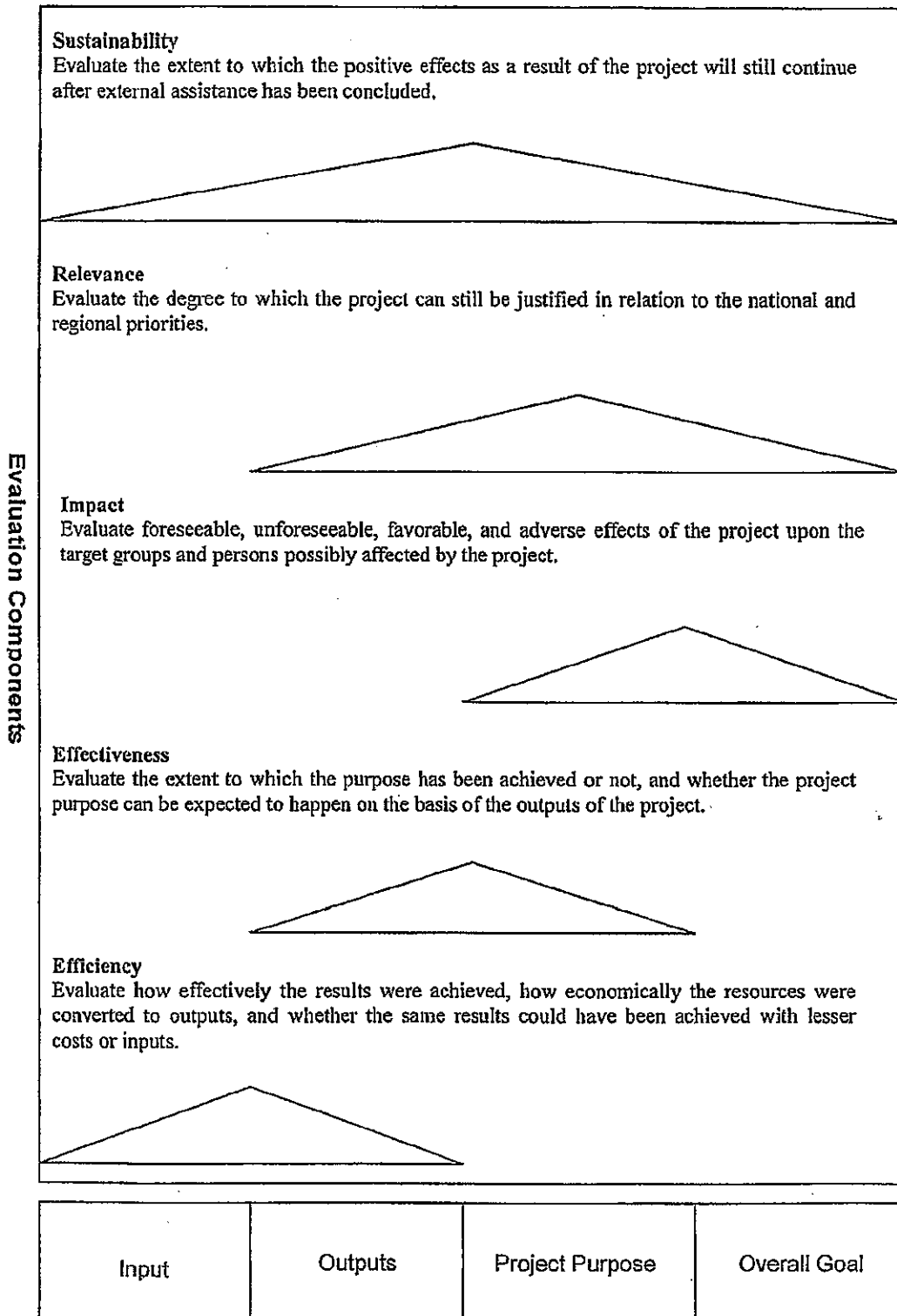
All five components are essential for any of the project or programs. The five components give necessary information to the decision maker so that he or she can decide how to approach the next step. Since each of the five components builds on the intervention strategy, they also lay the foundation for standardization in monitoring and information handling within and among organizations and agencies.

In practice, each of the five components should also contain project-specific information.

(5)

TA -

## Five Components vs. Goal Hierarchy



Goal Hierarchy

5

7A-

Annex 3: Tentative Project Design Matrix  
 Tentative Project Design Matrix of the Project for the Improvement of the Training on Civil Matters in the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)

Project Title : The Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)  
 Project Period : From April 1, 2008 to March 31, 2012  
 Target Area : Phnom Penh  
 Version 0  
 Date: February 1, 2008

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>&lt;Overall Goals&gt;                      Civil trials are appropriately conducted based on the Civil Code (the CC) and the Code of Civil Procedure (the CCP).</p> <p>&lt;Project Purpose&gt;                      Royal School for Judges and Prosecutors (RSJP) is able to implement the practical training on civil matters self-reliantly.</p>	<p>1. The quality of civil trials based on the CC and the CCP after the application of these Codes</p> <p>1. Status of implementing the practical training on civil matters (the number of lectures taught by Cambodian trainers, and the participation of the Cambodian side in the process of developing curriculums increases, comparing with those in the Phase I)</p> <p>2. The number of full-time and part-time trainers increases.</p> <p>3. Status of curriculum development</p> <p>4. The system on how to develop teaching materials are developed and remains in RSJP.</p>	<p>Interviews with lawyers, judges, prosecutors and etc.</p> <p>Records on courses taught</p> <p>Records of class lectures</p> <p>Questionnaire to and interview with Japanese experts and RSJP</p> <p>Records on trainers recruited</p> <p>Questionnaire to and interview with Japanese experts and RSJP</p> <p>Questionnaire to and interview with Japanese experts and RSJP</p> <p>Records of regular meetings of management</p> <p>Records of trainers meetings</p> <p>Interviews with RSJP</p> <p>Produced teaching materials</p> <p>Questionnaire to and interview with Japanese experts and RSJP</p> <p>Questionnaire to and interview with Japanese experts and RSJP</p> <p>Records on continuous legal education courses taught</p> <p>Evaluation on continuous legal education by participants</p>	<p>RSJP graduates are assigned to courts.</p> <p>Lawyers and citizens in general understand the CC and the CCP.</p> <p>Ministry of Justice (MOJ) prepares necessary forms and relevant laws and regulations.</p>
<p>&lt;Outputs&gt;                      1. School management skills and know-how on recruiting and maintaining sufficient trainers, formulating and implementing curriculums are built up within RSJP.</p> <p>2. Trainers and prospective trainers of RSJP, including those to be recruited/selected, develop and improve skills and know-how of developing and revising teaching materials.</p> <p>3. Continuous legal education on civil matters is conducted.</p>	<p>1-1 The number of regular meetings of management and changes in discussion contents in these meetings</p> <p>1-2 The number of trainers meetings and changes in discussion contents in these meetings</p> <p>1-3 The number of prospective trainers who teach and serve as an assistant for trainers at RAJP or RSJP</p> <p>2-1 The number of teaching materials that trainers and prospective trainers developed</p> <p>2-2 The contents of teaching materials that trainers and prospective trainers developed (Check whether or not the teaching materials are appropriate for using at RSJP)</p> <p>2-3 The roles of trainers and prospective trainers in developing teaching materials and changes in these roles</p> <p>3-1 The number of continuous legal education and the level of understanding of the participants</p>	<p>Records of regular meetings of management</p> <p>Records of trainers meetings</p> <p>Interviews with RSJP</p> <p>Produced teaching materials</p> <p>Questionnaire to and interview with Japanese experts and RSJP</p> <p>Questionnaire to and interview with Japanese experts and RSJP</p> <p>Records on continuous legal education courses taught</p> <p>Evaluation on continuous legal education by participants</p>	<p>Budget application for managing RSJP, which is submitted to the Ministry of Economy and Finance (MEF), is accepted and approved.</p> <p>The personnel shift within RSJP is not affected by Khmer Rouge Tribunal and commercial courts.</p> <p>Supreme Council of Magistracy arranges personnel shift as requested by RSJP.</p> <p>Courts provide personnel as requested by RSJP.</p>

15

<Activities>	<Japan>	<Cambodia>	Pre-conditions
<p>0-1 Japanese experts study baseline indicators on the overall goal, project purpose and outputs of this Project.</p> <p>0-2 Share results of the baseline study in 0-1 between the Japanese and Cambodian sides.</p> <p>1-1 RSJP management officials hold regular meetings of management on the practical training on civil matters including the policy of school management with the participation of other officials and Japanese experts.</p> <p>1-2 Study and discuss on qualifications and the number of trainers to be recruited.</p> <p>1-3 Formulate a plan of recruiting trainers on when, how many and how to recruit.</p> <p>1-4 Develop required budget application documents for recruiting trainers in discussion and coordination with relevant parties based on 1-3.</p> <p>1-5 Based on 1-3, formulate a plan of training prospective trainers on when, how many and how to train.</p> <p>1-6 Select prospective trainers based on 1-5.</p> <p>1-7 Train prospective trainers including teaching and serving as an assistants at RSJP, RSJC, and RSB.</p> <p>1-8 Hold trainers meetings led by RAJP president/RSJP director, study, discuss and draft curriculums and guidelines for developing teaching materials.</p> <p>1-9 RSJP recruit and maintain trainers based on the curriculums developed in 1-8.</p> <p>1-10 Conduct the practical training on civil matters (initial training) based on the curriculums developed in 1-8.</p> <p>1-11 The Japanese side advises in the process 1-1 through 1-10 appropriately and in a timely manner.</p> <p>2-1 Trainers and prospective trainers develop and produce teaching materials for the practical training on civil matters.</p> <p>2-2 Invite members from relevant parties to develop teaching materials, according to necessity.</p> <p>2-3 Trainers and prospective trainers revise the teaching materials, according to necessity.</p> <p>2-4 The Japanese side advises in the process 2-1 through 2-3 appropriately and in a timely manner.</p> <p>3-1 Courses of continuous legal education are planned and designed by RSJP in coordination with the Ministry of Justice.</p> <p>3-2 Implement continuous legal education based on the course plan developed in 3-1.</p> <p>3-3 The Japanese side advises in the process above appropriately and in a timely manner.</p>	<p>&lt;Long-term Experts&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Advisor on the training of legal professions</li> <li>• Project Coordinator</li> </ul> <p>&lt;Short-term Experts&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Advisor on the training of legal professions (3 persons x 0.5 months x 2 times per year)</li> </ul> <p>&lt;Counterpart Training&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Short-term training in Japan (14 persons x 0.5 months x 1 time/per year)</li> </ul>	<p>&lt;Counterpart Personnel&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Project Director: President, RAJP</li> <li>• Project Manager: Director, RSJP</li> <li>• Secretary General of RAJP is in charge of administration</li> <li>• Member of Working Groups: Director of RSJP, trainers of civil matters, prospective trainers of civil matters, and etc.</li> <li>• Other officials according to necessity</li> </ul>	<p>&lt;Facility and Equipment&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Offices for long-term experts in RSJP</li> <li>• Meeting/Class rooms for seminars and workshops</li> <li>• Other relevant facilities and equipment</li> </ul> <p>&lt;Local Cost&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Salary for counterpart personnel</li> <li>• Costs of custom clearance, domestic transportation, storage, and installation for equipment provided by Japan</li> <li>• Maintenance cost for facility and equipment</li> </ul>

11

57

Annex 4: Tentative Plan of Operation

Time frame		Tentative Plan of Operation														
		2003			2004			2005			2006					
		Apr. - Jun.	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - Jun.	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.	Apr. - Jun.	Jul. - Sep.	Oct. - Dec.	Jan. - Mar.			
RSJP's schedule		4th intake initial training			4th intake graduation			5th intake initial training			5th intake graduation			6th intake initial training		
Japanese experts study baseline indicators on the overall goal, project, purpose and outputs of this project.																
Share results of the baseline study in 0-1 between the Japanese and Consultant sides.																
1 School management skills and know-how on recruiting and maintaining sufficient trainers, formulating and implementing curriculums are built up within RSJP.																
1-1 RSJP management officials hold regular meetings of management on the practical training in civil matters including the policy of school management with the participation of other officials and Japanese experts.																
1-2 Study and discuss on qualifications and the number of trainers to be recruited.																
1-3 Formulate a plan of recruiting trainers on when, how many and how to recruit.																
1-4 Develop budget application documents required for recruiting trainers in discussion and coordination with relevant parties based on 1-3.																
1-5 Based on 1-3, formulate a plan of training prospective trainers on when, how many and how to lead.																
1-6 Select prospective trainers based on 1-5.																
1-7 Train prospective trainers including teaching and serving as an assistant at RSJP, RSCC, and RSB.																
1-8 Held trainers meetings led by RAJP president/RSJP director, study, discuss and draft curriculums and guidelines for guideline for developing teaching materials.																
1-9 RSJP recruits and maintains trainers based on the curriculums developed in 1-8.																
1-10 Conduct the practical training on civil matters (initial training) based on the curriculums developed in 1-9.																
1-11 The Japanese side advises in the process 1-1 through 1-10 appropriately and in a timely manner.																
2 Trainers and prospective trainers of RSJP develop and improve skills and know-how of developing and revising teaching materials.																
2-1 Trainers and prospective trainers develop and produce teaching materials for the practical training on civil matters.																
2-2 Invite members from relevant parties to develop teaching materials, according to necessity.																
2-3 Trainers and prospective trainers revise the teaching materials, according to necessity.																
2-4 The Japanese side advises in the process 2-1 through 2-3 appropriately and in a timely manner.																
3 Continuous legal education on civil matters is conducted.																
3-1 Courses of continuous legal education are planned and designed by RSJP in coordination with the Ministry of Justice.																
3-2 Implement continuous legal education based on the courses plan developed in 3-1.																
3-3 The Japanese side advises in the process above appropriately and in a timely manner.																

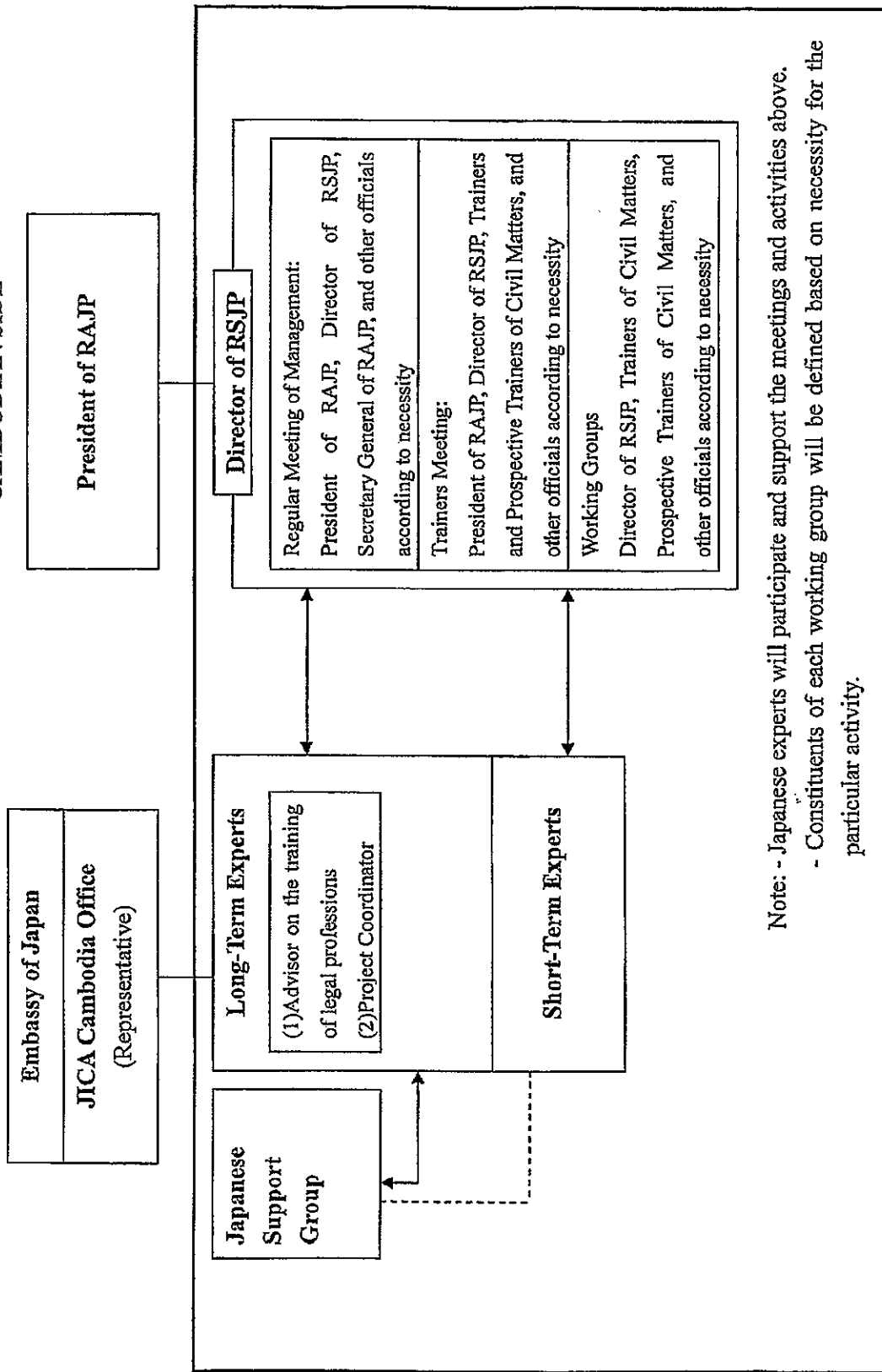
\* : activities 1-2 through 1-5 also need to include planning school management and training for the following Japanese fiscal years.

9

Annex 5-1: Organization Chart of the Project

JAPANESE SIDE

CAMBODIAN SIDE



Note: - Japanese experts will participate and support the meetings and activities above.

- Constituents of each working group will be defined based on necessity for the particular activity.

## Annex 5-2: Members and Activities of the Meetings and the Working Groups

### 1. Regular Meeting of Management:

Members: President of RAJP, Director of RSJP, Secretary General of RAJP, and other officials according to necessity

Agenda: - Planning on training of civil matters

- Staffing of trainers
- Report on status of the project
- Budget for the training of civil matters
- etc.

### 2. Trainers Meeting

Members: President of RAJP, Director of RSJP, Trainers of Civil Matters, Prospective Trainers of Civil Matters, and other officials according to necessity

Agenda: - Curriculum

- Policy of development teaching materials
- etc.

### 3. Working Groups

Members: Director of RSJP, Trainers of Civil Matters, Prospective Trainers of Civil Matters, and other officials according to necessity, and etc.

Activity:- Developing teaching material

- etc.

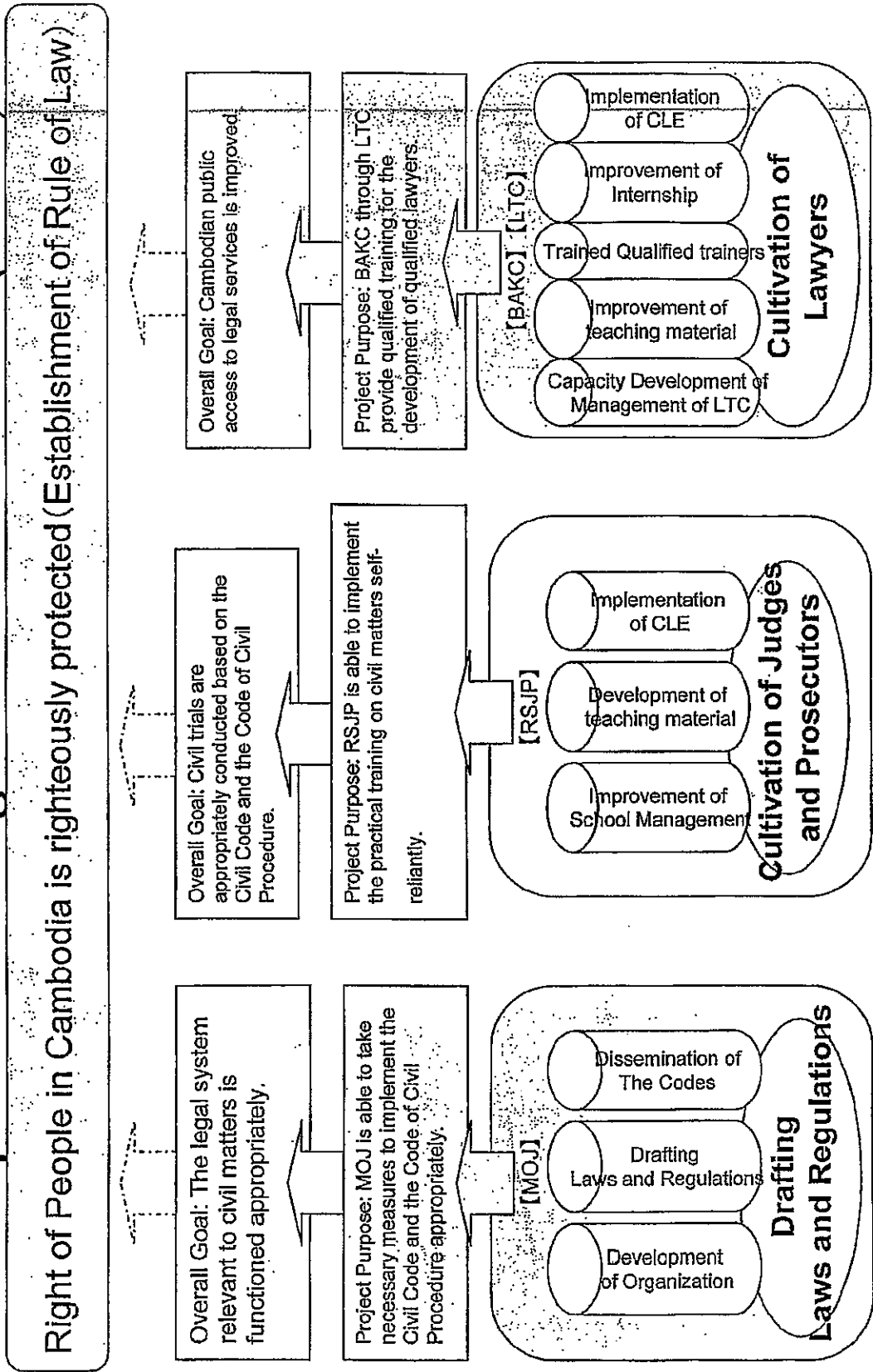
Note: Constituents of each working group will be defined based on necessity for the particular activity.

Note: Japanese experts will participate and support the meetings and activities above.

(5)

70-

Annex 6: **Overall Picture of JICA's Legal and Judicial Cooperation Program in Cambodia (Draft)**







ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA

1. The Royal Government of Cambodia will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA as the executing agency for technical cooperation program by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II. The provisions of Article V of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The provisions of Article VII of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF CAMBODIAN PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive Cambodian personnel connected with the Project for technical training and for conducting seminars or workshops in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA

1. The Royal Government of Cambodia will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Royal Government of Cambodia will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Cambodian nationals as a result of the Japanese technical cooperation will

contribute to the economic and social development of the Kingdom of Cambodia.

3. In accordance with the provisions of Article V of Agreement, the Royal Government of Cambodia will grant in the Kingdom of Cambodia privileges, exemptions, and benefits to the Japanese experts referred to II-1 above and their families.
4. The Royal Government of Cambodia will take the measures necessary to receive and use the Equipment provided by JICA under II-2 above and equipment and materials carried in by the Japanese experts referred to in II-1 above.
5. The Royal Government of Cambodia will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Cambodian personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the Kingdom of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II-2 above.
7. In accordance with the laws and regulations in force in the Kingdom of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.
8. The Royal Government of Cambodia will provide the services of Cambodian counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV.
9. The Royal Government of Cambodia will provide the buildings and facilities as listed in Annex V.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The President of the Royal Academy for Judicial Professions (hereinafter referred to as "RAJP"), as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Director of the Royal School for Judges and Prosecutors (hereinafter referred to as

57

77

“RSJP”), as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.

3. The Secretary General of RAJP will be also responsible for the managerial matters of the Project.
4. The Japanese experts will provide necessary recommendations and advice to the Project Director, the Project Manager and Cambodian counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. The Japanese Support Group, established under the Project, will give necessary technical guidance or advice to the Cambodian side necessary for the implementation of the Project activities. Members of the Japanese Support Group will be dispatched to Cambodia as short-term experts and/or provide training to the Cambodian counterparts in Japan.

#### V. MONITORING AND JOINT EVALUATION

The progress of the Project will be monitored properly through various measures such as mutual consultations or dispatch of monitoring missions. Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Cambodian authorities concerned, at the middle and during the last six (6) months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

#### VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the Royal Government of Cambodia undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Kingdom of Cambodia except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Royal Government of Cambodia on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

(5)

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the Kingdom of Cambodia, the Royal Government of Cambodia will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Kingdom of Cambodia.

#### VI. TERM OF COOPERATION

The duration of technical cooperation for the Project under this Attached Document will be four years starting from 1 April, 2008 to March 31, 2012.

- ANNEX I      MASTER PLAN
- ANNEX II     LIST OF JAPANESE EXPERTS
- ANNEX III    LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
- ANNEX IV    LIST OF CAMBODIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE  
PERSONNEL
- ANNEX V     LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES

5

70 -

## ANNEX I      MASTER PLAN

Project Title: The Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)

### 1. Overall Goal

Civil trials are appropriately conducted based on the Civil Code (the CC) and the Code of Civil Procedure (the CCP).

### 2. Project Purpose

The Royal School of Judges and Prosecutors (RSJP) is able to implement the practical training on civil matters self-reliantly.

### 3. Outputs

1. School management skills and know-how on recruiting and maintaining sufficient trainers, formulating and implementing curriculums are built up within RSJP.
2. Trainers and prospective trainers of RSJP, including those to be recruited/selected, develop and improve skills and know-how of developing and revising teaching materials.
3. Continuous legal education on civil matters is conducted.

### 4. Activities

- 0-1 Japanese experts study and report baseline indicators on the overall goal, project purpose and outputs of this Project.
- 0-2 Share results of the baseline study in 0-1 between the Japanese and Cambodian sides.
  
- 1-1 RSJP management officials hold regular meetings of management on the practical training on civil matters including the policy of school management with the participation of other officials and Japanese experts.
- 1-2 Study and discuss on qualifications and the number of trainers to be recruited.
- 1-3 Formulate a plan of recruiting trainers on when, how many and how to recruit.
- 1-4 Develop required budget application documents for recruiting trainers in discussion and coordination with relevant parties based on 1-3.
- 1-5 Based on 1-3, formulate a plan of training prospective trainers on when, how many and how to train.
- 1-6 Select prospective trainers based on 1-5.
- 1-7 Train prospective trainers including teaching and serving as an assistants at RSJP, Royal School of Court Clerk, and Royal School of Bailiff.
- 1-8 Hold trainer meetings led by RAJP president/RSJP director, study, discuss and draft curriculums and guidelines for developing teaching materials.
- 1-9 RSJP recruit and maintain trainers based on the curriculums developed in 1-8.
- 1-10 Conduct the practical training on civil matters (initial training) based on the curriculums developed in 1-8.
- 1-11 The Japanese side advises in the process 1-1 through 1-10 appropriately and in a timely manner.

5

70 -

2-1 Trainers and prospective trainers develop and produce teaching materials for the practical training on civil matters.

2-2 Invite members from relevant parties to develop teaching materials, according to necessity.

2-3 Trainers and prospective trainers revise the teaching materials, according to the necessity.

2-4 The Japanese side advises in the process 2-1 through 2-3 appropriately and in a timely manner.

3-1 Courses of continuous legal education are planned and designed by RSJP in coordination with the Ministry of Justice.

3-2 Implement continuous legal education based on the course plan developed in 3-1.

3-3 The Japanese side advises in the process above appropriately and in a timely manner.

(5)

74 -

## ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

### 1. Long-Term Experts

- (1) Advisor on the training of legal professions
- (2) Project coordinator

This list is subject to change through the discussion between both sides whenever necessity arises.

### 2. Short-Term Experts

Short-term experts will be dispatched in accordance with necessity for effective implementation of the Project.

#### NOTE:

The assignment schedule of the experts will be fixed depending on the progress of the Project and availability of suitable experts. The number and Terms of Reference of short-term experts will be decided in consideration of the progress of the Project through mutual consultation.

Tk-

⑤



### ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

Equipment necessary for the implementation of the Project might be provided to Cambodian during the cooperation period, subject to the limitation of budgeted allocation.

NOTE:

- 1) The above-mentioned equipment is limited to that necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.
- 2) Content, specifications, and quantity of the above-mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of each Japanese fiscal year (April 1<sup>st</sup> to March 31<sup>st</sup>).

6

7A-

ANNEX IV LIST OF CAMBODIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project Director  
President, RAJP

2. Project Manager  
Director, RSJP

3. Counterpart Personnel  
President of RAJP, Director of RSJP, Secretary General of RAJP  
Trainers and Prospective Trainers of civil matters at RSJP

4. Administrative Personnel  
The Cambodian side will assign a sufficient number of administrative personnel to ensure effective operation of the Project.

5. Other personnel mutually agreed upon as necessary

⑤

TU -

**ANNEX V LIST OF BUILDING AND FACILITIES**

1. Land, building and facilities necessary for the Project
2. Office space and facilities for the Japanese experts
3. Room and space necessary for seminars and workshops
4. Other facilities and equipment mutually agreed upon as necessary

5

TA -

3 - 9 事業事前評価表〔「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）」〕

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 20 年 2 月 26 日

担当部・課：社会開発部ガバナンス T

<p>1. 案件名          裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）          Project for the Improvement of Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)</p>
<p>2. 協力概要</p> <p>(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述          2005 年 11 月からカンボジアの法曹養成機関である「王立裁判官・検察官養成校（The Royal School for Judges and Prosecutors :「RSJP」）」において、これまで日本が起草・立法を支援してきた民法・民事訴訟法を中心に、民事分野の教育改善の支援を行ってきた。          フェーズ2においては、RSJP が自立的に教育実施できるようになることを目標に、学校運営（カリキュラム策定、教官確保）に関するノウハウの蓄積、教材作成に関するノウハウの蓄積、継続教育の実施を柱にプロジェクトを実施する。なお、4 年間のプロジェクトを通じ、RSJP の自立に向けた端緒を開くことを想定している。</p> <p>(2) 協力期間          2008 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日（4 年間）</p> <p>(3) 協力総額（日本側）          約 2.8 億円</p> <p>(4) 協力相手先機関          王立裁判官・検察官養成校（RSJP）</p> <p>(5) 国内協力機関          最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、等          学識経験者及び実務者によるアドバイザーグループをおき、現地専門家を支援する体制を敷く。</p> <p>(6) 裨益対象者及び規模、等          直接裨益者：RAJP 学院長、RSJP 校長ほか学校関係者、教官ならびに教官候補生          間接裨益者：研修生（第 3 期生～第 7 期生、約 275 名）、現職裁判官（約 200 人）</p>
<p>3. 協力の必要性・位置づけ</p> <p>(1) 現状及び問題点          カンボジアにおいては、基本法を含めた法体系が整備されていないという問題に加え、1970 年代から 1990 年代前半までの内戦と社会的混乱の影響から、法曹界の人材が絶対的に不足している。この問題に対し、カンボジア政府は、法制度整備及び法・司法改革を国家の最重要課題の一つとして掲げ、「法・司法制度改革戦略」（<i>Legal and Judicial Reform Strategy</i>）を策定し、法・司法制度改革については、「司法官職高等評議会」を設立し、2002 年 2 月発令のロイ</p>

ヤル・デクリー（勅令）により、閣僚評議会の管轄下に RSJP を設置することを決定し、裁判官・検察官の養成及び教育は、同校において行うこととした。

フェーズ1では、「RSJP が、裁判官・検察官養成のために必要な民法・民事訴訟法（草案）に関する教育を実施する」ことをプロジェクト目標として、2005年11月～2008年3月の期間で協力を実施した。その結果、民事教育に関するカリキュラムが策定・改訂されたほか、教材が整備され、新たに7名の教官候補生が養成された。しかしながら、RSJP には校長以外の専任教官がおらず、「法制度整備プロジェクト（フェーズ1、2）」によって育成されたコアメンバーが非常勤講師を務めている状況にある。このため、教育実施のノウハウ蓄積の上でも課題がある。

#### （2）相手国政府国家政策上の位置づけ

カンボジア政府が2004年6月に発表した「四辺形戦略」ではグッド・ガバナンスが戦略の中心に据えられ、法・司法改革はグッド・ガバナンス確立のための最優先課題の一つに位置づけられている。また、カンボジアの「法制度司法制度改革短期・中期行動計画」（2005年4月）では、「裁判官・検察官の養成」は「民法・民事訴訟法草案の国会提出」「弁護士養成」等と並んで短期目標として位置づけられている。

#### （3）我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ（プログラムにおける位置づけ）

我が国の新 ODA 大綱では、開発途上国の自助努力支援の一環として、よい統治に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国が発展するための基礎となる人づくり、法制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国 ODA の最も重要な考え方としている。

外務省の「カンボジア国別援助計画」（2002年）ではカンボジア政府が取り組むグッド・ガバナンスの強化を支援する方針が定められている。また、本プロジェクトは、JICA 国別事業実施計画において重点課題「グッド・ガバナンスの推進」のもと、「司法改革支援計画」プログラムに位置づけられている。

### 4. 協力の枠組み

#### 〔主な項目〕

#### （1）協力の目標（アウトカム）

協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

##### 【プロジェクト目標】

・RSJP において民法・民事訴訟法にのっとった裁判官・検察官に対する民事裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」と記す）を自立的に実施できるようになる。

##### 【指標】

- ・民事教育に関する授業実施状況（カンボジア人教官の授業の数、カリキュラム等の作成過程におけるカンボジア人の関わり方がフェーズ1よりも大きくなる）
- ・教官（専任及び非常勤）の数が増加する。
- ・カリキュラムの策定状況
- ・RSJP 内部で教材作成ができる体制が整備・維持される。

協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

##### 【上位目標】

・カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。

**【指標】**

- ・民法・民事訴訟法適用以降の民事裁判例のうち、民法・民事訴訟法に基づいて行われた民事裁判事例の質

(2) 成果（アウトプット）と活動

**【成果0】**

ベースラインデータを設定し、共有する。

活動：

- 0-1 日本人専門家が上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査する。
- 0-2 ベースラインにつき RSJP 関係者他と広く共有する。

**【成果1】**

組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される。

指標：

- 1-1 定例ミーティングの開催数及び検討内容の変遷
- 1-2 教官ミーティングの開催数及び検討内容の変遷
- 1-3 RAJP において教官もしくは RSJP においてアシスタント教官を務める教官候補生の数

活動：

- 1-1 RSJP マネジメント層と日本人専門家により民事教育に関する定例ミーティングを開催する。（学校運営の方針に関するミーティング）（必要に応じて若手職員を入れる）
- 1-2 教官の条件及び必要な教官数を検討する。
- 1-3 教官確保の計画（いつまでに何人、どこから、どのように）を策定する。
- 1-4 1-3 をもとに、人員確保のため関係機関との協議・調整を行い、必要な予算申請書を作成する。
- 1-5 1-3 をもとに、教官候補生の養成計画（いつまでに何人、どのように）を策定する。
- 1-6 1-5 をもとに、教官候補生を選出する。
- 1-7 教官候補生を養成する。（授業のアシスタント、書記官・執行官養成校での授業の実施等を含む）
- 1-8 学院長／校長を主体とした教官ミーティングを開催し、カリキュラム及び教材作成指針について検討し起案する。
- 1-9 1-8 のカリキュラムをもとに RSJP が教官を確保する。
- 1-10 カリキュラムに基づき、民事教育（新規教育）を実施する。
- 1-11 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。

**【成果2】**

教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。

指標：

- 2-1 教官及び教官候補生が作成・改訂した教材数
- 2-2 教官及び教官候補生が作成した教材の内容（RSJP で活用するに相応しい内容か否か）
- 2-3 教官、教官候補生が教材作成において果たした役割及びその変遷

活動：

- 2-1 教官及び教官候補生が、民事教育に関する教材を作成する。
- 2-2 必要に応じて、関係機関から教材作成メンバーを招へいする。

- 2-3 教官及び教官候補生が、必要に応じて、上記教材を改訂する。
- 2-4 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。

【成果3】

民事に関する継続教育が行われる。

指標：

- 3-1 継続教育の実施回数と継続教育における参加者の理解度

活動：

- 3-1 継続教育が、司法省との協議を行いつつ、RSJPにより計画・立案される。
- 3-2 策定したカリキュラムに基づき、継続教育を実施する。
- 3-3 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。

(3) 投入(インプット)

日本側(総額 約2.8億円)

- 長期専門家派遣：法曹養成アドバイザー、業務調整
- 短期専門家派遣：法曹養成アドバイザー3名×0.5か月×2回/年×4年間
- 研修員受入：年間14人程度×0.5か月×4年間
- 供与機材：必要に応じて検討
- 現地活動費：WG活動経費、現地セミナー開催費用等
- 国内支援体制：有識者によるアドバイザーグループ

カンボジア側(総額不詳)

- カウンターパート配置：プロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャー、マネジメントを担当するRAJP事務局長、教官、教官候補生
- カウンターパート人件費
- 施設の提供：RSJP内の長期専門家用オフィス、セミナー/WS開催のための会議室・教室、その他関連施設・機材
- ローカルコスト：カンボジア職員の給与、供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用、施設・資機材維持管理費用

(4) 外部要因(満たされるべき外部条件)

プロジェクト目標を達成する上で満たされるべき外部条件

- 財務省に提出された予算書が承認される。
- クメール・ルージュ裁判、商事裁判所によりRSJPの人員体制が影響を受けない。
- 司法官職高等評議会により人員配置の配慮がなされる。
- 裁判所に対する人員提供要請が受け入れられる。

上位目標を達成する上で満たされるべき外部条件

- 裁判所にRSJP卒業生が配置される。
- 弁護士、国民が民法・民事訴訟法を理解する。
- 司法省が必要な書式や附属法令を適切に準備する。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

本プロジェクトは、カンボジアの国家開発戦略である「四辺形戦略」(2004年7月)、ターゲットグループである司法省の開発ニーズに合致している。また、外務省の対カンボジア国別

援助計画、JICA の対カンボジア国別援助実施計画にも合致しており、日本の ODA 政策、計画、戦略とも一貫性を有している。

また、本プロジェクトは、民事教育の自立的な実施というターゲットグループである RSJP のニーズを満たすと考えられ、日本がこれまでに行ってきた民法・民事訴訟法の起草・立法化支援の経験や本プロジェクトのフェーズ1での成果は、民事教育の実践に向けた同校のキャパシティを構築する上で大きな財産となっている。

なお、民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が従来実施してきた経緯を踏まえ、両法に関係する人材を養成できるようになるまで引き続き日本が協力するのは、従来の協力の成果を高める上でも必要なことであるといえる。

## (2) 有効性

RSJP が自立的に民事教育を実施できるようになるというプロジェクト目標は、実現が期待される。民事教育の運営に関する知識やノウハウを組織として蓄積することの重要性がカンボジア側により認識されており、オーナーシップが高められることが期待できる。また、組織として蓄積するためのメカニズムがプロジェクトに組み込まれており、プロジェクト目標を実現するための方策が採られている。

ただし、本プロジェクトがプロジェクト目標を達成するためには、満たされる必要のある外部条件が多いことには留意が必要である。これらの外部条件は、RAJP/RSJP の所掌範囲を超えており、調整・対応が困難な条件が多いが、RAJP/RSJP の可能な範囲で施策を採ることが必要である。

## (3) 効率性

本プロジェクトの効率性は、今後向上することが期待される。フェーズ1において養成したカンボジアの人材の活用やフェーズ1から引き続く日本国内の支援体制、また、支援体制とカンボジア側の橋渡しの役を担う長期専門家の役割は、フェーズ1同様プロジェクトの効率性を高めるものと考えられる。さらに、本プロジェクトは法制度整備プロジェクト(フェーズ3)や弁護士会司法支援プロジェクトと緊密に協力することで、3つのプロジェクトそれぞれの投入や成果が共有され、またお互いのプロジェクトに活用できると考えられる。

## (4) インパクト

本プロジェクトは、上位目標を達成することが期待できるが、調整が困難な外部条件があることは留意が必要である。また、上位目標以外にも正のインパクトを生み出すと考えられる。具体的には、本プロジェクトは、法制度整備プロジェクト(フェーズ3)と同じ方向性の上位目標を掲げており、同時並行的にプロジェクトを実施することで、上位目標の実現に貢献することが期待されること、RSJP の卒業生は、各裁判所において民法及び民事訴訟法に関する情報源となり、また絶対的に人材が不足している法曹界の貴重なリソース(大学の教官になる等)になることが期待される。

## (5) 自立発展性

本プロジェクトの自立発展性を改善するためには、財務面・組織面等、依然として多くの課題がある。しかしながら、以下の状況を勘案すると4年後のプロジェクト終了時には、自立発展性が向上し始めることが期待できる。具体的には、組織としての知識やノウハウを蓄積することで、長期的には組織面での自立発展性を向上できるよう、定期的なミーティングの開催や



そのミーティングへの参加者層の幅を広げる等、戦略的に計画・策定されている点である。また、RSJP 側も、自立発展的な形で学校運営を行っていくことの重要性を認識し、かつ強調していることも、今後自立発展性が向上し始めることが期待できる一つの要因としてあげられる。

同校を運営する上で必要な予算が承認されるかどうかは、同校により決められるものではないため、学校運営に必要な計画の策定や教官確保の計画を立てるなど、予算獲得に向けた努力が必要である。また、人員配置に関する最終的な権限が裁判官・検察官養成校側にはないため、民事教育を実施するために必要な人員の維持には、引き続き関係機関(司法官職高等評議会や関係する裁判所等)への積極的な要請や調整が必要である。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

特になし。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

- ・カンボジアで実施中の「法制度整備プロジェクト(フェーズ3)」及び「弁護士会司法支援プロジェクト」とも密接に連絡し、教材や情報の共有を行うことが引き続き重要である。
- ・法曹養成を目的とした協力を過去にベトナムにて実施しており(ベトナム法整備支援プロジェクト(フェーズ3))、教材作成・カリキュラム策定の面で参考にすることが可能である。

8. 今後の評価計画

中間評価調査：2010年2月頃を目処に中間評価を行い、プロジェクトの進捗確認を行う。

終了評価調査：2011年10月を目処にプロジェクト終了評価を行う。

プロジェクト名：裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）  
 期間：2008年4月1日～2012年3月31日

ターゲットグループ：王立裁判官検察官養成校（RSJP）  
 対象地域：プノンペン

Version 0  
 作成日：2008年2月2日

プロジェクトの概要	指標	指標入手手段	外部条件
<p><b>&lt;上位目標&gt;</b>                      カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。</p>	<p>1. 民法・民事訴訟法適用以降の民事裁判例のうち、民法・民事訴訟法に基づいて行われた民事裁判事例の質</p>	<p>・ 裁判官他法曹人材へのヒアリング</p>	
<p><b>&lt;プロジェクト目標&gt;</b>                      RSJP において民法・民事訴訟法に則った裁判官・検察官に対する裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」という）が自動的に実施できるようになる。</p>	<p>1. 民事教育に関する授業実施状況（カンボジア人教官の授業の数、カリキュラム等の作成過程におけるカンボジア人の関わり方がフェーズ1よりも大きくなる）                      2. 教官（常勤及び非常勤）の数が増加する。                      3. カリキュラムの策定状況                      4. RSJP 内部で教材作成ができる体制が整備・維持される。</p>	<p>・ 授業実施実績                      ・ 講義録                      ・ RSJP、専門家への質問票・聞き取り調査                      ・ 教官の確保実績                      ・ カリキュラムの策定実績                      ・ RSJP、専門家への質問票・聞き取り調査</p>	<p>・ 裁判所に RSJP 卒業生が配置される。                      ・ 弁護士、国民が民法・民事訴訟法を理解する                      ・ 司法省が必要な書式や附属法令を適切に準備する。</p>
<p><b>&lt;成果&gt;</b>                      1. 組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウがRSJPに蓄積される。                      2. 教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。</p>	<p>1-1 定例ミーティングの開催数及び検討内容の変遷                      1-2 教官ミーティングの開催数及び検討内容の変遷                      1-3 RAJP において教官もしくはRSJPにおいてアシスタント教官を務める教官候補生の数                      2-1 教官及び教官候補生が教材作成・改訂した教材数                      2-2 教官及び教官候補生が作成した教材の内容（RSJPで活用するに相応しい内容か否か）                      2-3 教官、教官候補生が教材作成において果たした役割及びその変遷                      3-1 継続教育の実施回数と継続教育における参加者の理解度</p>	<p>・ 定例ミーティング記録                      ・ 教官ミーティング記録                      ・ 学校へのヒアリング                      ・ 作成された教材                      ・ RSJP、専門家への質問票・聞き取り調査                      ・ RSJP、専門家への質問票・聞き取り調査                      ・ 継続教育の実施実績                      ・ 参加者による継続教育の評価</p>	<p>・ 財務省に提出された予算書が承認される。                      ・ クメール・ルージュ裁判、商事裁判所により、RSJPの人員体制が影響を受けない。                      ・ 司法官職高等評議会により人員配置の配慮がなされる。                      ・ 裁判所に対する人員提供要請が受け入れられる。</p>
<p>3. 民事に関する継続教育が行われる。</p>			

<活動>	<投入>		
0-1 日本人専門家が上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査・報告する。(ベースラインの設定)	<日本>	<カンボジア>	
0-2 ベースラインにつき RSJP 関係者他と広く共有する。	<b>&lt;長期専門家&gt;</b>	<b>&lt;カウンターパート&gt;</b>	
1-1 RSJP マネジメント層と日本人専門家により民事教育に関する定例ミーティングを開催する。(学校運営の方針に関するミーティング)(必要に応じて若手職員を入れる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法曹養成アドバイザー</li> <li>・ 業務調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト責任者：RAJP 学院長</li> </ul>	
1-2 教官の条件及び必要な教官数を検討する。	<b>&lt;短期専門家&gt;</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト・マネージャー：RSJP 学校長</li> </ul>	
1-3 教官確保の計画(いつまでに何人、どこから、どのように)を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法曹養成アドバイザー3 名×0.5 ヶ月×2 回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RAJP 事務局長はマネジメントに責任を負う。</li> </ul>	
1-4 1-3 をもとに、人員確保のため関係機関との協議・調整を行い、必要な予算申請書を作成する。	<b>&lt;研修員受入&gt;</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーキング・グループ構成員：RSJP 校長、教官、教官候補生等</li> </ul>	
1-5 1-3 をもとに、教官候補生の養成計画(いつまでに何人、どのように)を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期本邦研修 14 名×0.5 ヶ月×1 回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他事務局員</li> </ul>	
1-6 1-5 をもとに、教官候補生を選出する。	<b>&lt;供与機材&gt;</b>	<b>&lt;施設・機材&gt;</b>	前提条件
1-7 教官候補生を養成する。(授業のアシスタント、書記官・執行官養成校での授業の実施等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追って検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RSJP 内の長期専門家用オフィス</li> <li>・ セミナー/WS 開催のための会議室・教室</li> <li>・ その他関連施設・機材</li> </ul>	
1-8 学院長/校長を主体とした教官ミーティングを開催し、カリキュラム及び教材作成指針について検討し起案する。	<b>&lt;現地業務員&gt;</b>	<b>&lt;ローカルコスト&gt;</b>	
1-9 1-8 のカリキュラムをもとに RSJP が教官を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WG 活動経費、現地セミナー開催費用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カンボジア職員の給与</li> <li>・ 供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用</li> <li>・ 施設・資機材維持管理費用</li> </ul>	
1-10 カリキュラムに基づき、民事教育(新規教育)を実施する。	<b>&lt;国内支援体制&gt;</b>		
1-11 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザリー・グループ</li> </ul>		
2-1 教官及び教官候補生が、民事教育に関する教材を作成する。			
2-2 必要に応じて、関係機関から教材作成メンバーを招へいする。			
2-3 教官及び教官候補生が、必要に応じて、上記教材を改訂する。			
2-4 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。			
3-1 継続教育が、司法省との協議を行いつつ、RSJP により計画・立案される。			
3-2 策定したカリキュラムに基づき、継続教育を実施する。			
3-3 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。			

年/月	2008年			2009年				2010年				2011年				2012年
	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月	4月-6月	7月-9月	10月-12月	1月-3月
	RSJPのスケジュール															
	第3期 インターンシップ			第3期 後期研修				第4期 インターンシップ				第4期 後期研修				
	第4期 前期研修			第5期 前期研修				第5期 インターンシップ				第5期 後期研修				
								第6期 前期研修				第6期 インターンシップ				第6期 後期研修
												第7期 前期研修				第7期 インターンシップ
0-1	日本人専門家が上位目標、プロジェクト目標、成果それぞれの指標につき現状を調査・報告する。(ベースラインの設定)。															
0-2	ベースラインにつきRSJP関係者他と広く共有する。															
1	<b>組織的に学校運営(教育確保・カリキュラム策定)を実施するノウハウがRSJPに蓄積される。</b>															
1-1	RSJPマネジメント層と日本人専門家により民事教育に関する定例ミーティングを開催する。(学校運営の方針に関するミーティング)(必要に応じて若手職員を入れる)															
1-2	教官の条件及び必要な教官数を検討する。															
1-3	教官確保の計画(いつまでに何人、どこから、どのように)を策定する。															
1-4	1-3をもとに、人員確保のため関係機関との協議・調整を行い、必要な予算申請書を作成															
1-5	1-3をもとに、教官候補生の養成計画(いつまでに何人、どのように)を策定する。															
1-6	1-5をもとに、教官候補生を選出する。															
1-7	教官候補生を養成する。(授業のアシスタント、書記官・執行官養成校での授業の実施等を含む)															
1-8	学院長/校長を主体とした教官ミーティングを開催し、カリキュラム及び教材作成指針について検討し起案する。															
1-9	1-8のカリキュラムをもとにRSJPが教官を確保する。															
1-10	カリキュラムに基づき、民事教育(新規教育)を実施する。															
1-11	上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。															
2	<b>教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。</b>															
2-1	教官及び教官候補生が、民事教育に関する教材を作成する。															
2-2	必要に応じて、関係機関から教材作成メンバーを招へいする。															
2-3	教官及び教官候補生が、必要に応じて、上記教材を改訂する。															
2-4	上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。															
3	<b>民事に関する継続教育が行われる。</b>															
3-1	継続教育が、司法省との協議を行いつつ、RSJPにより計画・立案される。															
3-2	策定したカリキュラムに基づき、継続教育を実施する。															
3-3	上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。															

注):\*は、1-2から1-6の活動は、予算を含む日本の翌年度を念頭に置いた学校運営及び訓練を考える必要がある。

2008年2月8日  
事前評価調査団

カンボジア法制度整備プロジェクトフェーズ3（仮称）  
裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2（仮称）  
事前評価調査団報告

2008年1月23日より2月5日までの間、「法制度整備プロジェクトフェーズ3（仮称）」、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2（仮称）」の事前評価調査を実施した。

調査においては、主として、司法省、王立裁判官・検察官養成校（RSJP）と協議を行い、各々これまでのフェーズにおける進捗状況や成果を踏まえつつ、次期フェーズのプロジェクト内容（活動、成果、目標や想定される協力期間と実施計画等）、必要な人員や経費、プロジェクト実施妥当性等5項目評価等について確認し、その結果をM/Mに取りまとめた。

調査の概要は以下のとおり。

1. 法制度整備プロジェクトフェーズ3（仮称）

（1）プロジェクト内容

別添M/MにあるPDMのとおり。ポイントとしては、従前の支援では、起草しようとする法令について、日本側の支援委員が中心となってまず条文案そのものの作成を行い、それをカンボジア側が現地の実情に照らし、日本側の助言を得つつ修文する、というステップを取っていたが、次期以降は起草の主体をカンボジア側に移し、カンボジア側がまず条文案を作成する、という方向に転換したこと、従来、カンボジア側で起草作業や立法化にかかわってきた人材は、特定の、限られたごく少数の、比較的年配の者のみであり、このままでは今後、各種起草関連作業をカンボジア側独自で継続していけるのかという点につき懸念があったため、司法省職員を中心とした若手人材の関与を深める体制にしたこと、民法・民事訴訟法という基本法が成立したので、司法関係者にこれら両法の理解を進めること、である。

期待される具体的成果としては、民法・民事訴訟法を運用するために必要ないくつかの関連法令が起草されることのほか、法令検討・作成のプロセスを通じて、カンボジア側人材に、起草に関するノウハウ（サブスタンス的な内容のほか、どのような体制で臨んでいくべきか、役割分担をどのようにすべきかなどのロジ的側面も含む、各種必要な検討事項）が習得されるとともに、それらの過程が組織内の記録となって残り、かつ若手を含んで作業を進めることによって、ノウハウを持つ人材のカバレッジを広げ、組織的な継承・蓄積ができていくことである。

（2）プロジェクト実施・運営体制、必要な資金等

実施体制に関しては、従前のフェーズからかかわってきた、司法省、外部機関（裁判所ほか）からの限られたシニア層（いわゆるかつてのワーキング・グループメンバー。次期フェーズでは、コミッティーと称される）だけではなく、上述のように、司法省職員を中心とした若手グループ（次期フェーズでは、サブコミッティーと称される）も実施作業員として指名されて

おり、今後の組織的自立発展性の確保の一助になると期待される。この若手グループは、起草作業に責任を持つ部署である司法省立法局と民事関係の事項に携わる同民事局の職員等からなっており、今後各々の部局が立法作業に携わる際のコアの人材となっていくことが期待される。

また、司法省との協議にあたり、司法大臣の判断が何かにつけて必要という実態はやむをえないとしても、プロジェクトマネジャーとして機能することになっている特定の次官の都合がつかないようなときに、物事が進まなくなってしまうような状況が如実に見られたため、(実際の効果のほどはともかく)そうした場合に他のどの次官や次官補が代行できるのかについて今般確認し、M/Mに記載した(代行者が物事を決定できないのは当然やむを得ないとしても、少なくとも代行者がきちんと大臣と意思疎通をして、物事が動かせるようにしておくことが必要であるため)。

なお、次期フェーズより起草の主体をカンボジア側に移すということは容易なことではなく、カンボジア側からは、自分たちが起草主体になるが、いろいろ不安があるため、日本国内の支援委員には今後も助言をいただきたいということと、新法理解を進める活動を行うに当たって、現在執筆いただいている民法の教科書・逐条解説の一日も早い完成・提供を待っているとの、日本国内の支援委員に対する強い期待が寄せられた。

今後作っていかねばならない法令の中には、カンボジア側にとっては初めて作るようなものもあり、白地に絵を書くが如き状態にあるものもある。日本法に親和性のある民法・民事訴訟法を持つことになったカンボジアにとって、日本の関連法令を参考にすることは、今後の起草作業にあたって大きな助けとなる。そのため、カンボジア側が参考にできそうな日本の関連法令を翻訳し、提供することは、今後のカンボジア側作業に大いに意味を持つため、このための経費はできるだけ確保し、参考資料として供することができるようにしておきたい。

なお、今回の協議で最も大きな争点となったのは、今後民事訴訟法に従った実務を行うために必要な書式をどのように検討していくかについてであった。カンボジア側は日本側から提供される翻訳した日本の書式のサンプルを、日本人専門家の入ったワーキング・グループで検討したい意向を表明した。日本側からは、そのようなことに限られた日本人専門家の時間を使ってしまうよりも起草作業が喫緊の課題であり、書式の検討に当たっては、カンボジア側の何人かの小グループで、日本側がサンプルとして渡した書式をまず検討し、疑問点をまとめて日本人専門家に聞きにくるようになれば、効率的な作業が可能はずであると提案した。それに対し、カンボジア側は日本人専門家が多忙であることは理解できるものの、書式についての日本側からの協力がなければ、今まで日本の協力により作られた民法・民事訴訟法の適切な運用が不可能となるとして、日本から短期専門家を派遣して集中的に書式について議論することを強く求めた。本件については日本側のリソースに限界があることもあり、即答できない問題であるため、日本国内で対応を検討することとした。

従前のフェーズでは一貫して、プロジェクト活動にかかわるワーキング・グループの作業参加に当たっては、(司法省職員であれ外部人材であれ)謝金を支払っていた。カンボジアの国内事情、数少ない優秀な人材確保の面で、やむをえない部分があったものと考えるが、次期フェーズでは、上述のとおり司法省若手職員の関与を増やしていくことになっており、このまま慣習的に謝金の支払いを続けてしまうと、多くの司法省職員に司法省の本来業務をするに当たって謝金を支払う、という歪んだ構図が広がることになってしまう。したがって、次期フェー

ズからは、従前のワーキング・グループメンバーも含め、謝金の支払いは見合わせることにし、司法省の理解も得た。ただし、従前のワーキング・グループには外部人材がおり、今後の起草作業に当たっても、例えば裁判官としての知見を提供してもらう必要がある場合も考えられ、その際に、謝金がなければ外部人材の協力が得られなくなり有効な検討が進まなくなる事態も予想される。そうした状況が今後顕在化した場合には、謝金について外部人材と司法省職員を分けて対処するなど、現場の事情に即した対応を考えることも必要であろう。

### (3) 5項目評価とリスク要因

別添M/Mにあるとおり。ポイントとしては、カンボジアの国家計画及び日本の援助計画でも優先事項とされている分野に対しての協力であることや、そもそも民法・民事訴訟法という重要な基本法を日本の支援で行ってきたことを踏まえ、それらが適切に運用されるために必要な協力であることから、協力の妥当性は高い。また、プロジェクトを通じて、具体的に法令を作るだけでなく、今までとは異なり、カンボジア側が起草主体になること、そのために必要な人材育成及び組織的経験の蓄積がなされることを考えたプロジェクトの組み立てにしていることから、有効で自立発展性も見込んだ協力であるということがいえる。

上述のとおり、新たに加わった若手グループには、司法省で立法に責任を持つ部署であり最近作られた立法局の職員も加わっている。このことは、民事関連において身に付けたさまざまな起草・立法化プロセスを、刑事やほかの分野でも今後活かしていくことができるというインパクトも将来的には期待できることになる。

他方で、附属法令の起草にあたっては他省庁との調整の下進めねばならないものもあり、これらについては司法省だけの検討や考えでは進まないことや、資金面については未だ脆弱であること、人材育成を行うといっても喫緊の課題が多いカンボジアにおいて、とにかくコアとなれる人材があちらこちらで多くの業務を抱えざるを得ない状況であることなどは、軽視できない懸念事項として残っている。

## 2. 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2（仮称）

### (1) プロジェクト内容

別添M/MにあるPDMのとおり。ポイントとしては、現フェーズにおいてカンボジア側で主体的に授業を実施する体制が相当整ってきたが、教官が多忙で講義に来られない場合にまだ日本人専門家に頼りがちな部分があるため、次期フェーズではカンボジア側で授業ができる体制をより確固としたものにする、教材作成や教官確保に関して、カンボジア側が自立的に計画・実施できるようになること、継続教育の検討・実施をすること、である。

具体的な成果としては、現在不足している教官が育成されること、教材が充実すること、今まではあまり検討されていなかった継続教育に関する考え方が整理されてくることのほか、何より重要なことは、RSJPがこうしたノウハウを組織として継承していく仕組みができることである。RSJPは、今までの協力の結果、養成校として、一通りの活動が行われている状態にあるが、他方、講師は外部講師がほとんど（校長以外すべて外部講師）であり、講師個人がそれぞれの講義のレジュメを作成したり講義を行うことができるにしても、現在ではそのノウハウが組織の蓄積となって残る仕組みがない。この点について、本プロジェクトはマネジメントレベル、教官レベル及び両者が一緒になって行うものなど、定期ミーティングの仕組みを入れる

ことによって、複数の関係者が方針を共有し、講師などが一部入れ替わっても、グループでノウハウを共有しておくことで、継続的に、組織としてそのノウハウが継承されていくことが期待できるものとなっている。

また、調査団は当初、日本側リソースが対応可能である現実的なキャパシティーを考え合わせ、継続教育については、RSJP卒業生を主たる対象として協力するという対処方針で臨んでいた。しかしながら、カンボジア側より、卒業生以外の現職とRSJP卒業生を最初から分けて考えるのでは、卒業生のみを重視しほかを切り捨てるかのような印象もあり、裁判官内部に無用の分断を引き起こすようで望ましくないという見解や、卒業生以外の現職者は民法・民事訴訟法の理解に欠けるにしても、経験豊富な裁判官であるので、(カンボジア教官だけでなく、両法の起草に協力している日本からの人材である)日本人専門家からの何らかのインプットがあると、実施される研修自体に信頼感と安心感が生まれることも事実であるとの意見が出された。それらを踏まえ、日本人専門家も交えて再検討を行った。継続教育は本来、現職裁判官の経験年数や役職等で教えるべき内容が異なる面もあり、RSJPとして、どのような理念・目的で継続教育を行うのか、その対象者や頻度、カリキュラム等を検討する必要がある。一方で、日本側も卒業生の増加と今後の人的リソースを見極めて、どのような支援が可能か、RSJP側の継続教育に関する意向を踏まえながら検討する必要があり、双方の協議を継続する必要性が認められた。しかしながら、RSJPは、2008年分の継続教育については、実施日程と対象等につき具体的に計画を進めている。したがって、2008年分の対応としては、カンボジア側の指摘を考慮し、RSJP卒業生か否かを問わず、各々半日分の講義を日本人専門家が行うこととした。なお、2009年以降の支援のあり方については、上記観点を踏まえながら、今後現地で双方協議を継続して決めていくこととした。

なお、昨年10月の終了時評価において、王立司法学院(RAJP)傘下の他の学校である、書記官養成校、執行官養成校に対する支援要請が強く表明されたが、日本側の協力リソースの関係上、日本からの支援はRSJPに絞りたい旨回答していた。今次調査でも、支援はRSJPに絞る旨、改めて合意した。なお、RSJP教官候補生が、その育成のために書記官養成校、執行官養成校で講義を行うことは十分考えられることであり、候補生育成の一環としてのそうした活動において、間接的、副次的、また極めて限定的ではあるが、「あくまでRSJP支援の枠内で書記官養成校、執行官養成校に波及する支援」は事実上行われる可能性があることになる。

## (2) プロジェクト実施・運営体制、必要な資金等

現フェーズのとおり、RAJP学院長、RSJP学校長がマネジメントにかかわるが、このほかに実際のマネジメントで重要な役割を果たしている事務局長の役割も、次期フェーズ実施体制の中に明記した。さらに、さまざまなマネジメントに関する情報の組織としての蓄積と継承を進めるため、限られたごく少数(実際は3名)のマネジメント層のみが何もかも行うのではなく、現フェーズではあまり表に出ていない事務局職員を、必要・内容に応じ定期会議に参加させ、人材が入れ替わっても情報が継承されるようにした。また、ほぼすべての講義を外部講師に頼っており、その入れ替わりによって技術的ノウハウがRSJPの組織内に残らないことが危惧される現状を踏まえ、講義内容・教材作成等において教官・教官候補生がグループでノウハウを共有できる場を設けることにより、ノウハウが共有されるカバレッジを広げ、仮に一部の人材が入れ替わっても残りの人員が新たな人員とさらにノウハウの共有を行うという、外部人材だけ



であっても組織としての継承ができるような体制を作っておくことにした。

RSJPにおいては、現在外部講師の講義謝金について、半額は自国政府から予算を獲得し、半額はドナーに頼っている状況である。ここは今後すべて自国側で措置を取ってもらうことに向けた努力をRSJPが行うことを調査団から申し入れた。しかしながら、現実として自組織内部の人材が講師を務めるのではなくほぼすべての講義に対し外部人材を招聘せざるを得ないという現状、またより正確に言えば、払うべき謝金の半額をドナーに出させているということではなくて、謝金は政府から予算を獲得して支払っているものの、講師として講義できる数少ない人材を同様の状況にある大学やその他の機関との競合の中で外部から確保するため、「同額をドナーの支援によって積み増し」しているという構造であるということにかんがみると、一刀両断に現状を改善することが、やっと形になってきたRSJPの運営にとってよいことかどうかは一概には言えず、時間をかけて措置を考えていく必要があり、当面はこの部分の資金も日本側で確保しておくこともやむをえない。

そのほか、RSJPはカンボジア唯一の裁判官・検察官養成校であるため、日本だけではなく法整備に関して協力している各ドナーの協調の下で、継続教育等を実施している現状があり、他ドナーと共同で行うセミナー等については、資金面の負担に関して他ドナーとも対応を調整して臨む必要がある。日本だけが理想論を掲げて立ち行かない部分があるため、よく現場と調整して必要資金を十分前もって算段しておくことが必要である。

### (3) 5項目評価とリスク要因

別添M/Mにあるとおり。ポイントとしては、妥当性は司法省プロジェクトと同様であり、また、プロジェクトの組み立てとしては、今後の自立発展性の確保を強く念頭において、将来教官になりうる人材の育成と、マネジメント面で組織的・持続的対応を可能とする仕組みづくりを行うほか、教育内容にかかわるノウハウの組織としての蓄積を主眼に置いたものとしているため、自立発展性はもちろん、有効性においても高いものとなっているといえる。また、フェーズ1の終了時評価でも指摘されたように、今後も、現場に常駐する日本人長期専門家が、現場の状況を踏まえ、国内の支援委員と適切に協働していくことが期待され、効率性が確保されると考えられる。

さらに、RSJPは、司法関係各界に対し、重要な人材の供給源としての役割を果たしているともいえる。裁判官・検察官としての任官後の活躍はもちろん、任官後カンボジア各地で、民法・民事訴訟法への深い理解に基づいた、現場(両法の教育を受けていない現職裁判官や、書記官・執行官等)への情報提供者になりえるだけでなく、将来的に、両法の講義ができる人材が圧倒的に不足している法学教育の場での講師としての活躍(兼職可能)なども期待でき、インパクトは大きいといえる。

しかしながら、上記2.(2)でも述べたとおり、資金面でドナーに依存せざるをえない部分・構造がまだあり、財政的な自立に向けては未だ課題があると考えられる。

## 3. その他両プロジェクト共通事項

### (1) プロジェクト名称、期間

現行の2つのプロジェクトが各々2007年度末から2008年度初めにプロジェクトの節目を迎えること、現行のプロジェクト終了から切れ目なく次期プロジェクトを開始してほしいという

考えから、今回調査対象となった両プロジェクトの要請は、2006年の時点で早々に提出され、採択されている。早期に提出された要請であるため、当然ながら要請の中身も十分詰められたものではなく、したがって要請時の名称も、現行プロジェクトとは若干異なるものが暫定で付されていた。

今般、司法省、RSJP両者に、プロジェクト名称について意向確認をしたところ、両者とも、従前のプロジェクトと内容に連続性のあるものであり、突然異なる名称、しかも十分内容を練る段階になかった要請時に暫定で付したものをそのまま次期プロジェクトの正式名称とした場合、今後混乱することもあり、各々、「法制度整備プロジェクトフェーズ3」、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2」(両方共、本報告において、「仮称」として冒頭、報告書タイトルとして記載。英文名称はM/M参照)としたいとのことであった。なお、日本国内において、関係者の意見調整に際して一貫して従前の名称が便宜上用いられ、調整されてきたことから、カンボジア側の意向が確認された上記名称案を使用することが、カンボジア側だけでなく日本側の無用の混乱を避けるためにも適切であると判断する。(この点については、帰国後、外務省と調整することとなる。)

また、期間については、裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2(仮称)は、現フェーズ終了翌日2008年4月1日から2012年3月31日までとし、法制度整備プロジェクトフェーズ3(仮称)は、現フェーズ終了翌日2008年4月9日から、RSJPのプロジェクト終了及び日本の会計年度の切れ目に合わせ、2012年3月31日までとすることで合意した。これで両プロジェクトは次期フェーズにおいて、協力終了日が完全に一致することとなる。

## (2) 司法省の新法理解研修(司法省セミナー)とRSJP継続教育(CLE)との調整

司法省セミナーとCLEは、本来の趣旨からいえば、目的も内容も異なるものであるため、調整の必要性はあまり厳密に考える必要はないはずのものである。しかしながら、現在のカンボジアの状況では、民法・民事訴訟法という重要な基本法ができたばかりであり、これらの基本的理解を進める研修をRSJP卒業生以外の現職の裁判官を含む司法関係者に行うことは、喫緊の課題である。こうした新法理解に関する研修は、本来司法省セミナーで行うべきものであるが、現職裁判官向けCLEでも両法の理解のための教育を当面組み込まざるを得ないという状況になっている。そこで、司法省セミナーとCLEの対象者と内容が重複してしまう可能性が当面の間は懸念されるが、そのような重複は、講師・資金・時間いずれの面から見ても非効率である。そこで、司法省、RSJPにそれぞれ調整の担当者を置いてもらい、この点の無駄が発生しないようにすることとした。上記懸念は、将来的にはある程度解消される問題ではあるが、さまざまな法律ができつつあり、また新しく成立した法律に対する大学での法学教育も追いつかず、RSJPの継続教育の理念も整理されていないカンボジアでは、当面は上記の点に留意する必要があると考えられる。

## (3) 新法関連の質疑の集約

民事訴訟法が適用されて以来、新法理解のための司法省セミナーの質疑応答の場や裁判所の現場等から、さまざまな質問が寄せられている。当初、これらについて、カンボジア側ではなく日本人専門家に直接質問が集中しすぎているのではないかと、日本人専門家から直接回答してしまうとノウハウがカンボジア側に集約されず自立発展性を阻害するのではないかと、カンボジ

ア側に質疑担当の専任要員を設置すべきではないかという懸念や意見などが日本側支援関係者からも寄せられていた。実際には、寄せられる質問は、各種さまざまなものがあり、応答体制として統一的窓口を設置することが適切かどうかにはわかに判断できない状況にあり、また、司法省にせよRSJPにせよ、数ある業務と限られた人員の中で殊更にカンボジア側の専任窓口要員を置くことが得策ではないことも判明した。

次期フェーズでは、RSJPにおいては、教官・教官候補生育成の一環として日本人専門家がこれらの人材から質問を受け、回答することは当然であるため、従前どおり日本人専門家が対応することとした。司法省においては、すでに、さまざまな場に出てきている質問について、それぞれの場の「議事録」としてデータに残っているが、質疑がQ&Aのような集約した形に整理されていないことから、今後そうした取りまとめの実施も考えてみることとなった。また、質問の内容自体に関して、司法省が答えるべきでない質問などについては、最高裁判所等他機関との調整も必要である。これらの点については今後、その他数多くある喫緊に対応すべき課題も勘案しつつ、現実的対応を活動の中で検討していくこととした。

#### (4) プログラムとしての司法関係プロジェクト

JICAは現在カンボジアにおいて上記2つのプロジェクトのほか、弁護士会司法支援プロジェクトも合わせ、3つのプロジェクトを実施中である。これら3つのJICAプロジェクトのカンボジアの司法分野における協力意義について、今般、カンボジア側各協力機関と認識を改めて共有した〔M/M添付6 Overall Picture of JICA's Legal and Judicial Cooperation Program in Cambodia (Draft) 参照〕。もちろん、図示したようなJICAプロジェクトだけがカンボジアの法・司法分野に貢献しているわけではなく、他ドナーによる協力やカンボジア独自の努力も数多くある。また、現有プロジェクトだけでなく、将来的な協力可能性をも見越して整理する必要がある。今後、他ドナーの活動と将来的なJICAプロジェクトの関係も考え合わせながら、司法分野のJICAプログラムを整理する予定である。

なお、今般、改めて3プロジェクトの協働の意義をカンボジア側と共有した上で、具体的に、各プロジェクトの成果物を他の協力に活かすことにつき確認した。司法省への協力の中で作成された教科書は、RSJPにも弁護士養成校にも活用でき、RSJPの教材は司法省、弁護士養成校でも有用であるほか、(言語の問題を別にすれば)他国のプロジェクトで参照可能なものもある。今後、こうした横の協力をより一層確保していくことに留意したい。

#### 4. 団長所感

カンボジアでは各種法令の整備が緊急に必要な状況である。そのことのみを考えれば、日本の法整備支援の特色としてたびたび語られてきたことに対しては逆行するが、他ドナーのようにコンサルタントを起用し各種法令をタイムリーにどんどん作成・提供していくことのほうが、一見効率的であり喫緊のニーズに対応しているかのようにも思える。このような状況下、起草だけでなく司法省のキャパシティビルディング、自立発展に向けた若手育成も行っていくという支援は、いわば二律背反的なことを強いるようなところがある。民法・民事訴訟法が成立し、今後それが運用されるために必要な法令を大至急で作っていかねばならないこの時期に、敢えてカンボジア側に起草の軸足を移し、法令作成のスピードを遅々としたものにするのが本当に得策であるのか、若干の迷いが無いわけでもない。

起草の軸足をカンボジア側に移すという日本側の意向については、昨年10月のRSJP終了時評価の期間を利用し司法省を訪ねた際に、すでに表明していた。司法省は、日本側の提案を受け入れ、今後の体制に備え、作業に携わる人員として、司法省の若手職員を任命した。これら若手職員は、起草そのものはもちろん、立法化に向けた作業を進めていくなかで、要の人材となっていくくれるはずである。多くの法律の起草作業が司法省だけでなくさまざまな省庁で進んでいる現在、他ドナーやそのほかの機関との情報交換によって、いち早く司法省以外での起草作業の動きを知り、事前に必要な調整に取り掛かれるようにするために、法・司法改革のテクニカルワーキング・グループ(TWG-LJR)への若手職員同行を検討することなどの日本側の提案に関しても、真摯に検討していた。

司法省のこうした対応や、作業に携わる職員や外部人員への謝金支払い見合わせに対する理解など、司法省側の自立に向けた努力の姿勢と意思は伝わってくる。早急に対応すべき多くの物事が少数の人材に集中して同時に押し寄せているようなことが常態化しているカンボジアで、例えば起草そのものの効率性には若干目をつぶってでも、どこかで自立に向けた若手のキャパシティービルディングを見越した協力方法に切り替えなければ、いつまでたってもそのタイミングもきっかけも逸してしまう。現フェーズと次期協力の切り替えのときが一つの好機と考えて、まずは一步を踏み出してみるしかない。この大切な時期に、今後の起草に役立ちそうな法令の翻訳の提供など、資金的な手当によって少しでも解決できる部分については、十分な協力をしていくべきであろう。

ただし、司法省との協議を通じ、懸念されたことは、協議に対応できる人材そのものも限られてしまっている、ということである。従前の協力から一貫して対応してきた次官の体調が悪く協議参加不可となったとたんに、別人が協議には出るが決められない、答えられない、上部(大臣)に伝える時間もないというような状況となり、起草主体の議論にかかわりなく、司法省の組織自体の脆弱性が出ているようで、やはり若手職員の早急な育成が必要であると感じた。

RSJPについては、昨年10月に終了時評価でさまざまな事項について話し合ったばかりでもあり、その際に今後の一番の課題としてあげた自立発展性の確保について、先方もよく理解し、いろいろな工夫をRSJP自身でも考えていた。

民法・民事訴訟法が日本の協力で成立したといっても、今後その運用をしていく人材がいないとその法律も死文化する。RSJPはまさにその運用を担う人材の育成のために重要な役割を果たす機関である。それだけではなく、RSJPから輩出される人材は、5項目の部分で述べたような、各地の裁判所への新法理解促進のハブとしての機能や、将来の法学教育の担い手になることが期待されるのみならず、今後、この基本法が機能していくための附属法令の作成にあたって現場の情報を提供するリソースともなり得る。つまりは、ただ運用人材を供給するだけではなく、カンボジアの司法関連のさまざまな機関で活躍する人材の供給・育成の場ともなっており、その意義は大きい。そのRSJPが、自立発展性を高めることは、カンボジアの司法分野にとって大きな意味を持っている。

RSJPの協力内容を検討するに際し、外部講師ばかりがいるという状況ではなく、専任教官が1人でも2人でもよいから配置され、日本の司法修習所の「民事裁判教官室」のような機能を果たし、一部の講義を行うだけでなく、教育内容についてマネジメント層と検討し、カリキュラムを検討し、それに沿った講師の招聘ができるようになればいいと当初は考えていた。現在そのような役割を果たせるのは日本人専門家しかおらず、その役割に相当するカンボジア側の

人材がないのは自立発展に向けて大きな問題であると考えられたからである。しかしながら、カンボジアにおいては、たとえ大学でも常勤教官はそうおらず、担当授業のコマだけとにかく講義する講師がパッチワークのように分担して授業を実施しているような状況であるとの事情を聞き、歴史の浅いRSJPがいきなり専任教官をたとえ1人でも確保するのは困難であろうと思われた。現時点では、すべて外部講師であっても、それらの講師がグループとしてノウハウを共有し、講師の一部の入れ替えがあっても組織としてノウハウ継承ができるような、情報共有・蓄積の仕組みを作っておくことが、とり得るべき、またとっておくべき措置であるといえる。

司法省にせよ、RSJPにせよ、限られた人材の中で法令そのものを作ることや授業そのものを実施することなど、目の前にまずやるべき喫緊の課題が山積しているなかで、若手の人材育成、組織の自立発展性を確保するための仕組みを作るとは容易なことではなく、たった4年のプロジェクトで、それを完璧に作り上げることなど至難の業である。自立発展に向けた人材育成や仕組みづくりが曲がりなりにも形になってきて、今後それを固めていく端緒ができるくらいがせいぜいのところであろう。こうした現実と、道のりの長さを踏まえ、本当の意味で自立発展がなされ日本が支援を引き上げるまでに何をポイントとして協力すべきか、関係者が共有することが必要である。例えば、あくまで一例であるが、以下のような支援が考えられる。まず、司法省においては、次期協力のさらに先に、おそらくまだ継続して必要である立法化支援や、さまざまな制度や付随する事項についての検討作業への助言を協力内容として継続する。さらに長期を見据えると、今後も将来にわたって続く、関連法令起草・改訂作業をカンボジア国内で独自に進めていくにあたって、民法・民事訴訟法が日本法に親和性があるという事実にかんがみ、膨大な日本の関連資料が参考にできるように、日本語で日本法を理解できるコアとなる人材を一定数、JICAの長期研修制度等を活用して育成するなどである。また、RSJPにおいては、次期協力のさらに先に、民法・民事訴訟法理解からより実務に即した教育内容にシフトするための助言や、新法理解度が過去数年とは変化していくことに対応した継続教育の内容の見直しについての助言を行うなどである。それぞれ支援の軸足を時代の変化にあったものに移しながら、一朝一夕にはいかない自立発展性の定着に向けた支援も丁寧にフォローしていくことで、今までの投資も活かされるものであると考える。

今般の調査で、司法省、RSJP双方から、カンボジア側とともに考えて作業を進める日本のきめ細かな支援のやり方への評価が寄せられた。「自由と反映の弧」「価値の外交」というスローガンが掲げられている現在、またおりしも海外経済協力会議において、法整備支援を関係省庁が連携し戦略的に進めていく、という方向性が打ち出された今日、カンボジアに対しては人材が不足する状況下でも日本が民法・民事訴訟法という基本法の作成を支援したという重大な事実を踏まえ、それが根付くために必要な長期的支援の内容を関係者一同で検討・共有し、実施していくこと、またそのために必要な人材のリソースが確保できるよう、関係機関で方策を考えていくことが必要である。

なお、カンボジアの案件は何に関しても資金面での自立に関し不足感が否めず、一度協力を開始すると、人的組織的な自立発展の工夫をいくら行っても、資金面での自立発展性に確証がない。財政事情が数年で変化すれば別かもしれないが、そうでない限り、プロジェクト終了時に、突然すべてを終了するのではなく、プロジェクト終了後の在外事業強化費の活用、企画調査員の同経費の活用、研修員フォローアップ経費の活用などを通じ、経費面での若干の支援を、

規模を縮小して残しつつ、日本の人的協力終了後のカンボジア側の人的組織的な自立・持続をさらに固め後押しできるような方法を検討し、経費的にもフェードアウトしていけるような方策を考えておく必要があると思われる。

以上

